

# ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

20

# ジャーナリズム & メディア

第20号

日本大学法学部 新聞学研究所

2023年3月



# ジャーナリズム&メディア

(第20号)

2023年3月

## 目次

### 【特集：復興を問い続ける ～終わりなき震災報道～】

特集にあたって……………	5	笹田佳宏
震災報道のなかの“復興五輪”とはなんであったのか……………	7	笹田佳宏
テレビ自身による震災報道の検証 —何が語られ、何が語られなかったか—……………	19	柴田秀一
「復興」をめぐるメディアと政治 —メディア・イベント論の観点から—……………	41	三谷文栄
テレビドラマは東日本大震災をどう描いてきたか —津波被災地を舞台とした3作品の分析を中心に—……………	59	米倉律

### 【論説】

東京五輪開催期間における日本のテレビニュース報道 —報道が可視化したもの／不可視化したもの—……………	81	中正樹 日吉昭彦 小林直美
--	----	---------------------

### 【メディア・レポート】

2022年の新聞界……………	105	阿部圭介
2022年の放送界概観……………	111	片野利彦

## 【海外研究動向】

誤情報とメディア不信：COVID-19とウクライナ危機 .....	115
	三 谷 文 栄
核兵器廃絶大国ウクライナの悲劇と日本・世界への教訓	
ー「未来がより良い時でありますように」ー .....	119
	伊 藤 英 一
海峡兩岸・中国語の世界.....	137
	山 本 賢 二
2022年度新聞学研究所事業報告.....	159
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領.....	163
日本大学法学部新聞学研究所規程.....	166

---

特集：復興を問い続ける ～終わりなき震災報道～  
特集にあたって

---

笹田 佳宏\*

---

本特集「復興を問い続ける ～終わりなき震災報道～」は、柴田秀一先生の退職を記念して企画した。柴田先生は、日本大学法学部政治経済学科を卒業後、東京放送（現：TBSテレビ、以下「TBS」）に入社し、アナウンサー・解説委員としてご活躍するとともに、2010年からは日本大学法学部校友会常任幹事、日本大学大学院新聞学研究科の非常勤講師を務められた。2017年3月には日本大学法学部新聞学科に移籍し、それまでのご経験を活かし6年間にわたって優渥なご指導をいただいた。深く感謝申し上げますとともに、この場をお借りして柴田先生のこれまでのご経歴、ご功績をご紹介します。

1981年4月にTBSに入社された柴田先生は、報道局アナウンス班に配属され、定時ニュースやワイドニュースなどのアナウンサーとしてジャーナリズム界での歩みをスタートした。1987年からは『テレポート6』で、「東京埼玉連続幼女誘拐殺人事件（宮崎勉連続幼女殺人事件）」事件などを自らが取材しレポートするなど数多くの事件事故を伝えた。1990年には「東京放送創立40周年記念事業」の宇宙特派員計画で、TBS社員の秋山豊寛氏が旧ソ連のソユーズTM11号で宇宙に行く打ち上げの現場実況も担当された。秋山氏は、宇宙船ミールに乗り込んで地球の映像を撮影し、生中継した初の日本人宇宙特派員であった。また、TBSビデオ問題事件でも大きな役割を果たされた。ワイドショー番組「3時にあいましょう」のスタッフが、弁護士の坂本堤氏がオウム真理教を批判するインタビュー映像を放送前にオウム真理教幹部に見せたことで、その後に起きた坂本堤弁護士一家殺害事件の発端となったとされる事件である。この事件でTBSが社内調査を発表した同日の1996年5月13日に放送された3時間半の検証番組「証言・坂本弁護士テープ問題から6年半」の制作に自ら立候補し、事件当時の担当プロデューサー、役員などへのインタビューを行うとともに杉尾秀哉、池田裕行とともに番組の司会進行を担当し、検証結果を視聴者に伝えた。このほか、『ブロード・キャスター』（現『情報7daysニュース・キャスター』）、『ザ・フレッシュ』など数多くの番組を担当するとともに、ニュース担当アナウンサーのまとめ役（デスク）や「TBS放送用語委員会」幹事、日本新聞協会「用語委員会」幹事、TBSラジオのニュース・デスクも務められるなど、放送業界に大きな功績を残された。

日本大学においては、TBSに在職中の2007年9月に「マスコミ就活セミナー」（現：マスコミ・メディア就活セミナー）を校友会のメンバーのテレビ朝日、文化放送勤務の方々と立ち上げた。校友会では、2010年から2017年まで常任幹事も務められた。

「マスコミ・メディア就活セミナー」は、学生が企画・運営するセミナーで、マスコミ・メディア界で活躍する法学部卒業生を招いて、講演や車座座談会を実施し、学生が各業界のことを学ぶと

---

\*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

ともに、就活に生かしていくというものである。2022年9月に第16回を数えるまでに発展し、NHK、山口放送、産経新聞、静岡新聞SBS、ソニーミュージック・エンターテインメントなどマスコミ・メディア界に数多くの学生を輩出している。また、自身のご経験を活かし「法学部校友会アナウンス研究会」（現：アナウンス研究会）も2010年に立ち上げられた。アナウンス研究会は他大学の学生も所属し、2022年度卒業生も含めNHK4人をはじめ民放局など合計23人のアナウンサーを輩出した。

柴田先生は研究面においても精力的に取り組んでおられる。先にご紹介したメディアで使用する用語に関するテキスト『気を付けたい放送表現』や、書籍『メディアによる名誉毀損と損害賠償』『無責任なマスメディア』（共に共著）や、論文「選挙とファクトチェック」「音声合成（AIアナウンサー）と放送の現在」など数多くの業績を残されている。

柴田先生は、この3月でご定年を迎えられるが、4月以降も特任教授として学生、大学院生の指導を続けていただけることになっている。アナウンス研究会も引き続き開講されるとお聞きしている。マスコミ・メディア就活セミナーは、柴田先生から笹田が引き継がせていただいた。新聞学科、新聞学研究科の特徴の一つは、この分野について造形の深い先生とともに、現場出身の先生が在籍していることであると考えている。アカデミズムと現場の双方の視点からジャーナリズムを学ぶことができるという点である。柴田先生にはこれかも現場出身の先生として学生、大学院生の指導の陣頭に立っていただければと念じている。

話しが前後してしまうが最後に特集についてご説明したい。日本大学新聞学研究所では、テレビによる震災報道の10年間の全体像を明らかにし、今後の災害報道のあり方や震災を伝えるテレビ番組のあり方、その可能性・課題等を探ること目的とした研究プロジェクトを2020年11月にスタートさせた。本プロジェクトでは、『ジャーナリズム&メディア』の第17・18号、第19号で研究成果を発表してきた。本特集はこのプロジェクト研究の一環でもある。プロジェクトは、財団法人・放送文化基金からの助成を受けて進めており、メンバーは、次の8名である。米倉律、柴田秀一、笹田佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）、山口仁、三谷文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）、水原俊博（信州大学人文学部教授）、谷正名（NHK放送文化研究所上級研究員・日本大学新聞学科研究所研究員）、古澤健（NHK首都局首都圏ネットワーク編責・日本大学新聞学科研究所研究員）。

本特集では、4本の論考を掲載する。笹田佳宏「震災報道のなかの“復興五輪”とはなんであったのか」、柴田秀一「テレビ自身による震災報道の検証～何が語られ、何が語られなかったか」、三谷文栄「“復興”をめぐるメディアと政治～メディア・イベント論の観点から」、米倉律「テレビドラマは東日本大震災をどう描いてきたか～津波被災地を舞台とした3作品の分析を中心に～」である。また、この2月には柴田先生にもご登壇を頂き、本特集と同タイトルのシンポジウム「復興を問いつける ～終わりなき震災報道～」を開催した。東日本大震災から11年が経過し、メディアや人々の関心が下がっていく中、災害報道のあり方や震災を伝えるテレビ番組のあり方の研究を深め、発表していくことの重要性は高まってくるだろう。プロジェクトは本年度をもって一つの区切りとなるが、これまでの成果を踏まえさらに研究を進めて行きたいと考えている。

# 震災報道のなかの“復興五輪”とはなんであったのか

笹田 佳宏\*

## はじめに

56年振りの開催と騒がれた、東京オリンピック・パラリンピック（以下、『東京五輪』）は、コロナ禍の影響を受け1年延期され開催された。当初開幕の4カ月前の2020年3月24日、小池東京都知事、森大会組織委員会長の同席で行われた国際オリンピック委員会（IOC）のバッハ会長と安倍晋三首相の電話会議で1年程度の延期が決定された。その直後には、1回目の緊急事態宣言が東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に出され、4月16日には対象が全国に拡大されるという事態となった。その後もコロナ禍が続くなか、翌2021年3月20日には、海外観客の日本への受け入れ断念を5者協議（東京都、政府、大会組織委員会、IOC、国際パラリンピック委員会）で決定した。4月23日には、東京都に3回目の緊急事態宣言が発令され、開催か再延期かといった議論がある中で、6月21日に5者協議で観客数の上限を「定員の50%以内で1万人」とすることを決めた。そして、7月8日に東京都に4回目の緊急事態宣言が出される。これを受けて5者協議は、都内全会場での無観客開催を決定。東京に緊急事態宣言が出されている中で7月23日に東京五輪が開幕した。

このように、異例づくめの東京五輪であったが、東京への招致段階から、「2020年大会を、日本が東日本大震災から復興している姿を発信し、世界への返礼の場とする<sup>(1)</sup>」という目標が掲げられ「復興五輪」との位置づけもされた。東京都が「復興五輪」を掲げたのは、東日本大震災から3カ月後である。まさに復興と五輪の準備は、東京五輪まで並行して進められてきた。では、東日本大震災からの復興と東京五輪は、どのような形で、連携・関係していたのか。本稿では、テレビ放送が「復興五輪」をどのように取り上げてきたかをメタ・データを使って分析し、「復興五輪」とはなんだったのかを明らかにしたい。

## 1. 「復興五輪」の目的・理念と実施事項

分析結果の前にまずは、「復興五輪」とはどのような目的や理念があり、どのようなことが実施されたのかを確認しておきたい。

1964年の東京オリンピック以来、2度目の東京開催をめざしたのは、石原慎太郎東京都知事である。2005年8月に石原都知事は、「日本に五輪を招致するならばキャパシティーとしても東京しかない<sup>(2)</sup>」と述べ、2016年夏季五輪への招致を目指した。だがこの時は、リオデジャネイロに敗れた。その後、石原氏は2011年4月の都知事選で、「2020年夏季五輪招致」を公約にかかげ4選を果たす。同年6月17日に行われた東京都議会本議会の所信表明演説で石原都知事は、「九年後の日本の姿を披露するならば、世界じゅうから寄せられた友情や励ましへの何よりの返礼となるに違いありません。次代を担う若者に夢と希望を贈るためにも、日本開催を目指すたいまつを消さずにともし続けるこ

---

\*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授

とは、我が国の将来にとって大きな意義があると思います<sup>(3)</sup>」と述べ、3月11日に発生した東日本大震災からの復興した姿を見せるために五輪を招致すると表明した。東日本大震災から3カ月しかたっておらず、かつ福島第一原発事故もあり、全く復興の姿など人々が想像できなかったであろう時期に復興の姿を世界に見せると宣言した。さらに7月16日には、IOCのジャック・ロゲ会長も参加した日本体育協会、日本オリンピック委員会（JOC）創立100周年祝賀式典で、石原都知事は2020年夏季五輪への立候補表明を行った。9月15日には、招致活動の中心的役割を担う組織として、「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」が設立され、理事長に竹田恆和 JOC 会長が就任した。「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」は、2013年1月7日、IOCに「TOKYO2020立候補ファイル」を提出する。立候補ファイルとは、IOCからの質問状に回答する形で作成され、ビジョン・レガシー、財政、競技会場、選手村など14テーマからなる大会の計画を記載したものである。その立候補ファイルの巻頭で石原氏の辞任に伴い東京都知事となった猪瀬直樹氏は、「東日本大震災を経験した我が国は、国民が一つになれる夢を必要としています。夢は力を生み、力は未来を作ります。東京でオリンピックを開催できるならば、復興した日本を全世界に示し、世界中から寄せられた友情や励ましへの何よりもの返礼となり、ひいては、それが世界の勇気になると確信しています」と述べ、石原氏が示した「復興した姿を世界に示す五輪」であることを改めて表明した。また、立候補ファイルの第1章「ビジョン、レガシー及びコミュニケーション」では、「2011年に発生した東日本大震災後、2020年招致は人々に希望を生み出し、励まし、困難に打ち勝って、明るい未来に向けて前進するよう人々や国家を鼓舞するスポーツとオリンピック・ムーブメントの力を示している<sup>(4)</sup>」と記述されている。

2013年9月7日、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された IOC 総会で2020年夏季大会の開催都市が決定した。IOC 総会で東京はまず、プレゼンテーションに先立ち、高円宮妃殿下からIOCによる東日本大震災の被災地への支援について謝辞が述べられ、続いて、震災で大きな被害を受けた宮城県気仙沼市出身のパラリンピアンである佐藤真海選手が登壇し、スポーツの持つ力の大きさについて語った。また、物議を醸した安倍晋三首相の東京電力福島第一原発の汚染水についての「アンダーコントロール」発言や滝川クリステル氏の「お・も・て・な・し」も話題となった。結果は、イスタンブール、マドリードを制し、東京が2020年夏季五輪の開都市として決定された。

リオに敗れた2016年大会の招致では、「日本だから、できる。あたらしいオリンピック・パラリンピック！」をスローガンに、国立霞ヶ丘競技場、国立代々木競技場など競技会場の7割は、1964年大会のレガシー（遺産）でなど既存の施設を使用することや、半径8km 圏内にほぼすべての競技会場を集約する世界一コンパクトな会場配置などをアピールポイントにしていたが、南米初開催のリオデジャネイロに敗れた。2016年夏季五輪の招致の敗因について東京都の東京オリンピック・パラリンピック招致本部部長の荒川満氏は、「オリンピック・パラリンピック招致特別委員会」で次のように述べている。「IOC や都民、国民に賛同が得られるメッセージの発信でございますが、今回、東京の環境を最重視した開催理念は、南米初を掲げたりオに及ばなかったこと、また、都民、国民から熱のこもった賛同が必ずしも十分に得られなかった<sup>(5)</sup>」。

「IOC や都民、国民の賛同が得られるメッセージ」という点から考えると「復興した姿を世界に示す大会」＝「復興五輪」というメッセージは、2016年夏季五輪の招致での欠点を絶妙な形で補う

ものであったと言える。

では、「復興五輪」が目指したもとは何だったのか。復興庁によると、「復興五輪」とは、「東日本大震災に際して、世界中から頂いた支援への感謝や、復興しつつある被災地の姿を世界に伝え、国内外の方々に被災地や復興についての理解・共感を深めていただくこと」「大会に関連する様々な機会に活用される食材や、競技開催等をきっかけとして来ていただいた被災地の観光地等を通じて、被災地の魅力を国内外の方々に知っていただき、更に被災地で活躍する方々につながっていただくことで、大会後も含め『買ってみたい』『行ってみたい』をはじめとする被災地への関心やつながりを深めていただくこと」「競技開催や聖火リレー等、被災地の方々に身近に感じていただける取組を通じて、被災地の方々に勇気付けること」等により、復興を後押しすることを主眼とするもの<sup>(6)</sup>としてしている。しかし、東京五輪は、コロナ禍の影響で1年延期されたうえ、無観客で開催されたため、海外だけでなく国内からも人々が集まることはなかった。このため、「復興しつつある被災地の姿を世界に伝える」ことや「競技開催等をきっかけとして来ていただいた被災地の観光地等を通じて、被災地の魅力を国内外の方々に知っていただく」など記述されている事項のほとんどは実現できなかった。実施できたことは、福島あづま球場でのソフトボール6試合と野球1試合、宮城スタジアムでのサッカー5試合。そして、福島、岩手、宮城の被災3県での聖火リレーなどである。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会公式報告書」によれば、「東京 2020大会は、復興オリンピック・パラリンピックとして、被災地の復興に向けた懸命な歩みを後押しするため、スポーツの力で被災地の人々に希望と笑顔を生み出し、被災地の美しい自然、豊かで安全な食、歴史、伝統、文化などを発信するとともに、支援を受けた世界の人々に感謝を伝えることを理念とした<sup>(7)</sup>大会だとしている。

この理念に則り具体的には何が行われたのか。前述の報告書「復興オリンピック・パラリンピック」の項で記述されている主な事項は次の通りである。

#### 【大会前】

- ・第5回 IOC 調整委員会やワールドプレスブリーフィングレセプションなどの各種会議で、被災地の食材を活用したメニューの提供、被災地の風評払拭等に関するパネル展示等の実施
- ・選手村ビレッジプラザの建設で、被災地の木材を様々な部分で多く使用。東京 2020大会の終了後は各自治体に返却し、それらの木材を各自治体の公共施設などでレガシーとして活用した
- ・世界に誇る日本の伝統的な技術を伝えるために作られた東京 2020公式ライセンス商品「伝統工芸品コレクション」の第一弾として、福島、岩手、宮城の被災3県の伝統工芸品をいち早く販売
- ・青森から東京まで、被災地をランニングと自転車をつなぐリレー、「未来（あした）への道 1000km 縦断リレー」を2013年から2019年まで7回実施
- ・2016年リオ五輪の「ジャパンハウス」で被災地の元気を取り戻しつつある姿を展示紹介
- ・福島県「ナショナルトレーニングセンター J ヴレッジ」での組織委員会理事会の開催
- ・東京大会開催500日前イベント「500Days to GO！」での被災地イベントとの連携
- ・「1年前セレモニー」での被災地の子どもたちの参加
- ・被災3県での聖火の火の展示、聖火リレー

### 【大会期間中】

- ・選手村のカジュアルダイニングで、「飲食を通じた復興支援」のコンセプトの下、選手に被災地の食材を活用したメニューを常時提供
- ・大会のメダリストへの副賞（ビクトリーブーケ）には、主に被災地で栽培された花を使用
- ・被災地の子どもたちを東京2020大会の競技観戦に招待する取組。無観客開催となったため、宮城スタジアムのみ有観客開催

報告書は全444頁あるが、上記項目が記述されている「復興オリンピック・パラリンピック」と題した記述の頁数は、わずか2頁である。そのわずか2頁の中で、会議での被災地の食材を活用したメニューの提供、被災地の風評払拭等に関するパネル展示等の実施、J ヴレッジでの組織委員会理事会の開催などについても記述している点からみると、招致段階での「復興五輪」というキャッチフレーズには見合わない実施内容と言わざるを得ないと言ってよいだろう。

## 2. 研究の対象と分析方法

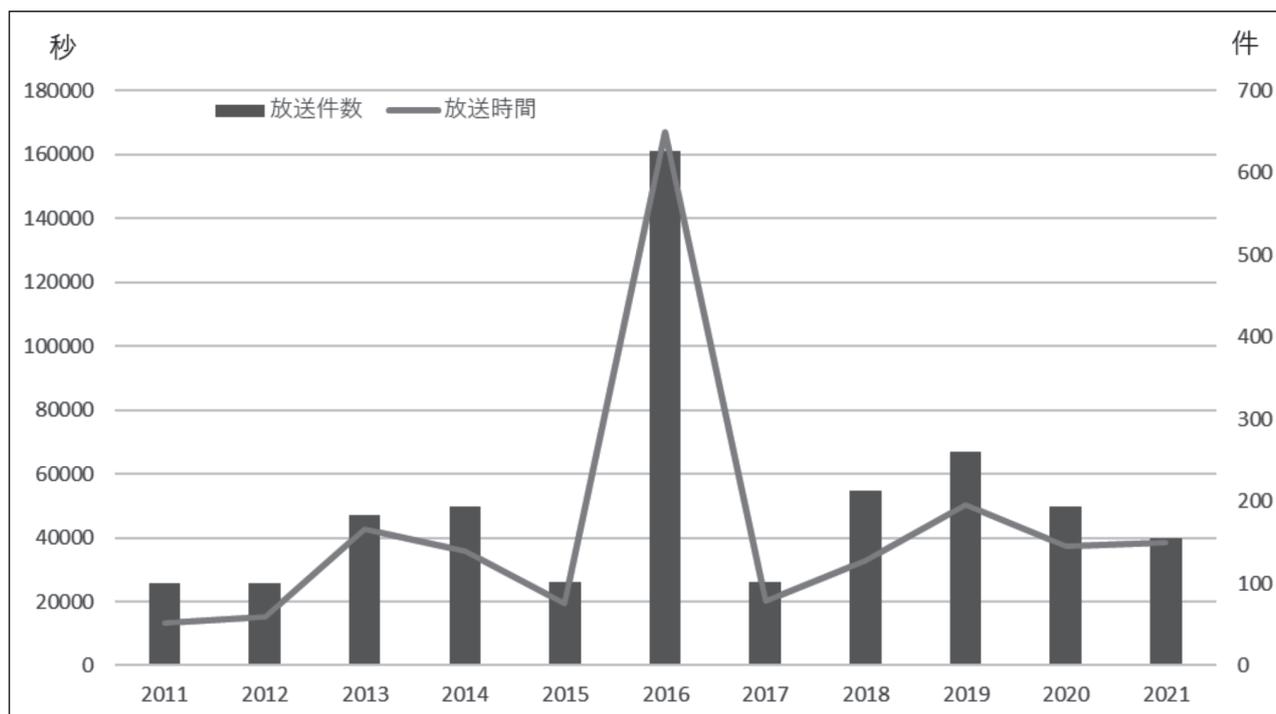
本研究では、2011年3月11日から2021年3月31日の間に NHK 総合、日本テレビ、テレビ朝日、TBS テレビ、テレビ東京、フジテレビの6局で放送された震災関連のテレビ報道を対象とした。利用したデータは、日本大学新聞学研究所が収集・保存を行っている6局の番組アーカイブとメタ・データである。番組アーカイブは、株式会社 JCC のシステム（Max Channel Digital）を利用したものである。メタ・データは、2011年3月以降の「震災」「復興」「原発」のいずれかのキーワードを含む放送データとなっている。CSV 形式で1つの「放送項目」につき1行の形式となっていて、各行には当該放送の「放送日」「放送局」「番組タイトル」「番組開始・終了時間」「放送時間量」「番組内のコーナータイトル」「内容サマリー」などが記載されており、3つのキーワードの総計は27万4,879件にも及ぶ。「放送項目」は、1つの番組のこと指すのではなく、番組内の区切りを意味している。例えば、1つの番組内でキーワードに関連する複数の内容が放送された場合、それぞれをカウント（1行）する方式を取っている。なお、メタ・データの「内容サマリー」は、当該放送内に登場した地名、人物、組織・企業名などを含む固有名詞などいわゆる「5W1H」に当たる情報を中心に記載したテキストデータで、すべて JCC 社のスタッフが放送を視聴しながら作成・入力したものである。

本研究では、このメタ・データから「復興」という言葉を抽出し、さらにその中から「五輪」という言葉を検索した。「復興五輪」が本研究のキーワードであるが、「番組内のコーナータイトル」「内容サマリー」のテキストデータで「復興五輪」という言葉は用いていないものの、実質的には、「復興五輪」をテーマにしている内容も含まれるからである。また、こうして得たデータには、消費税引き上げのニュースの中で復興予算や東京五輪開催決定に触れたものや、復興と五輪の建設需要で労働者が不足していると言った内容、1964年の東京大会と敗戦後からの復興、熊本地震などの災害復興に地元のオリンピックアンがコメントするといったニュースも含まれるため、「番組内のコーナータイトル」「内容サマリー」を参考にそうしたニュースを削除した、2,230件のデータを分析の対象とした。

### 3. 「復興」「五輪」関連の放送・報道量の推移

まずは、2011年3月から2021年3月までの全体を俯瞰する。図1は、2011年3月から2021年3月までのNHK、民放5局の合計の年別件数・放送時間の推移である。「復興」「五輪」に関する放送の総件数は2,230件、総放送時間は473,600秒となっている。2011年3月以降の「震災」「復興」「原発」のいずれかのキーワードを含む放送データの総数27万4,879件のうちの約0.8%、「復興」全体の64,056件の3.5%と非常に低い数値となっている。

図1のグラフは、棒グラフが放送件数、折れ線グラフが放送時間量を表している。大会に近づくにつれて放送件数が増えるなど一定の傾向を見出すことはできず、年によって放送件数はバラバラである。件数・時間ともに突出しているのが2016年である。2016年の総放送件数は627件、時間は167,102秒でそれぞれ総放送時間・件数の28.1%、35.2%と約3割を占めている、後に詳しく述べるが、この年の8月に就任した小池百合子都知事が、東京大会に関連する予算や準備体制、工程表の妥当性等について検討するとともに、3つの競技会場の見直しに言及、宮城県長沼ボート場が新たな有力候補地となったことに関連した報道が多かったことが挙げられる。2016年のデータの「内容サマリー」を「会場」で検索すると、373件が抽出された。これは2016年総件数の約59.4%にあたる。他の年をみると、2016年に次いで多かったのは、260件・50,219時間の2019年、最も少なかったのは2011年と2012年でそれぞれ100件で、13,462時間、15,418時間となっている。



	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
放送件数	100	100	183	194	102	627	102	213	260	194	155	2,230
放送時間	13,462	15,418	42,892	35,997	19,591	167,102	20,201	32,965	50,219	37,222	38,531	473,600

図1 「復興」「五輪」の放送件数・放送時間量の推移

図2は、NHK と民放5局の放送件数について年ごとの推移を示したものである。左から NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビの順である。NHK が他局に比べて2013年、2014年、2015年、2019年、2020年で他局より、放送件数が多くなっている。また、先ほど取り上げた2016年は、TBS が200件を超える件数で他局と大きな差が見られた。

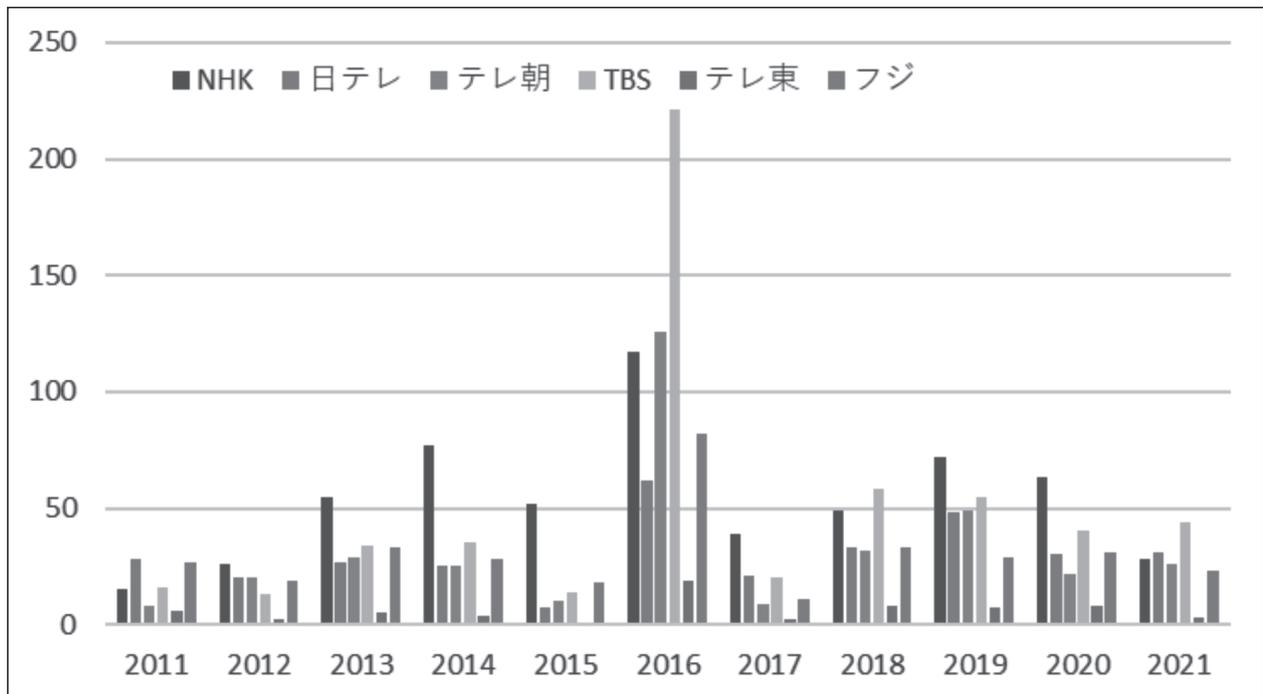
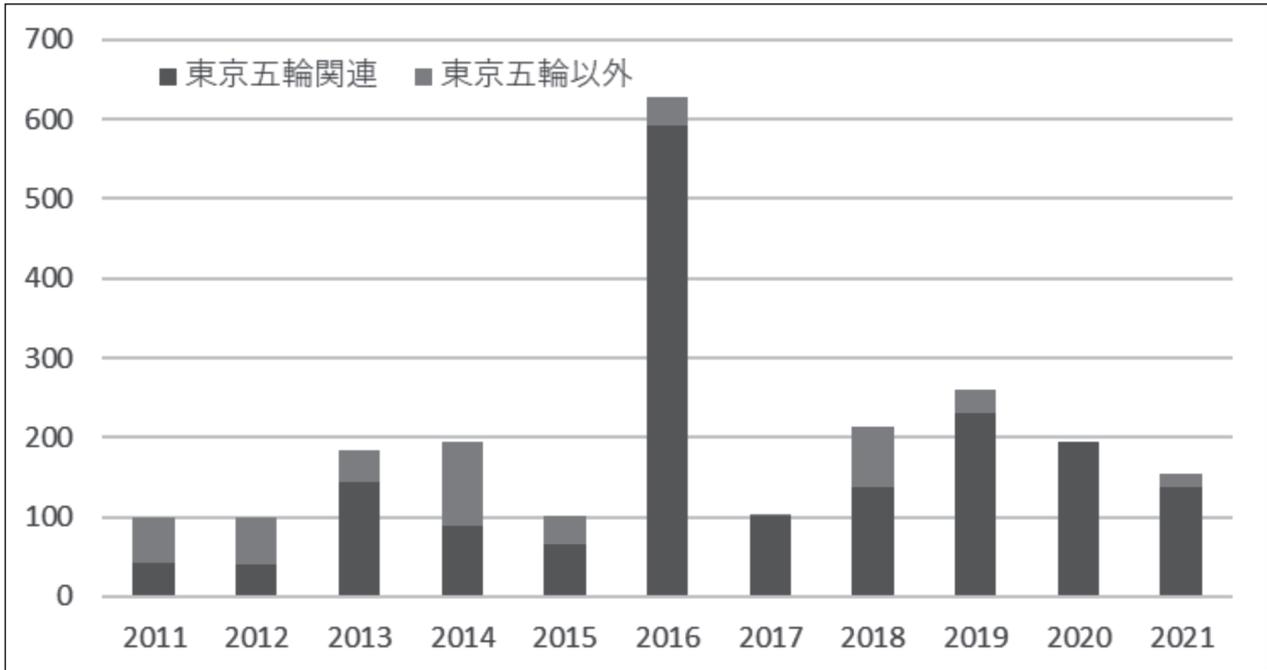


図2 「復興」「五輪」のNHK・民放各社の放送件数の推移

図3は、2,230件のデータを「番組内のコーナータイトル」「内容サマリー」を参考に、大きく2つに分けたものである。一つは、東京五輪に関連する事項、もう一つは、直接東京五輪には関係しないが、東日本大震災復興支援イベントであるチャリティー大会やチャリティーショーへの五輪メダリストや五輪出場選手が参加や、そうした選手の応援メッセージなどに関する放送である。こうした内容も含めたのは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会公式報告書」にあったように、「スポーツの力で被災地の人々に希望と笑顔を生み出す」という視点も重要だと考えたからである。

東京大会以外は458件で、全体の約20.1%となっている。最も多いのは2014年の106件で、東京大会以外が東京大会関連の88件を上回っている。2014年はソチ大会が開催された年で、フィギュアスケートの羽生結弦選手が金メダルを獲得した年である。106件中、75件・約70.6%が羽生選手に関する内容となっている。羽生選手は、宮城県仙台市出身で、アイスリンク仙台で4歳からフィギュアスケートをはじめ、高校生の時に東日本大震災で避難所生活も経験した。こうした羽生選手が金メダルを獲得したということで数多く取り上げられている。76件と2番目に件数が多い2018年は、ピョンチャン大会が開催された年で、2014年同様に羽生選手を取り上げた内容が、2018年総数76件のうち、52件・68.2%となっている。2014年、2018年以外でも羽生選手を取り上げた内容は多く、東京大会以外の485件のうち、羽生選手を取り上げた内容は、326件、77.1%を占めている。



	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
東京五輪関連	43	41	144	88	66	591	101	137	230	194	137	1,772
東京五輪以外	57	59	39	106	36	36	1	76	30	0	18	458
合計	100	100	183	194	102	627	102	213	260	194	155	2,230

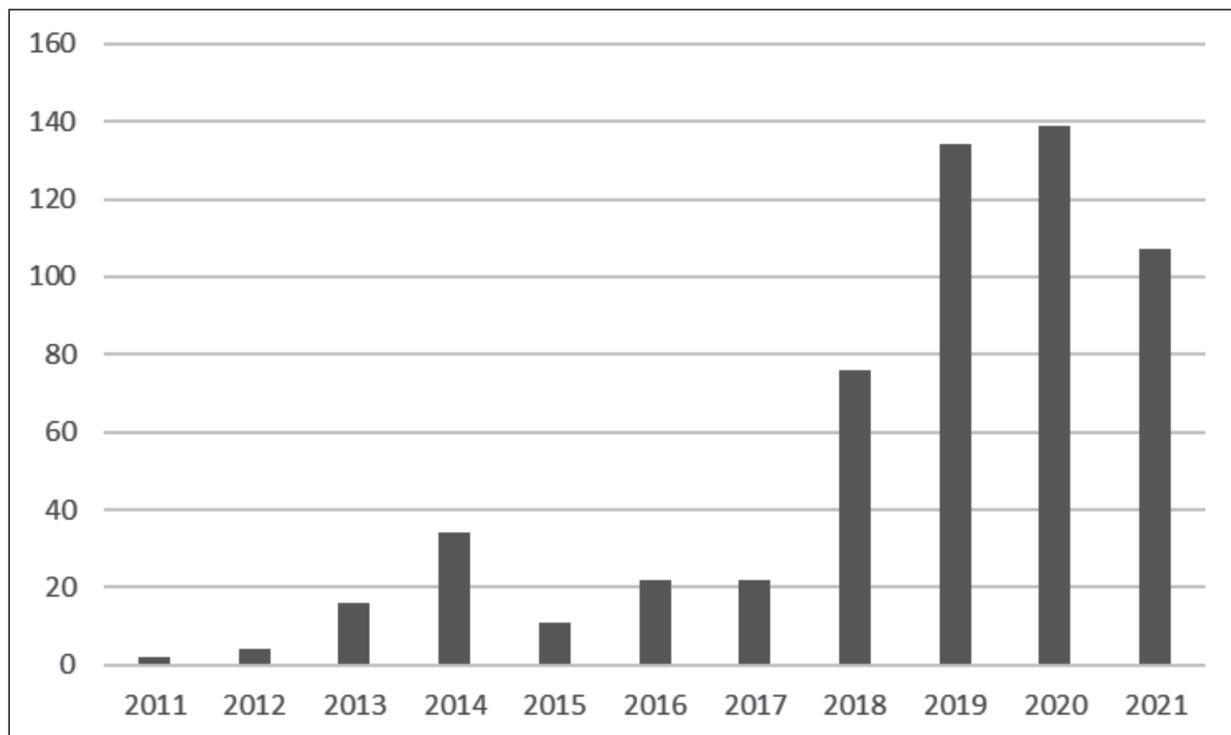
図3 東京五輪関連と東京五輪以外の放送件数の推移

#### 4. 最も取り上げられたのは「聖火」

先に紹介した「復興五輪」関連で実際に行われた事項、「被災地の木材も様々な部分で多く使用」「未来（あした）への道 1000km 縦断リレー」「飲食を通じた復興支援のコンセプトの下、選手に被災地の食材を活用したメニューを常時提供」と言った各事項について、「木材」「1000キロ」「食材」など幾つかのキーワードを入れて検索をかけてみたが、どの事項についても抽出数は非常に少なかった。そうした中で「聖火」については、567件が抽出された（図4-1）。局別の放送件数を見ると、NHK が最も多く152件、次いでTBSの133件などとなっている（図4-2）。

東京五輪の聖火リレーは、「支えあい、認めあい、高めあう心でつなぐ聖火の光が、新しい時代の日の出となり、人々に希望の道を照らしだす」ことを体現する「Hope Lights Our Way/ 希望の道を、つなごう」がコンセプトとされた。また、「復興・不屈の精神（支えあう心）」「違いを認めあう包容力（認めあう心）」「祝祭による一体感（高めあう心）」が、3つの視点として掲げられ実施された。この「聖火」で抽出された放送内容としては、開催地決定の2011年の段階から、被災地を回る聖火リレーについての検討が始まり、その後のルートを検討状況から決定に至る経緯。東京・国立競技場の建て替えに伴い、1964年の東京五輪で使用された聖火台が復興のシンボルとして被災3県に貸し出されたこと。東京五輪のトーチは、復興五輪の象徴として被災地の仮設住宅の廃材から再生したアルミニウムを約30%使用していること。また、ギリシャで採火されたオリンピック聖

火が、2020年3月20日に宮城県の航空自衛隊松島基地に到着し、その後、「復興の火」として、宮城県、岩手県、福島県の順番で各展示こされたこと。コロナウイルス流行の影響で聖火リレーが延期となり、2021年3月25日に福島県のナショナルトレーニングセンターJヴレッジからスタートしたことなど、その時々動きが伝えられている。このように多く取り上げられたのは、「復興」と「五輪」の関係がわかりやすく、取り上げやすかったことがその要因だと考えられる。



	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
聖火	2	4	16	34	11	22	22	76	134	139	107	567

図4-1 「聖火」の放送件数の推移

	NHK	日本テレビ	テレビ朝日	TBS	テレ東	フジテレビ
2011	152	94	86	133	13	88

図4-2 「聖火」の局別放送件数

## 5. 2016年のボート会場問題

このほか、図1で最も放送件数の多かった2016年の「会場」問題の経緯は次の通りである。2016年8月、舛添都知事の辞任に伴い小池百合子都知事が就任した。小池都知事は、都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため、9月に都政改革本部を設置する。そしてその一環として、東京五輪に関連する予算や準備体制、工程表の妥当性等について検討する「オリンピック・パラリンピック調査チーム」を同本部の中に設置した。調査チームは、開催費用が3兆円を超える可能性があるとの前提に立ち、ボート及びカヌーの会場である「海の森水上競技場」、水泳競技の会場で

ある「東京アクアティクスセンター」（当時は「オリンピックアクアティクスセンター」と呼称）、バレーボール及び車いすバスケットボールの会場である「有明アリーナ」の3つの競技会場について、見直しの余地があるなどとする報告書を都知事に提出した。ボート会場については、宮城県登米市のボート場への変更を提案した。小池都知事から、同調査チームの報告書にある競技会場の見直しの提言について、レガシーや費用対効果、「復興五輪」に資するかといった点で検討していることを10月の面会で伝えられたIOCのバッハ会長の提案により3会場の見直しについては、東京都、IOC、組織委員会及び国の4者で協議することとなった。移転先候補地であった宮城県長沼ボート場の競技及び会場運営上の課題についての検討などを行なった結果、当初の案「海の森水上競技場」のグランドスタンド棟及び艇庫棟をより低廉化するなどの、整備費を縮減した上で実施されることになった。また、宮城県長沼ボート場については事前キャンプ地として活用することとした、というものである。

この「会場」問題については前述のとおりTBSが140件と、テレビ東京を除く、他局の2～3倍以上の放送を行っている。

NHK	日本テレビ	テレビ朝日	TBS	テレ東	フジテレビ
57	40	82	140	7	47

図5 ボート会場問題に関する各局の放送件数

### 6. 「都知事」「首相」の登場頻度

「内容サマリー」を概観すると、都知事、首相が登場する頻度が高かったため、2011年3月から2021年3月の間に、都知事を務めた石原慎太郎、猪瀬直樹、舛添要一、小池百合子、菅直人、野田佳彦、安倍晋三、菅義偉（官房長官時代を含む）について、それぞれ名字で検索をかけた。名字としたのは、例えば首相の場合、「総理」と表記する場合があるからである。その結果が図6である。

都知事の登場件数は1,101件で、その中でも小池氏が799件と突出している。また、首相の登場件数は432件で、小池氏と同様に安倍氏が350件と突出している。都知事の登場件数は、「復興」「五輪」の総件数は2,230件の49.4%と半分を占めている。五輪は都市開催であることから東京のトップである都知事登場件数が多くなることは想定できるが総件数の半分を占めるのは想定外であった。首相は総件数の19.4%となっている。そして、都知事と首相を合わせた1,533件は、総件数の68.7%と約7割を占めていることが分かった。

都知事		首相	
石原慎太郎	143	菅直人	4
猪瀬直樹	93	野田佳彦	11
舛添要一	66	安倍晋三	350
小池百合子	799	菅義偉	67
合計	1,101	合計	432

図6 「都知事」「首相」の登場件数

## 7. 3月でも注目されない「復興」「五輪」

「特集にあたって」で紹介した本プロジェクトでは、本研究と同様に「震災」「復興」「原発」のキーワードを含むメタ・データを使用してこれらの内容を含む放送の件数・時間数を分析し、件数・時間量ともに、毎年3月が突出している、いわゆる「3月ジャーナリズム」化の傾向があることを明らかにした（ジャーナリズム&メディア第17・18号「震災テレビ放送・報道の全体像を参照」）。「復興」「五輪」でも同様の傾向が見られるのを分析したのが図7-1である。

割合は、当該年の件数全体に占める3月の件数である。2020年が69.5%、2021年が73.6%と他の年に比べ割合が大きくなっているが、そのうち聖火リレーに関する放送が2020年118件、2021年89件となっている。2020年はギリシャで採火されたオリンピック聖火が、3月20日に宮城県の航空自衛隊松島基地に到着したこと、2021年は聖火リレーがスタートするといった内容である。これらは、「3月ジャーナリズム」化というより、3月に事象が発生しているとみられることから、聖火関連を含めないと、図7-2のように2020年は17件、2021年は25件となる。「復興」「五輪」に関する放送では、特段「3月ジャーナリズム」化の傾向は見られないが、逆に考えれば、震災関連の放送件数が多くなる3月においても、「復興」「五輪」関連の放送件数が増えていないということは、被災地側からは、「五輪」が注目されていないと言ってもよいのではないか。

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
3月の件数	3	8	12	28	12	30	20	33	63	135	114	458
割合	3.0%	8.0%	6.6%	14.3%	11.8%	4.8%	19.6%	15.5%	24.2%	69.5%	73.6%	20.5%

図7-1 「復興」「五輪」放送の3月に占める件数・割合

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
3月の件数	3	8	12	28	12	30	20	33	63	17	25	251
割合	3.0%	8.0%	6.6%	14.3%	11.8%	4.8%	19.6%	15.5%	24.2%	8.8%	16.1%	11.3%

図7-2 2020年、2021年の件数から「聖火」関連を抜いた件数・割合

## 8. まとめと考察

今回の分析を通じて、2011年3月から2021年3月の間、NHK・民放5局において、「復興」「五輪」に関連する放送は2,230件であり、「震災」「復興」「原発」のいずれかのキーワードを含むメタ・データの総数27万4,879件のうちの約0.8%、「復興」限った64,056件でも3.5%と震災報道全体から見ると、その取り上げが非常に少ないことが分かった。2,230件の中では、「聖火」に関する内容が多かったこと、放送において都知事、首相が登場する内容が約7割であったことなどが示された。

こうした分析結果をどう見るかであるが、これは、「復興五輪」という基本的な構想自体に原因があると考えられる。2016年夏季五輪が招致できなかった理由として、「IOCや都民、国民の賛同が得られるメッセージ」が打ち出すことができなかったということが挙げられた中での2020年夏季五輪への再チャレンジ。2020年夏季五輪の招致で東京都が示した計画は、基本的には2016年夏季五輪招致と同じ内容で、その弱点を補うものとして「IOCや都民、国民の賛同が得られるメッセー

ジ」＝「復興五輪」が掲げられ、2020年夏季五輪の開催都市を獲得した。この後付けともいえる「復興五輪」で実施されたことをみて見ると、会議での被災地の食材を活用したメニューの提供、被災地の風評払拭等に関するパネル展示等の実施、J ヴレッジでの組織委員会理事会の開催といったものまでが、東京五輪の報告書に掲載されるなど、「復興五輪」は構想倒れであったのではないか。

そうした中でオリンピック競技大会ではなく大会の象徴であり、関連セレモニーである「聖火」に関する放送が最も多かったことが示された。この点においては、「復興五輪」を示すことはできたかもしれない。しかし、聖火リレーでは、多くのスポンサーの車がリレー者を先導しまるで広告塔のようでもあった。オリンピック競技大会は、ワールドカップサッカーなどとは異なり、会場はクリーン・ベニュー（競技場）といって一切の広告が掲示できないことになっている。こうした点においても関連セレモニーであって、オリンピック競技大会そのものでない。また、アニバーサリー・ジャーナリズムと揶揄される側面ももつ「3月ジャーナリズム」と言われる月においても、被災側からみると「五輪」はほとんど意識されていないということも分かった。

では「復興五輪」とは何だったのか。それについては、放送内容に都知事と首相が登場した件数が1,533、「復興」「五輪」の総件数の68.7%と約7割を占めているということということから考えてみたい。首相として350回登場した安倍氏は、2020年1月20日に行われた施政方針演説で、「2020年の聖火が走り出す、そのスタート地点は、福島のリレーです。かつて原発事故対応の拠点となったその場所は、今、我が国最大のサッカーの聖地に生まれ代わり、子どもたちの笑顔であふれています<sup>(8)</sup>」と語った。また、小池知事が、宮城県登米市のボート場への変更を提案するなど、政治家が「復興」や「五輪」をアピールするキャッチフレーズの役割が大きかったのではないかと考える。

今回の研究は、メタ・データの分析であり放送内容を考察したものではない。このため、「復興五輪」がテレビ放送でどのような角度・視点から放送されたのか、前述した考察も含めさらに研究を進める必要があると考えおり、今後の課題としたい。

#### 謝辞：

本論文は、公益財団法人放送文化基金の助成（2021年度）を受けた「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

#### 注

- (1) 『2020年オリンピック・パラリンピック競技大会招致活動報告書』、5頁
- (2) 朝日新聞、2005年8月6日
- (3) 平成23年東京都議会会議録第七号、2011年6月17日
- (4) 『TOKYO2020立候補ファイル』、7頁
- (5) オリンピック・パラリンピック招致特別委員会速記録第五号、2010年2月26日
- (6) <https://www.reconstruction.go.jp/2020portal/reconst-olympic/> 2023年1月20日確認
- (7) 『東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会公式報告書』、24頁
- (8) 令和2年1月20日衆議院会議録第一号、2020年1月20日



# テレビ自身による震災報道の検証 —何が語られ、何が語られなかったか—

柴田 秀一\*

## 目次

- はじめに
- 番組の選定及び検索方法
- 番組個々の分析
- 番組比較
- 自己検証について
- 全体分析 語られたこと 語られなかったこと 時系列で。
- まとめ

## ○はじめに

2023（令和5）年は、関東大震災から100年に当たる。関東大震災が起きた1923年のその日9月1日は防災の日として、放送に携わる者たちは、特別番組や特集を組み、被害を最小限に食い止めるため、忘れない努力をしてきたつもりだった。70年以上「大震災」と名がつくものは関東大震災のみであった。

だが、その後、1995年1月17日阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）、そして、2011年3月11日東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）、また、熊本地震（2016年4月14日～）、大阪北部地震（2018年6月18日）北海道胆振地震（胆振地方中東部地震2018年9月6日）、と近年、地震活動は活発化していて、逆に慣れが出てきてしまっている節さえある。

折しも、岸田総理大臣は、2022（令和4年）8月24日の発言で、原子力発電所再稼働の数を増やし、新たな原子力発電炉の開発・建設に舵を切ろうとし、東日本大震災後の原子力発電に対する方針を変えようとしている。

映像アーカイブプロジェクトでは、放送された東日本大震災関連のテレビ番組の映像を分析することで様々な知見を得ている。

この研究は、よりの確な避難情報もたらされていれば、震災犠牲者はもっと助かった可能性があるとの考えのもとに、テレビ局が自ら、放送していた震災情報、報道を振り返り、出した情報が間違っていた場合や、不十分な場合、間違っ<sup>(1)</sup>て受け取られた可能性がある場合などは、その理由や、情報入手経路を調べ、再び同じようなことが起きないように考え、対応策を取る番組（自己検証番組）を調べた。そこで、何が語られ、何が語られなかったかを分析することで、今後の震災、防災報道の在り方の一助となれば幸いである。

---

\*しばた しゅういち 日本大学法学部新聞学科 教授

なお、活字媒体の報道のされ方についての先行研究については述べず、テレビ番組の表現内容に絞って述べることにすることをお許しいただきたい。

### ○番組の選定及び検索方法

○テレビ放送自体が、自らの番組の伝え方や情報を批評していること。○視聴者や被災した人に意見を聞いたりアンケートを取ったりしていること。○関係者一人の独白ではないこと（必ず自分以外の第三者の意見が入っていることを）を条件として番組を選んだ。

### データの使用方法

東日本大震災が起きた2011年3月から2021年3月の約10年間、JCC 株式会社（テレビ放送情報のデータベース化の会社）のメタデータから当プロジェクトで抽出した番組別データシートから、「NHK スペシャル（NHK）」58本、「クローズアップ現代（NHK）」161本、「NNN ドキュメント（日本テレビ）」115本、「テレメンタリー（テレビ朝日）」129本、「報道の魂・ザ・フォーカス等（TBS）」58本、それに加えて「ザ・ノンフィクション（フジテレビ）」は Web 上で確認できる放送バックナンバー140本（2019/4月～2021/4月）と TBS レビュー（2011/3～2021/4月）、を調べ、番組内容の記録データから、放送内容の検証を行っている（視聴者や、当事者に聞いているのみの番組も含む）番組内容説明文を一つ一つ確認して、抽出した。更に Web 上で「東日本大震災・テレビ報道・検証」でヒットするものを選んだ（報道ステーション・2021/3/11特番）。

尚、週刊フジテレビ批評/日テレアップ Date/ウオッチ!7（テレビ東京）の各局のレビュー番組は Web 上で確認できるバックナンバーと内容表記がある場合に調査対象とした。

その結果下記の8つの番組が抽出できた。

表1. 抽出8番組

テレビ自己検証番組				
数	局	放送日時	番組名	内容
1	テレビ朝日	2011/4/29金 13:20～17:54	ANN 報道特番	つながろうニッポンテレビが伝えた事伝いたいこと
2	テレビ朝日	2011/6/7火 3:10～3:40	テレメンタリー	3/11を忘れない津波を撮ったカメラマン
3	NHK	2012/3/22木 22:00～23:15	NHK スペシャル	災害報道が被災者の命を守れるか検証
4	TBS	2013/4/8月 1:40～4:10	報道の魂 記者たちの眼差し	震災報道で問われたメディアの在り方
5	テレビ朝日	2016/3/8火 2:21～2:51	テレメンタリー	その時 TV は逃げた。室内避難区域 SOS は報道機関に届いたが TV は逃げた。
6	テレビ朝日	2016/6/5日 4:30～5:00	テレメンタリー	3/11を忘れない津波を撮ったカメラマン見つめ続ける故郷の復興

7	テレビ朝日	2021/3/11木 21:54~23:25	報道ステーション	テレビにできたことはなかったか、震災とテレビ10年の検証
8	TBS	2021/3/28日 5:40~6:00	TBS レビュー	「東日本大震災から10年プロジェクト繋ぐ・繋がるスペシャル (NHK 民放共同で行った)」3.11から10年をどう伝えたか

○番組個々の分析

放送日順と、番組名が同じものは、まとめて表記した。

表2.

「ANN 特別番組 テレビが伝えたこと 伝えたかったこと」		
日付時間	登場人物	内容
2011/4/29 13:20~14:20	「テレビ朝日」 スタジオ 渡辺宜嗣・市川寛子 吉岡忍 宮島茂樹 テレビ朝日及び 系列放送局局員 15人 被災した人達 50人以上	オープニング 何が出来て何が出来なかったか7212本のビデオから「大震災とテレビのありかた」について考える。 <u>震災50日</u> 震災発生当時の各局の状況。 津波の押し寄せる映像 <u>テレビの限界</u> 岩手 IAT 本社停電、宮城 KHB 電話つながらず ヘリコプター…仙台空港は津波被害 情報カメラ……海岸の情報カメラ半数近く動かず。 カメラマン……撮影しているのか救助は。 <u>福島第一原発事故</u> ……「みんな事実を隠そうとしていると」視聴者に疑問を抱かせた。 空港から外国人が脱出…報道すると混乱を招くと判断。
14:20~15:20		福島の住民は見通しを話してほしい・こうなったから爆発したと説明して。 東京で基準を上回る放射性物質…テレビ報道に違和感大丈夫です、安心してください報道に変わった。  スタジオ・吉岡 忍 事実を伝える…逃げるかどうかは視聴者が決めること。 テレビができたことできなかったこと 物資が届かない。あっても他の避難所に分配できない。 放送していない所では、物資が届かない。 テレビが抱えるジレンマ 人探し・無事である等安否情報を聞きたい、知らせたい HP に被災者の安否情報の動画を載せた。 TV の情報は役に立ったか 69.5%が不満、30.5%が満足 どこからの情報 ①新聞②テレビラジオ③掲示板 「石巻の海底の様子」 「被災地の人が伝えたいこと」 「息子を探す被災者漁師に密着取材」

15:20~16:20		<p>「被災地の人が伝えたいこと」</p> <p>岩手・田老「サイレン鳴って逃げた」、          岩手・山田町「行方不明の息子探し」、          岩手・大槌町「行方不明父を探す歌手」、          岩手・大船渡「南リアス線復旧を目指す」、          岩手・陸前高田「電気、水道なし自宅で生きる」、          宮城・山元町「支援物資中古品は受け取られない」、          「横浜から物資を被災地に運ぶ」</p> <p>岩手・陸前高田「ようやく仕切りが出来た避難所」、          宮城・気仙沼「高台で被災を免れたホテル」、          岩手・南三陸「車30台流された自動車販売店」、          宮城・女川町出島「全島避難の島」、          宮城・塩竈町「津波浸水の寿司店」、          仙台市内「ブルーシートタウン」          「内陸にも仮設住宅を」          「排水路を復旧すべく」</p>
16:20~17:20		<p>「被災地の人が伝えたいこと」</p> <p>仙台市亘理町「寺住職皆さん生き抜いて」、          宮城山元町「津波被害小学校付近小と合同授業」、          宮城名取市「心療内科医の診察を追う」、          「心のケアの問題」</p> <p>「関東で被災した人が伝えたいこと」</p> <p>茨城・大洗町：基準値を超えた放射性物質検出で休漁、          千葉・浦安市：地震の液状化で傾く住宅、</p> <p>「福島で被災した人が伝えたいこと」</p> <p>地震、津波、原発、風評被害 の四重苦          地元の詩人、南相馬、磐梯町、浪江町、飯館村</p>
17:20~17:54	「被災地の人が伝えたいこと」は名前が入った人だけで50人以上登場	<p>「福島で被災した人が伝えたいこと」</p> <p>いわき市 貝漁師・水族館飼育員・看板店、          南相馬から埼玉へ避難した大家族          「原発の安全神話と原発問題のスタジオトーク」          エンディング          サンフランシスコの小学校からの被災地へ絵手紙の紹介</p>

2011/4/29午後放送したこの番組「テレビが伝えたこと 伝えたかったこと」は、最も早く自らの放送を検証して見せた番組。4時間34分の特別番組で、7千本以上の膨大なビデオテープの記録から震災の時に何が起き、テレビは何が出来て何が出来なかったのか、振り返った。震災50日目で、まだ、ガレキを焼却している場所があるなど、混乱と津波の深い爪痕が残る状況も表している。

- テレビの限界として 電話がつながらず打ち合わせが出来ない。仙台空港津波でヘリコプター流されて、空からの映像無し。海岸部の情報カメラ17台中半数近くが動かず。カメラマンは目の前の惨状に救助か撮影か自問した。放送局の電源喪失29分間停波。その瞬間「ピー」と警告音がなりテレビが死ぬ瞬間の様だった。
- 福島原発事故 みんな事実を隠そうとしていると視聴者に疑問を抱かせた。「外国人が空港から続々と海外に脱出する映像」⇒ 報道すると混乱を招くと判断した。(ニュース担当者) 担当者放射線量の高さ。東京でも基準を上回る放射線量 ⇒ 安心して下さいという報道に違和感。安全なら(わざわざ)言わなくても良いだろう。視聴者、被災した人は、何故「安心」にかわっ

たのか疑問を持った。

○救援物資について テレビが出来たことできなかったこと

避難所に〇〇がない。⇒ 放送すると送られてきた。だが、放送したところには来るが、足りないところに送る手立てがない。取材されているところと、されていないところの格差が生じる。

○避難所での中継で親類が元気であるのが分かった。⇒ 効果はある。知らせたい人の動画を取り HP で安否情報として公開した。

○では、テレビの情報は役に立ったか 7割近くが不満、満足は3割しかなかった。

情報を得る手段は、新聞38% テレビとラジオは同数19% 掲示板16%の順だった。

テレビは2~3分しかうつさない。キラキラしてるところしかとらない。もっと（被災した人の）要求を伝えてほしい。正直に、ありのままに出せばよいといずれも厳しい。最後おばあさんが役に立っているよ。ニュース見て。昨日は美空ひばりの歌を久しぶりに聞いたという。

○このあと2時間半近く、岩手、宮城、福島、また、関東で被害にあった茨城・大洗、千葉・浦安の被災した人たちが伝えたいことをインタビュー形式でつなぐ。テレビが日々の取材で流せなかった被災した人たちの声。

この中で、まだ、電気も水道も来ない南三陸町の小さな避難所では、発電機で電気を起こし、食事の時にようやくテレビをつけるが、どこのチャンネルも画面まで同じではないかと批判される。

まだ、震災後50日だと避難所で個々人にようやく段ボールの囲いができた。との中継中の言葉がある。

心のケアに、心療内科の医師が避難所の人に状況を聞いて回る。肉親を亡くした人、家をなくした人、喪失感の心の治療は生きていくためには重要だ。

また福島では、地震、津波、原発、風評の四つの苦しみのなか、家族が故郷をはなれて、バラバラに過ごしたりしている様子や、まだ、仮設住宅にも入れない状況がうつされる。

被災した人のインタビューは名前が分かる人だけで50人以上の「伝えたいこと」が放送された。

表3.

NHK スペシャル NHK と東日本大震災 ～より多くの命を守るために		
日付	登場人物	内容
2012/3/22 22:00～23:13	スタジオ出演 首藤奈知子 / 森本健成 NHK 局員 17人 行政の長 1人 災者 (SP) 4人	震災から1年 NHK が伝えてきた情報でもっと多くの人を救えなかったか3つの課題で検証する。 大津の危機感 原発事故 見えない危険 被災者を支える情報 について検証。(5分) <b>大津波について</b> 56%が来る迄余裕がある、来ると思わなかった。 放送では、避難を促す強い口調、地震報道訓練、気象庁では、高さ区分を5段階から5m、10m、10m 超の3段階とし、規模が分からない大きな地震は巨大とし、「津波巨大」と表記して避難を促す。(22分) <b>原発事故 見えない危険について</b> 情報得られずに不満に感じたのは NHK ウェブ調査2011/5月) 放射能汚染 福島29% 原発 福島25% 被災者は避難を迷った。避難もありうる情報を早期に出すべき試算資料としてしか出なかったスピーディー等を協議 ➡精度は完全ではないが、一定の科学的根拠がある場合早く伝えること、緊急事態時には具体的に伝える。(17分) <b>被災者を支える情報について</b> 被災者を支える情報は出たか 取材地域の偏り ⇒ 現場に入れない 震災報道の問題点は (日本大学・東洋大学調査) 報道の少ない地域で支援、対応に影響した35% 取材地域が偏っている28% 自分の地域報道が少ない27% 放送は逆さL時で地域に必要な情報を出した。 コミュニティー FM との協力、インターネット、SNS との連携。 エンディング (27分)

先のテレビ朝日より1年近く後「NHK スペシャル NHK と東日本大震災 ～より多くの命を守るために」は震災一年後の放送記念日に放送された。

大きく問題点を「大津波」「原発事故見えない危険」「被災者を支える情報」の3つに絞り番組を展開した。

「大津波」について被災した人たちや地元の人たちは、津波が来るまで余裕があるか来ないと思っている人が、実に56%だった。(日本大学・東洋大学調査)

また、津波が何メートルというより、はっきりとした言葉でつたえてほしい「内陸まで行く」等という声もあった。これを受けてNHK では強い口調で呼びかける地震放送訓練をすることになった。

また気象庁は津波の区分を規模が分からない大きな地震を巨大とし、あとを5m・10m・10m超と3段階に分かりやすくした。

#### 原発事故 見えない危険

NHK ウェブ調査で、情報が十分でなく不満に感じたのは、放射能汚染 福島29% 原発 福島

29%と最も多い。

この中で被災した人たちは、もっと早く「避難もありうる」ことを知らせるべきだとしてい。

爆発の恐れがあることは最初から伝えてほしいとも言っている。特にスピーディー（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）予想データについて、試算資料としてしか出さなかったが、そうした、まだ正式な数値管理でないものを放送することについて協議し、制度は完全でないものでも一定の科学的根拠があるものは、早く伝えることとした。

### 被災者を支える情報

取材する地域が偏っていることに被災した人や視聴者は不満を持っている。日大・東洋大の調査では、報道の少ない地域で支援、対応に影響した35%、自分の地域の報道が少ないと思う27%と偏りが生じていると感じている。例えば、震災直後、自治体に、被害情報が入ってこない。という事は、記者も被害状況が分からない。また、各地の記者がとった映像を送ったり放送したりが地域が孤立化してできず3日後にようやく放送するといった事があった。自治体も、報道記者も情報がなかった。また、記者は津波の水が引く2日間現場に入れなかった。被災した人たちは、取り残された、忘れられたのではないかと不安があったと話した。

当初孤立した宮城県山元町はコミュニティーFM りんごラジオ（災害ラジオ）をつくり、インターネットでも配信、災害時に、こうしたコミュニティーFMの情報をNHKと共有して伝えていく。

また、Twitterを災害時に初めて活用被災地に向けて情報発信、生活、物資、入浴情報等、フォロワーは11万になった。

表4.

テレビ朝日 テレメンタリー 2011年～2016年			
日時	題名	担当	内容
2011.6.7 火 3:10～3:40	テレメンタリー 3/11を忘れない 津波を撮った カメラマン～ 生と死を見つめた 49日間	東日本放送 千葉顕一  プロデューサー 加藤東興  制作 東日本放送	宮城県気仙沼市。駐在カメラマン20年の経験者は、撮影していて良いか通常の取材をしていて良いのだろうか。死者行方不明者1万4千人。1500人以上の火災による死者行方不明者。何を取っていいか分からない恐怖感より、使命感が強かったのか。無謀としか言いようがなく、同じことがあったら、もうしない。 自宅があるべき場所からなくなっていた。覚悟を決めて津波の撮影を続ける。がれき一つどけられない。夜気仙沼では火事が広がっている。児童5人が死亡した。 鹿折（ししおり）地区小学校卒業式、野球グラウンドでの土葬、被災者への取材、友人から家を借りて一家で住めるようになった。震災49日の法要の取材。

<p>2016.3.8 火 2:21~2:51</p>	<p>テレメンタリー その時「テレビ」 は逃げた。 ～黙殺された SOS～</p>	<p>テレビ朝日 福島放送</p> <p>ディレクター 郭 晃彰 鎌田侑樹 植村俊和</p> <p>プロデューサー 中村直樹 吉田光利</p> <p>チーフ プロデューサー 原 一郎 宮川 晶</p>	<p>5年前テレビ朝日に届いた大量のメール多くの人が取り残された町。</p> <p>原発事故では、指示があるまで取材を行わないと決めた。 (半径20キロは既に退避勧告) 20~30キロ以内には屋内待避と管内閣は指示。 南相馬の男性は自身経営の青果店のものが全て無くなった。</p> <p>南相馬に1万人の住民が残されていた。南相馬では、沿岸部取材をしていたテレビ朝日記者の震災翌日3/12のレポートが最後になった。</p> <p>テレビ朝日ニュース編集長「ついに起きた本当に」。取材者を守るために沿岸部待避、屋内待避にかかる地区は全て取材禁止とする。一般の人の待避より広い地域。</p> <p>テレビ朝日原子力取材本部記者「地面に線が引いてあるわけでないでどこが(危険)か分からない。」茨城から宮城県取までの広い範囲は取材しない。そもそも原発事故に対するサーベイメーターがない、ポケット線量計の電池切れ、まずいったん引くというのには仕方がない。</p> <p>震災1か月間1万3千通のメールがテレビ朝日に来た。相馬市の男性、南相馬に物資をテレビの力で送ってほしい子供が7か月でもっと生かしたい。⇒子供の為群馬に移転、仕事も変えた。</p> <p>17年前に起きた1999.9.30JCO 東海村原発臨界事故。この時取材者は近づき過ぎた。女性スタッフがいたり空撮したり。この時の取材マニュアルから2000年に取材可能な空間線量を毎時10<math>\mu</math>シーベルトと定めた。</p> <p>しかし、原発から50キロ以上離れた福島放送の郡山支局でもこれを超えた。</p> <p>福島放送報道制作局長は、毎時10<math>\mu</math>シーベルトを超えた時点で、とりあえず屋内車内からの電話取材にとどめるとした。十分な取材と言えない。助けに来て下さいというメールを無視してしまった。</p> <p>南相馬に住む男性はテレビに失望し苛立ちメールを送った。「2011.3.20南相馬市民は怒っている、キャスターや指揮者はきたくないのですか。」</p> <p>インタビューでテレビや新聞からカメラと録音装置貸すから映像撮ってくれと言ってきたと聞き、何やってんだ自分で来いと。ベトナム従軍記者のように。</p> <p>テレビ朝日記者は上司に線量の基準より低い所を取材させてくれと直訴したが認められなかった。</p> <p>無断で禁止エリアに入って原発労働者の家族を取材した記者もいた。テレビ朝日社会部記者(取材禁止エリアでなくわざわざ他の場所に連れだしてインタビューした)</p> <p>屋内待避3週間して南相馬の取材を再開、物資は少しずつ入ってきたが、沿岸部は手つかず。</p> <p>福島放送記者は、わずか一日の取材で、悲しみ、涙切なさやるせなさを目の当たりにした。</p> <p>一方で伊方原発では退避訓練。テレビアサヒも取材マニュアルを改訂機器を増やし高線量でも、一時的に取材できるような態勢に。200<math>\mu</math>シーベルトでも取材をしている映像。</p>
-------------------------------------	---	--	--

<p>2016.6.5 日 4:30~5:00</p>	<p>テレメンタリー 3/11を忘れない 津波を撮った カメラマン 見つめ続ける 故郷の復興</p>	<p>東日本放送 千葉顕一  ナレーション 中村雅俊  ディレクター 藤野正義  プロデューサー 藤井尚弘 制作 鈴木泰之</p>	<p>気仙沼で津波を撮ったカメラマン（2011.6.7放送の 続編） 気仙沼で新たな場所の高台に、亡くなった娘の仏壇 を置くため住宅再建をする人。 心の再建は。両親と祖母を失った姉妹。 来ることを避けていた自宅のあった場所に来た。5 年たった今、自宅は工場の駐車場に。 涙を流し、5年たってもこうか…と。自らも被災者 である取材者。 震災後からの漁業再開や震災住宅建設や丸5年たっ た2016年震災の日の取材。 「思い出させて済みません」という。 息子から仕事を継ぎたいとの発言があった。意思の 受け継ぎ。</p>
-------------------------------------	--	---	---

テレメンタリーはテレビ朝日の報道ドキュメンタリー番組で、震災のことは度々伝えているが、レビューという内容では、3つの回が揚がった。

うち2つは、同じカメラマンを追ったもので、津波の襲来を撮るものの、このまま撮っていて良いのかの疑問から、インタビューをすることで、思い出したくないものを思い出してしまうのではないか、というためらいの中で、自らの住む家も津波に流された被災した人としてカメラを回し続け、息子がそのあとを継ぎたいと言っている。

日付的にはその間にあるその時「テレビ」は逃げた。～黙殺されたSOS～は、タイトルも衝撃的だが、福島第一原発の事故で、避難勧告区域や屋内避難区域となったところに取材に行けなくなったことで、被災した人達の状況が分からない状態になった。

テレビ朝日には、助けてくださいや、物資が欲しいとのメールが、震災1か月で1万3千通にもなった。テレビ朝日では1999年に起きた東海村原発事故の教訓として、取材可能な空間線量を毎時10μシーベルトとした。実際には頑発から50km離れた郡山でもこれを超えた。

記者たちは、取材に行くべく直訴したり、取材禁止エリアから別の場所に異動してインタビューをしたりしたが、被災した人は、何故記者が来ないとのだと怒りのメールを送った。

テレビや新聞がカメラや録音機を渡すから映像取ってくれと頼んでくるという。自分で来いと。

この時テレビ朝日は、福島県内全域と福島県に隣接する一部地域を取材禁止にしていた。

4月になってようやく南相馬に取材に入った。後に震災から10年特番でこのことは更に検証される。

表5.

TBS・JNN 報道の魂 2013/4/8月 1:40~4:10AM 放送 震災報道で問われたメディアの在り方			
episode4	2955	IBC 鹿野真源	<p>合同追悼式 岩手大槌町。自分の言葉と現実の乖離の焦り。 不条理に失われた命について、分かったらいい、話を聞く、伝えたい と思ひ言葉を探す。ありきたりな言葉が上滑りをする。仮設住宅の女性 が「(震災を) 忘れられてきているようだ (まだ起きて2年だが)」 忘れる⇒震災に合わなかった人は「あの日を忘れない」で良いが、震災 にあった人はあの日は忘れたほうが良い、忘れなければ思い出せない。 深い悲しみ、心の傷、 被災者に寄り添うとはどういうことか。答えはないが、であった人とな にかと共有したい。テレビで「あの日を忘れない」絆・希望・前を向い て生きよう。 使い古した言葉は現実の重みを失う。 被災者の言葉を伝えることが、現実を変えていくと信じている。</p>
episode8	10635 1時間6分 35秒	RCC 吉住啓一	<p>「いいわけ」 こんな大変なことが起きててもテレビはそこで苦しんでいる人に役立つ情 報探さないんだとびっくりした。それでもテレビの情報を信じたいと 思っている。福島で酪農3年で震災と原発事故にあう。国は混乱が起き ないように安全だという。情報をださなかった。マスメディアは批判な しにそれを踏襲した。本当の被害をどこまであなたたちは伝えているん ですか。何を伝えなきゃいけないか、何を伝えたいのか。伝えること で何をしたいのか。自分たちの報道がどうなんですか。 (記者クラブにいる人) それって、報道ではなくて機関ですよ。それ は、ジャーナリストではないですよ。 自主規制の心理が働いている。原発問題は、触れない方が身のためだ。 これまでかかった費用を東電に請求しようと記録している。 報道には希望が持てますか「かわらないと思う」 報道は力もあるし、責任のある事だから、そこに携わる人は痛い思いを しても、できるギリギリのところまで、これはおかしいと言う責任があ ると思う。 自分たちも出来るギリギリまで一人一人が声をあげていかないと、その 方が怖い社会になってしまう。</p>
episode10	12455	RKB 今林隆史	<p>仙台市の津波取材～福島市避難者の被ばく検査。 テレビは、本当の線量を伝えていないと。10~20少なくいつている。浪 江町の被災者が言う。テレビは大本営発表を繰り返していたのではない か。浪江町民の取材。 福島大学渡辺明 教授 放射性物質の拡散を予測する国が開発した「ス ピーディー」が使われたかった何故情報が不確かだったと、文科省、原 子力保安院、首相補佐官が声をそろえていう。 静岡大学小山真人教授 全て公開して、裏を取りながら出す。  テレビがもっと踏み込んでいれば、ああいう状態にはならなかった。す べての情報を伝えるのが記者ではない。一方で東日本大震災では多様な 情報を伝える必要があった。相反するテーマ。</p>

「報道の魂」はTBSのドキュメンタリー番組で。その中で放送された「記者たちの眼差し」は東日本大震災の取材をした記者の独自の視点で見た被災地や被災した人たちへのメッセージ、あるいは思いがつつられている。

今回、16本の作品のうち、レビュー要素のある、Episode4、8、10の3本を抽出した。

#### Episode4

夫を子供を無くし仮設住宅に暮らす女性に話を聞く。「2回めの津波で手を離してしまった。心残りだ」という空虚な使い古した言葉の問題と、被災した人に寄り添う報道とはなにかと問うている。分きたいと思ひ、話を聞く、伝えたいと思ひ言葉を探す。 忘れる⇒震災に合わなかった人は「あの日を忘れない」で良いが、震災にあった人はあの日は忘れたほうが良いと僧侶の法話、忘れなければ思い出せない。という。

#### episode8 「いいわけ」

これは、原発報道の仕方に疑問を持っている夫婦が厳しい意見を取材者にぶつけるもの。

「テレビは人に役立つ情報探さないんだとびっくりした」「国は混乱が起きないように安全だという。マスメディアは批判なしにそれを踏襲した。本当の被害をどこまであなたたちは伝えているんですか。」

「報道は力もあるし、責任のある事だから、そこに携わる人は痛い思いをしても、できるギリギリのところまで、これはおかしいと言う責任があると思う。」これにおいそれと簡単に答えられる記者はほとんどいないだろう。

#### Episode10

テレビは原発事故で、大本営発表を繰り返していたのではないかと福島大学 渡辺明教授はいう。放射性物質の拡散を予測する国が開発した「スピーディー」が使われたが、何故か情報が不確かだったと、文科省、原子力保安院、首相補佐官が声をそろえて言っていると。

静岡大学小山真人教授は全て公開して、裏を取りながら出す。「テレビがもっと踏み込んでいれば、ああいう状態にはならなかった。NHKと同じようにスピーディーの使用について、もっと積極的になるべきだったと指摘した。

表6.

報道ステーション 震災10年特番「テレビにできた事できなかった事」		
日付	登場人物	内容
2021/3/11 21:54~ 23:25	スタジオ 森川夕貴 / 小木逸平 徳永有美 / 梶原みずほ 気仙沼中継 富川悠太  テレビ朝日 / ネット局 5人 行政の長 3人 被災者 (SP 入り) 6人	17分半から「TV は何が出来て、何が出来なかったか検証 (コーナー50分)」 ○失われた「空からの目」仙台空港に津波ヘリ損壊 民放5局協力で必ずヘリ1機は別置き機体が失われた場合、映像の共有化 ○報道が生んだ格差 避難所によって必要物資の不均衡、本当に必要なものと必要な所に行くための報道の仕方 ○命を救うための報道への改善 緊急放送訓練→想定外だったがそれを想定内にする努力。 ○福島第一原発事故 限られた機関の出す情報をそのまま放送 放射性物質 東京の雨水からも「すぐに健康に影響はない」との表現。 ○「メディアは逃げた」原発報道 福島原発半径20km 避難指示、半径30km 屋内避難指示だったが、テレビ朝日では3/14~凡そ1週間福島県内全域と宮城・茨城の福島に接する一部地域を取材禁止に。 ⇒線量計や防護服等十分なし 苦渋の選択 ○福島県相馬市 立谷秀清市長 生中継 報道のありかた ○解説者のメディアの在り方のまとめ 報道はグッドネイバー / ウォッチドッグとして  ○定点観測映像見つけ続ける10年 変化する被災地

震災とテレビ 未来への検証として、震災があった年の4月29日に ANN 特別番組として「テレビが伝えたこと、伝えたかったこと」を4時間34分で放送したが、その10年後の報道ステーション特番。

震災の年の特番から被災地の人が伝えたかった事に変え、「命を救うための報道への改善」、「メディアは逃げた」が加わった。

#### ○大津波警報よりも 地震被害を優先

映像に津波が見えていながら (岩手宮古) 避難コメントなし (地震34分後) その地域でない津波到達時刻を表示。

新幹線の運行状況を伝えていた・くりかえし避難の呼びかけをしなかった。

#### ○失われた「空からの目」

仙台空港に津波 ヘリ損壊翌日朝によくヘリ映像⇒ 対策 民放5局協力で必ずヘリ1機は別置き機体が失われた場合、映像の共有化

○報道が生んだ格差 避難所によって必要物資の不均衡

避難所物資格差 安否・困りごとの伝言板的役割

大量の物資が大中規模の避難所へ。小規模には来ず。配送手段もなし。



本当に必要なものと必要な所に行くための報道の仕方

○命を救うための報道への改善

緊急放送訓練 → 津波への注意喚起と沖合の機器での早く正確な津波予測  
想定外としていたが それを想定内にする努力。

○福島第一原発事故

限られた機関の出す情報をそのまま放送 放射性物質 東京の雨水からも「すぐに健康に影響はない」

(官房長官会見2011/3/22放送)

情報収集先 官邸・原子力保安院・東京電力

専門用語が飛び交う中で事態の評価が出来ず不十分な情報をそのまま流しメディア不信を生んだ。

○「メディアは逃げた」原発報道

福島原発半径20km 避難指示、半径30km 屋内避難指示だったが、テレビ朝日では3/14～凡そ1週間福島県内全域と宮城・茨城の福島に接する一部地域を取材禁止に。

線量計等機器が足りない線量計や防護服等十分なし 苦渋の選択

メディアは逃げた テレビの取材が来ない 避難するかしらないか悩む

福島相馬市長 生中継 立谷秀清 (たちや・ひできよ) 市長

TVは足りないブルーシートを届けてくれる力になった。

・今後自治体の体制とテレビの報道のやり方は考えてほしい。

・原発問題は、冷静に。不安をあおるだけでは問題。 自治体の実態を踏まえてほしい。

メディアの在り方のまとめ 解説 朝日新聞記者 梶原みずほ氏

グッドネイバー Good Neighbor 良き隣人 (地域・コミュニティーへの貢献)

ウォッチドッグ Watchidog 番犬 (=権力監視)

定点観測映像見つめ続ける10年 テレビに出来ること 復興を見つめ続ける

- 岩手・大槌、宮城・石巻、宮城・気仙沼、
- 宮城・石巻・大川小、宮城・南三陸町、
- 福島・浪江町、福島・相馬市、岩手・大槌町、
- 岩手山田町リアス線、
- 岩手陸前高田・高田松原で松の苗が育っている ところで終わる (6分間)

表7.

TBS レビュー 震災10年プロジェクトのレビュー		
日付	登場人物	
2021/3/28日 5:40~6:00	司会：豊田綾乃 TBS レビュー 震災10年プロジェクト 3.11から10年をどう伝えたか／隈元信一元朝日新聞論 説委員・ジャーナリスト、 震災10年プロジェクト 山岡陽輔	「東日本大震災から10年プロジェクト繋ぐ・繋がるスペシャル（NHK 民放共同で行った）」 （隈元）10年前の「しまった」という点があって10年目は、力を入れてやったのではないか。 （山岡）記憶・教訓を繋ぐ。記憶が薄れていることを感じて、自分事としてとらえてもらうよう作った。 傍観者でなく当事者意識をもって取材をするようになった。 TBS・N スタススペシャル 各局定点観測映像で表す。 10年 NHK・民放5局取材者をスタジオに集め討論。報道が過疎の所、メディアスクラムのところ。 （隈元）取材分担が出来ないか。本来のスクラムを組んで出来ないか。 将来的にはその方向になると良い。 視聴者から「まだ、震災のショックから立ち治っていない人もいると思うので、津波の映像はあまり流さないでほしい」⇒山岡「生々しい音声の使用を注意した。津波の映像もむやみに映像を使わない。忘れないでほしいという部分もあるので、試行錯誤していく。時間がたてばたつほど薄れていくことに何らかの方法で抗っていく。」 （隈元）忘れてはいけない・忘れたい被災者のアンビバレントな両面の思いを意識しながらやっていかなくてはいけない。 テレビだからできること⇒隈元・息の長い取材報道をする事、アーカイヴ映像でも効果的に使う。キー局の役割は地方局が困ったときに、繋いで行くヘルプキーの役割がある。

TBS のレビュー番組で、JNN で放送した東日本大震災10年特番を考えた。今回 NHK 民放の共同プロジェクトとして、映像の共同化も行った。今後はその方向でやるべきとのジャーナリスト隈元信一氏の意見だった。

津波の映像については、また、ショックから立ち直れていない人もいるのでプロデューサーはむやみに音や映像を使わない、抑制的なものにした。

ここで、重要なのは、隈元さんの言葉で「忘れてはいけない、忘れたいという被災者のアンビバレントな両面の思いを意識しながらやっていかなくてはいけない。それとテレビだからできることは、息の長い取材報道をする事」という点である。

### ○番組比較

自己検証番組で、震災報道全般を検証しているものは震災から2年以内と10年後に放送されている。年月の変化によって、検証の内容に変化があるか比較をした。

表8. NHK2012年とテレビ朝日2021年との比較

	NHK	テレビ朝日
時 間	1時間12分	1時間27分（検証部分正味50分）
放送日時	2012/3/22（21時～22時12分）1時間12分	2021/3/11（22時～23時27分）検証部分正味50分
登場人物	NHK 局員 17人 行政の長 1人 被災者（SP 入り） 4人	テレビ朝日・ネット局員 5人 行政の長 3人 被災者（SP 入り） 6人
内 容	大津波の危機感 原発事故見えない危険 被災者を支える情報	大津波より被害を優先 失われた空からの目 メディアは逃げた 報道が生んだ格差

(番組を視聴し筆者が作成)

NHK 番組から9年の月日があつてのテレビ朝日の自己検証で、検証部分で比べると、テレビ朝日の方が、20分少ない。NHK では大きく3つに課題を絞ったが、テレビ朝日は大きく4つで、取り上げた課題はほぼ同じ。テレビ朝日では、NHK と違い、仙台空港にあったヘリコプターが津波で流され使用不能であつたので、その対策を施した。また、福島原発については、NHK では、当時まだ試算資料であつたスピーディー（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）を「精度は完全ではないが、一定の科学的根拠がある場合早く伝えること」と踏み込んだ。

テレビ朝日では、「メディアは逃げた」とサブタイトルをつけ、1999年の東海原発臨界事故後の基準を守る取材だったため、取材自粛区域が福島全県のみならず、宮城、茨城の一部にも及んだことを指摘、更に、取材自粛区域の住民に、別の取材可能な場所に移動してもらいインタビューし、そのあと帰ってもらうというようにした記者が、その住民に「あなた達が、取材できない場所とされている所に、私達をまた返すのか」と言われたことを語った。取材者としてこの言葉をどう受け取るか。そこに住む住民に対して私たちは取材に行きませんとどう合理的に説明できるのか。突きつけられたものは大きい。やはり、こうした時の対策を考えられる専門知識を持った記者の育成も、地震訓練での錬成と同時に必要であるが、番組では、放射線測定器等の配備は触れたものの、語られなかった。

表9. テレビ朝日の番組同士の比較

	テレビ朝日2011年	テレビ朝日2021年
放送日時	2011/4/29 14時20分～17時50分（全体4時間半）	2021/3/11 22時～23時27分（検証正味50分）
登場人物	テレビ朝日局員・ネット局員 15人 病院責任者 1人 被災した人（SP入り） 52人	テレビ朝日局員・ネット局員 5人 行政の長 3人 被災した人（SP入り） 6人
内 容	IAT 本社停電、KHB 電話つながらず ヘリコプター 仙台空港は津波被害 海岸の情報カメラ半数近く動かず。 放送していない所では、物資が届かない。 福島第一原発事故事実を隠そうとしていると HPに被災者の安否情報の動画を載せた。 被災地の人々が伝えたいこと サンフランシスコの小学校からの被災地へ絵手紙の紹介	大津波警報よりも地震被害を優先 失われた「空からの目」 報道が生んだ格差 命を救うための報道への改善 福島第一原発事故「メディアは逃げた」 福島相馬市長生中継 メディアの在り方のまとめ

(番組を視聴し筆者が作成)

テレビ朝日では、震災の起きた年の4月29日に「テレビが伝えたことと伝えなかったこと」として、日々のニュースではなかなかまとめられなかった内容を、いち早く自己検証の形で4時間半という長時間特別番組で祝日に伝えた。

他方、10年目の震災の日に「報道ステーション特番」として、放送時間は短くはなったが、特に福島原発事故について「メディアは逃げた」と、震災直後の特別番組より深く、自戒を込めた切り口で詳しく取材自粛地域の状況と記者たちのジレンマを述べている。

また、2011年の特別番組では、震災当初の放送局の動きが詳しく述べられたことと、局の電源が落ちてしまうとテレビは無力であること。電源の入らないところではテレビは見られないこと。当たり前なことだが、それを思い知らされる。また、津波が来ている時に、画面にその様子が映りながら、東京では違うことを伝えていて、岩手の系列局「岩手朝日テレビ」のアナウンサーが「テレ朝！ 津波が来てる！」と怒鳴るシーンは、キー局と地元局との被災状況の温度差が表れるところである。

更に、この時期はようやく避難所に物資が届くようになってきたことと、テレビで取り上げられた避難所には物資が届き、そうでないところは、孤立しているように、避難所での格差が広がっていた。このことは、震災直後の方がより実感が感じられる。この後、モニュメント的な「震災名所」を含む地域は取材されるが、そのほかの地域、特にインフラ等で容易に入れない地域は取材も入らず孤立していき。

加えて、2011年震災直後の特別番組では、番組の半分以上（2時間40分）をかけて「被災した人が伝えなかったこと」として、岩手、宮城、福島のいわゆる「被災3県」のみでなく、茨城、千葉の被災した人迄幅広くインタビューをした。これは、日々のニュースで伝えきれていなかった被災した人々の話を聞くことが、当初、個々人の話を丹念に聞けなかったことの罪滅ぼしのようにも感じたが、単純に人々の話を聞くことでそれぞれ、感じていることが違い、おかれた環境によって「被災者」とひとくくりに言えないという事が分かる。ましてや、津波の被害と、原子力発電所事故の被害の違いは、歴然としている。

表10. テレビ朝日2011年とNHK2012年の番組比較

	テレビ朝日2011年（全体4時間半）	NHK
放送日時	2011/4/29 13時20分～17時50分（4時間24分）	2012/3/22 21時～22時12分（1時間12分）
登場人物	テレビ朝日局員・ネット局員 15人 病院責任者 1人 被災した人（SP入り） 52人	NHK局員 17人 行政の長 1人 被災者（SP入り） 4人
内 容	IAT 本社停電、KHB 電話つながらず ヘリコプター 仙台空港は津波被害 海岸の情報カメラ半数近く動かず。 放送していない所では、物資が届かない。 福島第一原発事故事実を隠そうとしている。 HPに被災者の安否情報の動画を載せた。 被災地の人が伝えたいことインタビュー。 サンフランシスコの小学校からの被災地へ絵手紙の紹介	大津波の危機感 原発事故見えない危険 被災者を支える情報

（番組を視聴し筆者が作成）

テレビ朝日は、放送時間4時間半の大特番で、震災が起きて50日目に放送。対して、NHKは1年後の放送記念日に放送し1時間12分と長さが大きく違った。テレビ朝日も、NHKも自局員を同じくらいの数で出演させて実際の震災や取材が発生当時どうであったかの様子を語った。また、NHKは行政の長（宮城県山元町長）、テレビ朝日は病院事務長（南浜中央病院）が出演した。テレビ朝日で特徴的だったのは、番組の半分2時間半以上の時間を割いていわゆる被災3県（岩手・宮城・福島）のみでなく茨城。千葉の被災した人たちが伝えなかったという声を拾った。

しかし、国政に携わる議員は全く出てこず、国政に携わる政治家はどうしている、何の策もないのか、原子力発電は国策ではなかったか、という疑問を抱かせる。NHKにも国政政治家は出てこない。

時間が短いNHK番組で、被災した人たちの声は、震災1年後で、ある程度冷静に自分の行動が語れるようになったからか「大津波」ですぐ逃げようと思わなかったところや、福島原発事故で「避難」に迷う当時の人々の話を放送した。NHKは、前にも述べた、スピーディーなどのまだ、定着していない新しい分析情報も、今後は一定の科学的な根拠がある場合は積極的に伝えていく事に踏み込んで決めたことを放送している。

又、NHKでは、SNSや、災害FM等新しい協力方法を模索し、より多くの情報をより多くの被災した人たちに伝えることを考えた事を伝えた。

テレビ朝日は、福島原発事故で「テレビは逃げた」と10年目特番では検証し反省するが、この時点ではまだ、震災の混乱状態が続いている為か、「直ちに健康には影響はない」の不自然さ、「専門用語の飛び交う記者会見」「本当の事を伝えているのか、被災した人たちや視聴者の疑問」「現場で安全を確保して取材をする」等の指摘をするにとどまっている。

また、この時点でテレビ朝日では、一人の心療内科医を追い、こうした災害には、心の医療治療が必要であることを指摘し、もっと多くの手が望まれていると指摘する。また、テレビ朝日の特徴は、カメラマンが「撮っていていいのか」「撮る間があるなら救助が優先だろう」と自問自答しながら津波の映像を撮影、自らも自宅が流され被災した者として、苦しみながら取材を続ける様子が語られ、後の「テレメンタリー」というドキュメンタリー番組で2回取り上げられることになる。

## ○自己検証について

「検証とは、しっかり調べて事実を確認すること、および、その確認のために行う作業のことである。一般的には、真偽が疑われる状態の事柄の真偽を確定させるための調査、あるいは、仮説が正しいことを証明するために行われる計算や考察など指す。」(実用日本語表現辞典)

筆者は、TBS テレビ時代の1996年、TBS ビデオ問題の検証番組である「証言」～坂本弁護士テープ問題から6年半～を担当した。テレビが行う自己検証は、誤りがあった時、何故そういう事態が起きたのかを明らかにすること、更に、同じ誤りを二度と起こさないために対策を施すことが求められる。勿論、私たちには捜査権があるわけではないので、十分に調査検証が行われるかと言えば、限界もある。

また、こうした検証のきっかけは、多くは名誉棄損や刑事事件の発生、訴訟等で番組に問題が生じた折に行われるもので、問題番組がなくなり、関係者の処分が終わり、訴訟等が一定の結論に達すると、沈静化とともに、だんだんと忘れられていく。

しかし、例えば「ビデオ問題」は、取材ビデオを、本来は放送でのみ見せるべきものを、インタビューされた人と対立する相手に、強く要求されて見せてしまうという、ジャーナリズムの根幹倫理にかかわる問題を持つ。

また、他の例でよく指摘される「捏造」や「やらせ」といった事があった場合も、同じ根幹倫理の問題を持っているので、新たに仕事について人材には、二度と無いよう、必ず伝えなくてはいけない内容だ。だが、その伝承自体が十分できているか、大いなる疑問がある。

そのため、大きな事件、事故、災害があった際には、必ず、放送の際、情報伝達の方法が適切であったか、誤解やミスリードを生む内容でなかったか、それぞれの放送局が持つレビュー番組で、自己検証することが必要である。

ところが、いずれも、レビュー番組は30分前後ボリュームで、番組表の放送時間も視聴者がよく見る時間帯ではない。こうしたレビュー番組での検証は、今回調べられた限りでは十分と言えるものではなかった(「TBS レビュー」で放送されたのみ)のは、残念な限りで、レビュー番組の特別番組や枠大で、ゴールデン、プライム・タイムでの放送があっても全くおかしくなかった。

## ○全体分析 語られたこと 語られなかったこと 時系列で。

### ○発生から津波襲来

語られた 津波からの避難を促す工夫はある。

家庭電源なく TV 見えない、インターネットでの工夫 Twitter 利用 (NHK)

語られない テレビ局の電源が落ちた問題は解決していない⇒自家発電以外にバックアップは。

## ○津波後から避難状態

- 語られた                   さまざまな情報の提示は掲示板的な工夫で、また安否情報はHPで動画を公開した。  
 取り上げられない地域があるのは語られたが、→対策までは語られていない。  
 全ての地域の取材は難しい  
 避難所によって必要なものが違うところまでは語られた。→自治体との協力は？  
 明確な提示はなかった。
- 語られなかった           被災した人の「助けてください」に答えられなかったことの改革案。  
 自治体・自衛隊との情報共有の方法を探れないか。
- 語られなかったが、     例えば、放送時間の関係で流せなかった取材先の記録は、各局ニュースサイトに工夫して出来るだけ多くの地域を出していき、時間はかかるが、理想的にはすべての地域がまんべんなく人の目に触れていくようにできないか。

## ○原発事故発生前後から避難

- 語られた                   線量計など記者が持つ機器の充実
- 語られていない          災害対応ドローンの映像、自衛隊の撮影映像等の協力活用。
- 語られなかった          原発事故の会見に対応できる、最低限の知識を持つ記者の育成。  
 地震訓練はしているが、原子力発電について放射線の影響を含めた、基本的知識を有する記者を育成するを地震訓練と同等に。
- 今後、新型コロナ禍でのリモート取材や、ドローン等の活用で、災害で孤立化した人達と結ぶ工夫ができるのではないか。2011年よりはるかに、スマートフォンやSNSでの映像電話機能等の活用が出来る。

## ○避難生活から復興、継続報道

- 語られた                   忘れたい、思い出したくないについて「記者たちの眼差し」の中で思い出したくないことがあるというのは、指摘しているが、それをもって、取材しない理由にはならない。取材しなくては、後世にまた同じことを繰り返す可能性がある。
- 語られなかった          周年報道、3月ジャーナリズムと呼ばれることについて  
 筆者は、周年報道、〇月報道がなくなってしまうたら、完全に忘却の彼方になってしまう事を恐れる。周年や〇月報道があることによって取材が保たれ放送される効用があると考える。

## ○まとめ

筆者はTBSでアナウンサーとして36年ほど勤め、地震特番をしている常々無力感を感じていた。「海岸部や港、川の河口付近は津波が来て危険なので近寄らないでください」と伝えても必ずと

言っている程、情報カメラには海を見に来る人影が映っていた。NHKが東日本大震災以来、津波警報が出ると「東日本大震災を思い出してください」「直ちに逃げて」といった表現を使うことを考えたのは、避難を促す一つの工夫だった。今はほとんど使われていないが、TBS時代の地震速報では、1980年代から阪神淡路大震災までは、「揺れは長くて1分です」といい、1分過ぎたら落ち着くといていた。これは関東大震災の揺れが約1分で弱くなったためである。

だが、阪神大震災では長周期振動で高層ビルがゆっくり長く揺れるたこともありこの文言はなくなった。

また、関東大震災は昼前に起こり、火を使っている火事が起きたこともあり、「火の始末をしてください」という文言もあったが、阪神大震災の時に冬で揺れる中、火を消しにいった、熱湯を浴びたり、けがをする人がでて、「揺れが小さくなってから、火を消してください」になり、阪神淡路では最初の強い揺れで、倒れてきたもので圧死する人が多数出たので、重い家具を固定するようになった。

その後の地震が、東日本最震災で、阪神淡路大震災ではほとんどなかった津波の被害と、長周期振動で揺れが長く続き、広い範囲で強い揺れと頻繁な余震が起きた。また、津波の高さは10メートル15メートルと経験のない高さを目の当たりにした。ここから「海岸や河口部からより遠くではなく、より高いところへ。より頑丈な建物に早く避難してください」という文言が入っている。

今回の8番組の震災特番では、放送検証の為、被災した人たちのインタビュー、自治体の長、自社の記者・カメラマン・指揮をとる幹部社員等が出演し、当時の状況、問題点を語る形式がとられている。この研究の中間発表の時、プロジェクトのチームメンバーから「どの番組にも国会議員が出ていない。」疑問が呈された。

災害の対応は各自治体の長が責任者であることはわかるが、こと原発に関しては、国の政策にかかわるものではないか。また、海などの防潮堤は、自治体だけの予算で出来るものではないではないか。何故、国会議員がこのことを話さないのだろう。こうした検証で国会議員の不在は何故か。改めて国会議員は何のために地方から選ばれるのだろうと考えざるを得ない。

また、「直ちに人体や健康に影響を及ぼす数値ではない」と繰り返された。視聴者や被災した人たちは原発事故後に「直ちに人体や…」の言い回しを聞いて違和感をもったと答えている。国は情報を隠している。知っていて隠して、そう言っているのではないかと私自身も疑った。

「官邸にて勤めて初めて分かったこと」(2013年)を書いた下村健一(当時、内閣広報審議官)によると、「本当のことを伝えて」パニックになるのを恐れているのではなく、「間違った情報を伝えて」パニックになることを恐れた。それで「直ちに…」の表現になったという。(同著)

また、当時の政府は事実を隠していたのではないというシーンが「官邸に勤めて…」に出てくる。

3月12日の福島原発第一号機の水素爆発が官邸に知らされたとき、それまできっぱりと「爆発はおきません」と断言していた国の原子力安全委員長は、その場で両手で頭を抱え暫く動けなかった。(同著)事実を隠していたのではなく、事実に関する情報も入っていない、事故の実態を把握できていなかった。

専門家とはいったい何なのだろうか。

今後の原発で事故等問題が起きた時、線量計や防護服等の物資面での備えは分かりやすく揃えやすいのかもしれないが、何より必要なのは、専門家とやりとりできる記者を育てることではないか。今のOJT (=On the Job Training) は限界があるのでではないか。ヒトは都合の悪いことは隠そうとするし「聞かれなかったから答えなかった」という言い訳はよく聞く。原子力発電所の構造や事故の起こり方などベースは最低分かっている、記者教育をするべきではないかこれは地震訓練と一緒に、施設見学も含めて、日本が原発開発に舵を切ろうとしている時必要なことである。

分かりやすいようで、よく考えるとどんな報道なのか、にわかに説明できない「寄り添う報道」という言葉があるが、「マスコミュニケーション」が、被災した人それぞれに「寄り添う」ということは可能だろうか。

寄り添う報道について、答えはないが共有したい(報道の魂 Episode4)と述べていた。「テレビが伝えたこと、伝えなかったこと」(テレビ朝日特番2012年)の中で、スタジオで吉岡忍氏が「個別ニーズにマスがどう対応するか、(無茶かもしれないが)思い切ってやらないといけない。」と指摘している。更に別のシーンで同氏は「一つ一つの具体的問題を解決の為、家が壊れたら法律・保険の専門家に聞き、解決の突破口を示す。⇒痒いところに手が届くのではなく、被災した人は「弱い人、かわいそうな人」と見ないことだというのが、ヒントになる。

また同番組で名取市の心療内科医が、「外から来た人は、被災した人に共感するが、それを越える同感が必要」というのも寄り添うことになるのではないか。

テレビの流す情報は、手元に形として残らない。ビデオやDVDとして残したものは、いざという時にその場で再生して見ている訳にはいかない。ここまで津波が来たというモニュメントや、海拔○mの標識のように、地震や津波のその時に役立つには、しつこく繰り返して何度も放送するという、テレビの特徴を使うことで、補う事ができるかもしれない。

電源が落ちたらどうする ⇒自家発電の強化はあるが、地震の影響を受けない「クラウド」に情報を上げる。その際、特別に震災の時に見るサイトや新たなサイトではなくいつものサイトで見られるように工夫をする。

その際動画にこだわらず文字情報のチェンジや更新で伝えることも必要と考える。

コミュニティーFMは確かに役に立つが、災害が起きたから作られるのが災害FMで、災害が起きてから新しい周波数が割り当てられて、この数字で聞いて下さいと広告をする。従来からある放送と比べて、圧倒的に不利だ。普段見聞きしているサイトやチャンネルを出来るだけ維持していく工夫が必要だ。

震災初期、「がれき」という言葉は使わないでほしいと言われた。元はみんなの大事なものだった、家にしても、アルバムにしても、ランドセルや、絵や着物や。それが水をかぶり、所有者がい

なくなると「がれき」なのかと。同じように簡単に使ってしまうが逆に空虚に響く言葉が、「あの日を忘れない」「絆」「希望」「前を向いて生きよう」(TBS 報道の魂 episode4)、「復興」「頑張ろう○○」空虚に響かず言葉として使うためにはどうしたらいいか。答えがない。

さて、いま「オンデマンド」ばやりの世の中で、見たい時、知りたい時に動画を見るのが常識で、決まった時間に放送するテレビは敬遠される。だが震災があったその時が、「オンデマンド」として最も見たい、知りたい瞬間である事をもう一度テレビは認識する必要がある。

## 謝辞

本論文は、公益財団法人放送文化基金の助成(2021年度)を受けた「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

## 注

(1) GX 戦略会議後の岸田総理発言 [https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202208/24gx.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202208/24gx.html)

## 参考文献

- ニュースを破壊するものは何か? フェイクニュース、ポスト真実、そしてワイドショー文化について  
山腰修三 調査報道デジタル2022年8月8日02:35 <https://tbs-mri.com/n/n732d0b60fece>
- 「最後の声 ドキュメント災害関連死」 山川徹 角川書店 2022年2月
- 「逢える日まで 3.11遺族・行方不明者家族10年の思い」 河北新報社編集局 金菱清 2022年2月
- 世論調査に見る震災10年の人々の意識・私たちは東日本大震災から何を学んだのか  
「放送研究と調査」MHK 放送文化研究所 2021年7月号
- 「原発震災のテレビアーカイブ」 小林直毅編著 法政大学出版社 2018年3月
- 「戦後日本メディアと原子力問題 原発報道の政治社会学」 山腰修三編著 ミネルヴァ書房 2017年3月
- 「福島第一原発事故 原子力災害報道の諸問題  
—被災県の放送局におけるニュース生産過程のエスノグラフィーとアンケート調査より」  
桶田敦 (TBS テレビ/早稲田大学) 社会情報学 第3巻3号 2015
- 「首相官邸で働いて初めて分かったこと」 下村健一 朝日新書 2013年3月
- 東日本大震災時の災害情報の伝達と住民の行動  
—陸前高田市・南三陸町・仙台市・名取市・山元町住民調査をもとにして  
東日本大震災における津波避難 —聞き取り調査から避難成否の要因を探る—  
災害情報調査研究レポート Disaster-Information Management Vol.16 2012  
中村功 (東洋大学) 中森広道 (日本大学) 福田充 (日本大学)
- オムニバスドキュメンタリー 3.11大震災記者たちの眼差し JNN TBS サービス 2012年3月
- 「原発報道とメディア」 武田徹 講談社現代新書 2011年6月
- 「検証 東日本大震災 その時ソーシャルメディアは何を伝えたか」  
立入勝義 ディスカバー携書 2011年6月

# 「復興」をめぐるメディアと政治 —メディア・イベント論の観点から—

三谷 文栄\*

## 1. はじめに

本論は、東日本大震災の復興をめぐるドキュメンタリーと復興五輪を「メディア・イベント」の観点から分析することを通じて、民主主義社会におけるメディアの役割を考察するものである。

民主主義社会において、メディアは必要な情報を素早く伝達し、一般の人々に共有させることに加えて、重要な出来事を想起・記憶させる。例えば、大きな災害や出来事が発生したことによって生じた多様な政治的社会的な諸問題は、その直後は大々的に報道されるものの、長引くにつれて報道量が減少し、注目されなくなっていく。しかし、メディアはその出来事が生じた時期に合わせて特集を組むことで、出来事を想起させ、それによって生じた諸問題への対応を問いなおすという役割を果たしているのである。こうした過程を分析する際に、重要な視座を提供する理論がメディア・イベント論である。

メディア・イベントとは、メディアによって大々的に放送され、大規模なオーディエンスを獲得するイベントである（ダヤーン、カツ 1992=1996：18-21）。それは放送によって日常が中断されるという特徴を有する。その代表的な例にオリンピックが挙げられる。オリンピックが開催されると、多くの人々が自国の選手が活躍するスポーツの視聴を試みる。その結果、生中継を中心に通常とは異なるテレビ編成が生まれ、またいつもならテレビを視聴しない時間帯でも多くの人々が視聴する現象が生じる。そして、自国の選手が活躍し成果を残すと、視聴者は自国に対する「誇り」などの感情が喚起される。メディア・イベントでは、「誇り」や「栄光」といった社会の統合を促すような物語が提示され、そのイベントに対する合意が獲得される。そして、メディア・イベントが成功することでその物語は広く共有されることになる。メディア・イベント論は、こうした過程を通じて国民国家という社会の統合が促されるとする理論である。

メディア・イベント論は国民国家における社会の統合というメディアの役割を検討するうえで重要な視座を提供している。しかし、情報通信技術の発達により、大規模なオーディエンスを獲得することが困難になった。番組録画やインターネットを利用して時間をずらして視聴することは少なくない。また、ソーシャルメディアでそのメディア・イベントに対する批判の声が高い場合、大規模なオーディエンスを獲得することがより一層困難になる。こうしたメディア環境において、メディア・イベントを通じて社会の統合ではなく、社会の分断が明示されるとする指摘もある（Katz and Liebes 2010：33）。

加えて、メディア・イベント論では、大規模なオーディエンスを獲得するイベントが同時期に複数存在する場合を想定しているとは言えない。複数のメディア・イベントが異なる物語を提示し、

---

\*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 准教授

競合した場合、いかなることが生じるのか。いずれかが優勢となり社会の統合が促されるのか、あるいは分断が明示されるのだろうか。本論では、こうした視点から東日本大震災のメディア・イベントと東京オリンピック・パラリンピックのメディア・イベントを取り上げ、各イベントが提示する物語を分析する。

日本の主要マス・メディアは、2011年3月の東日本大震災・福島第一原発事故以降、毎年3月に被災者の生活や東北の復興の過程を取り上げ、「3月ジャーナリズム」と表現されるほど大きく報道してきた（米倉 2022：5；原・大高 2019：69）。新聞では特集が生まれ、テレビでは被災地からの中継や東日本大震災をテーマにしたドキュメンタリーやドラマが数多く放送されるなど、3月11日前後の新聞報道やテレビの編成は他の月とは異なる様相を呈している。東日本大震災をめぐる3月の報道は、「メディア・イベント」として成立している。そのメディア・イベントでは、毎年3月に復興の途上にある被災地や被災者の様子が描かれ、深い傷が生々しく残っていることが想起され、その物語が共有されるのである。

こうした東日本大震災をめぐるメディア・イベントが提示する「復興」の物語を検討するうえで、2021年に行われた東京オリンピック・パラリンピック（以下、東京五輪）は重要である。東京五輪は招致の段階から、国民からの支持を獲得するため、「復興五輪」という象徴的な言葉を用いてきた。東京五輪というメディア・イベントが提示する「復興」の物語は、東日本大震災のメディア・イベントが提示する物語とは異なるものである。「復興」五輪の物語は、東日本大震災の「復興」の物語にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。

以下では、メディア・イベントとしての「復興」五輪が提示している物語を明らかにしたうえで、その物語が東日本大震災の「復興」の語りに影響を及ぼしたのか、あるいは及ぼさなかったのかをメディア・イベントの観点から分析する。それを通じて、メディア・イベントが社会に何をもたらすのかについて考察する。

## 2. 「復興」五輪の物語

### 2-1. 政治における「復興」

2011年3月11日、三陸沖を震源地とする未曾有の地震が東北地方を襲った。多くの命が失われたうえ、地震で建物は倒壊し、津波により多数の家屋が流されるなど、甚大な被害が生じた。それにより、多くの被災者がそれまで住んでいた家や地域を離れることとなった。こうした状況に対処すべく、当時の民主党政権は2011年3月12日の閣議で災害対策基本法に基づき被災地域を財政援助の対象とするなど、素早い動きを見せた。

こうした政府の動きを論じる際、政府は被災した地域の被害を元通りに戻すことを「復旧」とし、「復興」と区別していたことは重要である。復興庁の「東日本大震災からの復興の基本方針」（2011年7月9日）には、以下のように記されている。

「国は、（……）被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない」（復興庁 2011年7月9日、下線部、筆者による加筆、以下同）。

また、東日本大震災復興構想会議は『復興への提言～悲惨の中の希望』（2011年6月25日）において、以下のように述べた。

「復興に際しては、地域のニーズを優先すべきである。同時に、長期的な展望と洞察を伴ったものでなくてはならない。一方で高齢化や人口減少等、わが国の経済社会の構造変化を見据え、他方で、この東北の地に、来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求するものでなければならぬ。そこで、高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、環境、公共交通、省エネルギー、防犯の各方面に配慮したまちづくりを行う。……これらを通して、新しい地域づくりのモデルとなるこの地の復興を目指すことが望まれる。」（東日本大震災復興構想会議 2011：7）

これらに提示されている「復興」が、復旧した後の「将来」を見据えたという点は重要である。東日本大震災以前から、高齢化や人口減といった問題を抱えていた被災地は少なくない。「復興」とは、東日本大震災の前の状態に戻すのではなく、そうした諸問題を解決し、理想や「モデル」として思い描かれる被災地の将来像だと言える。

それでは、その将来像に到達するために何が求められるのか。上述の「地域のニーズを優先すべき」と指摘する一方で、東日本大震災復興構想会議は、復興の原則の一つに「被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す」と定めた（東日本大震災復興構想会議 2011：iv）。これらの内容は、「地域のニーズを優先すべき」と言いつつも、復興において「来るべき時代をリードする」ような「新しい地域づくりのモデル」となるよう、同時に不況にあえぐ日本経済を活性化させることを重視している。すなわち、地域の実情を細かに拾い上げ、それに沿った「地域のニーズ」に基づく復興が後景に退いていると言える。<sup>(1)</sup>

矛盾をはらんだ「復興」は、様々な場面で象徴的に言及された。例えば、2012年の衆議院選挙で公表された自民党が選挙公約集は、冒頭にある安倍晋三総裁の挨拶の次に「まず、復興。ふるさとを、取り戻す。」というフレーズを大々的に打ち出し、「復興」の重要性を訴えた（図1参照）。この公約集は復興、経済、教育、外交、暮らしの5つの政策の柱を立てたと述べている（自民党 2012b）。冒頭に「復興」を置いてはいるものの、政策集の大きな柱は経済、教育、外交、暮らしの4つの政策である<sup>(2)</sup>（自民党 2012a）。また、公約集を公表した記者会見の質疑応答も経済政策が主な争点となっており（自民党 2012c）、2012年の衆議院選挙の時点で「復興」は具体的なものというよりは、象徴的な言葉として用いられていたと言える。

このような象徴としての「復興」は、特に五輪の招致活動において活用された。東京五輪は、石原慎太郎都知事が2005年に2016年開催の東京招致を宣言したものの、2009年の国際オリンピック委員会（IOC）総会で敗れ、リオデジャネイロへの招致が決定した。その後、2020年開催を目指したものの、五輪を招致する意義がないと指摘されていた。石原都知事は、五輪を招致する意義を東日本大震災に見出していくことになる（読売新聞取材班編 2022：48-49）。すなわち、東日本大震災から復興した日本を世界に見せる機会と見なし、東京五輪を「復興のシンボル」に位置づけたのである（吉見 2021：40）。

図1 2012年衆議院選挙の自民党の選挙公約集より

# まず、復興。 ふるさとを、 取り戻す。

私たちは、これまで被災地に何度も足を運び、  
本当に苦しんでいる被災者の視点に立った  
復旧・復興に全力で取り組んできました。  
政府の取り組みは遅すぎます。  
今後数年以内に、極めて高い確率で首都直下型や  
南海トラフの巨大地震が発生すると予想されています。  
東日本大震災を大幅に上回る被害があると指摘される中、  
民主党政権ではいっこうに対策が進んでいません。  
国民の生命と財産を守ることが政治の使命です。  
私たちは、何よりも早期の復興と  
国民の「命を守り抜く」防災対策を徹底します。

出典：自民党（2012a：45）

東京五輪の招致活動に、被災地が「利用されている」との批判がある一方で、こうした復興の象徴としての五輪を政治エリートたちは受け入れていた。例えば、野田佳彦首相は2012年5月24日、東京が2020年の夏季五輪開催都市の第1次選考を通過したことについて、五輪開催は「東日本大震災からの復興を示すことにもなる」とのコメントを発表している。

「復興五輪」というスローガンは、日本国内で積極的に用いられ、五輪招致への支持が獲得されていった。しかし、東京招致決まった2013年 IOC ブエノスアイレス総会において、気仙沼市出身のパラリンピック選手が震災に触れて、スポーツが夢と力を与えていると述べたものの、「復興五輪」が強調されたわけではなかった。IOC 側には東京を会場とする場合の懸念事項として「フクシマ」が存在していた。こうした懸念を払拭すべく、安倍首相はその総会で福島第一原子力発電所の状況は「アンダーコントロール」と述べ、災害による影響は問題ないと明言したのである。

重要なのは、「復興のシンボル」としての五輪——すなわち「復興五輪」は、あくまでも「象徴」でしかなく、確固たる信念をもって提示されたスローガンではなかったという点にある。例えば、2016年10月12日、小池百合子都知事は「復興五輪への回帰」を強調しつつ、コスト削減のためポート・カヌー会場を東北に移す案を提示した。それを受けて、村井嘉浩・宮城県知事は「被災者にとって『復興五輪』が身近になる」と歓迎の意向を表明した（読売新聞取材班 2022：147）。しかし、移設案に対して組織委員会と IOC が難色を示し、提案から2か月後、移設案は見送られた。この一連の過程ではコストの負担が主要な争点となり、組織委員会、日本政府、小池都知事は「復興五輪」のためにと腰を据えて議論することはなかった。

このように、「復興五輪」という象徴的な言葉は、厳密な定義を議論されることなく、世論を喚起するときなど必要に応じて用いられた。また、安倍政権においては、被災地の経済的な復興や施設の復興と復興五輪を関連づけて、その成果が強調された。例えば、2020年1月、安倍首相は施政方針演説において、復興五輪の成果として、以下のように復興に言及した（首相官邸 2020）。

「常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。浪江町では、世界最大級の、再生エネルギーによる水素製造施設が、本格稼働します。オリンピックでは、このクリーンな水素を燃料とする自動車が、大会関係者の足となります。そして、大会期間中、聖火を灯し続けます。リチウムイオン電池、AIロボット。未来を拓く産業が、今、福島から次々と生まれようとしています。」

加えて、安倍首相は2020年3月11日の追悼の言葉においても、以下のように五輪に言及した（内閣府 2020）。

「震災の発生以来、地元の方々や関係する全ての方々の大変な御努力に支えられながら、復興が進んでまいりました。世界各国・各地域の皆様からも、多くの、温かく心強い御支援をいただきました。心より感謝と敬意を表したいと存じます。世界の多くの方々に、「復興五輪」と言うべき今年のオリンピック・パラリンピックなどの機会を通じて、復興しつつある被災地の姿を実感していただきたいと思えます。」

このように、復興五輪が被災地域にとってどのように「復興」を促進するのか／してきたのかといった点は明示されないまま、「復興」・「復興五輪」という象徴的な言葉は、政策の正当化のために積極的に用いられたと言える。

## 2-2. 「復興」五輪と「心の復興」

象徴的なものとしての「復興」という言葉は、政権のみならず、五輪の運営側でも用いられた。例えば、五輪の組織委員会は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都ポータルサイトにて、「2011年に始まった東京2020大会の招致活動では、スポーツの力が東日本大震災の被災地に夢と希望をもたらすことを訴えました。復興オリンピック・パラリンピックは東京2020大会の原点です」と述べたうえで、「スポーツの力で被災地に元気と感動を届けます。そして、様々な困難を乗り越え、復興へと歩む被災地の姿を世界に発信し、支援していただいた人々に感謝を伝えていきます」としている。五輪を通じて被災者の方たちに「元気」と「感動」を与えることによって、復興へと向かう力になること——「心の復興」が、復興五輪の目指すものだとしている。

「心の復興」は東京2020大会組織委員会のポータルサイトで、言及されている象徴的な言葉である。ポータルサイトの「オリンピック・パラリンピックと被災地復興」という項目では、「つなげよう、スポーツの力で未来に」というコンセプトを紹介し、以下に見るように「心の復興」を訴えた。

「スポーツには、「夢」、「希望」、「絆」を生み出す力があります。2011年に発生した東日本大震災からの復興の過程においても、スポーツが子供たちを笑顔にする一助となってきました。東京2020組織委員会は、世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックを通じて、被災地の方々に寄り添いながら被災地の魅力とともに世界に向けて発信し、また、スポーツが人々に与える勇気や力をレガシーとして被災地に残し、未来につなげることを目指します。ま

た、東京2020大会が復興の後押しとなるよう、関係機関と連携して取組を進めながら、スポーツの力で被災地の方々の「心の復興」にも貢献できるようにアクションを展開します。

これらに見られるように、五輪運営側における「心の復興」は元気や夢を与えることが念頭に置かれている。復興庁も同様に、復興五輪は、五輪を通じて復興についての理解や共感を深めてもらい、被災地への関心や繋がりを深め、「勇気づけること」などを通じて復興を後押しすることを主眼としていると説明している。

ただし、復興庁のホームページによると「心の復興」とは、単に元気や夢を与え、勇気づけることを通じて復興を後押しするものだけを意味していない。そこで、心の復興とは、「避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいつくり等」が例として出されており、より生活に根差した復興を指している。

加えて、五輪は世界に放送され、注目されるイベントであることから、夢や希望、勇気づけられるのは、被災地や被災者に限らないことも重要である。すなわち、「復興」五輪における、「復興」が十分に考慮されていないと言える。

このように、「復興」も、「心の復興」という言葉の定義が共有されないまま、政治エリートや五輪組織委員など、五輪に関与する各種のアクターは「復興」を押し出して五輪の準備を進めていった。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京五輪は2020年から2021年開催に延期した。2021年の「東日本大震災10周年追悼式」での式辞で、菅義偉首相は「震災から10年が経ち、被災地の復興は、着実に進展しております。地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりがおおむね完了するなど、復興の総仕上げの段階に入っています。」と述べながらも、「復興五輪」に言及しなかった（首相官邸 2021）。

この復興を「総仕上げの段階」とする見解は、安倍首相や復興庁などからも提示された（首相官邸 2020）。「住まいの再建・復興まちづくり」とあるように、そこには地域の実情や駒中ニーズに対応した「復興」は見られない。この「復興」という象徴を用いた五輪の物語は、未曾有の災害が発生し（起）、多くの被災者が苦しむなか（承）、五輪の招致が決定したことで前向きになり（転）、五輪得た勇気と感動を糧に、東北は「復興」する（結）というものである。そして「総仕上げの段階」は、この物語の「結」の段階であることを意味すると言える。

このように、政治において「復興」は、日本経済の立て直しとともに被災地の産業支援を行い、住まいやまちづくりを再建することを意味していた。しかし同時に、「地域のニーズ」や「ふるさとを取り戻す」といった言葉にあるように、地域の細かな実情やニーズに応えることにも言及しており、矛盾をはらんだ曖昧な「復興」であったと言える。そうした曖昧な「復興」と「五輪」が関連したが、当然のことながら「復興五輪」における「復興」も、政治や五輪組織委員の間でも特定の意味で共有されることはなかった。

定義が曖昧な「復興」は、象徴として重要な機能を果たす。状況が曖昧で不透明である一方、人々の情緒を揺さぶる場合、人々はそこに自分なりの意味を見いだす（エーデルマン 1964=1998: 43）。復興という象徴は曖昧であるがゆえに、自分なりの意味を見いだすことで、「復興」や「復興五輪」に対する支持を獲得することが可能となる。このように、「復興」は象徴的な言葉とし

て多用されたのである。

### 3. 「復興」をめぐるドキュメンタリー

#### 3-1. 先行研究

こうした「復興五輪」の物語は、復興をテーマにしたドキュメンタリーにおいてどのように反映されていたのであろうか。これまで、東日本大震災や福島第一原発事故をテーマとした研究は、数多く行われてきた（伊藤 2012；上丸 2012；新聞通信調査会編 2013；山腰編 2017）。また、東日本大震災とテレビに関する研究も蓄積され、大震災から年月を重ねるにつれ、多様な視点からの研究が進められるようになった（谷・水原・米倉・小林 2022：7-8）。

東日本大震災をテーマにしたドキュメンタリーは、発生後間もない段階から研究されており、その成果は蓄積されてきた（例えば遠藤 2012；丹羽 2013など）。遠藤（2012：220-221）は福島原発事故のドキュメンタリーを分析し、NHK ではマクロな視点が、民放ではミクロな視点が採用されていたことを示した。換言すると、NHK では歴史的な文脈において原発政策や原発事故をテーマにして取り上げる傾向がある一方で、民放では被災者視点に立った番組が作成されていたのである。また、メディアが、国策として進めてきた原発の推進にかかわってきた自身を相対化する視点が不十分であったことも指摘された。また、丹羽（2013）は東日本大震災のドキュメンタリーにおいて、取り上げられているテーマを分類している。

注目すべきは、震災後10年分のドキュメンタリー『NHK スペシャル』（207本）と震災10年目のNHK と民放のドキュメンタリーを分析し、その変化や傾向を示した研究である（古澤・米倉 2022）。長期的な分析からは、ドキュメンタリーの領域においても、「3月ジャーナリズム」化が見られること、3月に放送されるドキュメンタリーには「津波のメカニズム」や「被災地の復興」「原発事故の検証」など、テーマが定番化していること、そして10年目のNHK と民放のドキュメンタリーの分析からは、NHK が広域的かつ多角的に問題にアプローチするのに対し、民放では少数の人物に密着しながら、特定の地域を限定して描いていたことが明らかにされた（古澤・米倉 2022：46-47）。

これらの研究で示された知見は、メディア・イベントという観点からいづれも重要なものである。メディア・イベントは、日常が中断されるほどのイベントであることから、ドキュメンタリーの領域においても3月ジャーナリズム化の傾向が見られたことは、復興をめぐるドキュメンタリーをメディア・イベントとして捉えることの有効性を示していると考えられる。また、3月に放送されるNHK のドキュメンタリーが「定番化」し、マクロな視点で描いていたことを考えると、本論で分析するドキュメンタリーで提示される物語も一定程度、「定番化」していると考えられる。

このように、東日本大震災とドキュメンタリーに関する研究も進められてきたが、「復興五輪」を中心においた研究は十分に進められていない。その背景の一つとして、東日本大震災や福島第一原発事故を取り上げたテレビニュースやドキュメンタリーにおいて、復興五輪が常に言及されてきたわけではないことが挙げられる。例えば、原（2022）は東日本大震災から10年間のテレビ報道の推移を検証しており、復興五輪報道は2016年度が13位、2017年度は93位、2018年度は27位、2019年度は16位、2020年度は77位と常に注目されているわけではないことを指摘している。報道量が最も多かった年は2016年10月で、競技会場問題が取り上げられていた時期であった。それ以外では2018

年7月（開閉会式の総合演出担当者の発表）、2019年3月（聖火リレーの出発地の決定）、2020年4月（桜田義孝五輪担当大臣の失言）、2020年3月（オリンピック延期決定）、2021年3月（聖火リレースタート）と、特定の出来事があるときに報道量が増えていたのであり、「復興五輪」を中心的なテーマとして継続的に報道してこなかったと言える。

テレビニュースにおいて、「復興五輪」が取り立てて注目されていなかったことを表すように、福島原発事故のドキュメンタリーを中心に分析した研究でも、復興五輪が大々的に取り上げられていたわけではないことが指摘されている（七沢 2021）。原発事故と復興を取り上げたドキュメンタリーの中でも、表向きの復興のイメージと現実とのギャップに着目し、住民の目線から復興の内実を問うものが多く見られた。この研究は、復興五輪の物語は、福島原発事故に関するドキュメンタリーの語りに大きな影響を及ぼさなかったことを示唆するものと言える。

新聞報道においても、「復興五輪」が中心的なテーマとなって大々的に論じられてきたわけではなかった。全国紙は東京五輪開催決定前後に、「復興五輪」について高い関心をもって報道していたが、次第に失われたと指摘されている（笹生 2022：75）。当然のことながら、「復興五輪」を批判する声は全く報道されてこなかったわけではない。例えば、上述でも言及した2020年の安倍首相の施政方針演説に対して、檜葉町の住民の「元の姿は取り戻せていない。五輪の開催は歓迎だが、『復興』と『五輪』を無理やり結びつけている」といった声を紹介していた（『朝日』2020年1月21日）。しかし、そうした記事も圧倒的に多かったわけではない。また、「復興五輪」を取り上げた社説においても、「復興五輪」を掲げたのだから、被災地への配慮も必要だ」（『朝日』2015年2月10日）や、「復興五輪」ならば、震災被災地と大会をつなぐ工夫が必要だろう。」（『朝日』2015年9月13日）、「双葉町に限らず、あちこちの町や村に、汚染土などを詰め込んだ保管袋が積み上がる。聖火リレーのコースからは目に入りづらい光景だ。住民には「復興のアピールはパフォーマンスに過ぎない」とも映る。」（『朝日』2020年3月11日）など「復興五輪」そのものを批判的に検証されていなかった。むしろ、被災地への支援や復興が不十分であることを批判するために用いられる象徴的な言葉として「復興五輪」に言及していたと言える。

それを表すように、2020年に入ると、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞は東京五輪をテーマにした連載記事を掲載し、コーナーを設けるなど積極的に情報発信をし続けた（有賀・稲葉・加藤 2021：104-106）。

他方、被災地の地元紙はまた異なる様相であった。例えば、河北新報は、東北の人々が東京五輪によって「復興が置き去りにされる」という意識を強く抱くようになったという世論調査結果を報道したり、地元住民の批判的な声を紹介したりしていた（吉見 2022b：82；有賀・稲葉・加藤 2021：120, 123）。被災地においては政治エリートや組織委員会の提示する「夢」や「希望」という曖昧なものとしての「復興五輪」ではなく、五輪を復興にどう生かせるのかが模索されていたと言える。

このように、先行研究からは、復興五輪を通じて様々な分断が明示されていたことが示された。復興五輪の語りや復興をめぐるドキュメンタリーの語りに影響を及ぼしたのかを分析するうえで、これらの指摘は重要である。なぜなら、そうした分断が復興をめぐるドキュメンタリーでいかに表現されているのかを検証することによって、ドキュメンタリーにおける復興五輪の位置づけが明らかになるからである。また、そうした分断が言及されていない場合、復興をめぐるドキュメンタリーが復興五輪の物語を受け入れているのかという視点から分析することも可能である。

表1. 分析対象ドキュメンタリーの一覧

シリーズ東日本大震災	初回放送日
もっと高いところへ～高台移転 南三陸町の苦闘～	2012年3月10日
震災4年 被災者1万人の声～復興はどこまで進んだのか～	2015年3月8日
“26兆円”復興はどこまで進んだか	2016年3月12日
“仮設6年”は問いかける～巨大災害に備えるために～	2017年3月11日
避難指示“一斉解除”～福島でいま何が～	2017年3月11日
めざした“復興”はいま…～震災7年 被災地からの問いかけ～	2018年3月11日
終の住みかと言うけれど…～取り残される被災者～	2019年3月10日
“復興ハイウェイ” 変貌する被災地	2020年3月11日
NHK スペシャル	
定点映像 10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”～	2021年3月11日

出典：筆者作成

### 3-2. 分析の視座

先述したように東日本大震災をテーマにしたドキュメンタリーは数多く存在する。10年間のNHK 民放各局のドキュメンタリーを総計すると1000本を超えると指摘されている（古澤・米倉 2022）。

本研究の問いの一つは、復興五輪の語りが、復興をテーマにしたドキュメンタリーにいかに関与を及ぼしたのか、というものである。この点から考えると、単体のドキュメンタリーをとりあげるのではなく、復興をテーマにシリーズ化されているもので、2013年のIOCの総会で東京招致が決定された以前から放送されていたものが望ましい。そこで、本研究では東日本大震災の被災地や被災者、復興をテーマにしたNHKの「シリーズ東日本大震災」を分析対象として取り上げることとする。

シリーズ東日本大震災のドキュメンタリーは、2011年6月11日の第1回放送から2020年3月11日までに、49本の作品が発表されている（参考資料1）。本研究は「復興」の語りへの影響を分析するという目的から、3月11日前後に放送されたものを取り上げて、分析する。シリーズ東日本大震災で3月に放送されたものは、表1の通りである。

ただし、日本大学法学部の映像アーカイブに、2012年のものは見られなかった。そのため、シリーズ東日本大震災からは、2012年のものを除く7本を分析対象とする。また、東京五輪が2021年に行われたことから、2021年3月11日前後のドキュメンタリーを分析することも求められるが、シリーズ東日本大震災は放送されていなかった。そのため、2021年は3月11日に放送されたNHKスペシャル「定点映像 10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”～」を取り上げて分析する。

本論では以下の3つの視点から分析を行う。

第一に、ドキュメンタリーにおいて五輪が言及されているのか、という点である。「復興五輪」と名付けられているように、五輪と復興が結びついている以上、何らかの形で言及していると考え

図2 東京五輪のニュースを見つめる被災者（2017年3月11日）



られる。言及されている場合、いかなる形で言及されているのか。もしくは全くされていないのか、といった点を明らかにする。

第二に、夢や希望や勇気を与えるといった「心の復興」という観点から、被災者の心的描写がいかなるものであるのか、といった点を分析する。

第三に、復興五輪の物語で提示されている「復興の最終段階」といった言説が、復興をめぐるドキュメンタリーにおいてどのようにみられるのか、という点である。五輪関係の報道のみならず、復興をめぐるドキュメンタリーにおける、「復興」の語りにはいかなる変化が見られるのか、あるいは見られないのかといった点を検証する。

これら3つの視点から分析を行うことを通じて、復興五輪の物語が、復興をめぐるドキュメンタリーの物語に影響を及ぼしたのかを明らかにする。

### 3-3. 分析

第一の、五輪が分析対象のドキュメンタリーにおいて言及されたのは、2017年3月11日に放送された「“仮設6年”は問いかける～巨大災害に備えるために～」のみで、それも一場面のみであった。そこでは、長引く仮設住宅での暮らしが、復興（自宅の再建）への意欲をそいでいるという、ナレーターによる指摘の後、四畳半二間の仮設に妻と二人暮らしのKさん（75）を紹介した（図2）。図2の場面では、3年後の東京オリンピック、競技場などの建設が急ピッチで進められているとナレーションが流れた。その後、小池百合子都知事が五輪の旗を笑顔で振っているニュース映像を見つめ、Kさんは以下のように述べた。

「オリンピックやワールドカップは期限を決めてやるでしょ。何年の何月までって。この復興は、われわれの盛り土やかさ上げは何年の何月までって決めたからそれまでにやるってわけじゃない。」

このような批判的なコメントの後、Kさんは仮設の生活が再建に向かう気持ちが前向きにできず、諦めそうになる心情を吐露した。

分析対象のドキュメンタリーにおいて、唯一五輪が言及された場面では、笑顔の小池都知事と仮設にいて復興五輪の恩恵を受けられない被災者という対極的な映像が流されていた。いうなれば、復興五輪の光と影が描写されていたと言える。

第二の「心の復興」に関して、上述描写にも表れているように、被災地の復興に取り残される被災者の心情は分析対象のドキュメンタリーで多く取り上げられていた。特定の一人に焦点を当てて語る場合もあれば、被災者を対象としたアンケートから、その声を抜き出して紹介する形で被災者の現状を伝えるものもあった。

例えば、上述の「“仮設6年”は問いかける～巨大災害に備えるために～」(2017年)では、被災者に対して行われたアンケートでは、7人に一人が住宅を再建するつもりはないと答えており、「6年目ともなると、その分、年も取って、前に進む気力がなえてしまいます。」(60代女性)と、「心の復興」が追い付いていないことが示されている。「めざした“復興”はいま…～震災7年 被災地からの問いかけ～」(2018年)は、災害公営住宅に住んでいる人へのアンケートの結果を取り上げた。「復興の実感があるか」という問いに対し、「実感」、「やや実感」と実感している被災者は24%であった。また、「もう復興も終わったし、自立をしなさいとほっぼられた気がして」(岩手75歳女性、32分2秒)、「復興というけれど、全然私には理解できない。生きていることが嫌になる。」(福島73歳女性、32分11秒)といった声を紹介したうえで、阪神淡路大震災を経験したNPO 法人代表の以下のインタビューを流した。

「復興住宅の外を車で走ると「きれいな街だな」と思ってそれで終わり。止まって、一皮めくれば、人の姿が見える。人の営みが見える。それを見たときにそれでも復興なんかと、逆に問いたい。今ここで生きているけれども、「ちょっと幸せになったな」とか「楽しいな」とか思えるような、そういうところを目指さないと、そういう施策を目指さないと、ほとんど意味がない。」

このように、現在の復興政策によって建物などが整っていく一方で、取り残された被災者の支援が十分ではないと政策を批判した。

また、2021年の「定点映像 10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”～」では、震災後10年間行われたアンケートの回答を比較した。住まいの問題が解決したと感じる人は8割の一方で、阪神・淡路大震災と比べていずれの項目でも復興したという実感は低い水準であることを指摘している。そして、震災でパートナーを亡くした人の2年目のアンケートには「復興の兆しを少しでも目で、肌で感じたい」とあったものが、9年目のアンケートに「復興？」と疑問を投げかけ、復興に取り残される声を紹介した。

このように、分析対象において、「心の復興」が十分になされていない現状が描かれていた。

第三の「最終段階」についてだが、分析対象ではその前提となる「復興」とは何か、問われ続けていた(表2参照)。例えば、「“復興ハイウエー” 変貌する被災地」(2020年)では、高速道路が建設され、住宅や町が再建していく様が映し出された。そうした激変する状況に立ち向かい、対応する人々が描かれる一方で、その変化に立ちすくむ人々が描写された。そのうえで、番組の最後

表2. 分析対象における「復興」を問う場面（一部）

番組名	放送年	場面	発言者	内容
避難指示“一斉解除”～福島でいま何が～	2017年	47分20秒	柳澤秀夫 (NHK)	飯舘村をはじめとする福島の実現は、復興とは一体何なのか、誰のための復興なのか、改めて私たちに問いかけています。
めざした“復興”はいま…～震災7年 被災地からの問いかけ～	2018年	1時間12分7秒	大越健介 (NHK)	住宅や町の形を作ることだけが復興ではない。被災した人たちが心の傷を乗り越えて、新たな生活の一步を踏み出すプロセスこそが復興なのだというものでした。あの震災から7年。行政も試行錯誤するなか、翻弄されてきた被災者たちの心が、その復興の過程にあることを願っています。
終の住みかと言うけれど…～取り残される被災者～	2019年	51分18秒	伊藤健哉 (支援団体「チーム王冠」)	家の再建が終わったから、その人の東日本大震災は終わりました、ということではない。見るべきは、家ではなく生活そのものなんだ。
定点映像 10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”～	2021年	50分35秒	中島俊樹 (NHK)	被災地で一般の方々が「復興」という言葉をほぼ使わないんですよ。使っているのは行政であり政治家であり、われわれマスコミなんですよ。行政の復興というのは、基本はやっぱり住まいの復興だと思うんですね。壊れた家を直すとか、新しい公営住宅に入ってもらおう。そこが一つの復興の区切り。でも、被災された方々ってというのは、もちろん住まいも大事だけれども、そこがゴールなんて全く思っていないんですよ。安全性とかは上がったってことをいう人は多いんですよ。でもにぎわいだったり、地域の人と人とのつながり、そういう部分が欠けていると思っているアンケートの結果はすごく多いんですよ。「復興」って言葉をめぐる行政と一般の方々のずれが、広がっているように感じるんですね。

出典：筆者作成

に大越健介記者は「復興ハイウェイはあと一年ですべてがつながりますが、全線開通は決してゴールではありません。震災から九年という節目は自律した歩みを少しずつ前へ進めようとする人々のこれからを後押しする起点でなければならない。」(52分53秒)と述べた。

また、「定点映像 10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”～」(2021年)では、中島俊樹 NHK 震災取材班が「再建までの歩みは人それぞれで違います。被災された方々の復興を最初から見据えていくこと、そして復興を遂げるまで支援を継続できることが重要だと思うのです」と述べ、「最終段階」に到達していない人もいることを示唆した。

これらの描写は、「復興」は一人ひとりで異なり、町や家屋、経済活動が再建されることで「復興」が進んでいる政府の説明に対する違和感を表している。それが最も明確に表れたのが、「めざした“復興”はいま…～震災7年 被災地からの問いかけ～」(2018年)の終盤の吉野正芳復興大臣へのインタビューである。大越記者は「復興は最後の段階という政府の説明が、うつろに聞こえる」(46分)と批判し、「復興」の定義を問うた(1時間8分32秒)。

大越「「復興」というのはいったいどういう意味だと大臣はお考えですか」

吉野「私にとっては震災前のレベルまで戻す。これは「復旧」ですね。でもそこはゼロレベルなんです。震災前の状態に戻ったってだけで。でも私はプラスの世界を作っていきたい。震災前よりも経済的にも心の満足の点でも、ふるさとがプラスの世界になった。これを作っていきたい。」

大越「「復旧」を超えて、さらにその上に素晴らしい世界というのは、現実的ではないと感じていらっしゃる被災者も私は多いように取材をしていると思ったんです。」

吉野「復興庁は支援を求めている方がいれば支援をする役所。支援を求めている人がいなくなる世界、これも一つの大きな復興庁の私にとっての目標ですね。」

(……)

大越「3年で復興庁という名前が消えた後、どういう道筋で被災地の支援にあたっていくのか」

吉野「これからの議論になりますけど、必ずポスト復興庁に引き継いでいく。本当に一人一人が違う課題を抱えておりますので、一人一人に合わせたケアをしていかねば、今やっているのですが、あと3年で終わりませんので、何年とはまだ言えませんが、必ず引き継いでいきたい」

「復旧」に留まらない、より発展した社会をつくるのが「復興」だとする説明は、先述の『復興への提言～悲惨の中の希望』にも見られた。それは、未来をリードする地域をつくと訴えたものであった。また、「一人一人に合わせたケア」という言葉に見られるように、日本経済の立て直し関連付けた「復興」とは異なる意味づけも見られた。こうした政府の提示する曖昧な「復興」は、分析対象のドキュメンタリーにおいて、批判的に問われた。むしろ、一人一人の被災者に寄り添うことが「復興」につながるのではないかと主張したのである。

先述したように、「復興」という象徴を用いた五輪の物語は、未曾有の災害が発生し（起）、多くの被災者が苦しむなか（承）、五輪の招致が決定したことで前向きになり復興が進み（転）、五輪から得た勇気と感動を糧に、東北は復興する（結）という語りであったが、分析対象のドキュメンタリーは、町や施設の復興が進む一方で、苦しみは未だに消えずに復興から取り残される被災者を描いていた。このドキュメンタリーで描かれた現実、復興は「最終段階」ではなく、まだ半ばにあるということである。また、苦しみや復興のプロセスは個々によって異なるという語りで、終わらない物語が提示されていることは注目すべきである。これは、「復興の最終段階」とする復興の物語を根底から否定するものだと言える。

#### 4. 考察

このように、復興五輪の物語は、復興をめぐるドキュメンタリーの語りに大きな影響を及ぼしていたとは言えないことが明らかとなった。それでは、なぜメディア・イベントである五輪が提示する物語が大きく影響を及ぼさなかったのであろうか。

第一の背景として、「復興五輪」が提示する物語と、被災者との現実には大きな乖離が見られたことが挙げられる。「ポート・カヌー会場」移設案の撤回にも表れているように、五輪が被災地に大きな恩恵をもたらした、あるいは「心の復興」を促したという現実は見られなかった。加えて、被災者たちにとって「復興五輪」の理念は「明確ではない」と認識されていた。河北新報が被災3県・青森・秋田・山形・首都圏の住民に対して行った世論調査（2020年1月～2月実施）によると、

「復興五輪」の理念は明確化、という質問に「明確である」が6.8%と低く、「どちらともいえない」(32.1%)と「明確ではない」(53.8%)がはるかに上回る結果となった。「2020年大会は被災地不幸に役立つか」という趣旨の質問への回答も、「役立つ」が14.8%と低く、「どちらともいえない」(33.8%)と「役に立たない」(44.8%)が上回っていた(笹生 2022: 66-67)。換言すると、「復興五輪」の会場が東京に集中していることによって生じる距離感や、町の復興といった形で目に見えても、それが被災者の生活に結びついていないという現実と、復興五輪が提示する「美しい」物語との乖離があったと言える。

第二に、東日本大震災と復興五輪のメディア・イベントが競合した結果、五輪が社会統合のメディア・イベントとして必ずしも大きな成功を収めたとは言えないことが挙げられる。情報通信技術の発達により、同じイベントを同じメディアを介して同時に経験する機会が減少した。そのため、メディア・イベントそのものが成功させることが一層困難になっている。今回の分析対象である復興五輪も、デジタルメディアの利用者とマス・メディアの利用者との間で、関心や期待が異なっていたことが明らかになっている。具体的には、デジタルメディアを用いた若年層の間には、五輪への関心が相対的に低く、「冷めた」期待がもたれていたこと、そしてデジタルメディア上ではオリンピックに対して否定的な感情を促すニュースが多く見られた一方で、テレビでは肯定的な感情を促すニュースが放送されていたことが調査によって示された(土橋 2022)。肯定的な感情が広まり、国民国家の社会の統合を促すメディア・イベントは、それぞれが利用するメディアで表現される感情によって、一つにまとまるのが困難な環境であったと言える。

五輪の成功が困難であったことに加えて、復興をめぐるメディア・イベントは、毎年3月に五輪の提示するものとは異なる物語を提示していたことは重要である。復興をめぐるドキュメンタリーにおいては、五輪によって復興にもたらされる肯定的な側面よりも、政府が定めた「復興集中期間」や復興庁の設置期間の終了に注目していた。復興集中期間の終了や復興庁といった被災者の支援がなくなりつつある現実には焦点を当て、これらの支援が失われた後、被災者たちはどのような生活を送ることになるのか、といったことに関心を寄せていたのである(2015年、2016年)。こうした論調の報道は、「3月ジャーナリズム」と表現されるほど、毎年3月に見られた。政府主導のメディア・イベントが「上から」のメディア・イベントだとすると、3月ジャーナリズムはいわば「下から」のメディア・イベントであり、毎年3月はこれらのメディア・イベントが提示する物語が競合する期間でもあった。この競合は、復興五輪が現実から乖離し、その物語の有効性や説得力が低かったことから、3月には「下から」のメディア・イベントの物語が優勢となる。また、政府や五輪も「復興」という象徴的な言葉を用いるものの、積極的に本腰を入れて「復興」にどう寄与できるのかを検討してきたとは言えないことも、「下から」のメディア・イベントが優勢となった理由の一つと考えられる。すなわち、政府主導の復興五輪の物語の有効性は毎年3月に問われ続けたことにより、その説得力が失われていったと言える。

上述の点と関連するが、第三に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、五輪が延期されたことが挙げられる。五輪の開催により新型コロナウイルス感染症の感染がより一層拡大した場合、政府は人命を軽視したと批判を受けることになる。それにより五輪は延期されたが、政府の提示する「復興」五輪の物語が成立しなくなったのである。「復興」よりも、新型コロナウイルス感染症への対応が優先された。それは、2021年3月11日の東日本大震災から10年の追悼式で菅

首相が復興五輪に言及せず、新型コロナウイルス感染症に言及するなど、復興と五輪を関連付けようとする動きが失速していたことから明らかである。すなわち、復興五輪の前提である「五輪」の開催そのものが問われ、復興と五輪よりも、新型コロナウイルス感染症と五輪とが関連したことにより、復興五輪が提示する物語の有効性と説得力が急速に失われたのである。

## 5. おわりに

本論は、復興五輪の物語が、東日本大震災の復興をめぐるドキュメンタリーにいかなる影響を及ぼすのかを、メディア・イベント論の観点から分析を行ったものである。従来のメディア・イベント論は、国家主導のメディア・イベントが行われることで、国民国家社会の統合が促されると論じるものである。情報通信技術の発達により、大規模なオーディエンスを獲得することが困難になり、メディア・イベントが成立しにくくなったと指摘されてきた。近年では、メディア・イベントが社会の統合を促すのではなく、分断を明示するような、いわば「不成立」の状況も見られるようになった。また、メディア・イベントが国民国家の統合を促すとする前提であるがゆえに、同時期に複数ある大きなイベントの意味づけが競合するという点が従来の研究では十分に検討されてきたとは言えない。

それに対し、本論では復興五輪と東日本大震災という二つのメディア・イベントが提示する物語が競合し、東日本大震災のメディア・イベントが復興五輪に影響を受けずに復興を語っていることが明らかになった。ここでは、「復興」が最終段階とする政府と、「復興」は未だ遠いとするドキュメンタリーの語りの競合が見られたが、これは「復興」という象徴の意味づけをめぐる政治が政府や五輪、メディアの間で行われていたことを意味する。重要なのは、「復興五輪」が「下から」のメディア・イベントの提示する物語に影響を及ぼさなかったこと、そしてその物語が毎年3月に提示され続けたことである。これらによって、政府の提示した「復興」五輪の物語は社会で広く受け入れられることはなかったのである。当然のことながら、こうした結果は新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、五輪の延期という政治社会的状況も一つの背景として導き出されたものである。しかし、「上から」のメディア・イベントである「復興」五輪は、「下から」のメディア・イベントとの競合の結果として、その意義が問われ、分断が生じたと言える。

本論はNHKのドキュメンタリーを取り上げたが、ここでは地域の復興の差異を取り上げなかった。発災直後、報道番組では、「復興の遅れ」や被災者への悪影響が報道されていたが、2015年以降、岩手や宮城に関しては復興を感じさせる内容が増えた一方で、福島は原発の関連から様々な課題や問題の観点から報道されていたと指摘されている（原・大高 2019：121）。また本論は東日本大震災の復興という観点から分析したが、対象としたドキュメンタリーでは、原発関連の描写は出てきたものの、そこでは大きな違いは見られなかった。しかし、地域間での分断をテーマにドキュメンタリーを再度収集・分析することで新たな分断が見えてくると考えられる。

本論は、現代社会において、「上から」のメディア・イベントの成功が困難であることを示したものである。民主主義社会においては、メディア・イベントが「下から」生じ、成功することは可能である。しかし、「上から」のメディア・イベントの「魔術」が完全に失われたと言い切ることはできない。メディア理論の研究者であるニック・クドリーはメディア・イベントの「脱魔術化」に対して懐疑的であり、「政治的な領域において、大規模なイベントの物語は減少するのでは

なく、おそらく増加している」と述べた（クドリー 2012=2018：129）。また、成功することが困難になっているからこそ、本論で指摘したような、象徴的なものや物語をめぐる政治的闘争の重要性が増している。多様な価値観に基づく大規模なメディア・イベントは今後も開催されるが、それらがいかに競合するのか、成功して社会の統合を促すのか、あるいは成功せず、社会の分断を明示させることになるのか、今後も注視することが求められる。

## 謝辞

本論文は、公益財団法人放送文化基金の助成（2021年度）を受けた「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

## 参考文献

- 有賀ゆうアニス・稲葉あや香・加藤聡（2021）「コロナ襲来 「呪われた五輪」の迷走」吉見俊哉編『検証コロナと五輪——変われぬ日本の失敗連鎖』河出新書、pp.102-143。
- クドリー、N.（2012=2018）『メディア・社会・世界——デジタルメディアと社会理論』山腰修三監訳、慶應義塾大学出版会。
- ダヤーン、D.、カツ、E.（1992=1996）『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』浅見克彦訳、青弓社。
- エーデルマン、M.（1964=1998）『政治の象徴作用』法貴良一訳、中央大学出版部。
- 遠藤薫（2012）『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか——報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』東京電機大学出版局。
- 古澤健・米倉律（2022）「震災関連ドキュメンタリーの10年——被災地・被災者の表象とテーマに関する内容分析を中心に——」『ジャーナリズム&メディア』17・18号、pp.29-50。
- 復興庁 HP <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/>
- 原由美子（2015）「テレビドキュメンタリーは震災をどう伝えてきたか」『ジャーナリズム&メディア』——（2022）「東日本大震災から10年——関連テレビ報道の推移を検証する——」『NHK 放送文化研究所年報』pp.7-55。
- 原由美子・大高崇（2019）「3.11はいかに語り継がれるのか——東日本大震災後7年・テレビ報道の検証」『文研年報2019』63、pp.67-129。
- 伊藤守（2012）『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたのか』平凡社新書。
- 自民党（2012a）「J-ファイル2012 総合政策集」[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/j\\_file2012.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/j_file2012.pdf)（閲覧日：2022年12月1日）
- （2012b）「安倍総裁が公約を発表 生まれ変わった自民党の姿を示す」自民党 HP <https://www.jimin.jp/news/press/129588.html>（閲覧日：2022年12月1日）
- （2012c）安倍晋三総裁 定例記者会見（平成24年11月21日）」自民党 HP <https://www.jimin.jp/news/press/128910.html>（閲覧日：2022年12月1日）
- 上丸洋一（2012）『原発とメディア——新聞ジャーナリズム2度目の敗北』朝日新聞出版。
- Katz, E. and Liebes, T. 2010, ““No More Peace!” How Disaster, Terror and War Have Upstaged Media Events,” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. eds., Media Events In A Global Age, London: Routledge, 32-42.

- 内閣府（2020）「内閣総理大臣追悼の言葉」<https://www8.cao.go.jp/tsuitou/kotoba.pdf>
- 七沢潔（2021）「福島原発事故10年 テレビは何を伝えたか〜ドキュメンタリー番組を中心とした内容分析〜」『放送研究と調査』11月号、pp.28-53。
- 西田善行（2015）「テレビが記録した『震災』『原発』の3年：メタデータ分析を中心に」『サステナビリティ研究』5巻、pp.125-143。
- 齊藤誠（2015）『震災復興の政治経済学：津波被災と原発危機の分離と交錯』日本評論社。
- 笹生心太（2022）『「復興五輪」とはなんだったのか——被災地から問い直す』大修館書店。
- 新聞通信調査会編（2013）『2011年度公募委託調査研究報告書 大震災・原発とメディアの役割——報道・論調の検証と展望——』新聞通信調査会。
- 首相官邸（2020）「第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説」[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html)
- （2021）「「東日本大震災十周年追悼式」における内閣総理大臣式辞」[https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/statement/2021/0311tsuito.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0311tsuito.html)
- 谷正名・水原俊博・米倉律・小林千菜美（2022）「震災テレビ放送・報道10年の全体像」『ジャーナリズム&メディア』17・18号、pp.7-27。
- 土橋臣吾（2022）「2020東京オリンピックとメディア生態系の変容——若年層におけるオリンピックのニュース変容——」日本メディア学会2022年春季大会、2022年6月4日。
- 東京五輪組織委員会 HP <https://www.tokyo2020.jp/ja/index.html>
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 東京都ポータルサイト <https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/special/enjoy/reconstruction/>
- 山腰修三編著（2017）『戦後日本のメディアと原子力問題——原発報道の政治社会学』ミネルヴァ書房。
- 読売新聞取材班編（2022）『報道記録 東京2020オリンピック・パラリンピック』読売新聞社。
- 米倉律（2022）「特集によせて」『ジャーナリズム&メディア』17・18号、pp.5-6。
- 吉原直樹（2021）『震災復興の地域社会学——大熊町の10年』白水社。
- 吉見俊哉（2021a）「五輪神話と日本人」吉見俊哉編『検証コロナと五輪——変われぬ日本の失敗連鎖』河出新書、pp.30-58。
- （2021b）「落剥する五輪神話」吉見俊哉編『検証コロナと五輪——変われぬ日本の失敗連鎖』河出新書、pp.60-99。

- (1) 吉原（2021：53-54）は、こうした経済的「復興」を中心においたものを「大文字の復興」とし、個々の被災者の生活再建の取り組みなど、多様な被災者支援のありようを中心に据えた復興を「小文字の復興」としている。
- (2) 2012年の総合政策集では「復興」を冒頭に置いてはいるが、具体的に対応をとると明示している「アクション」の対象となっている政策は、経済、教育、外交、暮らしの4つであり、「みんなで、新しい日本をつくろう。」と呼びかけるページでは、「経済、教育、外交、暮らし、4つの再生の向こうにあるもの」が紹介されている（自民党 2012a：16-17）。

## 参考資料 シリーズ東日本大震災のタイトルと初回放送日

	タイトル	初回放送日
1	第1部 復興はなぜ進まないのか～被災地からの報告～	2011年6月11日
2	第2部 “製造業王国” 東北は立ち直れるか	2011年6月11日
3	世界最大の液状化	2011年7月10日
4	「東北 夏祭り～鎮魂と絆と～」	2011年8月7日
5	追い詰められる被災者	2011年9月10日
6	帰宅困難 1400万人の警告	2011年10月9日
7	助かった命が なぜ	2011年11月13日
8	震災遺児 1500人	2011年12月11日
9	震災失業12万人の危機	2012年1月7日
10	魚の町は守れるか～ある信用金庫の200日～	2012年2月11日
11	もっと高いところへ～高台移転 南三陸町の苦闘～	2012年3月10日
12	生中継 樹齢千年 滝桜	2012年4月21日
13	原発の安全とは何か～模索する世界と日本～	2012年5月19日
14	がれき “2000万トン”の衝撃	2012年7月7日
15	追跡 復興予算 19兆円	2012年9月9日
16	除染 そして、イグネは切り倒された	2012年10月7日
17	帰村 村長 奮闘す～福島・川内村の8か月～	2012年11月23日
18	救えなかった命～双葉病院 50人の死～	2012年12月8日
19	空白の初期被ばく～消えたヨウ素131を追う～	2013年1月12日
20	ふるさとの記憶をつなぐ	2013年4月26日
21	応援職員被災地を走る～岩手県大槌町～	2013年5月31日
22	住民合意800日 葛藤の記録	2013年6月28日
23	動き出した時間～“旧警戒区域”はいま～	2013年7月26日
24	亡き人との“再会”～被災地 三度目の夏に～	2013年8月23日
25	津波から命を守れ～浸水域に暮らす人々～	2013年9月27日
26	逆境からの再出発～高齢者を支える医師たちの挑戦～	2013年10月25日
27	震災遺構～悲劇の教訓をどう伝えるか～	2013年11月29日
28	最後の避難所～原発事故の町 住民たちの歳月～	2013年12月27日
29	防潮堤 400キロ～命と暮らしを守れるか～	2014年5月30日
30	救えたかもしれない命～災害死・4年目の検証～	2014年6月27日
31	復興 正念場の夏～“建設バブル”と被災地～	2014年7月25日
32	私たちの町が生まれた～集団移転・3年半の記録～	2014年9月27日
33	悲劇をくり返さないために～大川小学校・遺族たちの3年8か月～	2014年11月28日
34	38万人の甲状腺検査～被ばくの不安とどう向き合うか～	2014年12月26日
35	傷ついた人に寄り添って～黒田裕子さん・被災者支援の20年～	2015年1月30日
36	震災4年 被災者1万人の声～復興はどこまで進んだのか～	2015年3月8日
37	元気に老いる～生活不活発病・被災地の挑戦～	2015年6月13日
38	故郷（ふるさと）つなぐ相馬野馬追～原発事故5年目の夏～	2015年9月1日
39	“津波の海”を潜る～三陸・破壊と回復の5年間～	2015年10月31日
40	追跡 原発事故のゴミ	2015年11月21日
41	原発事故5年 ゼロからの“町再建”～福島 楡葉町の苦闘～	2016年1月23日
42	“26兆円”復興はどこまで進んだか	2016年3月12日
43	それでも、生きようとした～原発事故から5年・福島からの報告～	2017年1月9日
44	“仮設6年”は問いかける～巨大災害に備えるために～	2017年3月11日
45	避難指示“一斉解除”～福島でいま何が～	2017年3月11日
46	帰還した町で～原発事故7年目の闘い～	2017年8月9日
47	めざした“復興”はいま…～震災7年 被災地からの問いかけ～	2018年3月11日
48	終（つい）の住みかと言うけれど…～取り残される被災者～	2019年3月10日
49	“復興ハイウエー” 変貌する被災地	2020年3月11日

# テレビドラマは東日本大震災をどう描いてきたか —津波被災地を舞台とした3作品の分析を中心に—

米倉 律\*

## 1. はじめに

2万2千人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災から、まもなく12年になる。この間、テレビは震災および原発事故について膨大な数の番組を放送してきた。番組ジャンル別では、その中心は「ニュース・報道番組」「情報・ワイドショー」である。例えば、2011年3月から10年間でNHKが放送した震災関連番組を放送時間量でみると、「ニュース・報道番組」が62%、「情報・ワイドショー」が8%を占めている。同様に、日本テレビでは「ニュース・報道番組」51%、「情報・ワイドショー」34%であった（谷正名・水原ほか2022：15）。また、ドキュメンタリーも数多く放送されてきた。NHKと民放の代表的な定時のドキュメンタリー枠だけに限定しても、震災から10年のあいだに放送された本数は、『NHKスペシャル』（NHK）207本、『NNNドキュメント』（日本テレビ系列）114本、『テレメンタリー』（テレビ朝日系列）130本などとなっており、定時枠以外の番組（特番や単発など）を含めるとその数は1000本をゆうに超える（古澤健・米倉律2022：29）。

「ニュース・報道番組」や「ドキュメンタリー」ほどの量はないものの、「フィクション」のジャンルであるテレビドラマにおいても、東日本大震災をテーマとした作品が多く放送されてきた。後述するように、ドラマでは何をもって「震災関連」のドラマとするかの判断が難しいが、震災を間接的に扱ったり、背景として描いたりしているものも含めると、その数は確認できているものだけで68本ある。その中には、社会的に大きな話題となったり、その作品性が高く評価されたりして、放送業界における複数の賞を受賞した作品も多く含まれている。しかし、震災関連の「ニュース・報道番組」や「ドキュメンタリー番組」を対象とした研究が数多く蓄積されてきたのに対して、テレビドラマを対象とした研究は全くといっていいほど実績がない。背景には、震災関連のテレビ番組を扱う研究が、基本的にジャーナリズム研究や災害報道研究として行われてきたことが関わっていると思われる。しかし、震災を扱ったテレビドラマには、ドラマというフィクションであるがゆえに、ニュース・情報番組やドキュメンタリーなどの「ノンフィクション」では不得手とする、親子や夫婦関係のような親密圏における人間関係のありようや、被災地における人々の心の葛藤や変化といった機微を繊細に描いたものが少なくない。そのことによって震災を扱ったテレビドラマは、震災が人々にとってどのような経験だったのか、その後の社会やコミュニティのあり方に何をもたらしたのかといった諸点を考えるうえで、多くの示唆に富む重要なテキストとなっていると言える。

本稿では、震災を直接的にテーマとした3本の代表的なテレビドラマ作品を題材としながら、それらの作品のなかでの震災の表象を比較・分析するとともに、被災の経験や記憶が人々のその後の

---

\*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 教授

人生にとってどのような意味を持つものとして描かれているのかを明らかにする。以下では、はじめに震災をテーマとしたテレビドラマについての定義やジャンルを整理し、その放送の状況を概観する(2節)。そして、そのうえで本稿が対象とする3本の選定理由や3本の特徴を説明したうえで(3節)、各作品について幾つかの視点から分析する(4節)。

## 2. 「震災後テレビドラマ」の概況

### 2-1. 定義

はじめに、震災を扱ったテレビドラマの定義や放送の概況について整理しておきたい。定義については、同じフィクションとして隣接分野とも言える文学での先行研究が参考になる。文学研究の分野においては、震災後に書かれ、震災をテーマにした文学のことが広く「震災後文学」と呼ばれ(木村朗子2013、2018、飯田一史2017)、「震災後文学」の内容・テーマを対象とした研究や評論が活発に展開されてきた(米倉律2022)。文学に倣って本稿では、震災後に放送された、震災をテーマにしたテレビドラマのことを「震災後テレビドラマ」と呼ぶこととしたい。震災後テレビドラマは、これまでに確認できた範囲で68本放送されている。ただし、震災後文学がそうであるように、震災後テレビドラマもその内容やテーマ、形式などにおいて極めて多様である。ここでは便宜的な分類として「震災を直接的なテーマとして扱った作品」「震災を間接的なテーマとして扱った作品」「ドキュメンタリードラマ(再現ドラマ・シミュレーションドラマ)」という3つのカテゴリーに分類し、整理しておきたい。

#### ①震災を直接的なテーマとして扱った作品

第一は、東日本大震災を直接的なテーマとした扱った作品である。本数は39本で全体の半数以上が該当する。ここに分類される作品の殆どは、主要な登場人物が津波や原発事故による被災者、遺族、関係者などである。そして多くが、彼らの受けた被害の実態や復旧・復興が進んでいく被災地の状況を何らかの形で描いている。本稿が分析対象とする3本のドラマ、すなわち『ラジオ』(NHK、2013年3月26日)、『時は立ち止まらない』(テレビ朝日、2014年2月22日)、『小さな神たちの祭り』(東北放送、2019年11月20日)も、この中に分類される。また、『キルトの家』(NHK、2012年1~2月)や『連続テレビ小説 あまちゃん』(NHK、2013年4~9月)、『ドラマ10 サイレント・プア』(第8話)(NHK、2014年5月27日)、『連続テレビ小説 おかえりモネ』(NHK、2021年5~10月)のように、震災が物語の中心的なテーマであるとは必ずしも言えないものの、震災関連の事柄(被災者、被災地)が重要な背景やサブ・テーマであるような作品もある。こうした作品もここでは広い意味で、震災を直接的なテーマとして扱った作品に含めておきたい。

#### ②震災を間接的なテーマとして扱った作品

一方、『ブラックボード』(TBS、2012年4月5~7日)や『連続ドラマ W マグマ』(WOWOW、2012年6月10日)のように、主要な登場人物や舞台として被災者や被災地が描かれるわけでもなく、震災関係の事柄が直接的または間接的なテーマであるわけでもないが、震災後の社会状況や雰囲気や物語の背景や設定として一定の意味を持っているような作品がある。これらは震災を間接的な

テーマとして扱った作品と見なすことができる。ここに分類される作品数は8本である。ただし、震災が間接的なテーマとして扱われているかどうかの判断基準は必ずしも明確ではなく、震災後の社会状況や雰囲気が何らかの意味を持っているドラマという基準で考えるならば、その数は膨大になる可能性がある<sup>(1)</sup>。

### ③ドキュメンタリードラマ（再現ドラマ、シミュレーションドラマ）

ドキュメンタリードラマも少なくない。ここには22本が分類される。ドキュメンタリードラマは一般に、「実際に起こった出来事を再現したドラマ」「事実に基づいて作られたドラマ」というほどの意味で用いられる。例えば、『Kesenuma Voices.』（TBS、2012年3月12日）は、津波被害にあった宮城県気仙沼市を舞台とし実在の人物を主人公としたドキュメンタリードラマである<sup>(2)</sup>。また、やはり津波で大きな被害が出た石巻市の地元紙をめぐる実話をドラマ化した『3.11 その日、石巻で何が起きたのか～6枚の壁新聞』（日本テレビ、2012年3月6日）<sup>(3)</sup>、東日本大震災後、件数が増えているという離婚をテーマとし、離婚する夫婦の心の機微を描いた『ドキュメンタリードラマ 離婚式 人前でサヨナラを誓う夫婦たち』（NHK・BSプレミアム、2012年3月18日）のような作品もある。

また報道番組やドキュメンタリー番組などの一部分または一コーナーとして、「再現ドラマ」や「シミュレーションドラマ」が用いられていることも少なくない。例えば、「再現ドラマ」では福島第一原発の事故当時の状況を克明にドラマ仕立てで再現したコーナーを含む『金曜スーパープライム 1000年後に残したい…報道映像2011』（日本テレビ、2011年12月23日）がある。シミュレーションドラマでは、首都直下型地震や富士山の大噴火が実際に起こるとどうなるかを描いた部分を含む『NHK スペシャル MEGAQUAKEII (3) “大変動期”最悪のシナリオに備えろ』などがある。

## 2-2. 放送の概況

次に震災後テレビドラマの放送の概況を整理しておく。図1は、震災後テレビドラマの放送本数を、年ごとに表示したものである（NHK・民放別）。これをみると、本数が最も多かったのは2012年の13本で、それ以降の年では7～8本という年が多く、徐々に減少してきたことが見て取れる。ただし、ニュース・報道番組や情報番組のような報道系のジャンルに比べると、もともとの放送量（本数）が少ない一方で、減少傾向が顕著とはいえない。一方、表1は、震災後テレビドラマの局（系列）別の放送本数を示したものである。NHKが最も多く32本と、全体の半数近くを占めている。民放のなかではTBSが最も11本となっている。また地方民放でも5本が制作されている。その中には本稿の分析対象である『小さな神たちの祭り』（東北放送、2019年11月20日）のほか、復興庁の被災者支援総合交付金を活用した東日本大震災復興動画制作プロジェクトの一環として制作された『岩手復興ドラマ 冬のホタル』（IBC 岩手放送、2017年3月18日）、『岩手復興ドラマ 日本一小さな本屋』（岩手めんこいテレビ、2017年3月20日）、また放送後に映画化もされて話題を呼んだ『浜の朝日の嘘つきどもと』（福島中央テレビ、2020年10月30日）のような強い地域色を特徴とした作品が含まれている。

図1. 震災テレビドラマの本数（年別、NHK・民放別）

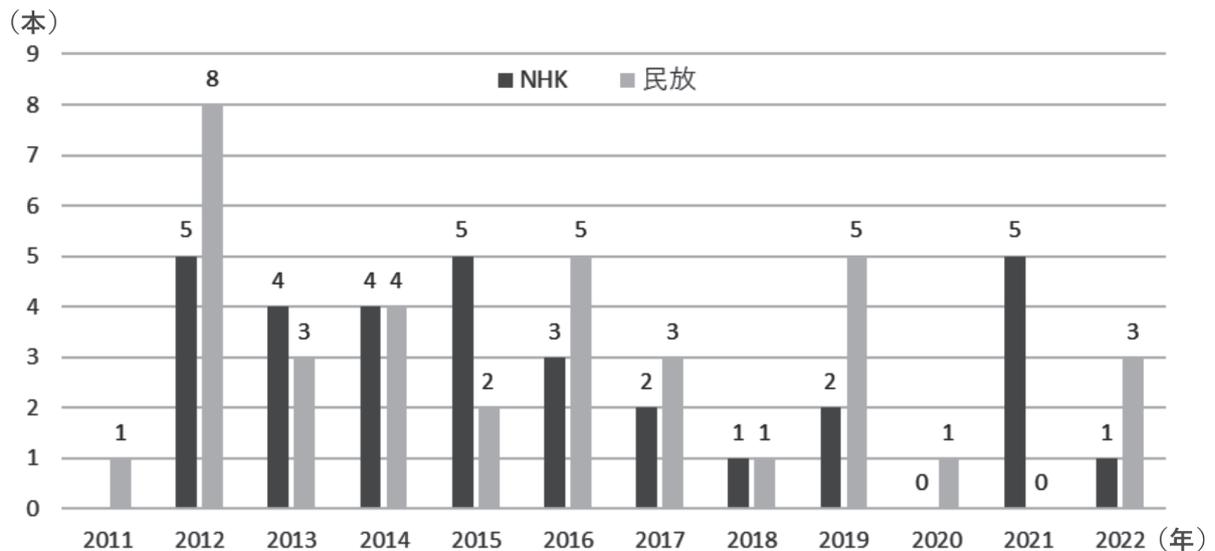


表1. 局（系列）別の本数

局・系列名	本数
NHK (Eテレ、BS含む)	32
日本テレビ系列	5
TBS系列	11
テレビ朝日系列	3
フジテレビ系列	5
テレビ東京系列	3
地方民放	5
その他 (WOWOWなど)	4
計	68

### 3. 対象作品

#### 3-1. 津波被害を扱った3作品

本稿では、『特集ドラマ ラジオ』（NHK、2013年3月26日）、『時は立ち止まらない』（テレビ朝日、2014年2月22日）、『小さな神たちの祭り』（東北放送、2019年11月20日）という3本の震災後テレビドラマを分析対象とする。この3作品を対象とした理由は、3作品が、次のような幾つかの共通点と差異を持つことによる。第一に、この3作品には、津波被災地を舞台としていること、被災者、遺族、家族、関係者らが主要登場人物であること、津波被害に伴う喪失からの立ち直りや人間関係・共同体の再生を重要なモチーフにしていること、という共通点がある。第二に、この3作品には、いずれも高い社会的評価を得て国内外の放送関連の賞を数多く受賞した作品であるという共通点もある。『特集ドラマ ラジオ』（NHK）は、第68回文化庁芸術祭「テレビドラマ部門」大賞、第50回

ギャラクシー賞「テレビ部門」優秀賞などを、『時は立ち止まらない』（テレビ朝日）は、2014年東京ドラマアウォード・作品賞・グランプリ（単発ドラマ部門）、第19回アジア・テレビジョン賞2014・最優秀賞（単発ドラマ・テレビ映画番組部門）などを、そして『小さな神たちの祭り』（東北放送）は、2020年日本民間放送連盟「テレビドラマ番組部門」優秀賞、第25回アジアテレビジョンアワード「単発ドラマ・テレビムービー部門」最優秀賞などの各賞を、それぞれ受賞している。<sup>(4)</sup>つまり3作品は、数多く放送されてきた震災後テレビドラマをいわば代表する作品と見做すことができる。第三に、この3作品を制作した放送局はそれぞれ、『ラジオ』がNHK、『時は立ち止まらない』がテレビ朝日、『小さな神たちの祭り』が東北放送である。つまり、公共放送、在京民放キー局、ローカル民放局という、それぞれ運営形態と放送エリアが異なる局によって制作されている。以上のような共通点と差異を有する3作品の作品を対象に分析することによって、震災後テレビドラマが、津波被害とそこからの復旧や復興をどのように描いてきたのか、その傾向や特徴を多様な角度から明らかにすることができると思われる。

### 3-2. 3作品の概要

3作品の概要は以下の通りである。

#### ①『特集ドラマ ラジオ』（NHK 総合）

放送日：2013年3月26日

放送時間：89分

出演：刈谷友衣子、安藤サクラ、山本浩司、夏居瑠奈、吉田栄作、西田尚美、豊原功補、  
リリー・フランキーほか

脚本：一色伸幸

演出：岸善幸

（ストーリー）

震災から10か月。仮設住宅に引きこもる女子高生「某ちゃん。」（刈谷友衣子）を心配した兄貴分の蒲鉾店四代目・國枝（吉田栄作）は、半ば強制的に女川さいがいFMに参加させる。しかし、ほとんど何もしゃべれない、何も伝えられない…。落ち込む彼女に、父親（豊原功補）が、「話すのが苦手ならば文字で表現したらいい…」とブログを勧める。彼女は、自分自身の心情を少しずつ綴り始めて行く。そんな某ちゃんが放送で流したロックミュージックを、ネット配信で耳にしたのは、東京で働く飛松（リリー・フランキー）。なぜか心惹かれ…某ちゃんとのメールのやりとりが始まる。さいがいFMの仲間たちにも支えられ、某ちゃんは次第に元気を取り戻し、未来に希望を持ち始めていく。そんな時、瓦礫の受け入れについて書いた某ちゃんのブログが突然炎上する。普段は10人程だった閲覧者が100万人を超える。<sup>(5)</sup>

#### ②『時は立ち止まらない』（テレビ朝日）

放送日：2014年2月22日

放送時間：126分

出演：中井貴一、柳葉敏郎、橋爪功、吉行和子、樋口可南子、黒木メイサ、神木隆之介、  
渡辺大、岸本加世子、倍賞美津子ほか

脚本：山田太一

演出：堀川とんこう

(ストーリー)

西郷良介（中井貴一）は東北地方の海辺の町の信用金庫で支店長となり、妻の麻子（樋口可南子）、母・奈美（吉行和子）、市役所に勤務するひとり娘・千晶（黒木メイサ）と共に、海を見下ろす小高い丘にささやかな家を建て、平凡な生活を送っていた。ある休日、良介たちは千晶の恋人・浜口修一（渡辺大）の自宅に、初めての両家顔合わせに向かった。浜口家は代々漁師で、修一の父・克己（柳葉敏郎）、母・正代（岸本加世子）、祖父・吉也（橋爪功）、祖母・いく（倍賞美津子）、弟の光彦（神木隆之介）の6人家族…。千晶は将来、政界で活躍する夢を抱いており、良介と麻子は娘が漁師の家に嫁ぐことに複雑な想いを抱いていたが、それはまた浜口家の面々も同じだった。だが、2人の結婚への意思は固く、両家はそれぞれ子どもたちの結婚を認めることに。しかし、5日後の2011年3月11日、東日本を襲った地震と津波が、2つの家族の運命を大きく変えてしまう。<sup>(6)</sup>

### ③『小さな神たちの祭り』（東北放送）

放送日：2019年11月20日

放送時間：114分

出演：千葉雄大、土村芳、吉岡秀隆、サンドウィッチマン、笛木優子、細田佳央太、不破万作、  
白川和子ほか

脚本：内館牧子

(ストーリー)

家族全員を東日本大震災で失った青年（千葉雄大）。東日本大震災から9年目の今でも、自らの幸せを追い求める事が出来ない。そんな彼の前に一台のタクシーが現れる…。舞台は宮城県南部沿岸の町、亘理（わたり）。主人公（千葉雄大）はイチゴ農家の長男。しかし農家を継ぐ気はなくあの日は東京の大学にいた。そして津波で家族全員が行方不明に。それから8年経った2019年でも葛藤を抱え続け、恋人（土村芳）との関係も危うい。そんな時に彼が遭遇した夢のような出来事とは…。拭い去る事の出来ない思いを抱えながらも、再び前へと進む東北の人々の希望を、ある青年の姿を通して描く。<sup>(7)</sup>

## 4. 分析

以下では、3作品の内容を、①作中の「場所」と「時間」、②主人公にとっての震災、③周囲・コミュニティとの関係、④エンディングという4つの視点から分析する。

## 4-1. 「心の復興」とは——『ラジオ』（NHK、2013年3月26日放送）

## ①作中の「場所」と「時間」

『ラジオ』（NHK）が放送されたのは、震災から約2年後の2013年3月26日である。舞台は宮城県女川町で、作品のなかでも実名で女川町として登場している。女川町には最大高さ14.8mの津波が押し寄せ、町の住宅の約9割にあたる約3900棟が被害を受けた。女川町は被災市町村のなかでも被災率が最も高かった自治体である。震災前の人口約1万人のうち、死者・行方不明者は829人にのぼった<sup>(8)</sup>。ドラマのなかでは、津波被害を受けた町の中心部の復旧はほとんど進んでおらず、登場人物の多くは仮設住宅に暮らしている。作品に登場する場所の殆どは女川町内であり、主要な舞台は、主人公たちが活躍する臨時災害FM局のほか、町の特産品の蒲鉾を扱う工場・店、仮設住宅などである。女川町以外では、東京が何度か登場する。女川で薬局を営んでいたが被災して家族を失った男（飛松）が孤独な生活を送りながら、女川のFM局の放送をネット経由で聴いているという設定である。

次に『ラジオ』の物語の構造を時間軸に沿って分析しつつ、そのなかでの震災の位置づけを見て行く。表2に示したように、物語上には2012年1月から2013年3月までのあいだに5つの「時間」が存在しており、それぞれの「時間」が作品の主要なシーケンスに対応している。作品冒頭で、次のようなテロップが表示され、物語が実話に基づいたものであることが説明される。

東日本大震災から1か月後 宮城県女川町に臨時災害FM放送局がつくられた。スタッフの大半は、ラジオ経験などなかった被災者たち。数人の高校生も参加した。このドラマはいまも放送を続ける女川さいがいFMに参加した一人の女子高生のブログをもとにしている。<sup>(9)</sup>

物語は、“某”というあだ名で呼ばれる主人公の女子高校生が仮設住宅に引きこもってふさぎ込

表2. 『ラジオ』（NHK）の時間軸

物語上の時間	物語上の主な出来事
2012年1月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふさぎ込んで仮設住宅に引きこもっていた主人公の女子高校生“某”が女川さいがいFMに参加</li> <li>・某がブログを始める。</li> <li>・ブログが反響を呼び、放送に手応えを感じた某が活動にやりがいを見出す</li> </ul>
2012年3月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被災地の瓦礫受け入れをめぐる某のブログの読者が200万人を超えて炎上する →ショックを受けた某は再びふさぎ込む</li> <li>・東京で暮らす女川出身者（飛松）からのリクエスト曲によって励まされた某は再びFM局の活動に戻る</li> </ul>
2012年7月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「取り戻さなければならないもの」は自分自身だと悟った某が、東京の大学に進学する夢をもう一度追いたいと両親に告げる</li> </ul>
2012年11月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・某の希望を聞いてショックを受けた母親を見て、気持ちが揺れ動きながらも、某は最終的に東京の大学に進学する決意を固める</li> </ul>
2013年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・某が東京へ向けて発つためバス停へ向かう</li> <li>・バス停で飛松と顔を合わせる</li> <li>・某を乗せたバスが発車する</li> </ul>

んでおり、それを心配した周囲が某を臨時災害 FM 局の活動に引き入れるところから始まる。某は、FM 局の活動に面白さを見出すことによって引きこもり状態から脱していく。そのプロセスが描かれているのが2012年の1月と3月である。そして大学進学という元々の夢を某が取り戻す様子が2012年7月で描かれ、東京の大学に進学するために女川の町を離れる2013年3月の場面で物語は終わる。このように『ラジオ』の物語上の時間は単線的で、震災の瞬間が登場せず、震災から1年弱の時点から始まり、2年後の春へと断続的に流れていくことが特徴である。この時間の流れに沿って、某を中心とした登場人物は、様々な悩みや葛藤を抱えながらも震災や復興と向き合いつつ、少しずつ変化していく様子が描かれているのである。

### ②主人公にとっての震災

震災では、某の家族に犠牲者は出ていない。しかし両親と暮らしていた家が津波で流され、一家は仮設住宅で暮らしている。また漁師の父親は漁船を失ったため、漁の手伝いをしている。女川さいがい FM で活動する高校生には、両親を失って仮設住宅で祖父と二人暮らしをする少女（岡崎えみ）もいる。彼女からは、近親者を失ったわけでもないのに覇気のない某は「ぜいたく病」だと言われる。作中では、某が震災から1年弱経ってもふさぎ込んでいる理由について明示されていない。しかし某を女川さいがい FM の活動に誘った蒲鉾店の経営者（國枝重治）が、自社の隠れたヒット商品である「女川どうしよう」<sup>(10)</sup>を評して言うように、町の8割が流され1年経っても復興の目途の見えない女川は、町全体が「どうしよう」という前途多難な状態が続いている。震災1周年のタイミングでの放送において國枝自らがマイクに向かって語るように、1年経っても町は「満潮になると道路が海になる（冠水する＝筆者注）」状態であり、復興以前に「復旧すら手つかず」の状態である。某は、そうした途方に暮れた町自体とまるでシンクロするような「喪失状態」にあると言える。

### ③周囲・コミュニティとの関係性

そんな某に大きな変化をもたらすのが女川さいがい FM の活動である。某は高校生スタッフとして同局のアナウンサー役を務めるほか、得意の文章力を発揮して同局のサイトでブログを発信していく。某が女川さいがい FM の活動に積極的に関わるようになったきっかけは、某自らがリクエストしてパンク・ロックバンド、ザ・スターリンの曲「負け犬」を流したところ、女川出身で今は東京で暮らす男・飛松からメッセージが届いたことであった。そのメッセージは「某ちゃんありがとう。今スターリンが流れた3分間だけ、タイムマシンに乗って仲間と再会できた。泣いた。音楽を届けてくれてありがとう。東京在住、飛松。」というものであった。ラジオを通じて人が繋がることに感動した某はマイクに向かって次のように語る。

失礼しました。この CD、流された、流されちゃった家のがれきからやっと取り戻したものでした。父からもらって、それでパンクやロックが好きになった一枚で何度も聴いて、私にとってもタイムマシンです。聞きながら目を閉じると時間が巻き戻る、音楽のあいだだけあの頃に戻れるんです。私にありがとうってメールをくれた飛松さんに私もありがとうって言いたいです。



『特集ドラマ ラジオ』  
(NHK、2013年3月26日)

また、某と女川町との関係をよく表しているのが、瓦礫の受け入れについて東京で反対運動が起きていることに対して某が書いたブログが炎上する一幕である。某はブログで次のように記す。

漁師の祖父が建てた立派な我が家は今じゃ更地。祖母の嫁入りの際に持ってきた着物は海でわかめのように漂う。若かりし頃の母の写真から海のおい。全部瓦礫っていうんだって。全部瓦礫って言われるんだって。町は被災地と呼ばれた。ただの高校生が被災者と呼ばれた。あの子は思い出になった。上を向いて歩こうと見上げる空は虚無の青。ほほを伝う涙なんてとっくの昔に枯れちゃった。瓦礫の受け入れ反対とテレビで見たんだ。昨日までの宝物。今日は汚染物と罵られる。

このように某にとっての震災（津波）は、大切な思い出の詰まった日常生活や愛着のある町を押し流して「瓦礫」「被災者」「被災地」にしてしまい、「宝物」だったはずのものを「汚染物」と忌み嫌われるものに変えてしまった出来事である。そして同時にこのシーンは、被災地と被災地以外との間の大きな温度差を鋭く表現している。某はその大きな温度差の前に無力であり、ブログの炎上をきっかけに再びふさぎ込んでしまう。再び仮設住宅に引きこもっていた某は東京の飛松から「某ちゃんに捧げる」としてリクエストされた「俺たちの応援歌」を聴いて立ち直る。ラジオを通じて町に元気をもたらし活動をしていたはずが、逆にラジオから元気づけられ立ち直るきっかけを得た某は、「取り戻さなければならぬ」のは自分自身なのだを認識する。女川の町の復興の役に立つには、自分自身が「もっと人に伝わる言葉、もっと強い言葉、もっと優しい言葉」を身につける必要があること、そのためには大学に進学してもっと勉強する必要があると悟ったのである。

#### ④エンディング

『ラジオ』のエンディングは、某が東京の大学に進学するために女川を離れる印象的なシーンである。両親からバス停まで車で送ってもらった某は、バス停で飛松と待ち合わせをしている。東京で一人暮らしをしていた飛松は、故郷の女川でもう一度やり直すため女川に帰ってきたのである。ラジオを通じてお互いに勇気づけ合っていた二人がエールを交換し、某はバスに乗り込み、故郷を後にする。力強い眼差しでまっすぐ前を見つめる某の顔を映し出した映像がラストカットである。

以上のように『ラジオ』は、震災で心に傷を負った女子高校生がラジオを通じた仲間やリスナー

との交流によって自分自身を取り戻し、立ち直っていくという物語である。震災では、直接的・物理的な被害とは別に被災者が受けた心の傷（PTSDや鬱などの精神疾患、生きがいの喪失など）のケアの必要性が指摘されてきた（高塚雄介2012、本多環2016、望月美希2020、前田正治2021など）。そして、被災者の「心の復興」のあり方が様々な形で議論されると共に、その困難さも言われてきた。『ラジオ』は、文化庁芸術祭大賞の受賞理由で指摘されているように、被災地と被災地外との関係を「絆」などの言葉で単純化しがちなマスメディアの震災報道を批判しつつ、一方的な断罪に終わ<sup>(11)</sup>らない形で被災者の「心の復興」のあり方を問いかけるような作品となっている。

#### 4-2. 分断・葛藤と和解——『時は立ちどまらない』（テレビ朝日、2014年2月22日放送）

##### ①作中の「場所」と「時間」

『時は立ちどまらない』（テレビ朝日）は「別浦市」という名の架空の町を舞台としている。作品内では犠牲者数など具体的な情報は示されていないが、この町も津波で甚大な大きな被害を受けている。作品に登場する場所はすべて別浦市内で、作品の主要登場人物である2つの家族（西郷家、浜口家）のメンバーが関わる場所である。具体的には、西郷家の長女・千晶が勤務する市役所や避難所、千晶の父が勤務する地元の信用金庫、そして津波で家を流された浜口家が生活する仮設住宅およびその周辺などが主要な舞台である。

この作品には2011年3月6日から2013年秋までの7つの「時間」が存在している（表3）。物語は、震災の5日前から始まり、先に見た『ラジオ』とは異なって震災の瞬間（当日）も描かれる。そして震災直後（＝3月17日）、震災半年後（＝2011年7月）のシーンがあり、その後、物語の進行とともに、震災から1年弱が経った2011年冬、2012年正月と時間が進んで、エンディングは2013年秋となっている。このように、作品内を流れる時間の長さは、『ラジオ』が1年2か月であるのに対して、この作品では2年半である。ただし、エンディングの2013年秋以外は、2011年3月から翌2012年の正月まで、すなわち震災から1年以内の出来事が描かれている。物語は、直接の津波被害を受けていない西郷家の家族4人と、家を津波で流されて家族3人が犠牲となった浜口家の家族とが、感情的な対立や葛藤を経て和解へといたるといえるというものだが、その一連のプロセスが、発災からエンディングまでの6つの時間（＝シーケンス）で描かれるという構造になっている。なお、この作品も『ラジオ』と同様に、一部の回想シーンを除くと、物語のなかを流れる時間は単線的（一方向的）である。



『時は立ちどまらない』  
（テレビ朝日、2014年2月22日）

表3. 『時は立ちどまらない』（テレビ朝日）の時間軸

物語上の時間	物語上の主な出来事
2011年3月6日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>西郷家の娘（千晶）と浜口家の長男（修一）の結婚に向けた初めての顔合わせのために両家のメンバーが浜口家に集まる</li> <li>二人の結婚に向けた両家の複雑な思いがあること、両家の父親同士（西郷良介、浜口克己）が中学時代に同級生だったことなどが分かる</li> </ul>
2011年3月11日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災が発生</li> <li>西郷家の一家四人は無事だったが、浜口家では祖父、母、長男が津波の犠牲になる</li> </ul>
2011年3月17日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>両家のメンバーが避難所で遭遇する</li> <li>浜口家の祖父、吉也が、もう縁を切ろうと言い出す</li> </ul>
2011年7月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>浜口家の暮らす仮設住宅を千晶が訪ね、亡くなった修一の思い出を聞かせて欲しいと訴える</li> <li>千晶は自身の修一との思い出も語る</li> <li>修一の弟、光彦が千晶に「結婚して欲しい」と言う</li> </ul>
2011年冬 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>光彦と千晶が会っていることを気にした西郷家の両親が浜口家の父と三人で相談する。</li> <li>→三人は光彦と千晶に会って説得し、引き離す</li> <li>→光彦は青森の水産加工場で働き始める</li> </ul>
2012年正月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>西郷家の祖母、奈美が浜口家の祖父、吉也を訪ねる。</li> <li>→吉也は奈美をハグしたいと言い出す</li> <li>西郷麻子が浜口克己を呼び出し、良介の中学時代のことを聞き出す</li> <li>→良介と克己が殴り合ったあと和解する</li> </ul>
2013年秋	<ul style="list-style-type: none"> <li>克己が吉也に「漁業は止めて大工になる」と言い出し、克己を良介が「信用金庫としてバックアップする」と言う</li> <li>孫の光彦が現われ、吉也と一緒に漁業再建をしたいと言う</li> <li>→浜口家の跡に2つの家族のメンバーが集まる</li> </ul>

## ②主人公にとっての震災

『時は立ちどまらない』には特定の主人公はいない。主人公は2つの家族のメンバー全員とっていい。西郷家の4人（父、母、娘、祖母）、浜口家の震災で生き残った3人（父、祖父、次男）の計7人である。7人にとっての震災は、もちろんそれぞれ異なっている。西郷家の長女・千晶にとっては、浜口家の長男でフィアンセであった修一を津波で奪われた。彼女は、千晶の父・良介は地元の信用金庫の支店長を務めており、震災で甚大な被害を受けた地元の人々の仕事や生活の再建を支えるという役割を担っている。浜口家の3人にとっての震災は、大切な家族3人を失うという悲劇的な体験であり、同時に家と漁師の仕事という生活の手段をも奪われる出来事であった。漁業を生業としていた浜口家の父と祖父は、物語の終盤近くまで仕事を再開しようとする気力も失った状態のままである。

## ③周囲・コミュニティとの関係性

以上のように、2つの家族のメンバーそれぞれで、震災は異なった意味を持つ体験として描かれている。しかし、それよりも作品内で際立っているのは、震災で直接的な被害を受けなかった西郷家と、大切な3人の家族や家、仕事を奪われた浜口家という2つの家族の置かれた状況の違いである。実際に多くの被災地においてそうであったように、同じ町のなかに住んでいても、津波が到達

したエリアと到達しなかったエリアとでは被害の状況は全く異なる。そうした状況は、震災後の復旧・復興のプロセスにおいて、被災地・被災者のあいだに様々な分断や軋轢を生み出す要因となったことについては、先行研究においても多くの指摘がある（除本理史2015、関嘉寛2016、山崎真帆2020など）。このドラマは、結婚の予定を縁としてつながりを持った2つの家族の姿を通して、被災地域のコミュニティ内においても被災体験には多様な形があり、その体験の差異ゆえに被災者のあいだにも生じる分断や軋轢をどう乗り越えられるのかという問題をテーマにしていると言える。2つの家族のあいだに生じた立場の違いと分断は、例えば、次のシーンに象徴的に表現されている。これは震災の6日後、避難所で遭遇した両家のメンバーが、避難所近くで話し合うシーンである。ここでは、浜口家の祖父・吉也が、西郷家の家族に向かって、両家の関係は結婚の予定があったからこそ「縁」だったのであって、（浜口家の長男・修一の死によって）結婚が実現できなくなったのだから、もう「縁を切ろう」と言う。

吉也「すまねえが、この付き合いは今日までにしてもらいてえ」「お互いあの日、一回会っただけだ」

麻子「それはそうですけど…」

良介「ただの知り合いじゃありません、親戚になる寸前だったんです」

吉也「しかしならなかった。当人は死んでしまった、そうすりゃあなたがたに残るのは義理だけだ。一度会った俺たちに情が沸くわけがない。もう義理でいろいろしてもらうのは止めにしてもらいたいんだ」

良介「それは違います、浜口さん、それは違う」

吉也「はい、そうですか。はい、そうですか、と言うしかない。こっちには何もない。ありがとう。ありがとうと言うしかない。体育館をありがとう、三度の飯をありがとう、パンツもタオルもありがとう、暖房もありがとう、何しろこっちは何もない。……津波のせいだ、文句もいえねえ。」

良介「……不公平だべ。だから何か役に立ちたいんだ。気持ちの始末がつかねえんだ。…今日で終わりにしたいなんて言わないで下さい。お役に立ちたいんです。」



この場面では、津波被害に遭わなかった西郷家の父（良介）が、自分たちには何も被害がなかったことについて「不公平」だといい、「気持ちの始末がつかない」から役に立ちたいと主張してい

る。他方、被害に遭った浜口家側は「誰にも文句も言えない」状況下、一方的に支援の手を差し伸べられ、施しを受けることへの抵抗感を表明し、それゆえに「縁を切りたい」と言っている。こうした両者の主張の食い違いに表れているのは、支援をする側と支援を受ける側との関係の非対称性である。災害時に、被災した人々が他者（行政やボランティア等）から支援を受けることに「申し訳なさ」を感じ、次第に「負債感」を募らせていくことは、災害や被災地に関する先行研究でしばしば指摘されてきたところである（例えば、内尾太一、2018、成尾春輝・宮本匠、2021など<sup>(12)</sup>）。浜口家の祖父（吉也）や父（克己）が表明しているのは、まさにそうした「負債感」であり、その負債感ゆえに、子供同士の結婚の予定があるために知り合っただけの両家の関係を絶ちたいと言い出したのである。

ただし、この作品を見る者は、両家には、津波被害の有無によって被災地住民のあいだに生じた、ある意味で分かりやすい非対称性とは異なる問題も存在していることに気づく。それは両家の父親同士が中学時代に同級生であり、その事実が両家の縁談話を機に明らかになったにもかかわらず、二人のあいだに気まずい空気が存在することに表現されている。実はその気まずさは、二人が中学時代に「いじめっ子」と「いじめられっ子」の関係だったことに起因していることが明らかになっていく。良介は、他の町からの転校生で、その良介を克己たち地元っ子達がいじめたという過去があったのである。ドラマでは、二人は互いに一発ずつ殴り合うことで和解へと至るが、その場面は物語終盤におけるクライマックスとなっている。

しかし、二人のそうした過去にまつわるエピソードが作品内で重要な意味を持たせられていることと、ドラマの主題との関係は一見分かりにくい。実は、二人の関係は、被災の有無（や程度）に起因する同じ町内の住民同士の分断や軋轢だけでなく、被災地と非被災地とのあいだの温度差をも表現していると考えられる。かつて他の町からの転校生で「いじめられっ子」だった良介は、今は信用金庫の支店長という地元の「エリート」である。彼は、表向きには被災した地元の事業者たちに対して「金融を通して皆さんの役に立ちたい」と言う。しかし夫婦の会話では「誰にでもいい顔はできない」と言い、そのことを妻から「何てこと言うの?」「そんなこと外で言ったら、一生終わるよ、信用金庫の支店長がそんなこと言ったら終わるよ」と諷められる。こうしたことから、良介が長じてもおお地元に完全には溶け込んではいないことが示唆されている。このように西郷家の父・良介は、同じ被災地内で被害を直接受けなかった住民であると同時に、非被災地の人々の立場を擬制的に仮託された人物として描かれていると考えられる。

#### ④エンディング

ドラマは、西郷家と浜口家のメンバーが、津波で流された浜口家の家の跡地に集まるシーンでエンディングを迎える。浜口家の祖父・吉也は、震災後長く、この場所には一切近づこうとしなかった。吉也は、孫の光彦と二人で漁師の仕事を再開することが示唆されている。家族から半ば強制的に家のあった場所に連れてこられた吉也は「ずっと見たくなかった。来られなかった。許してくれ、修一、女房、嫁さん。元気でなあ」と言う。その吉也を西郷家の祖母・奈美がハグする。それを見た良介はその場から少し離れる。そして妻から「そんなにお母さんのハグ、見たくない?」と問われ、「馬鹿言え、大泣きしそうになった」と答える。こうして、幾つかの異なる次元で複雑な葛藤と対立を抱えていた両家の人々が和解し、それぞれが新しい一歩を踏み出していく。

このドラマの脚本家・山田太一は、本作の執筆動機について、震災後に数多くの震災関連のテレビドキュメンタリーを視聴したこととの関連で次のように説明している。

やがて、というか、やっとというか、それらのドキュメンタリーから欠落しているものに気づいて来ました。今更、いい齢をしたドラマライターの告白として情けない限りですが、そしてごく当り前のことなのですが、ドキュメンタリーは映像になる事実や人物がいなくてはどうにもならないこと、そして撮影を許してくれた人のマイナスはなかなか描けないこと、見せながら内面には立入れないし、ましてや本人も気がついていない暗部などは描きようもない。そして、そこにこそそのドラマの領域があるのではないかということ。われながら高校生にでもなったみたいですが、そんな当り前の役割を、あの途方もない津波の惨状をつきつけられて、ほとんど無意識に封印していたことに気づいたのです。<sup>(13)</sup>

山田太一も言う通り、複雑な人間関係やその中での心の機微、とりわけ人々の心のなかにあるネガティブな側面を、ノンフィクションの分野である報道番組やドキュメンタリー番組が描き出すことは困難である。この作品は、そうしたまさに「ドキュメンタリーから欠落しているもの」を埋める役割を果たしたドラマだったと言える。

#### 4-3. 「故郷喪失」からの再起——『小さな神たちの祭り』（東北放送、2019年11月20日放送）

##### ①作中の「場所」と「時間」

『小さな神たちの祭り』の主人公は、宮城県亶理町のイチゴ農家の長男・晃である。東京の大学に進学する予定だった晃が大学の下見のために東京に出掛けた日に震災が起きる。そして晃と一緒に中古CDを探しに東京に行きたがっていたが結局行かなかった弟・航を含めた家族全員（両親、祖父母、弟）と愛犬が津波で犠牲になる。ドラマに登場する主要な場所は、晃の実家のあった亶理町のほか、晃が入学した大学と大学卒業後に2年務めた会社のある東京、東京を離れた晃が移り住んだ仙台である。

この作品の放送は、震災から約8年半後の2019年11月20日である。震災から2年後に放送された『ラジオ』（2013年3月26日）や、震災から3年後に放送された『時は立ちどまらない』（2014年2月22日）と比べると、長い時間が経過している。もちろんそのことを反映してもいるのだが、作品内に出てくる「時間」も、2011年3月11日（震災当日）から2019年8月以降までと長い。また登場する「時間」の数も11と、『ラジオ』の5、『時は立ちどまらない』の7と比べて多い。ただし、他の2作同様に、このドラマにおいても「時間」の流れは単線的である。震災当日から始まったドラマは、主人公・晃の大学時代、東京での社会人時代を経て、仙台に戻ってからの日々、そしてタクシーに乗って故郷の亶理町で亡くなったはずの家族や近所の人々との再会という不思議な体験をするまでを、時間の経過に従って描いている。

##### ②主人公にとっての震災

ドラマの主人公・晃にとっての震災は、津波で家を流され、家族全員（両親、祖父母、弟）と愛犬を失うというショッキングな体験である。しかし晃が失ったのは実家と家族だけではない。晃

表4. 『小さな神たちの祭り』（東北放送）の時間軸

物語上の時間	物語上の主な出来事
2011年3月11日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イチゴ農家の長男・晃が東京の大学への下見に出発する前、「一緒に行きたい」という弟とのやりとり</li> <li>・東京の大学の下見、友人と学食で食事中に震災発生 →家族全員（両親、祖父母、弟）、愛犬が津波で犠牲になる</li> </ul>
2011年4月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人に声をかけられ「退学届け」を出しに来たと答える晃</li> <li>・なぜ自分だけ生き残ったのか、みんなと一緒に死にたかったと懊悩する晃</li> </ul>
2011年6月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晃は、父の親友・玄次と会い、玄次が父から預かっていたという通帳と印鑑を渡される</li> </ul>
2015年1月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晃は大学中退を思いとどまった</li> <li>・卒業間近の晃。「4年経って、東京は何事もなかったように煌めいている」とつぶやく</li> </ul>
2015年3月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒論の追い込み作業をする晃</li> <li>・4月からは、東京の新橋にある電気機器販売店の正社員として営業の仕事をする予定</li> </ul>
2015年4月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎の温泉旅行を断る晃。「みんなが冷たい水の中で死んだのに自分だけが温泉には浸かれない」というのが理由</li> </ul>
2015年8月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業成績が全くあがらない晃</li> <li>・東京にやってきた玄次と会い、自分は元気だと伝える晃</li> <li>・玄次から亘理のイチゴをもらうが、「イチゴはケーキでも食べられない」と、わざと店に置いていく</li> </ul>
2017年夏 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京を離れる直前、アパートで故郷の友人と再会する晃 →仙台で仕事を探して暮らすと告げる晃</li> <li>・晃は仙台に移り、配送の仕事を始め、美結と知り合って付き合い始める</li> </ul>
2018年夏 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晃と美結は、コンサートに行ったり、温泉旅行に行くが、晃は未だに温泉に入れない</li> </ul>
2019年8月 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晃に美結が晃に別れを切り出す</li> <li>・晃はタクシーに乗って実家へ、家族と再開する</li> <li>・翌日、晃は美結を連れて再びタクシーに乗車、晃の家族、近所の人々と遭遇、交歓する。</li> </ul>
不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・晃が実家のイチゴ農家を再建することを決意、晃と美結は結婚する</li> </ul>

は、強い愛着のあった地元・亘理町のコミュニティを失った喪失感にも苛まれている。作品冒頭、晃の声によるナレーションで、「俺の家は宮城県亘理町のイチゴ農家。亘理は仙台から車で40分くらいの海辺に広がる町で、うめえイチゴは全国的に有名だ」と、実家がイチゴ農家であり、地元がイチゴ栽培の盛んな地域であることが紹介される。晃は、震災当日に自分と一緒に東京に行きたがっていた弟を連れて行かず、結果的に弟・航が犠牲になってしまったことへの強い罪悪感に苦しめられるのだが、この罪悪感には、航が家業のイチゴ栽培を継ぐ予定でいたことが関係している。弟が家業を継いでくれるからこそ自分が東京の大学に進学することができたのに、震災で、その弟も、イチゴ農家であった実家も、そしてイチゴ栽培の盛んな地元のコミュニティも奪われてしまったからである。

このように晃にとっての震災は、家族とともに慣れ親しんだ故郷のコミュニティを失うという「故郷喪失」の体験である。そして、晃はその喪失感に苦しみ、震災から長い時間が経過しても立ち直ることができないままにいる人物として描かれている。仙台で働き始めた晃は、幼稚園の先生

をしている美結と知り合い、やがて付き合い始めるが簡単には立ち直れない。そして晃に寄り添おうとする美結に対しても、完全に心を開くことはなく、そのことが美結を苦しめる。陸前高田にある「漂流ポスト」<sup>(14)</sup>に亡くなった家族宛ての手紙を、晃と美結が投函に行った帰り道での二人の次のような会話は象徴的である。

美結：元気に前を向き始めましたのでご安心くださいって書いたの？

晃：美結という彼女がいつも支えてくれてますって

美結：でも毎日5人と小太郎ばかりを思ってますって？

晃：よく分かるな

美結：でもまじな話、本気で自分の幸せを掴むほうが家族は喜ぶんじゃない？

晃：だけっど、まだなかなか。

美結：意外と女々しいねえ、晃

晃：家族亡くさねえと分かんねえよ



『小さな神たちの祭り』

(東北放送、2019年11月20日)

### ③ 周囲・コミュニティとの関係性

ドラマは、晃が、亡くなったはずの家族や実家の近隣の人々と遭遇し、交歓する不思議な体験を経て心の再生を果たすという物語である。「家族全員を失い、生き残った自分だけが幸せにはなれない」と、いつまでも前を向こうとしない晃に業を煮やした美結が別れを告げた日、晃の前に亡くなったはずの祖父が運転するタクシーが現れる。タクシーは晃を実家のあった場所に連れて行く。到着すると津波で流されたはずの実家はもとのままで、亡くなった家族全員が晃の好物だったカレーを食べている。晃は翌日、今度は美結を連れてタクシーに乗って再び実家を訪問する。晃は弟の航から、亡くなった人達が楽しく過ごしていること、世の中は3.11直後のように熱に浮かされたような雰囲気は消えたが人々が震災の犠牲者のことを決して忘れていないわけではないこと、晃のような生き残った人が元気でないと自分たちは死にきれないと感じていること、亡くなった人達は陸前高田の「漂流ポスト」から投函された自分たち宛ての手紙を読んだり、生き残った人達を見守ったりしていることなどを聞かされる。

ドラマでは集まった近所の子供達が、地元の神社が無くなってしまったために祭り（夏祭り、神社祭り、灯籠流し等）が行われていないことを晃に訴える。晃は、それならみんなで神輿を作って祭りをやろうと提案し、子供達や近所の人達が共同で祭りの準備を始める。そんな最中に、晃は父

親と次のような会話を交わす。

晃：オヤジ、急にいなくなったらから言えなかったけど、大学行かせてくれてサンキュウ

父：好きなように思いっきりやるっちゃ。そうすりゃ世の中ってところは結構面白れえんだ

晃：跡継がなくって、ゴメン

父：馬鹿野郎、優秀な航が継いでくれたほうがありがてえ。…晃、生き残ってくれてサンキュウな。命をつないでいくことが大事なっちゃ。生き残ったヤツがつないでいく、そういう務めがあるんだ。頼むな。

ナレーション（晃の声）：たしかに皆死んだ。だけって、皆と一緒に暮らした日々はいつまでも死なねえ。

そんな会話のあと、晃と美結は子供達、近所の人達が神輿を担ぎ、灯籠を流すお祭りの様子を見送り、再びタクシーに乗って元の世界に生還する。こうした不思議な体験を経て、晃は前向きに生きていく姿勢を取り戻す。晃の「心の復興」にとって、亡くなった家族や近所の人々と再会し、彼らと交歓することが、重要な役割を果たしたのである。このように、このドラマは、死者（家族、コミュニティ）との関係性を確認することによって、生き残った者が救われるという物語となっている。<sup>(15)</sup>

#### ④エンディング

ドラマは、晃が実家のイチゴ栽培の再建に向けて動き出すことを決意し、美結と結婚する場面でエンディングを迎える。震災によって「故郷喪失」を経験して生きていく気力を失った晃は、不思議な体験を通して「故郷」を回復し、そのことで生きる力を取り戻す。このドラマのような震災に伴う「故郷喪失」を巡る物語の解釈においては、被災地や被災者を対象とした社会学的研究の成果が参考になる。例えば関礼子（2018）は、2012年12月に福島地方裁判所いわき支部に提訴された原発避難者39人による訴訟において「故郷（ふるさと）」の喪失がキーワードとなっていたことに注目する。訴訟において原告側は、避難者が避難生活に伴って受けた損害とは別に「コミュニティ（故郷）喪失」に基づく損害があると主張した。<sup>(16)</sup>ここでいう「故郷」とは何を指すのか。関は「故郷」について次のように説明している。

故郷はさまざまな社会的諸関係を結ぶ磁場であり、アイデンティティの源泉である。盆正月の帰省で親戚と語らい、同級生と旧交を温める。同窓会や郷友会でつながる。出身地が同じというだけで、人との距離が一気に縮まるように、「場所」を介して維持される関係性がある。人々の不断の営為によって維持される「場所」があり、「場所」には生活に根ざした「歴史」がある（関礼子2018：152 - 153）。

もとより原発事故の影響による故郷喪失と、津波災害による故郷喪失とは性格も意味合いも大きく異なる面がある。しかしこのドラマの主人公・晃が喪失したのは、関の言うような意味における「故郷」に他ならない。晃は、津波によって実家と家族を失っただけでなく、家族を含めた「社会

的諸関係の磁場」「アイデンティティの源泉」であった「故郷」を失ったからこそ生きる気力を失ってしまったのである。作品内で、晃と美結が、タクシーに乗って晃の「故郷」を訪ねたのが、震災から8年後にあたる2019年の8月13日という設定であることは偶然ではない。8月13日は「お盆」である。言うまでもなく「お盆」は、先祖の霊があの世から帰ってきて、親族・縁者とともにひとときを過ごし、再びあの世に戻っていくという古来の行事である。すなわち、晃が再会したのは、あの世からお盆に帰ってきた家族や近所の人達の霊だったと考えることができる。祭りの準備をする近所の子供達の様子を見ながら、晃は「この子たちが神なんだと思った」とつぶやく。そして先に挙げた父との会話の末尾での「たしかに皆死んだ。だけど、皆と一緒に暮らした日々はいつまでも死なねえ。」という晃の語りに象徴されるように、晃は不思議な体験を通じて自らの帰属先である「故郷」を再確認する<sup>(17)</sup>。そして、亡くなった人達の方まで自分が頑張っている生きていかなければならないと認識する。晃が美結と結婚し、実家のイチゴ農家を再建しようというエンディングには、そのような意味が込められていると言える。

## 5. 考察

本稿で分析対象とした3本のドラマは津波で甚大な被害を受けた被災地を舞台とし、そこに生きる被災者や関係者の震災後の姿を描いたものであった。分析で明らかになったのは、3作品がいずれもドラマだからこそ描くことのできるテーマ、報道番組やドキュメンタリー番組のような「ノンフィクション」のジャンルでは扱うことの難しいテーマを正面から扱っていたということである。

第一に、3作品はそれぞれ被災者の「心の復興」（『ラジオ』）、被災者内の、及び被災地と非被災地のあいだの「分断・葛藤」や「和解」（『時は立ちどまらない』）、そして「故郷喪失」からの再起（『小さな神たちの祭り』）がテーマとなっていた。これらのテーマは、いずれも被災地の人々の内面に関わるものであり、彼らの心の機微を深く細やかに描くことによってこそ説得力をもってリアルに伝えることが可能となる。報道番組やドキュメンタリー番組は、基本的に起きている「事実」を「事実」として扱うという特性があるがゆえに、人間の内面の問題に深く立ち入ることを不得手としている。実際、報道番組やドキュメンタリー番組が主として扱ってきたのは、震災による被害の実相、避難に関わる諸状況、町やインフラの復旧・復興、復興に関わる社会的・政策的課題、原発事故や廃炉に関わる様々な動きといった諸テーマであった。「ハード」よりも「ソフト」、政治・経済や社会の次元よりも「人間」の次元を扱うことを得意とするドラマは、震災をテーマにする場合においてもその特性を発揮しているということができる。

また第二に、3作品はいずれも被災地の人々の内面について、ネガティブな側面も含めて描き出している。報道番組やドキュメンタリー番組の場合、人間を中心に描く場合においても、実在の人物を取材・撮影対象とするがゆえに、その人物のネガティブな側面にフォーカスすることは難しい。実際、報道番組やドキュメンタリー番組は、被災地の復興に向けて尽力するリーダー的な人物や、日常生活の再生に前向きに取り組みながら生きている市井の人々の姿などを多く伝えてきたが、時間が経過しても前向きな姿勢を取り戻せない人、震災をきっかけとして心身両面での失調や深刻なトラブルを抱えた人などの姿は、（実際には相当数存在しているにもかかわらず）必ずしも十分に映し出してきたとは言えない。もちろん、そうした問題を扱う番組は一定程度放送されてきたが、その多くは、被災者における「分断・葛藤」や孤独死、自殺などの「震災関連死」といった

諸問題を社会的に解決されるべき「問題」としては扱っても、それぞれの当事者の内面に深く分け入るような仕方での実相に迫ろうとするものではなかった。この点に関して、『時は立ちどまらない』の脚本家・山田太一は次のように語っている。

（ドキュメンタリーにおいては）津波に関してある人物を描くときに、その人物が嫌な奴だとは描けませんよね。それから怠け者だとかも描けません。その人が映っちゃうわけですから、そして名前も出てしまうわけですから、ですからいろんな事柄でも何でもマイナスの部分には立ち入れないんですよ、ドキュメンタリーというのは、特にテレビは傷つけちゃいけないという縛りがありますから。ですからたっぷりと暗闇があるんですよ、津波には。だけどドキュメンタリーで暗闇を描くということはものすごく難しい。それこそ僕はドラマが描く領域(18)だろうと言う風に思いました。

実際、『ラジオ』の主人公・某が仮設住宅で引きこもりを続ける姿、『時は立ちどまらない』に登場する二つの家族の父親同士の確執、『小さな神たちの祭り』の主人公・晃が恋人にもなかなか心を開こうとしない姿など、3作品はそれぞれ被災者や関係者のネガティブな姿や心の動きをリアルに描いている。このように、震災に関わる人間の「ネガティブな側面」を正面から描くことも、ドラマだからこそ可能だったということができる。

第三に、上記の二つの点と深く関わるが、実際には存在しないはずの現象、科学的には説明の難しい経験を描くことも、フィクションとしてのドラマは得意としている。本稿が対象とした3作品のなかでは、『小さな神たちの祭り』がその代表例である。『小さな神たちの祭り』では、主人公・晃が、津波で流されて失われたはずの故郷の実家のもとを訪ね、亡くなった家族や近所の人々（＝死者）と再会し交歓するシーンがある。晃に生きる力を回復させた経験を描いたことのシーンは、物語上のクライマックスでもある。このように震災の犠牲者が登場人物あるいは語り手となって現われたり、「死者との対話」がモチーフとなったりケースは、同じフィクションの分野である文学作品においても多く見られる（小森陽一2014、木村朗子2018）。また亡くなった人と再会したり、その気配を感じたりするといった「心霊体験」については、実際の被災地では数多くの証言が存在しており、そうした証言の収集や宗教学の観点からの研究なども行われている（高橋原・堀江宗正2021、奥野修司2017、金菱清2021など）。こうしたテーマについても報道番組やドキュメンタリー番組で扱うことは容易ではない。ドキュメンタリー番組ではこのテーマを正面から取り上げた『NHK スペシャル 亡き人との“再会”～被災地 三度目の夏に』（NHK、2013年8月23日）があるが、ごく少数の例外である。ドラマでは『小さな神たちの祭り』のほかに、2021年3月6日に放送された『宮城発地域ドラマ ベペロンチーノ』にも幽霊が登場している。経営していたレストランを失って自暴自棄となっていた主人公が再起に向けて動き出す物語であるが、作品内では津波で亡くなったはずの妻が、ほぼ全編にわたって主人公にだけ見える幽霊として登場する。このように死者を実在の人物のように登場させて、その姿を描くというのは「フィクション」としてのドラマだからこそ可能な表現である。

最後に、本稿が分析対象としたのは津波の被災地を舞台とした3作品であるが、冒頭でも述べたように「震災後テレビドラマ」は数多く放送されており、そのテーマや舞台、ジャンルも多様であ

る。他の作品についても分析対象としながら、震災後テレビドラマが何をどう描いてきたのか、視聴者にどのように受容されてきたのか等についてさらに検討していくことが今後の課題となる。

## 謝辞

本論文は、公益財団法人放送文化基金の助成（2021年度）を受けた「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

## 注

- (1) 「震災後文学」においても事情は同じで、木村朗子は「震災後文学」について「震災後に震災を扱って書かれたものだけをさすのではなく、震災後の文学状況全体を指す」としている（木村朗子2018：26）。また飯田一史も「震災後文学」を震災に直接関わるテーマを扱ったものだけでなく、より幅広いテーマを扱った文学作品、あるいはそうした作品をめぐる批評や言論状況などを含めて定義している（飯田一史2017：9）。このように「震災後文学」を広く「文学状況全体」として定義するならば、それに該当する作品数を把握すること自体がそもそも困難となる。
- (2) 『Kesenuma Voices.』は2018年の『Kesenuma Voices.7』まで特別編を含めると7本の続編が制作されている。
- (3) 河北新報を舞台にした『明日をあきらめない…がれきの中の新聞社～河北新報のいちばん長い日～』（テレビ東京、2012年3月4日）も類似のドキュメンタリードラマである。
- (4) ここに挙げたもの以外を含めた3作品の受賞歴は下記の通りである。『特集ドラマ ラジオ』（NHK）は、第68回文化庁芸術祭「テレビドラマ部門」大賞、第50回ギャラクシー賞「テレビ部門」優秀賞、国際ドラマフェスティバル in 国際ドラマフェスティバル in TOKYO 2013「東京ドラマアウォード 単発ドラマ部門」優秀賞、第16回シナリオ作家協会「菊島隆三賞」、シカゴ国際映画祭テレビ賞「長編テレビ映画部門」金賞、ドイツ ワールドメディアフェスティバル「エンターテインメントその他部門」金賞の各賞を受賞している。また『時は立ち止まらない』（テレビ朝日）は、第51回（2013年）ギャラクシー賞テレビ部門優秀賞、放送人グランプリ2014グランプリ、第40回放送文化基金賞・テレビドラマ番組最優秀賞（番組部門）、平成26年日本民間放送連盟賞・テレビドラマ番組優秀賞（番組部門）、MIPCOM BUYERS'AWARD for Japanese Drama・グランプリ、2014年東京ドラマアウォード・作品賞・グランプリ（単発ドラマ部門）、第19回アジア・テレビジョン賞2014・最優秀賞（単発ドラマ・テレビ映画番組部門）、2014年度芸術祭賞大賞（テレビ・ドラマ部門）の各賞を受賞している。そして、『小さな神たちの祭り』（東北放送）は、第74回文化庁芸術祭「テレビドラマ部門」優秀賞、2020年日本民間放送連盟「テレビドラマ番組部門」優秀賞、第25回アジアテレビジョンアワード「単発ドラマ・テレビムービー部門」で最優秀賞の各賞を受賞している。
- (5) 「NHK スクエア」におけるドラマ紹介（あらすじ）の記述から抜粋。<https://www.nhk-ep.com/products/detail/h19707AA>（2023年1月3日最終閲覧）
- (6) DVD パッケージにおけるストーリー紹介の記述をもとに作成。
- (7) BS-TBS の HP におけるストーリー紹介の記述をもとに作成。<https://bs.tbs.co.jp/drama/tbc60chiisanakamitachinoinori/>（2023年1月3日最終閲覧）
- (8) 女川町「震災復興のあゆみ」参照、<https://www.town.onagawa.miyagi.jp/archive/ayumi/ayumi.html>

(2023年1月6日最終閲覧)

- (9) 女川さいがい FM は2011年4月21日開局、2016年3月29日に閉局した臨時災害放送局で、閉局後、現在は地域 FM 局「オナガワエフエム」として引き継がれている。詳細は同局のホームページを参照。<http://onagawafm.jp/> (2023年1月6日最終閲覧)
- (10) ドラマ内ではこの「女川どうしよう」という商品の発案者が某であることが示唆されている。
- (11) NHK 広報資料 (2013年12月25日) 参照。<https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/otherpress/pdf/20131225.pdf> (2023年1月6日最終閲覧)
- (12) 他方で、福島原発事故に伴う広域避難では、避難者が国や東電から補償金や見舞金を受給しているゆえに、受け入れ先自治体の住民との間に分断 (差別や排除) が生まれたり、補償金を受給している避難指示区域からの避難者と、補償金等を受給していない自主避難者とのあいだの分断 (軋轢や葛藤) が問題化された。
- (13) 山田太一「三年たってやっとでした」『読む楽しむ 放送文化基金賞特集』公益財団法人放送文化基金 HP、[https://www.hbf.or.jp/magazine/article/hbf2014\\_vol2](https://www.hbf.or.jp/magazine/article/hbf2014_vol2) (2023年1月22日最終閲覧)
- (14) 陸前高田市に実在する。震災で亡くしてしまった大切な人に宛てて手紙を書いて思いを伝えるために地元住民によって2014年7月設置された。
- (15) 『小さな神たちの祭り』の脚本家、内館牧子はこの作品の執筆動機について「私の周りにも震災で亡くなった方がいて、でもどこかで生きていそうな気がしてならない。こっちから見えないけど、あっちで元気になっているんじゃないか。そのあっち側を描けないか、と。本当に荒唐無稽な話だとわかっているんですけど、プロデューサーや監督が OK してくださり、順調に動き出して本を作りました。ご覧のようにいいキャスティングに恵まれまして、本当に幸せに思います。」と説明している。ORICON NEWS「千葉雄大、サンドウィッチマンら、震災ドラマへの思い語る」(2019-09-05)、<https://www.oricon.co.jp/news/2143770/full/> (2023年1月17日最終閲覧)
- (16) 避難者訴訟は、①避難指示がなされている段階だけでなく、避難指示解除後に帰還しないと選択した人にとっても故郷が喪失されている、②避難指示解除後に帰還した人にとっても、「故郷の変質・変容による精神的損害」が発生しているとした。従って、避難指示が解除されても、帰らない人には故郷喪失の慰謝料が、帰った人には故郷変質・変容に対する慰謝料が支払われるべきであるとした (関礼子2018: 151)。
- (17) 関礼子 (2018) は「故郷」が「時間の記憶」を持つものだとし次のように言っている。「時間についての記憶は、家族や友人、近隣や親戚、職場といった共時的な関係性だけでなく、先祖にまで遡って通時的な関係性のなかで人々の存在を保証し、証明する、集合的な記憶である。」(関礼子2018: 157)
- (18) 山田太一「戦後70年 語る・問う」日本記者クラブ会見 (2014年11月14日)、[https://www.youtube.com/watch?v=LJhOXaO9fzo&list=UU\\_iMvY293APrYBx0CJReIVw](https://www.youtube.com/watch?v=LJhOXaO9fzo&list=UU_iMvY293APrYBx0CJReIVw) (2023年1月22日最終閲覧)

## 文献

- 古澤健・米倉律 (2022) 「震災関連ドキュメンタリーの10年—被災地・被災者の表象とテーマに関する内容分析を中心に」『ジャーナリズム&メディア』第17・18号
- 本多環 (2016) 「東日本大震災で被災した子どもたちへの支援の在り方」『学術の動向』21巻1号
- 飯田一史 (2017) 「序論 はじめに」限界研編『東日本大震災後文学論』南雲堂

- 金菱清2021『私の夢まで、会いに来てくれた——3.11亡き人とのそれから』朝日新聞出版
- 木村朗子（2013）『震災後文学論 あたらしい日本文学のために』青土社
- 木村朗子（2018）『その後の震災後文学論』青土社
- 小森陽一（2014）『死者の声、生者の言葉 文学で問う原発の日本』新日本出版
- 前田正治（2021）「原発災害が与えたメンタルヘルスへの長期的影響—震災後の10年を俯瞰する」『学術の動向』26巻3号
- 望月美希（2020）『震災復興と生きがいの社会学：〈私的なる問題〉から捉える地域社会のこれから』御茶ノ水書房
- 成尾春輝・宮本匠（2021）「被災者が抱える申し訳なさによる苦しみと普遍的連帯の可能性について—平成30年7月豪雨で被災した広島県坂町の被災者用公営住宅入居者の声から—」『日本災害復興学会論文集』No.18
- 奥野修司2017『魂でもいいから、そばにいて——3.11後の霊的体験を聞く』新潮社
- 関礼子（2018）「故郷喪失から故郷剥奪の被害論へ」関礼子編著『被災と避難の社会学』東信堂
- 関嘉寛（2016）「東日本大震災における復興とボランティア中心—周辺の分断から考える—」『フォーラム現代社会学』15巻
- 高橋原・堀江宗正（2021）『死者の力 津波被災地「霊的体験」の死生学』岩波書店
- 高塚雄介（2012）「震災ストレス～PTSD化を防ぐには」『ストレス科学研究』27巻
- 谷正名・水原俊博・米倉律・小林千菜美（2022）「震災テレビ放送・報道10年の全体像」『ジャーナリズム&メディア』第17・18号
- 内尾太一（2018）『復興と尊厳 震災後を生きる南三陸町の軌跡』，東京大学出版会
- 除本理史（2015）「福島原発事故における「不均等な復興」—復興政策と被害者の「分断」について—」『環境経済・政策研究』Vol.8, No2.
- 山崎真帆（2020）「復興過程における「被災者」の自己認識に関する一考察—仮設住宅居住者と非津波被災者の語りに基づく「被災者」の構造と輪郭の分析から—」『日本災害復興学会論文集』No.16, 2020.10
- 米倉律（2022）「震災を描くフィクションは何を問うてきたか—東日本大震災後の文学をめぐる研究、評論の動向を中心に—」『ジャーナリズム&メディア』19号

## 論説

# 東京五輪開催期間における日本のテレビニュース報道 —報道が可視化したもの／不可視化したもの—

中 正 樹\*

日 吉 昭 彦\*\*

小 林 直 美\*\*\*

## 1 研究の目的

本研究の目的は、東京五輪の開催期間におけるテレビニュースの分析を通じて、報道されたこと、報道されなかったことを考察することである。具体的には、五輪の開催期間にNHKおよび在京放送局のキー局の代表的なニュース番組が報道したすべてのニュースを対象に量的分析することを通じて、報道量の観点からその報道傾向を明らかにし、その結果をもとに東京五輪の報道が可視化したもの／不可視化したものについて考察する。

2021年8月8日、東京五輪はその幕を閉じた。そのとき、少なからぬ人々が安堵したのではないだろうか。アスリートを応援したいが、五輪自体には不信感がある。新型コロナウイルス感染症（以後「新型コロナ」と表記）の感染拡大は心配だが、無観客での開催は賛成しかねる。そうした「もやもや」した気持ちから解放されたい——同五輪を過去とみなしたい心境は、閉幕と共に急速に薄れた五輪への関心が示しているように思われる。

1964年以来、56年ぶりに開催される予定だった東京五輪は、2019年12月に突如発生した新型コロナによる感染拡大の影響を受け、史上初めて延期された五輪となった。延期決定後も感染拡大が収まらない状況に対して、そして五輪と新型コロナをめぐる政府の右往左往に対して、国民の多くは五輪開催に対してネガティブなイメージを抱いた。例えば、共同通信社が2021年1月に実施した2021年夏の五輪開催についての世論調査では、「中止すべきだ」が35.3%、「再延期すべきだ」が44.8%となり、合わせて80.1%に達した。同年4月に実施された調査でも、「中止すべきだ」が39.8%、「再延期すべきだ」が33.8%を占めた。1月の調査と比較すれば減少したものの、それでも約7割が2021年夏の五輪開催に対して否定的であった。また、抗議活動や反対デモも相次いだ。まさに、開催前の東京五輪は「史上、最も不人気なオリンピック」（吉見 2021：30）であった。

以上のように悲観的な雰囲気の中で開催された東京五輪であったが、日程が進むにつれてそうした雰囲気は薄まっていった。その代わりに高まったのが、五輪に対するポジティブなイメージである。連日の金メダル報道や日本選手の活躍がそれに拍車をかけた。五輪開催に対する評価の変化は、世論調査でも明らかである。五輪閉幕後の2021年8月に共同通信社が実施した世論調査によれ

---

\*なか まさき 日本大学法学部新聞学科 准教授

\*\*ひよし あきひこ 文教大学情報学部メディア表現学科 教授

\*\*\*こばやし なおみ 愛知工科大学工学部基礎教育 准教授

ば、「開催してよかった」が62.9%を占め、「よくなかった」の30.8%を大きく上回った。数字だけを見れば、評価は劇的に改善した。

しかしながら、そうした評価の変化は自然に生じたものであったのだろうか。確かに、世界レベルのアスリートたちのプレイが、それらがもたらす感動が、人々の意識にポジティブなフィードバックをもたらしたことは事実であろう。だが、それ以外に要因はなかったのだろうか。本研究では、その要因としてテレビによる五輪報道に着目する。

五輪が大規模なイベントとして成立する前提として、テレビが重要な役割を担っていることは言うまでもない。藤竹暁は、1964年の東京五輪の時点でそれが「マス・メディアの作り上げた『スポーツの祭典』」であり、「テレビ・オリンピック、あるいはマスコミ・オリンピック」であると結論づけていた（藤竹 1967：32-33）<sup>(1)</sup>。後に藤竹は、当時の国民の多くが東京五輪を「直接的」ではなく「間接的」にテレビを通じて視聴し、かつ競技映像が実況中継に加え録画中継や過去の映像を駆使して構成されていたことに触れ、「ほとんどすべての人たちにとっては、テレビで合成されたドラマ」が東京五輪であり、「テレビ・オリンピックこそがむしろ本物」であったと述べている（藤竹 1985：53-54）。

近年、インターネットの動画で五輪を視聴する人が増加しつつある。国際五輪委員会（IOC）のレポートによれば、その視聴回数はロンドン五輪からリオ五輪にかけて倍増した（IOC 2016）。対して、日本では未だ五輪をテレビで視聴する傾向が根強い。例えば、NHK 総合が7月23日に中継した開会式の関東地区の平均世帯視聴率は56.4%、8月8日に中継した閉会式の平均世帯視聴率は同じく関東地区で46.7%であり、いずれも昨今低下傾向にあるテレビの視聴率を考慮すれば、驚異的な数値である。また、NHK 放送文化研究所の調査によれば、五輪をテレビで「ほぼ毎日」視聴した層は全体の64.4%に達していた<sup>(2)</sup><sup>(3)</sup>。

このことは、1964年の東京五輪において藤竹が指摘した五輪とテレビ、そして国民をめぐる構造が、50余年を経た2020年の東京五輪においても変化していないことを示唆する。今回の五輪競技の多くが無観客で実施されたことを考えれば、むしろその構造は強まったとさえ言えるだろう。そのとき、五輪開催に対する世論が大きく変化した一因として、テレビが大きな役割を果たした可能性が示唆される。すなわち、テレビによる中継や報道が、五輪のイメージをネガティブからポジティブに書き換えていった可能性である。その可能性について、メディア研究は検証する必要があるように思われる。

本研究はその一端を担うべく実施されたが、その分析結果を世論の変化と直接結びつけることはできない。報道傾向と世論の関係を検証するためには、五輪開催前からのテレビニュースの分析に加え、オーディエンスに対するパネル調査が必要となる。しかしながら、本研究はそこまで幅を広げることはできなかった。したがって、報道傾向が世論に対して与えた影響についての言及は、あくまで分析の結果として得られたデータにもとづく推論に止まる<sup>(4)</sup>。ご理解願いたい。

## 2 研究の背景

### 2.1 五輪開催までの経緯

2005年4月1日、日本オリンピック委員会（JOC）の竹田恒和会長（当時）は理事会で夏季五輪の招致を目指す意向を公式に表明した。当初より「2020年大会での実現」を目指していたが、1回の

立候補で開催地に決まる可能性は低いという判断から、2016年大会の招致レースから参戦する方針を掲げた。その方針に対して、9月21日に東京都が開催都市として名乗りを挙げた。石原慎太郎知事（当時）が、東京都議会の本会議における所信表明でそれを公式に宣言したのである。そして2009年10月2日、デンマークの首都コペンハーゲンで開催されたIOCの総会において、東京は2回目の投票で落選した。

2011年7月16日、竹田は臨時理事会において、2020年の夏季五輪の招致を改めて公式に表明した。後に、竹田は9月15日に設立された東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会（以後「招致委」）の理事長に就任した。同年3月11日に発生した東日本大震災を念頭に「復興五輪」をテーマに招致活動は進められ、最終的に東京での開催が決まったのは2013年9月8日、アルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催されたIOCの総会においてであった。開催決定後に招致委は解散し、大会の運営は翌2014年に発足した東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以後「大会組織委」）に移行された。組織委の会長には元首相の森喜朗が就任した。

2019年に入り、翌2020年開催の東京五輪に対する国内外の期待が徐々に高まる中、状況を一変させる出来事が起きた。新型コロナの発生である。2019年12月に発生したウイルスは、瞬く間に感染拡大した。日本国内でも、2020年2月にクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客に感染者が確認された。その後、新型コロナの感染は世界規模で拡大し続け、同年3月11日には世界保健機関（WHO）がパンデミックを宣言するに至る。JOCは予定通り開催する姿勢を崩さなかったが、3月24日、五輪開催を1年間延期することが発表した。延期は新型コロナの感染収束を見据えたものであったが、2020年末から感染はさらに拡大の様相を見せ、開会式まで11日と迫った7月12日には、開催地の東京都において4回目の緊急事態宣言が出される状況となった。

新型コロナの感染者が増え続ける中、世論は五輪を開催すべきか、再延期すべきか、または中止すべきかの三つに分かれた。それに対し、政府は「安全安心な大会を目指す」との説明を繰り返し、開催への意欲を示し続けた。新規感染者数は全国規模で増加する一方で、感染防止を目的として五輪におけるほとんどの競技は無観客で開催することになった。

そして2021年7月23日、東京五輪は開催された。新型コロナの感染拡大が収まらぬ中で開催された同五輪のことを、マス・メディアは「前例なき五輪」（『朝日新聞』2021.7.21朝刊）、「異例づくしの東京五輪」（『読売新聞』2021.7.22朝刊）、「異形の祭典」（『毎日新聞』2021.7.24朝刊）、「異例ずくめの大会」（NHK<sup>(5)</sup>）と表現した。日本で夏季五輪が開催されたのは1964年の東京五輪以来のことで、57年ぶり2回目の開催となった。最終的に史上最多となる33競技339種目が実施され、205の国と地域、そして難民選手団が参加した。

## 2.2 五輪開催をめぐる問題

以上のような経緯を経て開催された東京五輪であるが、その開催に至るまで新型コロナ以外にも問題にも事欠かない五輪でもあった。そうした問題として、まず招致をめぐる贈賄疑惑を挙げることができる。2019年3月19日、JOCの竹田会長が退任を発表した。竹田は上述のように2020年に東京五輪を招致することを公式に表明し、招致委の理事長も務めた人物である。退任のきっかけとなったのは、2018年12月にフランス司法当局が、招致委がコンサルタントに支払った約2億5千万円が賄賂の可能性があるとみなし、竹田を贈賄容疑で捜査対象としたことであった。竹田自身はその

疑惑を否定したが、東京五輪への影響を考慮して退任した。

また、女性蔑視発言も話題となった。2021年2月3日、JOCの臨時評議員会において、大会組織委の会長であった森は、JOCが女性理事を増やしていく方針を掲げていることに触れ、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」などと発言した。五輪憲章が男女平等を掲げているにもかかわらず、大会組織委のトップがその理念に真っ向から反する女性蔑視とも取れる発言をしたことは、大きな波紋を呼んだ。森は翌2月4日に会見を開いたものの、今度はその際の開き直りとも取れる態度が問題となった。森に対する批判はさらに高まり、結果として2月12日に森は辞任を表明した。

森の辞任は、その後の辞任劇の呼び水となった。3月17日、開閉会式の総合統括であった佐々木宏が、過去に女性タレントの容姿を侮辱するような演出案を提案していたことが報道され、翌18日に辞任を発表した。また、開会式まであと数日となった7月15日、開会式の楽曲制作を担当した小山田圭吾が、音楽雑誌のインタビューで過去にいじめを自慢するような発言をしていたことが報道され、7月19日に辞任を発表した。さらに7月21日、開閉会式のショーディレクターを担当していた小林賢太郎が、過去にコントでホロコーストを揶揄していたことが明るみになり、開会式前日の翌22日、大会組織委によって解任された。

一連の騒動は、そのいずれも差別を助長し、倫理観に欠ける行為を指摘された結果であり、差別反対を掲げる五輪憲章に抵触するものであった。これらの辞任劇は、日本社会の歪な価値観を示すものとして、国内のみならず国外のメディアからも批判を浴びた。<sup>(6)</sup>

### 2.3 五輪報道に関する研究

メディア研究の分野では五輪が注目されるようになったのは、1980年代以降のことである。やがて、それはテレビ視聴を通じて国民意識に大きな影響を与えるメディア・イベントとして注目を集めるようになった (Dayan and Katz 1992=1996)。同様の見解は、E・ローテンビューラー (1988) や M・リアル (1989) にもみられる。以後、同分野において五輪はオーディエンス・リサーチ (高木ほか 1991; 村田ほか 1993; Roche 2000; 向田ほか 2001; 小玉ほか 2009; 上瀬ほか 2010; 佐久間ほか 2017など) やステレオタイプ形成 (Duncan and Messener 1998; 上瀬 2007など)、偏向報道 (Tuggle, Huffman and Rosengard 2002など) の観点から研究対象となってきた。

既存の研究からは、メディアからの五輪に関する情報が、オーディエンスの外国イメージの変化に影響を与えることが推察されている。しかし「実際に外国・外国人に関するどのような情報が、どの程度報道されているのか、メディア情報そのものについてはほとんど調査が行われていないのが現状」(上瀬 2007: 84) であった。とりわけテレビによる報道は、その内容分析には多大な手間と時間がかかることもあって、事例として質的に分析されることはあっても、量的に分析されることはほとんどなかった。

五輪に関するニュースの量的な分析は、2000年代以降に活性化した。その嚆矢となったのは上瀬 (2007) であり、2004年に開催されたアテネ五輪に関するニュースを対象に、それらに含まれる外国関連情報の内容分析に取り組んでいる。また横山 (2007) は、2006年に開催されたトリノ五輪に関するニュースを対象に、それらに含まれる外国イメージおよびそのメッセージについて内容分析している。

そして北京五輪以降、五輪開催期間のニュース番組の調査に継続的に取り組んできたのが国際テ

テレビニュース研究会である。同研究会は、2008年開催の北京五輪、2012年開催のロンドン五輪、そして2016年開催のリオ・デ・ジャネイロ五輪（以後「リオ五輪」と表記）を対象に、各五輪の開催期間におけるNHKおよび在京放送局のキー局の代表的なニュース番組が報道したすべてのニュースを対象に、ほぼ共通した分析枠組みを用いて調査に取り組んできた（中 2009；中ほか 2015；中ほか 2020）。

最後に、東京五輪をめぐる研究について概観したい。2020年の開催が決定した後、それは1964年の五輪と比較されるかたちで注目されてきた。これまでも、1964年の東京五輪はそのメディア・イベントの性格が考察されてきたが、2度目の開催が決まったことで、同五輪に対する再検証の試みは加速した<sup>(7)</sup>。また、新型コロナが感染拡大する状況を反映して、コロナ禍における五輪報道にも注目が集まった。例えば、深澤（2022）はNHKおよび民放のニュース番組を対象として、コロナ禍における東京五輪をニュースキャスターがどのように語ったのか、そのコメントを分析している。量的な分析としては、NHK放送文化研究所の上杉ら（2022）が、ニュース番組に全国紙3紙を加え、それらの報道量の変化に注目することからコロナ禍における東京五輪を分析した。また、同研究所の大竹ら（2022）は新型コロナ報道に主眼を置き、それが東京五輪によって受けた影響について分析を加えている。

本研究もまた、量的な分析による東京五輪報道に関する研究である。具体的には、先に取り上げた国際テレビニュース研究会による、東京五輪の開催期間のNHKおよび在京放送局のキー局のニュース番組に対する調査から得られたデータをもとに、同期間のニュースを報道量の観点から分析する。上杉ら（2022）と同様の研究スタイルであるが、本研究がニュース番組に対するパネル調査としての性格も有しているほか、過去の五輪報道との比較も研究目的としている点で、その方向性は異なる。

### 3 研究の方法

#### 3.1 調査対象番組

本研究では、NHKおよび在京放送局（日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日）のキー局の代表的なニュース番組が、五輪の開催期間およびその前後4日間、具体的には2021年7月19日から8月12日までの25日間に報道したすべてのニュースをデータとして取り扱う。その際、調査対象となったニュース番組は、NHKの『NHK ニュース7』、日本テレビの『news zero』、TBSの『news23』、フジテレビの『Live News α』、そしてテレビ朝日の『報道ステーション』の5番組である。以後、原則としてそれらの番組は、表1で示した略称で記述する。

表1 調査対象番組

番組名	略称	放送時間帯		時間
NHK ニュース7	ニュース7	月曜～日曜	19:00～19:30	30分
news zero	zero	月曜～木曜	23:00～23:59	59分
		金曜	23:30～24:30	60分
news23	23	月曜～木曜	23:00～23:56	56分
		金曜	23:30～24:15	45分
Live News α	α	月曜～木曜	23:40～24:25	45分
		金曜	24:10～24:55	45分
報道ステーション	報ステ	月曜～金曜	21:54～23:10	76分

### 3.2 分析方法

各番組で提供されたすべてのニュースを、表2で示した分析項目でコーディングした（「ニュースの発生地」、「ニュースの分野」、および「五輪関係のニュースの分野」のコードはそれぞれ表3、表4、表5を参照）。なお、本研究における分析単位は「ニュース本数」および「ニュース時間」である<sup>(8)</sup>。また、以後表においてニュース時間を扱うとき、その単位は「秒」とする。

表2 分析項目

項目分類	コーディング項目
基本項目	日付
	放送局コード
	分/秒
映像項目	ニュース時間
	タイトルテロップ/サブタイトルテロップ 映像内容
内容項目	ニュースの発生地
	ニュースの分野
	五輪関係のニュースの分野
	新型コロナに関する言及・発言

表3 ニュースの発生地

コード	関係地域
1 自国	日本
2 アジア	中東、ロシアを除くアジア諸国と地域
3 北米	米国、カナダ
4 中東	アラブ諸国
5 欧州	ヨーロッパ、ロシアを含む
6 中南米	メキシコ以南の米大陸
7 アフリカ	アフリカ大陸
8 大洋州	オーストラリア、ニュージーランド等
9 その他	北極、南極、領海に属さない洋上・海底、宇宙空間、国際（世界）等

表4 ニュースの分野

コード	関係分野
100 政治	政策、選挙、外交、議会、国際機関、その他政治
200 経済	景気・失業、金融市場、貿易、消費、流通、労働、税金、その他経済
300 社会	犯罪、事件・事故、イベント（人為的）、災害、社会現象、裁判、教育、デモ、その他社会
400 軍事	紛争・戦争（テロリズム含む）、兵器、軍事基地、自衛隊、安全保障、その他軍事
500 環境	環境汚染・破壊、環境保護、環境運動、その他環境
600 運輸/通信	航空、船舶、自動車、鉄道、その他運輸、通信技術、通信サービス、放送サービス、その他運輸・通信（放送含む）
700 科学/技術/文化/芸術	新技術、宇宙、医療、発見・発明、その他科学・技術、音楽、映画、演劇、その他文化・芸術
800 歳時/気候	暦・祭・年中行事、気候（季節）、天気予報、その他歳時・気候
900 スポーツ	五輪競技、その他スポーツ

表5 五輪関係のニュースの分野

コード			
901 開閉会式	911 バレーボール	921 フェンシング	931 テコンドー
902 その他※1	912 体操	922 柔道	932 ラグビー
903 ミックス※2	913 バスケットボール	923 ソフトボール	933 ゴルフ
904 陸上競技	914 レスリング	924 バドミントン	934 スポーツクライミング
905 水泳	915 セーリング	925 射撃	935 空手
906 サッカー	916 ウエイトリフティング	926 近代五種	936 サーフィン
907 テニス	917 ハンドボール	927 カヌー	937 スケートボード
908 ボート	918 自転車	928 アーチェリー	
909 ホッケー	919 卓球	929 野球	
910 ボクシング	920 馬術	930 トライアスロン	

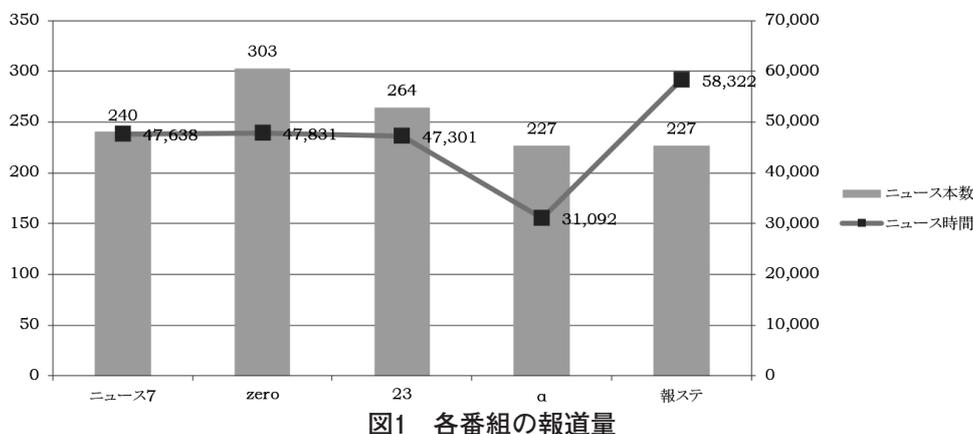
※1 競技以外の五輪関係のニュースに割り当てられるコード。パラリンピックに関するニュースも含まれる。

※2 複数競技が1つのニュースとして放送される場合に割り当てられるコード。

## 4 全体のニュースの報道傾向

本章では、報道量の観点から全体のニュースの報道傾向を分析する。<sup>(9)</sup>

### 4.1 報道量



分析対象となったニュースの本数と時間を集計し、番組別に表示したものが図1である。ニュース本数は合計1,261本、各番組平均は252.2本であった。また、ニュース時間は合計232,184秒（64時間29分44秒）で、各番組平均は46,437秒（12時間53分57秒）であった。

### 4.2 ニュースの発生地

表6 ニュースの発生地（ニュース本数）

番組名	1 自国	2 アジア	3 北米	4 中東	5 欧州	6 中南米	7 アフリカ	8 大洋州	9 その他	合計
ニュース7	216	9	5	5	4	0	0	0	1	240
zero	288	3	5	0	7	0	0	0	0	303
23	218	8	17	3	15	1	1	0	1	264
α	191	5	20	2	8	1	0	0	0	227
報ステ	186	5	20	6	9	0	0	0	1	227
合計	1,099	30	67	16	43	2	1	0	3	1,261
割合	87.2%	2.4%	5.3%	1.3%	3.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	100.0%

表6は、「ニュースの発生地」について番組別のニュース本数の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向として、もっとも多くカウントされたのは「1 自国」で1,099本、87.2%を占めた。それに次ぐのが「3 北米」で30本、5.3%を占めた。3番目に多かったのは「5 欧州」で、3.4%であった。

表7 ニュースの発生地 (ニュース時間)

番組名	1 自国	2 アジア	3 北米	4 中東	5 欧州	6 中南米	7 アフリカ	8 大洋州	9 その他	合計
ニュース7	45,001	933	382	587	433	0	0	0	302	47,638
zero	47,028	84	259	0	460	0	0	0	0	47,831
23	43,892	700	1,219	431	918	42	48	0	51	47,301
α	27,111	663	2,314	206	743	55	0	0	0	31,092
報ステ	53,500	656	2,028	434	1,658	0	0	0	46	58,322
合計	216,532	3,036	6,202	1,658	4,212	97	48	0	399	232,184
割合	93.3%	1.3%	2.7%	0.7%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%

表7は、「ニュースの発生地」について番組別のニュース時間の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向は、ニュース本数とほぼ同様である。もっとも多くカウントされたのは「1 自国」で216,532秒 (60時間8分52秒)、93.3%を占めた。それに次ぐのが「3 北米」で3,036秒 (50分36秒)、2.7%を占めた。3番目に多かったのは「5 欧州」で、1.8%であった。

#### 4.3 ニュースの分野

表8 ニュースの分野 (ニュース本数)

番組名	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
ニュース7	43	6	72	4	1	0	14	49	51	240
zero	6	2	113	2	3	0	14	24	139	303
23	12	1	135	2	2	0	5	33	74	264
α	8	14	68	5	7	1	6	23	95	227
報ステ	4	1	105	1	5	0	5	24	82	227
合計	73	24	493	14	18	1	44	153	441	1,261
割合	5.8%	1.9%	39.1%	1.1%	1.4%	0.1%	3.5%	12.1%	35.0%	100.0%

表8は、「ニュースの分野」について番組別のニュース本数の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向として、もっとも多くカウントされたのは「300 社会」で493本、39.1%を占めた。それに次ぐのが「900 スポーツ」で441本、35.0%を占めた。3番目に多かったのは「800 歳時/気候」で153本、12.1%を占めた。

表9 ニュースの分野 (ニュース時間)

番組名	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
ニュース7	11,636	521	13,332	431	302	0	2,914	8,500	10,002	47,638
zero	326	58	23,216	55	112	0	1,475	2,938	19,651	47,831
23	662	36	25,756	417	106	0	500	2,312	17,512	47,301
α	703	2,190	6,421	549	1,886	67	909	1,579	16,788	31,092
報ステ	311	41	27,349	154	932	0	861	7,675	20,999	58,322
合計	13,638	2,846	96,074	1,606	3,338	67	6,659	23,004	84,952	232,184
割合	5.9%	1.2%	41.4%	0.7%	1.4%	0.0%	2.9%	9.9%	36.6%	100.0%

表9は、「ニュースの分野」について番組別のニュース時間の合計と全体に占める割合を示したものである。全体の傾向は、ニュース本数とほぼ同様である。もっとも多くカウントされたのは「300 社会」で96,074秒 (26時間41分14秒)、41.4%を占めた。それに次ぐのが「900 スポーツ」で84,952

秒（23時間35分52秒）、36.6%を占めた。3番目となったのは「800 歳時 / 気候」で23,004秒（6時間23分24秒）、9.9%を占めた。

なお、「900 スポーツ」に占める東京五輪関係のニュースは、ニュース本数が366本でその83.0%、ニュース時間が77,577秒（21時間32分57秒）でその91.3%を占めた。東京五輪以外のニュースでは野球、具体的にはMLB、甲子園等のニュースがその大半を占めた。

#### 4.4 五輪関係のニュース

表10 五輪関係のニュース（ニュース本数）

コード	ニュース7	zero	23	$\alpha$	報ステ	合計	割合
901 開閉会式	7	10	9	5	8	39	7.6%
902 その他	10	38	28	20	21	117	22.9%
903 ミックス	11	25	27	14	9	86	16.8%
904 陸上競技	2	13	2	6	4	27	5.3%
905 水泳	1	10	2	3	2	18	3.5%
906 サッカー	1	11	2	4	3	21	4.1%
907 テニス	0	4	2	1	1	8	1.6%
908 ボート	1	1	0	0	0	2	0.4%
909 ホッケー	0	0	0	0	0	0	0.0%
910 ボクシング	1	4	2	2	3	12	2.3%
911 バレーボール	0	2	0	3	0	5	1.0%
912 体操	2	9	0	2	3	16	3.1%
913 バスケットボール	0	4	0	2	1	7	1.4%
914 レスリング	0	5	2	1	4	12	2.3%
915 セーリング	0	1	0	0	0	1	0.2%
916 ウエイトリフティング	1	1	0	0	0	2	0.4%
917 ハンドボール	0	2	0	1	0	3	0.6%
918 自転車	0	1	0	0	0	1	0.2%
919 卓球	2	11	1	2	4	20	3.9%
920 馬術	0	3	0	0	0	3	0.6%
921 フェンシング	2	3	0	0	1	6	1.2%
922 柔道	9	6	3	1	1	20	3.9%
923 ソフトボール	1	3	4	3	1	12	2.3%
924 バドミントン	1	2	0	0	0	3	0.6%
925 射撃	0	0	0	0	0	0	0.0%
926 近代五種	0	0	0	0	0	0	0.0%
927 カヌー	0	1	0	0	0	1	0.2%
928 アーチェリー	1	2	0	0	0	3	0.6%
929 野球	1	6	16	2	4	29	5.7%
930 トライアスロン	0	0	0	0	0	0	0.0%
931 テコンドー	0	0	0	0	0	0	0.0%
932 ラグビーフットボール	0	1	0	0	0	1	0.2%
933 ゴルフ	3	4	2	4	1	14	2.7%
934 スポーツクライミング	0	4	0	1	1	6	1.2%
935 空手	0	1	0	1	1	3	0.6%
936 サーフィン	1	0	0	0	0	1	0.2%
937 スケートボード	1	4	3	2	2	12	2.3%
合計	59	192	105	80	75	511	100.0%
割合	11.5%	37.6%	20.5%	15.7%	14.7%	100.0%	

表10は、「五輪関係のニュース」について番組別のニュース本数の合計と全体に占める割合を示したものである。まったくカウントされていない競技があるが、これは同競技に関するニュースがゼロであったことを必ずしも意味しない。同競技は「903 ミックス」に分類されたニュースの中で取り上げられていた可能性がある。

五輪に関するニュースとしてカウントされたニュースの本数は511本であった。先述のようにニュース本数の合計は1,261本であり、そこで五輪に関するニュースが占めた割合は40.5%、全体の4割近くが五輪関係のニュースであったことになる。

全体の傾向として、もっとも多くカウントされた項目は「902 その他」で117本、22.9%を占めた。それに次ぐのは「903 ミックス」で86本、16.8%であった。3番目は、「901 開閉会式」で39本、7.6%であった。いずれも、単独の競技を示す項目ではなかった。

単独の競技としてもっとも多かったのは、全体では4番目となる「929 野球」で29本、5.7%を占めた。それに次ぐのが「904 陸上競技」で27本、5.3%を占めた。3番目に多かったのは「906 サッカー」で21本、4.1%を占めた。それ以外はすべて4%以下であった。

表11 五輪に関するニュース（ニュース時間）

コード	ニュース7	zero	23	$\alpha$	報ステ	合計	割合
901 開閉会式	1,795	2,171	1,785	463	2,515	8,729	8.1%
902 その他	1,979	5,892	7,279	1,586	6,707	23,443	21.8%
903 ミックス	4,474	1,733	9,274	5,111	7,941	28,533	26.6%
904 陸上競技	328	1,245	325	1,195	665	3,758	3.5%
905 水泳	194	1,922	442	755	72	3,385	3.2%
906 サッカー	125	2,607	600	1,017	953	5,302	4.9%
907 テニス	0	178	377	59	44	658	0.6%
908 ボート	333	79	0	0	0	412	0.4%
909 ホッケー	0	0	0	0	0	0	0.0%
910 ボクシング	189	581	578	398	681	2,427	2.3%
911 バレーボール	0	104	0	519	0	623	0.6%
912 体操	110	2,388	0	342	674	3,514	3.3%
913 バスケットボール	0	493	0	311	85	889	0.8%
914 レスリング	0	517	451	221	815	2,004	1.9%
915 セーリング	0	139	0	0	0	139	0.1%
916 ウエイトリフティング	74	162	0	0	0	236	0.2%
917 ハンドボール	0	409	0	30	0	439	0.4%
918 自転車	0	80	0	0	0	80	0.1%
919 卓球	418	2,124	230	476	617	3,865	3.6%
920 馬術	0	230	0	0	0	230	0.2%
921 フェンシング	121	532	0	0	475	1,128	1.1%
922 柔道	1,088	1,677	620	298	819	4,502	4.2%
923 ソフトボール	90	371	636	731	721	2,549	2.4%
924 バドミントン	94	373	0	0	0	467	0.4%
925 射撃	0	0	0	0	0	0	0.0%
926 近代五種	0	0	0	0	0	0	0.0%
927 カヌー	0	32	0	0	0	32	0.0%
928 アーチェリー	101	267	0	0	0	368	0.3%
929 野球	85	1,059	1,407	133	629	3,313	3.1%
930 トライアスロン	0	0	0	0	0	0	0.0%
931 テコンドー	0	0	0	0	0	0	0.0%
932 ラグビーフットボール	0	129	0	0	0	129	0.1%
933 ゴルフ	480	161	146	484	73	1,344	1.3%
934 スポーツクライミング	0	411	0	121	135	667	0.6%
935 空手	0	161	0	117	26	304	0.3%
936 サーフィン	147	0	0	0	0	147	0.1%
937 スケートボード	278	958	1,200	403	914	3,753	3.5%
合計	12,503	29,185	25,350	14,770	25,561	107,369	100.0%
割合	11.6%	27.2%	23.6%	13.8%	23.8%	100.0%	

表11は、「五輪に関するニュース」について番組別のニュース時間の合計と全体に占める割合を示したものである。ニュース本数の場合と同様に、まったくカウントされていない競技があるが、その理由については先に説明した通りである。

五輪に関するニュースとしてカウントされたニュース時間は107,369秒（29時間49分29秒）であった。先述のようにニュース時間の合計は232,184秒（64時間29分44秒）であった。したがって、五輪の開催期間に報道されたニュースのうち46.2%、全体の5割弱が五輪関係のニュースであったことになる。

全体の傾向として、もっとも多くカウントされた項目は「903 ミックス」で28,533秒（7時間55分33秒）、26.6%を占めた。それに次ぐのは「902 その他」で、23,443秒（6時間30分43秒）、21.8%であった。そして3番目は、「901 開会式」で8,729秒（2時間25分29秒）、8.1%であった。いずれも、単独の競技を示す項目ではなかった。

単独の競技としてもっとも多かったのは、全体では4番目となる「906 サッカー」で5,302秒（1時間28分22秒）、4.9%を占めた。それに次ぐのは「922 柔道」で、4,502秒（1時間15分2秒）、4.2%を占めた。3番目は「919 卓球」で、3,865秒（1時間4分25秒）、3.6%であった。

## 5 国内のニュースの報道傾向

前章で述べたように、発生地として「1 自国」とカウントされたニュースはその本数では1,099本で87.2%、時間では232,184秒（64時間29分44秒）で93.3%を占め、五輪開催期間の日本のニュース番組が提供するニュースの大部分を占めた。本章では、前章で得られたデータをもとに、日本をその発生地とするニュースの報道傾向を分析する。

### 5.1 国内／国外を発生地とするニュース

日本を発生地とするニュースの分野を明らかにするため、「ニュースの発生地①」と「ニュースの分野」のデータをクロス集計した上で自国と自国「以外」に分けて示したのが、表12および表13である。

表12 国内／国外を発生地とするニュースの分野（ニュース本数）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
1 自国	50	22	436	4	12	1	40	147	387	1,099
割合	4.5%	2.0%	39.7%	0.4%	1.1%	0.1%	3.6%	13.4%	35.2%	100.0%
2～9 自国以外	23	2	57	10	6	0	4	6	54	162
割合	14.2%	1.2%	35.2%	6.2%	3.7%	0.0%	2.5%	3.7%	33.3%	100.0%

表13 国内／国外を発生地とするニュースの分野（ニュース時間）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
1 自国	11,627	2,530	89,980	367	2,694	67	6,190	22,793	80,284	216,532
割合	5.4%	1.2%	41.6%	0.2%	1.2%	0.0%	2.9%	10.5%	37.1%	100.0%
2～9 自国以外	2,011	316	6,094	1,239	644	0	469	211	4,668	15,652
割合	12.8%	2.0%	38.9%	7.9%	4.1%	0.0%	3.0%	1.3%	29.8%	100.0%

表12は、ニュース本数を単位として示したものである。発生地が「1 自国」のニュースの分野でもっとも多かったのは「300 社会」で436本、39.7%を占めた。次いで多かったのは「900 スポーツ」で387本、35.2%を占めた。3番目に多かったのは、「800 歳時/気候」で147本、13.4%であった。対して、「2～9 自国以外」のニュースの分野でもっとも多かったのは「300 社会」で57本、35.2%を占めた。次いで多かったのは「900 スポーツ」で54本、33.3%を占めた。3番目に多かったのは、「100 政治」で23本、14.2%であった。

表13は、ニュース時間を単位として示したものである。発生地が「1 自国」のニュースの分野でもっとも多かったのは「300 社会」で89,980秒（24時間59分40秒）、41.6%を占めた。次いで多かったのは「900 スポーツ」で80,284秒（22時間18分4秒）、37.1%を占めた。3番目に多かったのは、「800 歳時 / 気候」で22,793秒（6時間19分53秒）、10.5%であった。対して、「2~9 自国以外」のニュースの分野でもっとも多かったのは「300 社会」で6,094秒（1時間41分34秒）、38.9%を占めた。次いで多かったのは「900 スポーツ」で4,668秒（1時間17分48秒）、29.8%を占めた。3番目に多かったのは、「100 政治」で2,011秒（33分31秒）、12.8%であった。

以上のように、日本を発生地とする「ニュースの分野」は、ニュースの本数および時間のいずれも「300 社会」がもっとも多く、それに「900 スポーツ」が次ぎ、3番目が「800 歳時 / 気候」という結果となった。<sup>(10)</sup>日本以外を発生地とする「ニュースの分野」も同様に、また、ニュースの本数および時間のいずれも「300 社会」がもっとも多く、それに「900 スポーツ」が次いだ。3番目は日本を発生地とする場合とは異なり、「100 政治」という結果になった。

## 5.2 国内ニュースと五輪

日本を発生地とするニュースにおいて、五輪に関するニュースの本数は486本で44.2%、時間では105,271秒（29時間14分31秒）で48.6%を占め、いずれも全体の約半数近くを占めていた。それらがどのような分野のニュースとして報道されていたのかを明らかにするため、「五輪に関するニュース」と「ニュースの分野」のデータをクロス集計した上で五輪関係のニュースとそれ以外のニュースに分けて示したのが、表14および表15である。

表14 国内を発生地とする五輪関係 / 五輪以外のニュースの分野（ニュース本数）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸 / 通信	700 科学 / 技術 文化 / 芸術	800 歳時 / 気候	900 スポーツ	合計
五輪関係	7	1	113	1	0	0	7	7	350	486
割合※1	14.0%	4.5%	25.9%	25.0%	0.0%	0.0%	17.5%	4.8%	90.4%	44.2%
割合※2	1.4%	0.2%	23.3%	0.2%	0.0%	0.0%	1.4%	1.4%	72.0%	100.0%
五輪以外	43	21	323	3	12	1	33	140	37	613
割合※1	86.0%	95.5%	74.1%	75.0%	100.0%	100.0%	82.5%	95.2%	9.6%	55.8%
割合※2	7.0%	3.4%	52.7%	0.5%	2.0%	0.2%	5.4%	22.8%	6.0%	100.0%

※1 日本を発生地とする各分野のニュースに占める割合 ※2 各コード全体に占める割合

表15 国内を発生地とする五輪関係 / 五輪以外のニュースの分野（ニュース時間）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸 / 通信	700 科学 / 技術 文化 / 芸術	800 歳時 / 気候	900 スポーツ	合計
五輪関係	849	144	25,415	78	0	0	752	1,605	76,428	105,271
割合※1	7.3%	5.7%	28.2%	21.3%	0.0%	0.0%	12.1%	7.0%	95.2%	48.6%
割合※2	0.8%	0.1%	24.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.7%	1.5%	72.6%	100.0%
五輪以外	10,778	2,386	64,565	289	2,694	67	5,438	21,188	3,856	111,261
割合※1	92.7%	94.3%	71.8%	78.7%	100.0%	100.0%	87.9%	93.0%	4.8%	51.4%
割合※2	9.7%	2.1%	58.0%	0.3%	2.4%	0.1%	4.9%	19.0%	3.5%	100.0%

※1 日本を発生地とする各分野のニュースに占める割合 ※2 各コード全体に占める割合

表14はニュース本数を、表15はニュース時間を単位として示したものである。いずれの表においても、「900 スポーツ」の多くを五輪関係のニュースが占めていた。それは五輪開催期間であることを考えれば当然として、それ以外でも「500 環境」と「600 運輸/通信」を除くすべての分野で五輪に関係あるニュースが報道されていた。とりわけ、「300 社会」に含まれるニュースには五輪に関係あるニュースが多く、ニュース本数とニュース時間のいずれにおいても、その3割弱がそれに該当していた。以上の結果は、日本のニュース番組が「900 スポーツ」以外の分野に関わるニュースとしても、五輪に高い関心を向けていたことを示している。

### 5.3 国内ニュースと新型コロナウイルス

日本を発生地とするニュースにおいて、「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュースの本数は237本で21.6%、時間では83,633秒（23時間13分53秒）で38.6%と、ニュース本数で全体の2割、ニュース時間では4割弱を占めていた。それらがどのような分野のニュースとして報道されていたのかを明らかにするため、「新型コロナに関する言及・発言」のデータと「ニュースの分野」のデータをクロス集計した上で新型コロナに関係するニュースとそれ以外のニュースに分けて示したのが、表16および表17である。

表16 国内を発生地とする新型コロナ関係／新型コロナ以外のニュースの分野（ニュース本数）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
言及・発言あり	26	5	167	0	0	0	14	1	24	237
割合※1	52.0%	22.7%	38.3%	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%	0.7%	6.2%	21.6%
割合※2	11.0%	2.1%	70.5%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.4%	10.1%	100.0%
言及・発言なし	24	17	269	4	12	1	26	146	363	862
割合※1	48.0%	77.3%	61.7%	100.0%	100.0%	100.0%	65.0%	99.3%	93.8%	78.4%
割合※2	2.8%	2.0%	31.2%	0.5%	1.4%	0.1%	3.0%	16.9%	42.1%	100.0%

※1 日本を発生地とする各分野のニュースに占める割合 ※2 各コード全体に占める割合

表17 国内を発生地とする新型コロナ関係／新型コロナ以外のニュースの分野（ニュース時間）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計
言及・発言あり	9,644	653	59,547	0	0	0	3,432	194	10,163	83,633
割合※1	82.9%	25.8%	66.2%	0.0%	0.0%	0.0%	55.4%	0.9%	12.7%	38.6%
割合※2	11.5%	0.8%	71.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.2%	12.2%	100.0%
言及・発言なし	1,983	1,877	30,433	367	2,694	67	2,758	22,599	70,121	132,899
割合※1	17.1%	74.2%	33.8%	100.0%	100.0%	100.0%	44.6%	99.1%	87.3%	61.4%
割合※2	1.5%	1.4%	22.9%	0.3%	2.0%	0.1%	2.1%	17.0%	52.8%	100.0%

※1 日本を発生地とする各分野のニュースに占める割合 ※2 各コード全体に占める割合

表16はニュース本数を、表17はニュース時間を単位として示したものである。「400 軍事」、「500 環境」、「600 運輸/通信」を除くすべての分野で新型コロナに関する言及・発言のあるニュースが報道されていた。とりわけ、「300 社会」では多く、ニュース本数とニュース時間のいずれにおいても、その7割弱がそれに該当していた。また、「100 政治」および「900 スポーツ」の分野でも、それぞれニュース本数とニュース時間のいずれにおいて1割以上を占めていた。以上の結果は、五

輪の開催期間においても、日本のニュース番組が新型コロナに対する関心を維持していたことを示している。

次いで、国内を発生地とする新型コロナに関するニュースが、どのようなテーマのニュースとして報道されていたのかについて示す。表18および表19は、「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュースを「a 感染拡大」、「b 感染対策」、「c ワクチン」、「d その他」の4つのコードで分類したデータを「ニュースの分野」のデータとクロス集計したものである。

表18 国内を発生地とする新型コロナに関するニュースのテーマとその分野（ニュース本数）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計	割合
a 感染拡大	8	1	94	0	0	0	8	0	9	120	50.6%
b 感染対策	10	0	36	0	0	0	0	1	9	56	23.6%
c ワクチン	5	0	24	0	0	0	1	0	0	30	12.7%
d その他	3	4	13	0	0	0	5	0	6	31	13.1%
合計	26	5	167	0	0	0	14	1	24	237	100.0%
割合	11.0%	2.1%	70.5%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.4%	10.1%	100.0%	

表19 国内を発生地とする新型コロナに関するニュースのテーマとその分野（ニュース時間）

コード	100 政治	200 経済	300 社会	400 軍事	500 環境	600 運輸/通信	700 科学/技術 文化/芸術	800 歳時/気候	900 スポーツ	合計	割合
a 感染拡大	5,320	27	42,347	0	0	0	2,203	0	3,720	53,617	64.1%
b 感染対策	3,405	0	11,701	0	0	0	0	194	3,368	18,668	22.3%
c ワクチン	542	0	2,724	0	0	0	42	0	0	3,308	4.0%
d その他	377	626	2,775	0	0	0	1,187	0	3,075	8,040	9.6%
合計	9,644	653	59,547	0	0	0	3,432	194	10,163	83,633	100.0%
割合	11.5%	0.8%	71.2%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	0.2%	12.2%	100.0%	

表18はニュース本数を、表19はニュース時間を単位として示したものである。4つのコードに注目すると、いずれの表においても、「a 感染拡大」に分類されたニュースがもっとも多く、ニュース本数で50.6%、ニュース時間で64.1%がそれに該当していた。「b 感染対策」がそれに次ぎ、ニュース本数とニュース時間のいずれでも、その2割強がそれに該当していた。

分野に注目すると、先述のように該当するニュースの報道量が多かった「300 社会」の分野において、その半数以上が「a 感染拡大」に関するニュースであったことがわかる。ニュース本数では同分野の合計167本のニュースのうち94本、その56.3%が該当していた。また、ニュース時間では同分野の合計59,547秒（16時間32分27秒）のニュースのうち、42,347秒（11時間45分47秒）、実にその71.1%が該当していた。

また、「100 政治」の分野においてはニュース本数では「b 感染対策」がもっとも多く、ニュース時間では「a 感染拡大」がもっとも多かった。感染対策の主体は行政であることが、こうした結果につながっているものと思われる。ちなみに、「900 スポーツ」の分野はニュース本数では3番目、ニュース時間では2番目の報道量を示した。以上の結果は、五輪の開催期間、日本のニュース番組が新型コロナに関して「a 感染拡大」を中心に報道していたことを示している。

## 6 可視化されたもの／不可視化されたもの

本章では、第4章および第5章の分析で明らかになった五輪開催期間の報道傾向から、「可視化されたもの」、そして「不可視化されたもの」について考察する。

### 6.1 可視化されたもの——何が報道されたのか

五輪開催期間において、顕著な傾向を示したのは「ニュースの発生地」および「五輪に関するニュース」の報道量であった。そこでそれらに焦点を絞り、過去の五輪開催期間の分析結果との比較を通してそれらのニュース価値について考察する。

#### 国内中心のニュース

表20および表21は、過去3回の夏季五輪（以後「五輪」）および東京五輪の開催期間におけるニュースの発生の地の報道量を、ニュース本数とニュース時間の観点から示したものである。<sup>(11)</sup>

表20 各五輪の開催期間における主たるニュースの発生地（ニュース本数）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪		東京五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合
1 自国	940	56.7%	871	63.5%	998	62.2%	1,099	87.2%
2 開催国	483	29.1%	373	27.2%	436	27.2%		
3 アジア	49	3.0%	50	3.6%	65	4.0%	30	1.9%
4 北米	84	5.1%	53	3.9%	52	3.2%	67	4.2%
5 中東	27	1.6%	10	0.7%	10	0.6%	16	1.0%
6 欧州	68	4.1%	9	0.7%	35	2.2%	43	2.7%
7 中南米	3	0.2%	3	0.2%	2	0.1%	2	0.1%
8 アフリカ	2	0.1%	1	0.1%	6	0.4%	1	0.1%
9 大洋州	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
10 その他	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	3	0.2%
合計	1,657	100.0%	1,372	100.0%	1,605	100.0%	1,261	97.2%

表21 各五輪の開催期間における主たるニュースの発生地（ニュース時間）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪		東京五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合	時間	割合
1 自国	128,135	48.1%	132,081	58.8%	146,895	60.2%	216,532	93.3%
2 開催国	102,154	38.3%	74,381	33.1%	78,883	32.3%		
3 アジア	5,500	2.1%	6,967	3.1%	5,326	2.2%	3,036	1.3%
4 北米	10,489	3.9%	8,476	3.8%	4,798	2.0%	6,202	2.7%
5 中東	7,760	2.9%	1,072	0.5%	926	0.4%	1,658	0.7%
6 欧州	11,482	4.3%	819	0.4%	5,471	2.2%	4,212	1.8%
7 中南米	513	0.2%	161	0.1%	152	0.1%	97	0.0%
8 アフリカ	340	0.1%	236	0.1%	1,529	0.6%	48	0.0%
9 大洋州	0	0.0%	258	0.1%	43	0.0%	0	0.0%
10 その他	28	0.0%	29	0.0%	0	0.0%	399	0.2%
合計	266,401	100.0%	224,480	100.0%	244,023	100.0%	232,184	100.0%

五輪によって、またはニュース本数とニュース時間で多少の違いはあるものの、「1 自国」の報道量ももっとも多く、それに「2 開催国」が次ぎ、「4 北米」ないし「6 欧州」が3番目となる傾向がみられる。こうした傾向は、五輪開催期間の日本のニュース番組におけるニュースの発生地に対するニュース価値の順位として理解できる。

興味深いのは、東京五輪における「1 自国」の報道量である。東京五輪においては当然、「1 自国」と「2 開催国」は同一である。そして、その報道量の割合は、過去3回の五輪における「1 自国」と「2 開催国」の合計値と近似値を示している。これらのデータは、五輪開催期間のニュース番組における「1 自国」と「2 開催国」を合わせた報道量の割合は——「1 自国」が「2 開催国」を兼ねていた場合でも——同様の傾向となることを示唆している。

### 開催国への関心と五輪に関するニュース

表22および表23は、過去3回の五輪および東京五輪の開催期間における「五輪に関するニュース」の報道量を、ニュース本数とニュース時間の観点から示したものである。<sup>(12)</sup>

表22 各五輪の開催期間における五輪に関するニュース（ニュース本数）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪		東京五輪	
	本数	割合	本数	割合	本数	割合	本数	割合
五輪関係	575	34.7%	444	32.4%	525	32.7%	511	40.5%
五輪以外	1,082	65.3%	928	67.6%	1,080	67.3%	750	59.5%
合計	1,657	100.0%	1,372	100.0%	1,605	100.0%	1,261	100.0%

表23 各五輪の開催期間における五輪に関するニュース（ニュース時間）

コード	北京五輪		ロンドン五輪		リオ五輪		東京五輪	
	時間	割合	時間	割合	時間	割合	時間	割合
五輪関係	118,874	44.6%	89,999	40.1%	95,831	39.3%	107,369	46.2%
五輪以外	147,527	55.4%	134,481	59.9%	148,192	60.7%	124,815	53.8%
合計	266,401	100.0%	224,480	100.0%	244,023	100.0%	232,184	100.0%

いずれの五輪においても、五輪に関するニュースが大きなウェイトを占めていたことがわかる。その報道量はニュース本数であればすべての五輪において全体の3割以上を占めており（東京五輪に至っては4割）、ニュース時間であれば全体の4割前後（東京五輪に至っては5割弱）を占めていた。ここで各五輪の報道量を比較すると、五輪に関するニュースが占める割合は東京五輪がもっとも多く、それに北京五輪がそれに次ぎ、ロンドン五輪とリオ五輪はほぼ同率となっていた。

過去3回の五輪開催期間における開催国報道を分析した中ほか（2020）によると、開催国に関する報道は「五輪」に関するニュースを選択するかたちで機能し、それ以外の分野のニュースを選択する方向には機能しなかった。換言するなら、少なくとも五輪の開催期間において、開催国に対する関心を高める方向では機能しなかった。

これらの結果が示唆するのは、ニュース番組の開催国に対する関心の違いが、報道量に占める五輪のニュースの割合に影響を与えている可能性である。そして、その関心の違いに影響を与えるのは、開催国の重要度である。過去3回の五輪の開催国を比較したとき、中国が日本にとって政治的、経済的にもっとも重要な国家であることは言うまでもない。そうした関心の違いが、各五輪の開催期間の報道量に占める五輪に関するニュースの割合に影響を与えている。したがって、自国であるがゆえに開催国に対する関心をもっとも高くなる東京五輪において、報道量に占める五輪関係のニュースの割合が過去3回の五輪よりも高い割合を示したのは、自明であったといえよう。

## 6.2 不可視化されたもの——何が報道されなかったのか

本来、不可視化されたものは当然、目にすることができない。しかし、可視化されたものを分析することから、それを類推することはできる。本節ではそのような観点のもと、不可視化されたものについて、国内／国外のニュースと五輪に関するネガティブなニュースに焦点を絞り考察する。

### 国外のニュースの割合の減少

前節では、東京五輪の開催期間における主たるニュースの発生地の記事量における開催国——日本の占める割合が、ニュース本数で87.2%、そしてニュース時間で93.3%に達したことを述べた。このことは、それ以外、すなわち国外のニュースの記事量が、本数、時間ともに全体の1割前後に過ぎなかったことを意味する。東京五輪の開催期間、ニュース番組は国内向けのニュースに終始していた。

東京五輪を除く五輪の開催国を発生地とするニュースは、形式上は国外のニュースに含めることができる。しかしながら、中（2021）が指摘するように、そのほとんどは五輪に関するニュースである。したがって、表20、表21で示したように「1 自国」と「2 開催国」を合わせ、それ以外を国外のニュースとみなすならば、いずれの五輪においてもそれが占める割合は1割前後だったことになる。

これらの結果が示唆するのは、五輪開催期間の日本のニュース番組が五輪報道に偏ったことで、相対的に国外の出来事に対するニュース価値が低下した可能性である。その検証のためには、五輪開催以外の期間におけるテレビニュースを対象として本研究と同様の分析をする必要があるだろう。

### 絞られた国内ニュース

東京五輪の開催期間における国内を発生地とするニュースの分野については、すでに表12および表13で示した。ここで視点を変えて、「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュースが、国内ニュースの占める割合について考えてみたい。

表24および表25は、「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュースほかのデータをまとめたものである。その際、国内を発生地とするニュースを「a 五輪関係のニュース」、「b 五輪関係のニュース（新型コロナに関する言及・発言あり）」、「c 新型コロナに関する言及・発言のあったニュース」、「d 歳時／気候に関するニュース」、「e それ以外のニュース」の5つのコードで分類した。なお、「d 歳時／気候に関するニュース」は、ニュースの分野として3番目に報道量が多かった「800 歳時／気候」から、a、b、cのコードのニュースを除いたものである。

表24 国内を発生地とする「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュース（ニュース本数）

コード	本数	割合	a+b+c+d	a+b+c
a 五輪関係のニュース	425	38.7%	72.9%	60.2%
b 五輪関係のニュース（新型コロナに関する言及・発言あり）	61	5.6%		
c 新型コロナに関する言及・発言のあったニュース	176	16.0%		
d 歳時／気候に関するニュース	139	12.6%	27.1%	39.8%
e それ以外のニュース	298	27.1%		
合計	1,099	100.0%	100.0%	100.0%

表25 国内を発生地とする「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」のあったニュース（ニュース時間）

コード	本数	割合	a+b+c+d	a+b+c
a 五輪に関するニュース	79,232	36.6%	60.7%	51.0%
b 五輪に関するニュース（新型コロナに関する言及・発言あり）	26,039	12.0%		
c 新型コロナに関する言及・発言のあったニュース	5,087	2.3%		
d 歳時/気候に関するニュース	20,994	9.7%	39.3%	49.0%
e それ以外のニュース	85,180	39.3%		
合計	216,532	100.0%	100.0%	100.0%

以上のように、国内を発生地とするニュースの報道量に占める「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」の割合は、ニュース本数で60.2%、ニュース時間で51.0%に達していたことがわかる。これは見方を変えれば、「五輪に関係しない」、「新型コロナに関する言及・発言がない」ニュースの占める割合は、ニュース本数で39.8%、ニュース時間で49.0%に過ぎなかったということである。

これらの結果が示すのは、五輪開催期間の日本のニュース番組において国内向けのニュースは確かに高い割合を示したが、その内訳は「五輪関係」および「新型コロナに関する言及・発言」が大きな割合を占めており、それ以外のニュースの占める割合は多くないということだ。さらに、複数の台風が発生した影響で「d 歳時/気候に関するニュース」の報道量がそれなりの割合を占めたことを考慮すると、「e それ以外のニュース」の占める割合はニュース本数で27.1%、ニュース時間で39.3%とさらに低くなる。

したがって、五輪開催期間に私たちが触れることができた「e それ以外のニュース」に該当する国内ニュースの報道量は、実際にはかなり絞られていたといえる。

### 五輪に関するネガティブなニュースの周縁化

先述のように、「史上、最も不人気なオリンピック」とみなされた東京五輪は、その開催に抗議活動や反対デモが相次いだ。また、開催主体側に対する批判が相次いだ。それら、五輪に対するネガティブなニュースがその開催期間にどのように報道されていたのかを確認すると、タイトルテロップおよびサブタイトルテロップを確認した限りでは、それらがほとんど報道されていなかったことがわかる。

本研究は、五輪の開催期間およびその前後4日間、具体的には2021年7月19日から8月12日までの25日間を分析対象期間としている。五輪に対する抗議活動や反対デモは、開催前のみならず開催中も行われており、それらの活動はSNSで大きな存在感を見せていた。<sup>(13)</sup>しかしながら、分析対象期間にそれらが本研究の対象となったニュース番組において報道されることはまったくなかった。このことは、五輪というイベントに対するニュース番組の姿勢を象徴している。

同様に、「2.2 五輪開催をめぐる問題」で取り上げた招致をめぐる贈賄疑惑、大会組織委の会長による女性蔑視発言、そして開閉会式の総合統括担当者の女性タレントの容姿侮辱のいずれもが、ニュースになることは一度もなかった。分析対象期間の7月19日に報じられた開会式楽曲制作者による過去のいじめ自慢は、同日から21日にかけてはニュースとなった。しかし、それ以降は報道されなかった。また、7月21日に明るみに出た開閉会式のショーディレクターに関するニュースも、翌22日にショーディレクターが大会組織委によって解任されると同日以降は報道されなかった。

すなわち、上述のすべての問題は、少なくとも五輪が開催された7月23日から8月8日の間はニュースとして報道されなかった。このことは、同期間における日本のニュース番組が、五輪に関するネガティブなニュースを極力回避した——もしくは、ニュース価値を与えなかったことを意味する。

以上のような現象は、東京五輪に限ったことではない。過去の五輪でも、類似した現象——開催国に関するネガティブなニュースの周縁化が生じたことが指摘されている。北京五輪、ロンドン五輪、そしてリオ五輪の開催前に報道されていた開催国に関するネガティブなニュースが開催期間になると報道されなくなる現象を考察した中ほか（2020）は、ガルトゥングとルーゲが仮定した国際ニュースにおいて当事国以外のニュース機関によってニュースが取り上げられる場合に機能する外的な4つのニュース要因のうち（Galtung and Ruge 1965）、「ネガティブな結果を招いた出来事ほど、ニュースとして取り上げられる可能性が高い」に対して、それが一時的にせよ五輪の開催によって無力化される——祝祭としての五輪の開催が、開催国に関するネガティブなニュースを周縁化するという仮説を示した。

東京五輪は国際ニュースではなく、また当事国のニュースであるが故に上記の仮説はそのまま適用することはできない。しかし、少なくとも五輪に関するネガティブなニュースの周縁化が確認されたことで、そして過去3回の五輪開催国に関するニュースのほとんどは五輪に関するニュースであることから、仮説を発展させ「五輪開催国で発生する五輪に関するネガティブなニュースは、五輪開催期間においては一時的にせよ周縁化される」と修正して示すことはできよう。

## 7 おわりに

2021年6月9日の国会における菅首相（当時）の答弁を聞いて、啞然とした人は少なくなかったのではないだろうか。党首討論で野党党首からコロナ禍に五輪開催を強行する意義を問われた首相は、自身が高校生の頃に経験した1964年の東京五輪の輝かしい思い出と記憶をとうとうと話し続けた。質問とは無関係と思える自分語りに、野党席からは野次が飛んだ。確かに、首相の答弁はその内容だけをみれば質疑応答を成立させない頓珍漢なものであった。しかし、それは言外の意味を含むものではなかったか。

現在では輝かしい出来事として記憶されている1964年の東京五輪であるが、その開催前には批判的な声や反対意見も少なくなかった。実際、世論調査では1962年5月まで五輪が失敗に終わると思う人の割合は成功すると思う人の割合を上回っていた。また、五輪直前まで集団赤痢やコレラが相次いで発生するなど、現在と対比できるような現象も発生していた。しかしながら、閉幕直後の世論調査において東京五輪が成功したかと思う人の割合は、失敗したと思う人の割合を圧倒したのである（NHK 放送世論調査所 1967：31）。

したがって、かつての国民世論の変化を念頭に置いているとすれば、首相の答弁にも納得がいく。すなわち、「開催前にはいろいろと批判はあるだろうが、五輪を開催してしまえば、国民世論は好意的に変化する」との意を含ませていたと思われるのである。吉見俊哉は「こと1964年の東京五輪に関する限り、新聞とテレビを総動員した五輪成功に向けてのキャンペーンはかなりの効果を上げたと推測できる」と指摘した（吉見2020：21-22）。2020年の東京五輪の開催前、政府がその再現を期待していたことは想像に難くない。そして実際、五輪開催に対する評価は劇的に改善した。

その変化に大きく寄与したと考えられるのが、テレビをはじめとするメディアである。本研究でも指摘したように、五輪開催期間のテレビニュースは国内向けの報道に、そして五輪の報道に終始した。五輪競技が原則として無観客で行われたこともあり、その報道が、オーディエンスに与えた影響は決して少なくはなかったと考えられる。

テレビが五輪中心の報道を続けた理由として、開催国のメディアとしてそれを盛り上げようとする熱意があったことは疑わない。しかし同時に、その背景に彼らが商業的なメリットを五輪に求めていたことを忘れてはならないだろう。民放キー局が新聞と系列関係にあることは知られているが、2020年の東京五輪において全国紙のすべてが何らかの五輪のスポンサーとなっていた<sup>(14)</sup>。また、先んじて購入した巨額の放映権料の元をとる必要もあった。マス・メディアにとって五輪は単なる世界的イベントではなく、自らが直接関わるコンテンツでもあった。

もっとも、テレビによる五輪報道が本当にオーディエンスに影響を与えることができるのかについて、厳密に実証したデータは多くない。たとえば、前述した吉見の指摘では、テレビの普及率の変化と当時の五輪開催に対する世論の変化を比較しながら1964年の東京五輪におけるマス・メディアによるキャンペーンの成功に言及しているが、その相関については推論的になっている。メディア研究の分野において五輪報道の内容分析とオーディエンス・リサーチは未だリンクも限定的であり、本研究も報道傾向が世論の変化に与える影響について推論するためのデータを提供することはできたものの、その相関についての分析まで手を伸ばすことはできなかった。今後の課題である。

2020年の東京五輪は、どのような記憶として将来に残されるのだろうか。先例としての半世紀前の五輪を思い起こせば、それが成功譚として——コロナ禍という世界的な危機的状況で日本国民が一致団結することで実現した五輪という輝かしい記憶として再構築されることは、ほぼ間違いのないように思われる。言わば、東京五輪の「神話化」である。それに先立ち、阿部（2018）や吉見（2020；2021）は、1964年の東京五輪を「再神話化」する動きがあったことを指摘している。それは、2020年の東京五輪を神話化する準備でもあった。

実際、神話化の過程を象徴するような出来事が起きている。2021年12月26日、NHKのBS番組でドキュメンタリー番組『河瀬直美が見つめた東京五輪』が放送された<sup>(16)</sup>。河瀬が総監督を務める東京五輪の公式映画の制作過程を追った番組であったが、あるシーンが後に問題視された。それは「五輪反対デモに参加しているという男性」に対するインタビューのシーンである。男性は「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」と紹介され、「デモは全部上の人がやるから」などと発言していた。男性の顔にはボカシが入り、氏名は明らかにされなかった。

インタビューは五輪反対デモの正当性が疑われるような構成で、その放送内容の真偽を問う声が視聴者から相次いだ。その声を受けてNHKは事実関係を調査した結果、この男性が五輪反対デモに参加していたことを確認できなかったことを2022年1月9日に発表し、同日におわびの放送を行った。都合の悪い「記憶」を「不可視化」、もしくは書き換えることでそれを別の「記憶」へと、神話へと「可視化」しようとする修正力の一例として、この出来事を捉えることもできるだろう。

もっとも、実際にそうした記憶の修正が成功するかどうかは、現時点では不明である。五輪を記憶するメディアが限られていた1964年の場合とは異なり、現在はインターネットが存在する。インターネット上の記憶は、従来のようなマス・メディアによる再構築の影響を受けず、編集されぬままネットワークに存在し続ける。それらはマス・メディアの提示する神話に対し、そのアンチテー

ぜとして影響を及ぼすかもしれない。

半世紀後、2020年に開催された東京五輪はどのような記憶として語られているのか。それを筆者が確認することはおそらくはできないが、興味深いことである。

## 注

- (1) 藤竹の指摘は、NHK 放送世論調査所が1967年に刊行した『東京オリンピック』に収録されている。同書において藤竹は著者としての記載はないが、「分析・解釈」を担当している旨の説明がある（NHK 放送世論調査所 1967：i）。
- (2) ビデオリサーチ社の東京五輪に関する視聴率のデータから（2022年11月1日取得，[https://www.videor.co.jp/tvrating/past\\_tvrating/sport/olympic-summer/](https://www.videor.co.jp/tvrating/past_tvrating/sport/olympic-summer/)）。
- (3) NHK 放送文化研究所の「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査（第7回）単純集計結果」から（2022年11月21日取得，[https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20211213\\_2.pdf](https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20211213_2.pdf)）。
- (4) K・クリッペンドルフは、内容分析について「データをもとにそこから（それが組み込まれた）文脈に対して再現可能で（replicable）かつ妥当な（valid）推論を行うための一つの調査技法である」と定義している（クリッペンドルフ 1980=1989：21）。
- (5) NHK WEB 特集「かつての“熱狂”はなくても～無観客のオリンピックが示す価値」（2022年11月1日取得，<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210730/k10013167631000.html>）。
- (6) 例えば、『ワシントン・ポスト』による2021年7月22日の記事「Firing over Holocaust joke latest scandal exposing Japan's elite, critics say」（2022年11月1日取得，<https://www.washingtonpost.com/sports/olympics/2021/07/22/kentaro-kobayashi-fired-tokyo-olympics-opening-ceremonies/>）など。
- (7) 2015年に刊行された『マス・コミュニケーション研究』No.86における「特集『東京オリンピックの80年史』とメディア——3.11以降の現代を逆照射する」、阿部（2018）、吉見（2020）などを参照。
- (8) ニュース時間は、ニュースの終了時刻から開始時刻および「ニュース内コマーシャル」の時間を引くことで計測したものである。一般に民間放送局ではニュース番組内でコマーシャルが放送される。それらのコマーシャルの多くは、ニュースとニュースの間に放送される。しかし、ときとして1本のニュースの途中でコマーシャルが入り、コマーシャル終了後に続きのニュースが放送されることがある。この場合のコマーシャルを、本研究では「ニュース内コマーシャル」と呼んでいる。
- (9) 本稿で用いる割合（%）を示す数値は、小数点第2位以下を四捨五入している。そのため、内訳割合の合計と内訳合計が総数に占める割合が一致しない場合がある。また、秒数の表記にあたり、小数点第1位以下を四捨五入している。
- (10) 日本特有の現象として、五輪開催の時期と台風の時期が重なりやすいことがある。今回の五輪では、その開催期間に台風6号、7号、8号、9号、10号が到来した。とりわけ、台風8号から10号は短期間に連続して到来したため、それに対する警戒を呼びかける報道が多くなった。日本では近年、台風による甚大な被害が相次いで発生している。そのために、五輪開催期間であってもその報道にはある程度時間が割かれたことが、この結果につながったものと考えられる。
- (11) 北京五輪、ロンドン五輪、リオ五輪のデータは、中（2021）で提示されたデータをもとにしている。
- (12) 注11に同じ。
- (13) 防災テックベンチャーの株式会社 Spectee は、競技が開始された2021年7月21日から東京五輪が閉幕す

るまで期間、危機関連事象として配信された SNS 投稿579件中200件（34.5%）が、五輪反対デモに関する投稿であったことを指摘している。駅前で行われたデモで密集が発生し、警備員と揉み合いになるなど大きな混乱が発生したことがその理由であった（2022年11月1日取得，[https://spectee.co.jp/report/what\\_happened\\_in\\_tokyo2020/](https://spectee.co.jp/report/what_happened_in_tokyo2020/)）。

- (14) 東京五輪のスポンサーは、ワールドワイドオリンピックパートナーを頂点として、オリンピックゴールドパートナー、オリンピックオフィシャルパートナー、オリンピックオフィシャルサポーターの4つにランク付けされる。全国紙のうち、『読売新聞』、『朝日新聞』、『日本経済新聞』、『毎日新聞』はオフィシャルパートナー、『産経新聞』はオフィシャルサポーターであった（2021年6月15日取得，<https://olympics.com/tokyo-2020/ja/organising-committee/marketing/sponsors/>）。
- (15) 東京五輪の放映権は、NHK と民放各局が共同でジャパン・コンソーシアム（JC）を結成し、2014年の時点で平昌五輪と合わせて660億円で IOC から購入していた（『朝日新聞』2021.7.28）。
- (16) 同番組はNHK 大阪放送局の企画制作で、2021年12月26日夜、BS 番組の「BS21スペシャル」枠で放送された。インタビューを担当したのは、公式映画の撮影を担う映画ディレクターであった。

## 参考文献

- 阿部潔（2018）「『2020』から『1964』へ——東京オリンピックをめぐる〈希望〉の現在」小路田泰直ほか編『〈ニッポン〉のオリンピック——日本はオリムピズムとどう向き合ってきたのか』青弓社
- Dayan, D., and Elihu K. (1992=1996) *Media events: the live broadcasting of history*, Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント——歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- Duncan, M. C. and Michael A. M. (1998) “The media image of sport and gender,” Lawrence A. W. ed., *MediaSport*, New York: Routledge.
- Galtung, J. and Ruge, H. (1965) “The Structure of Foreign News: the presentation of the Congo, Cuba and Cyprus Crises in Four Norwegian Newspapers,” *Journal of Peace Research*, vol.1.
- 藤竹暁（1985）『テレビメディアの社会力——マジックボックスを解読する』有斐閣選書
- 深澤弘樹（2022）「コロナ禍の東京五輪はいかに語られたか——テレビニュースのキャスターコメント分析から」『駒澤社会学研究』第58号
- IOC (2016) IOC GLOBAL BROADCAST AND AUDIENCE REPORT Olympic Games Rio 2016. (Retrieved June 21, 2021, [https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/Games/Summer-Games/Games-Rio-2016-Olympic-Games/Media-Guide-for-Rio-2016/Global-Broadcast-and-Audience-Report-Rio-2016.pdf#\\_ga=2.209430802.1805681646.1584709093-1385879318.1584709093](https://stillmed.olympic.org/media/Document%20Library/OlympicOrg/Games/Summer-Games/Games-Rio-2016-Olympic-Games/Media-Guide-for-Rio-2016/Global-Broadcast-and-Audience-Report-Rio-2016.pdf#_ga=2.209430802.1805681646.1584709093-1385879318.1584709093))
- 上瀬由美子（2007）「アテネ・オリンピックにみる外国関連報道——テレビニュース番組の内容分析から」『メディア・コミュニケーション』No.57
- 上瀬由美子・萩原滋・李光鎬（2010）「北京オリンピック視聴と中国・中国人イメージの変化——大学生のパネル調査分析から」『メディア・コミュニケーション』No.60
- 小玉美意子・吉田文彦・小田原敏・音好宏・鈴木弘貴・金山智子・イシ アンジェロ・中正樹・日吉昭彦・黄 允一・沈成恩・小林直美（2009）「特集 北京オリンピック報道——テレビニュースは何を伝え、視聴者の対中国意識はどう変化したか（中間報告）」『武蔵大学総合研究所紀要』第18号
- Krippendorff, K. (1980=1989) *Content Analysis: An Introduction to Its Methodology*, Beverly Hills: SAGE

- Publications. (三上俊治・橋元良・椎野信雄訳『メッセージ分析の技法——「内容分析」への招待』勁草書房)
- 向田久美子・坂元章・村田光二・高木栄作 (2001) 「アトランタ・オリンピックと外国イメージの変化」『社会心理学研究』第16巻
- 村田光二・坂元章・高木栄作 (1993) 「バルセロナ・オリンピックによる外国人イメージの変化 (1)」日本社会心理学会大34回大会発表論文集
- 中正樹 (2009) 「北京オリンピック開催期間におけるテレビニュースの内容分析 (1) ～ニュース内容の量的分析～」『武蔵大学総合研究所紀要』第18号
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2015) 「ロンドンオリンピック開催期間における日本のテレビニュース報道に関する内容分析」『ソシオロジスト』第17巻第1号
- 中正樹 (2019) 「二つのオリンピック開催期間における日本のテレビニュースの報道傾向の変化に関する考察——北京オリンピックとロンドンオリンピックの開催期間におけるテレビニュースの内容分析の結果の比較から」『静岡大学情報学研究』第24巻
- 中正樹・日吉昭彦・小林直美 (2020) 「五輪開催期間におけるニュース番組の開催国報道——リオ五輪を事例として」『ジャーナリズム&メディア』第15号
- 中正樹 (2021) 「五輪開催期間における日本のニュース番組の報道傾向——北京五輪・ロンドン五輪・リオ五輪報道の比較から」『政経研究』第58巻第3・4号
- NHK 放送世論調査所 (1967) 『東京オリンピック』NHK 放送世論調査所
- 大竹晶子・高橋浩一郎・七沢潔・濱田孝宏・原由美子 (2022) 「新型コロナ報道は東京オリンピック・パラリンピックにどのように影響されたか？」『放送研究と調査』2022年3月号
- Real, M. (1989) *Super Media: A Cultural Studies Approach*, Newbury Park: Sage Publications.
- Roche, M. (2000) *Mega-Events and Modernity: Olympics and Expos in the Growth of Global Culture*, London: Routledge.
- Rothenbuhler, E. W. (1988) “The Living Room Celebration of the Olympic Games,” *Journal of Communication*, 38 (4).
- 佐久間勲・日吉昭彦 (2017) 「ロンドン・オリンピック大会と国民イメージの変化」『社会情報学』第6巻1号
- 高木栄作・坂元章 (1991) 「ソウル・オリンピックによる外国イメージの変化——大学生のパネル調査」『社会心理学研究』第6巻
- Tuggle, C. A., Suzanne H., and Dana S. R. (2002) “A Descriptive Analysis of NBC’s Coverage of the 2000 Summer Olympics”, *Mass Communication and Society*, 5 (3).
- 上杉慎一・東山一郎 (2022) 「コロナ禍の五輪 ニュースはどう伝えたか」『放送研究と調査』2022年2月号
- 横山滋 (2007) 「トリノ・オリンピック報道における外国関連情報と中立性——『ニュース10』『ニュース23』『報道ステーション』の場合」『メディア・コミュニケーション』No.57
- 読売新聞取材班編 (2022) 『東京2020オリンピック・パラリンピック』読売新聞社
- 吉見俊哉 (2020) 『五輪と戦後——上演としての東京オリンピック』河出書房新社
- 吉見俊哉編 (2021) 『検証 コロナと五輪——変われぬ日本の失敗連鎖』河出書房新社

本研究は JSPS 科研費 JP19K11518 の助成を受けたものである。



## 2022年の新聞界

阿部 圭介\*

2022年も、コロナ禍は続いた。経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向は続き、2021年の数値になるが売上高も減少が続いた。21年の広告費は、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響緩和や東京オリンピック・パラリンピックの開催により増加に転じた。報道関係では、ウクライナ開戦に伴う報道体制や、安倍晋三元総理大臣の銃撃事件での写真の扱い、少年事件の実名報道などが注目される。また、「ジェンダー」がさまざまな面でテーマとなった。

### 部数、売上高など減少続く

2022年10月時点の日本新聞協会加盟112紙の総発行部数は3084万6631部で、前年比6.6%減だった。<sup>(1)</sup> 1世帯当たりの部数は0.04部減少し、0.53部となった。

同協会の調査によると、2021年度の新聞86社の総売上高は、前年より137億円減少し、1兆4690億円だった。<sup>(2)</sup> 前年度比1.0%減で減少傾向には変わらないが、コロナ禍の影響で2桁を超える減率だった前年度に比べると減少幅が縮小した。内訳は、「販売収入」が4.5%減の8229億円、「広告収入」が4.8%増の2669億円、「その他営業収入」が3.6%増の3792億円だった。その他営業収入の構成比率は25.8%となり、年度集計を始めた2002年以来、最も高くなった。デジタル関連事業収入の割合は、一般紙64社の平均が前年度比0.258ポイント増の2.297%、スポーツ4紙の平均が5.3ポイント減の6.518%だった。

電通の「2021年 日本の広告費」<sup>(3)</sup>によると、2021年の総広告費は前年比10.4%増の6兆7998億円だった。電通では、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したことや、東京オリンピック・パラリンピックが開催されたことなどを増加の要因としている。

このうち新聞広告費は同3.4%増の3815億円となった。新聞広告費は広告費全体の伸びには追いついておらず、構成比は0.4ポイント減少し5.6%だった。業種別に見ると、「化粧品・トイレタリー」が前年比12.0%増加した。特に通販系化粧品が増加したといい、電通では増加の背景を「巣ごもり・在宅需要」と分析している。マス四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）広告費は同8.9%増の2兆4538億円で、四媒体いずれも前年比で増加した。

一方、インターネット広告費は同21.4%増の2兆7052億円で、初めてマス四媒体広告費を上回った。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同23.1%増の213億円だった。構成比は同0.1ポイント増の0.3%だった。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比4.4%増の4028億円となった。

---

\*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

## ウクライナ戦争

2022年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻し、戦争が始まった。日本の新聞・通信各社はウクライナ情勢の緊迫を受け、開戦前に記者をウクライナに派遣していた。<sup>(4)</sup>例えば朝日は1月下旬から記者3人をキーウに派遣。毎日には2月15日にキーウに入った。共同も開戦時にキーウで記者が取材していた。読売や産経はリビウ発の記事を掲載した。また、読売、秋田魁、山形、信濃毎日、沖タイは輪転号外を発行した。放送では、JNNがキーウから空爆の様子を中継していた。このうち、朝日は開戦前後の現地取材体制を『新聞研究』に寄稿している。<sup>(5)</sup>

またウクライナ戦争では、開戦前からSNSなども駆使した情報戦が繰り広げられていた。例えば毎日の連載「オシント新時代～荒れる情報の海」は第2回「『影響工作』の足音 狙われるコメント欄」で、ロシアの政府系メディアが「『ヤフーニュース』の読者コメント欄をロシア語に翻訳して転載する際、元の投稿の文章を改ざん・加筆した疑いがある」と報じた。ヤフーニュースの事例はロシア国内向けの情報工作ではあるが、同記事では「こうした例が、徐々にロシア国外に「影響力」を及ぼす可能性を指摘する声もある」とも指摘していた。

実際に、日本国内でもスポーツ紙の配信記事がロシアのプロパガンダを広めることになった事例が現れた。藤代裕之は、ロシアの政府系メディアで、EU域内では通信の禁止措置が取られている「スプートニク」を情報源にしたニュースを中日スポーツがヤフーニュースに配信したと指摘した。<sup>(7)</sup>

ロシアでは3月、ロシア軍に関する「虚偽情報」を広めた者に対して最長で禁固15年の刑を科す法律が成立した。外国人にも適用されることになり、世界中のメディアがロシア国内からの報道を停止した。<sup>(8)</sup>

なお、報道各社は従来ウクライナの首都をロシア語読みの「キエフ」と表記していたが、ウクライナ語の発音に近い「キーウ」の表記に改めた。<sup>(9)</sup>

## 改正少年法施行 18、19歳の実名報道が可能に

改正少年法が4月1日施行された。改正民法では成人年齢が18歳に引き下げられたが、少年法の適用年齢は引き続き20歳未満となった。ただし18歳と19歳の少年は「特定少年」と位置付けられ、家庭裁判所から検察官に送致（逆送）される事件の範囲が拡大した。特定少年に関しては、起訴後に実名での報道も可能となった。

4月8日には甲府地方検察庁が19歳の被告人の氏名を公表した。実名報道か匿名報道か新聞各社の判断は割れ、新聞紙面とインターネット上の対応を変える社もあった。新聞協会報のまとめによ<sup>(10)</sup>ると、朝日、毎日、読売、日経、産経、東京の在京6紙では、東京新聞のみ紙面でもネットでも匿名とした。また、朝日と産経は紙面でもネットでも実名を掲載した。毎日、読売、日経は、紙面で実名、ネットは有料版や紙面購読者向けのみ実名とした。紙面とネットで判断を変えた理由を毎日「ネット上で不特定多数が被告の実名を見られるような状態にすることは望ましくない」としている。<sup>(11)</sup>

かねて宍戸常寿は、インターネット上での実名の扱いについて、情報が拡散しすぎたり残り続けたりすることへの懸念から、「限られた公共性しかもたない軽微な事件の報道については、本文記事では実名報道していたとしても、その記事をネット上で配信する際には匿名化措置を行うとか、そもそもネット上では同記事を配信しないということも、選択肢であるはずである」と問題提起し<sup>(12)</sup>

ていた。日本新聞協会が3月に公開した「実名報道に関する考え方」では、事件事故の被害者遺族についての言及ではあるが、被害者名の匿名を希望する背景には、インターネット、特にSNSでの拡散や誹謗中傷があると思うとしている。<sup>(13)</sup> 宍戸の提案は、軽微な事件の報道についてとしていたが、実名を掲載するかどうかについて、インターネットの特性を考慮した判断は、今後も検討が続くと思われる。

### 安倍元首相の銃撃・死亡と国葬をめぐる報道

安倍晋三元総理大臣が7月8日、銃撃され死亡した。当初は背景が不明であったが、政治活動中の政治家が多く市民を前にした演説中に殺害される事態に、日本新聞協会が会長名で「選挙期間中の凶悪なテロ行為であり、民主主義を否定する暴挙」「今回の行為を断じて許すことはできません」<sup>(14)</sup>と談話を発表したのをはじめ、報道各社も非難する論説等を掲載した。後に、容疑者は旧統一教会による被害を恨みに思い、同教会を賛美するビデオメッセージを寄せるなど関係が深い安倍元首相を殺害したことを認め、報道各社が同教会と政治との関係を追及することになった。

街頭演説中の出来事であったこともあり、報道各社も銃撃直後に血を流し倒れた安倍元首相の写真や映像を撮影できた。新聞各社では号外を発行し、号外や同日夕刊では血痕が写る写真を載せた社もあったが、翌日朝刊では血痕が写った付近を加工した写真を掲載した社が多数だった。<sup>(15)</sup>

### 「ジェンダー」が大きなテーマに

2022年は、3月8日の国際女性デーに合わせた特集企画が新聞各紙で展開された。また、マスコミ倫理懇談会全国協議会は9月29日、30日に開催した第64回全国大会で「ジェンダー平等を目指して」をテーマにした分科会を設けた。日本新聞協会が10月18日に開催した第75回新聞大会の研究座談会「多様な人材確保・育成のための環境整備」でも女性の活躍が「喫緊の課題」として取り上げられた。<sup>(16)</sup>

日本新聞協会の調査によると、同協会加盟新聞・通信社の2022年4月の女性記者数は3988人で、女性記者の比率は24.1%だった。<sup>(17)</sup> 前年よりも人数は減ったものの、年々女性記者の比率は上がっている。20年前の2002年は、女性記者数は2384人、比率は11.4%だった。

2014年には既に日本マス・コミュニケーション学会（現・日本メディア学会）が『『女性活用』といわれる時代のマス・メディアとジャーナリズム』をテーマにしたシンポジウムを春季研究発表会で開催していた。また、日本メディア学会は2021年、ダイバーシティ・ワーキンググループやジェンダー研究部会を設け、研究体制を強化している。また、さまざまなメディア研究者がジェンダーをテーマに実態調査や研究を進めてきており、最近では林香里編（2019）『足をどかしていませんか。——メディアは私たちの声を届けているか』（亜紀書房）などが刊行されている。

日本新聞労働組合連合（新聞労連）は、2019年から特別中央執行委員制度を設け、公募で女性の委員を選出する制度を設けた。財務省事務次官や長崎市職員による記者に対するセクシャルハラスメントにも対応し、フォーラム等の勉強会の場も設けるとともに、2022年1月26日に開かれた第139回臨時大会では、「ジェンダー平等宣言」特別決議を採択した。<sup>(18)</sup> 3月には新聞労連ジェンダー表現ガイドブック編集チーム（2022）『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』（小学館）も刊行した。

記事の表現・言葉遣いをめぐっては、共同通信社が2022年3月刊行の『記者ハンドブック第14版』で、初めて「ジェンダーへの配慮」の章を設けた。『記者ハンドブック』は、共同通信の記者だけでなく同社に加盟する多くの新聞社の記者が記事を書く上でよりどころにしている。

3月8日の「国際女性デー」関連特集では、共同が「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数」を算出し、加盟紙がそれをもとに地域の課題を取材し記事として掲載したことが注目される。<sup>(19)</sup>同指数は、政治、行政、教育、経済の4分野について、政府統計などから合計28の指標をもとに算出されている。結果をウェブページに掲載するだけでなく、統計手法の詳しい解説を掲載、統計処理に使えるCSVファイルもダウンロードできるようにしている。<sup>(20)</sup>

新聞大会の研究座談会では、人材採用や研修などについても取り上げられたが、女性の活躍というテーマに最も多くの時間が割かれた。新聞社が報道では多様性の重要性を説いているにもかかわらず、実態が伴っていないとの認識の下、現状や社内制度の整備、キャリア形成をめぐる課題など、登壇者である新聞社役員の女性2人が自身の経験も交えながら討議した。<sup>(21)</sup>

ジェンダーをめぐる課題は、報道機関内の女性役員・職員・記者の比率が低いことと、報道内容としてジェンダーをはじめさまざまなマイノリティーをめぐる問題が取り上げられているかという2点に分けることができる。しかし、実は、両者は密接に関わっている。多様な社会課題を取り上げる感度が生まれ、多様な視点が醸成されるためには、異なる背景を持つ多様な人材が触れ合い、意見を交わすことが必要だからである。ジャーナリズムの新たな展望を開くためにも、女性の活躍は重要課題となっている。

## 注

- (1) 日本新聞協会 (2023) 『新聞協会報』 2023年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年9月27日付。
- (3) 電通 (2022) 『2021年 日本の広告費』。 [https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/2021/](https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2021/)
- (4) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年3月8日付。
- (5) 喜田尚 (2022) 「開戦当日のキーウから報じて——総合力でロシアの『侵略の論理』問う」『新聞研究』 2022年5月号 (No.844)。
- (6) 毎日新聞社 (2022) 『毎日新聞』 (電子版) 2022年1月1日付。 <https://mainichi.jp/articles/20211230/k00/00m/030/333000c>
- (7) 藤代裕之 (2022) 「ロシアのプロパガンダに加担するスポーツ紙の『こたつ記事』」『ヤフーニュース』 2022年3月14日付。 <https://news.yahoo.co.jp/byline/fujisiro/20220314-00286326>
- (8) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年3月8日付。
- (9) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年4月12日付。
- (10) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年4月26日付。
- (11) 同上。
- (12) 宍戸常寿 (2011) 「デジタル時代の事件報道に関する法的問題」『東京大学法科大学院ローレビュー』 第6巻 (2011年9月)。
- (13) 日本新聞協会 (2022) 「実名報道に関する考え方」。 [https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220310\\_14533.html](https://www.pressnet.or.jp/statement/report/220310_14533.html)

- (14) 日本新聞協会（2022）「民主主義否定する暴挙 安倍元首相銃撃事件巡り丸山新聞協会会長が談話」。  
[https://www.pressnet.or.jp/news/headline/220708\\_14686.html](https://www.pressnet.or.jp/news/headline/220708_14686.html)
- (15) 日本新聞協会（2022）『新聞協会報』2022年7月12日付。
- (16) 丸山昌宏ほか（2022）「第75回新聞大会・研究座談会 多様な人材確保・育成のための環境整備／デジタル～今後の事業展開の展望」『新聞研究』2022年12月号（No.850）。
- (17) 日本新聞協会（2022）「新聞・通信社従業員数と記者数の推移」。 <https://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment03.php>
- (18) 日本新聞労働組合連合（2022）「『ジェンダー平等宣言』特別決議を採択」。 <https://shimbunroren.or.jp/>  
「ジェンダー平等宣言」特別決議を採択／
- (19) 地方紙で掲載された記事の例は、マスコミ倫理懇談会全国協議会（2022）『マスコミ倫理』2022年8月25日（No.753）などを参照。
- (20) 都道府県版ジェンダー・ギャップ指数は、<https://digital.kyodonews.jp/gender2022/paid.html> に掲載。  
算出方法やデータのダウンロードは、<https://github.com/kyodo-official/gender-gap-index> から可能。
- (21) 丸山昌宏ほか（2022）前掲記事。



## 2022年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、2022年の放送界をいくつかのトピックスごとに概観する。

### ◆トピックス

4月、在京テレビキー4局が無料見逃し配信サービス TVer でゴールデン・プライムタイムの番組のリアルタイム配信を始めた。日本テレビは前年10月から実施しており、全5局が出揃った格好だ。7月には TVer アプリのダウンロード数が5000万に達した。10月末には、フジテレビのドラマ『silent』第4話の再生数が配信後1週間で582万再生となり、歴代記録を更新し話題となった。

パソコンやスマホでラジオが聴くことができ、月間のユニークユーザー900万人を抱える radiko。8月、全国のラジオが聴ける「ラジコプレミアム」の会員数が、同サービスの開始から8年あまりで100万人に到達した。

NHK の動画配信サービス NHK プラスは、ID 登録が9月末時点で310万件となっている。

11月には、ネットフリックスが広告付き視聴プランを世界12カ国で開始した。日本では月額790円でスタート。民放連の遠藤龍之介会長は、会見で同プランに対して「唐突で進め方が強引だ」と不快感を示した。

2月、北京冬季五輪が開催された。BS 各社は一部種目を4K で生中継し、gorin.jp や TVer ではライブ配信も行われた。また、11月に開幕した FIFA ワールドカップカタール2022は、テレビ朝日、フジテレビ、NHK の3局が放送権を獲得。地上波は41試合が生中継されたほか、ABEMA が全64試合を無料生配信し、本田圭佑氏の解説とあわせて話題となった。

BS 放送局が3月に相次いで開局した。21日に BS よしもと、26日に BS 松竹東急、27日に BSjapanext がそれぞれ開局。“住みます芸人”を活用した地域創生（BS よしもと）、興行文化と街や劇場などの場の掛け合わせ（BS 松竹東急）、スポーツと地域創生事業（BSjapanext）などのコンセプトを打ち出している。

日本政府は9月27日、7月に銃撃されて亡くなった安倍晋三元総理の国葬を日本武道館で開催。テレビ、ラジオ各局は特番などで前後や周辺の動きの中継などを交えて伝えた。在京テレビキー5局は、地上波とは異なる内容のライブ配信も実施した。

### ◆NHK や放送制度をめぐる議論

NHK は1月12日、インターネット活用業務実施基準を公表した。NHK プラスでは▽原則全ての

---

\*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 編集広報部

放送時間で同時配信を提供（総合テレビは24時間、Eテレは19時間程度）▽ネットに接続したテレビで見逃し番組を視聴可能——などとした。6月2日には、テレビを「全く」もしくは「ほとんど」見ない約3000人を対象とした社会実証（第一期）の結果を発表。インターネットを通じて7つのサービスイメージを提供し、アンケート調査でNHKに期待される役割を「理解の深化や気付き」など3つの機能で検証・評価した。

NHKは10月、翌年10月からの受信料値下げを発表した。月額で地上契約1100円、衛星契約1950円と、それぞれ1割程度の値下げとなる。

総務省は、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」で、マスメディア集中排除原則の見直しなどを議論。3月には論点整理を、8月には取りまとめを公表した。マス排の見直しに加え、複数の放送対象地域における放送番組の同一化などが可能となる制度の創設を示した。中継局やマスター設備の共同利用型モデルと小規模中継局等のブロードバンド等による代替も提言した。同検討会に紐づく「公共放送ワーキンググループ」は9月に初会合を開き、NHKのあり方をめぐって議論が続けられている。

#### ◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は以下の決定などを公表した。

##### ・放送倫理検証委員会

3月9日、テレビ朝日の情報番組「天下容子ワイド！スクランブル」に放送倫理違反があったとする意見を公表した。21年11月、テレビ朝日が同番組内の「視聴者からの質問にお答えするパート」の質問を放送局側があらかじめ用意していたとする報告書をBPO検証委に提出した。これによると、20年10月からの1年間に放送された質問で、視聴者の年代や都道府県などの属性が書き換えられるなどしていた。検証委は、視聴者からの質問が減り始めた時期から総合演出が自ら質問を作るようになったと認定。社内体制の不備を指摘した上で、「民放連放送基準」に照らし、放送された質問は視聴者の関心などを示す重要な事実情報であり、ゆがめてはならないとして放送倫理違反があったと判断した。

6月2日、毎日放送が1月1日に放送した『東野&吉田のほっとけない人』に関連して小町谷育子委員長の談話を発表した。バラエティ番組で政治問題や政治家を扱う際、視聴率偏重の人選にならぬよう留意するとともに、質的な公平性を担保するため異なる視点を提示するよう各局に望んだ。番組は、ゲストがすべて日本維新の会関係者だったため、政治的公平性をめぐり放送後に番組審議会や視聴者から意見が寄せられた。検証委は、7月の参院選を控えて課題の共有を企図して談話にまとめた。毎日放送は6月1日、総合編成局に「オートノミーセンター」を新設し、制作過程の適切な助言の機能を強化した。

9月9日、NHKが21年末に放送したドキュメンタリー『河瀬直美が見つめた東京五輪』に重大な放送倫理違反があったとする意見を公表した。番組は、東京オリンピック公式映画の河瀬直美総監督と製作チームに密着したもの。チームの1人である映画ディレクターが“反対派”とされる男性の取材に同行したシーンで、「五輪反対デモに参加しているという男性」「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」と字幕を付けて放送した。その後、反対デモが金銭目的で行われている

ような印象を与えたなどの批判が相次いだ。NHKは1月、その男性が反対デモに参加した事実は確認できず、字幕の一部に不確かな事実があったと発表。2月には社内調査の結果を公表した。検証委は当該シーンの取材、編集、試写のすべての段階で問題があると判断。適切な取材がなされず、視聴者を誤信させ、チェック機能が働かなかったなどとした。また、「字幕の付け間違い」として視聴者や関係者に謝罪したNHKの事後対応にも、「デモの価値をおとしめた」との視点が感じられないと苦言を呈した。同番組に関連して、総務省は文書でNHKに注意（行政指導）し、番組基準の遵守や再発防止策の徹底を求めた。

#### ・放送人権委員会

1月18日、NHK宮崎放送局のローカルニュースで放送された放火殺人報道に対し、人権侵害はなく、放送倫理上の問題もないとする見解を公表した。対象は、同局が20年11月に放送した「イブニング宮崎」での報道。同年3月に男性が死亡した住宅火災の続報として、放火殺人事件の疑いが強いなどと伝えた。これに対し、被害者の弟である申立人が、亡くなった兄の名誉を毀損し人格的利益（敬愛追慕の情）を侵害したとして申し立てていた。人権委は、放送は兄の社会的評価を明らかに低下させるものではないと判断。ただし、立場や文脈などにより多様に受け取られかねない言葉を安易に用いないよう留意する必要があるとした。

#### ・青少年委員会

青少年委員会は4月15日、「痛みを伴うことを笑いの対象とするバラエティー」に関する見解を公表した。テレビで演出される「他人に心身の痛みを与える行為」を青少年が模倣することで、いじめに発展する恐れがあると懸念。スタジオでゲストがそれを笑いながら視聴する様子は「いじめの傍観を許容するモデルになる」とも指摘し、作り手にテレビの公共性や青少年に与える影響を謙虚に受け止めるよう促した。近年のバラエティ番組内の罰ゲームやドッキリ企画が、「大人でさえもリアルとしか思えないような演出がなされることもある」とし、具体例を提示。視聴者や中高生モニターから不快感を示す声が寄せられたため、ヒアリングや意見交換を重ねた。2007年10月の同委員会の『「出演者の心身に加えられる暴力」に関する見解』が憂慮した「人間を徒らに弄ぶような画面が忍び込むことで、形成途上の人間観・価値観の根底が侵食され変容する危険性」が現実化しかねないと危惧し、「子どもの中に芽生えた共感性の発達を阻害する可能性がある」とも述べている。



## 誤情報とメディア不信：COVID-19とウクライナ危機

三谷 文栄\*

ロシアがウクライナに侵攻を開始した2022年2月24日からすでに1年が経過した。それまで、世界では新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）とそのパンデミックが引き起こした経済の悪化への対応が主な政治的論点であったが、この侵攻以降、ウクライナ危機がそれにとって代わった。2016年のアメリカ大統領選以来、フェイクニュース、陰謀論、そしてメディアの関係が、政治コミュニケーション研究やジャーナリズム研究において一つの大きなテーマであった。このウクライナ危機によって、その流れが一時的なブームではなく、重要なテーマとして定着することとなった。すなわち、メディア不信やフェイクニュースの研究がこれまで以上に重要になったのである。

実際に、2022年においてこのテーマに関する研究はいくつも発表されている（例えば、Birchall and Knight 2022; Seib 2022など）。こうした研究動向は、今後も持続すると思われる。例えば、英国ラフバラー大学では、「ポピュリズムの時代におけるパンデミック・コミュニケーション (Pandemic Communication in Times of Populism)」の研究プロジェクトでシンポジウムを開催することを公表した（2023年6月12日-13日）。それにはダニエル・ハリンやアンドリュー・チャドウィックらが参加することを表明しており、ジャーナリズム・政治コミュニケーション・メディア研究の領域で注目される大規模なイベントになると考えられる。

COVID-19とメディアに関する特集を組んだ *Journalism* は、COVID-19をめぐるニュースがいかに報道され、消費されたのかに関する多様な視点からの論文を掲載した（表1）。その中でも特に注目したいのが、“Social media, misinformation, and cultivation of informational mistrust: Cultivating Covid-19 mistrust”である。この論文は COVID-19を事例に、培養理論を用いて、ソーシャルメディアを通じた誤情報（misinformation）への接触の増加がいかなる態度や認識を醸成するのかを検証したものである。能動的に情報を共有する、あるいは受動的に情報を受け取るだけ、といった態度の差異にかかわらず、誤情報へ多く接触することで情報そのものへの不信につながる事が明らかになった。加えて、態度の差異が誤情報の真偽性を判断する自信の高低とも関連していたことが示された。具体的には、積極的に情報共有するソーシャルメディア利用者は、誤情報の真偽を判断できるという自信が高いのに対して、受動的に情報を受容するソーシャルメディア利用者は、判断できるという自信が低いというものであった（Park, Chung, and Kim 2022: 2579）。自信が高い利用者は、その高さゆえに、ソーシャルメディアには誤情報が多いと判断し、情報の不信へとつながる一方で、自信が低い利用者は判断がつかないゆえに情報への不信につながることになる。換言すると、誤情報に接触すればするほど、世界は混乱・誤解を促すような情報に満ちているという信念・世界観が醸成されていたのである（ibid: 2582）。この研究は、私たちが「当たり前」に感じる事が、改めて「培養理論」を用いて検証されたと言える。

---

\* みに みに 日本大学法学部新聞学科 准教授

表1. *Journalism* の特集号「ジャーナリズムとパンデミック」に掲載された論文一覧  
Journalism Special Issue: Journalism and the Pandemic

Author	Title	page
Nelson, J. L. and Lewis, S. C.	The structures that shape news consumption: Evidence from the early period of the COVID-19 pandemic	2495-2512
Morani, M., Cushion, S., Kyriakidou, M. and Soo, N.	Expert voices in the news reporting of the coronavirus pandemic: A study of UK television news bulletins and their audiences	2513-2532
Creech, B. and Maddox, J.	Of essential workers and working from home: Journalistic discourse and the precarities of a pandemic economy	2533-2551
Gutsche, R. E., Forde, S. L., Pinto, J. and Zhu, Y.	“Good morning, COVID!” the inertia of journalistic imaginaries in morning shows’ online comments	2552-2570
Park, Y. J., Chung, J. E., and Kim, J. N.	Social media, misinformation, and cultivation of informational mistrust: Cultivating Covid-19 mistrust	2571-2590
Velloso, C.	Making soufflé with metal: Effects of the coronavirus pandemic on sports journalism practices	2591-2607
Santos-Goncalves, T. and Napp, S.	Trends in the interest in COVID-19 news of the local media and their readers: The case of Spain	2608-2626
Zhang, X. and Zhu, R.	How source-level and message-level factors influence journalists’ social media visibility during a public health crisis	2627-2645

出典：Journalism 23 (12) 参照

こうした研究でも示された、誤情報への接触の増加による認識や態度の変容は、日本でも身近に感じ取ることができるものである。いわゆる陰謀論に接触し、それを信じた人たちが COVID-19 の誤った情報をソーシャルメディアで発信したり、あるいは路上活動をしたりすることは少なくない。日本では、神真都 Q がコロナウイルスは存在しないと主張し、反ワクチン活動を組織的に行った。一般の人々の誤情報への接触機会は、決して低くない。また、完全に遮断することも難しい。実際、ロシアは真偽性をあいまいにするために、誤情報やフェイクニュースを意図的に SNS で発信するというメディア戦略を採用している（シンガー、ブルッキング 2019）。今回のウクライナ危機においても、そうした情報発信は後を絶たない。避けることが難しいにもかかわらず、誤情報やフェイクニュースに接すれば接するほど、情報の真偽性の判断に自信を持ってなくなっていくのであれば、私たちはどうしたらいいのだろうか。

グローバル化した世界において情報は瞬時に拡散する。信用できない情報も拡散するが、外国のニュースであればその真偽性を判断することは国内の情報よりも一層困難である。外国で起きた出来事に関して、一般の人々が利用する情報源は「ニュース」である。それは例えば、国際的なニュース組織（BBC、CNN、ロイター通信など）や、当事国の報道機関、自国の報道機関などが考えられるが、外国語のニュースに接触するよりも、基本的には自国の報道機関によるニュースか、自国語に翻訳されたニュースに接触する。メディア不信が広がる中、伝統的なメディアの発信した「ニュース」を検索するオーディエンスも少なくなっているが、それでも「ニュース」から情報を得ようとする動きがなくなることはないだろう。ただし、その「ニュース」が信頼できるものであるか、または、同じニュース組織であれば他国であっても、言語が異なるだけの類似した内容のニュースに接触できているかは改めて検討が必要である。

この問題関心と関連する興味深い特集が *Journalism* で組まれた。「ジャーナリズムの翻訳 (Journalistic Translation)」をテーマにしたものである。国際的なニュースを知る必要があれば、現地の言語を取得していない一般の人々は翻訳されたものに目を通すことになる。ニュースの翻訳は、翻訳と編集を合わせた“transediting”とも言われており、その国や地域のオーディエンスに合わせて翻訳されるため、通常の翻訳作業とは異なる側面を持つとされる。この特集号に掲載されたBBCのニュースがロシア語とウクライナ語でどのように翻訳されたのかを検証した論文をここでは紹介したい。

ウクライナのリビウ大学の研究者アンゲラ・カーミヤネツィは“Selective appropriation in the BBC news translated into Ukrainian and Russian”において、BBCの記事がウクライナ語とロシア語に翻訳された際、いかなる省略、加筆、変換などが見られるかを分析し、そのイデオロギー的背景を考察した。例えば、ドナルド・トランプ大統領（当時）が中距離核戦力全廃条約を撤廃することを発言した記事の見出しは“President Trump to pull US from Russia missile treaty” (BBC English、「トランプ大統領、ロシアミサイル条約から撤退」)、“Trump announced his intention to pull US from Russia missile treaty” (BBC Ukraine「トランプ大統領、ロシアミサイル条約からの撤退を表明」)と英語版とウクライナ語版では大きな変わりはない。それに対し、ロシア語版では“Trump wants to terminate Russia missile treaty. Moscow promises to respond” (BBC Russia、「トランプ大統領、ロシアミサイル条約の廃止を求める。ロシア政府が対応を約束」)と下線部が付け加えられている。英語版とウクライナ語版のものと比べて、内容もロシア語版では、ゴルバチョフ元大統領にインタビューするなど独自の情報が加えられ、アメリカに対して極めて批判的な論調であった。また、調査報道機関のベリングキャットがロシアの関与を明らかにしたマレーシア航空機撃墜事件の報道では、英語版とウクライナ語版のニュースではベリングキャットの活動が好意的に報道され、ハイパーリンクが紹介されていた。それに対し、ロシア語版の記事ではベリングキャットのハイパーリンクは紹介されず、以下のようなロシア防衛省によるベリングキャットへの強い批判が加筆されていた。

The ministry has argued that ‘Bellingcat’s so called journalistic investigations distort the objective facts’, while the information they provide ‘is deliberately anti-Russian and based on false data’

同省（ロシア国防省）は、「ベリングキャットのいわゆるジャーナリスティックな調査は客観的事実を歪曲している」と主張し、彼らが提供する情報は「意図的に反ロシアであり、偽のデータに基づいている」と述べた。（英文からの翻訳、カッコ内の加筆は筆者による）

ここで明らかなように、ウクライナが西欧諸国とイデオロギーを共有しているのに対し、ロシアは全く異なるイデオロギー的背景から同じニュース組織の同じ記事を異なる論調へと変換させていた。この翻訳の差異は今日のウクライナ危機を考えるうえで示唆的である。私たちが接触するニュースが同じニュース組織のものであっても地域によって異なって翻訳されるのだとすれば、国家や地域を超えて共通の情報を共有することは困難であることを示している。それにより、国境を越えてニュースの真偽性を確定することが一層難しくなっていると言える。

ポピュリズム、COVID-19、ウクライナ危機とここ数年で分析すべき対象は変化したが、これらを対象とした研究は、メディアへの不信が高まる中で、民主主義社会がどうなっていくのか、という問題意識を共有している。メディア不信は民主主義の根幹に大きな影響を及ぼしていることは確かである。それに関連するソーシャルメディアの研究も進められているが、この問題の根本的な解決策はいまだに提示されていない。しかし、答えの見えない問題に取り組むためには、まずは現状を正確に把握する必要がある。近年のジャーナリズム・政治コミュニケーション・メディア研究は、そうした試みに取り組んでいると言える。

#### 参考文献

- Birchall, C. and Knight, P. (2022) *Conspiracy Theory in the Time of Covid-19*, Routledge.
- Kamyans, A. (2022) "Selective appropriation in the BBC news translated into Ukrainian and Russian," *Journalism*, 23 (7), 1548-1566.
- Park, Y. J., Chung, J. E., and Kim, J. N. (2022) "Social media, misinformation, and cultivation of informational mistrust: Cultivating Covid-19 mistrust," *Journalism*, 23 (12), 2571-2590.
- Seib, P. M. (2022) *Information at War: Journalism, Disinformation and Modern Warfare*. Polity.
- シンガー、P.W.、ブルッキング、E.T. (2019) 『「いいね！」戦争：兵器化するソーシャルメディア』小林由香利訳、NHK 出版。

## 核兵器廃絶大国ウクライナの悲劇と日本・世界への教訓 —「未来がより良い時でありますように」—

伊藤 英一\*

- 1、核武装大国ウクライナと核兵器廃絶への道
- 2、ブダペスト覚書の内容とフランス語訳文
- 3、原子力平和利用大国ウクライナとプーチン大統領の疑心暗鬼
- 4、行間に読む英国流信義
- 5、核兵器全廃に向けての世論と核兵器禁止条約との乖離
- 6、第一次サイバー大戦の勝者に—情報メディア連合戦線
- 7、ウクライナの悲劇と日本・世界への教訓

### 1、核武装大国ウクライナと核兵器廃絶への道

ソ連解体により、1991年8月24日、ウクライナは独立国家となった。同時に、ウクライナは1,272から1,500にも数えられる核弾頭を有する<sup>(1)</sup>、世界第3位の核兵器保有国ともなってしまったのだ。この時点で、核弾頭の保有数だけを比べても、540のフランス、293の英国、234の中国を凌駕していたことになる<sup>(2)</sup>。それに加え、2,500機にもものぼる発射装置やミサイルが残されていた。特に当時、大西洋の対岸にある米国から最も危険視されていた大陸間弾道ミサイル（ICBM）のR-36（NASAコードSS-18サタン／魔王）を製造できる国がウクライナだった。更に、巡航ミサイル積載の爆撃機数十機も保有していたのだ。

ちなみに、核と直接的な関係はないが、ハイチPKOの防衛省機材運搬やコロナ禍の世界でマスクの大量輸送にも活躍していた世界最大の貨物輸送機An-225 ムリーヤは、1980年代後半のソ連で計画されていた再使用型宇宙往還機「ブラン」を積載し輸送することを当初の目的として、ソ連内のウクライナ共和国にあったアントノフ設計局により開発されたものである。ムリーヤ（Mriya/Мрія）は、アナログ時代とは言え当時のウクライナの技術水準の高さを示すものである。その名のムリーヤはウクライナ語で、「目的に向かう熱意」とか、「夢」を意味するとのことであり、またムリーヤに与えられたNATOコードネームがコサック（Cossack）で、ウクライナ国歌に誇りをもって歌われる人々を、また元来は戦士を指す名称であることも象徴的に思われる。

そのように技術水準も高く、1990年代前半は世界第3位の核兵器保有国であったウクライナであるが、1996年6月2日を以て、ウクライナの地から最後の核兵器もなくなり、正真正銘の核兵器廃絶国、つまり核武装を解除した国となったのだ。

---

\*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

「核兵器の不拡散に関する条約（NPT）」に非核保有国（非核兵器国）として参加する道をウクライナが選択させられた、あるいは選択せざるを得なかったからである。

ウクライナを筆頭として、ベラルーシとカザフスタンの両国も、ソ連の崩壊に伴い核兵器保有国となったが、これら3カ国の核兵器をロシアに移転、集中させることにより、核兵器不拡散をはかることを米英露が強く求めたのである。

しかしながら、旧ソ連の核兵器をロシア一国に移転集中させることが正しかったのか、他の選択肢は無かったのか、摩訶不思議な米英露主導による論議の進め方であった。特に、ウクライナの核兵器移転への米国からの圧力<sup>(4)</sup>には強いものがあったと言われる<sup>(5)</sup>。

また、ウクライナの国内での議論を見返しても、1990年代初頭の当時、隣国ロシアを仮想敵国として核抑止力の必要性を支持する層は少数派に留まっていた<sup>(6)</sup>。また、東西冷戦の氷解に伴い、世界平和の実現への楽観的な展望が開かれたかのような時代でもあった。

## 2、ブダペスト覚書の内容とフランス語訳文

1994年末、ハンガリーのブダペストで欧州安全保障協力会議（CSCE<sup>(7)</sup>）が開催された。その際、ウクライナ、ベラルーシおよびカザフスタンの3カ国を「核兵器の不拡散に関する条約（NPT）」に非核兵器国として参加させる条件が、米英露を中心に協議された。ウクライナ、ベラルーシおよびカザフスタンが核兵器を放棄廃絶する代償として、米英露3カ国がコミットする内容をメモとして、1994年12月5日付けで署名された文書が、いわゆるブダペスト覚書と呼ばれるものである。ほぼ同時に、フランスおよび中国も、ウクライナ、ベラルーシおよびカザフスタンに対してのコミットメントを別途、出している。

ここで米英露がウクライナへの覚書の中で確認した例を見て見よう。

米英露はウクライナが「核戦力の大幅な削減（英文では deep reductions in nuclear forces/ 仏訳文では une forte réduction des forces nucléaires）」を実施することに対応して、下記を確認する：

- ① ウクライナの独立、主権、現存の国境（the existing borders / ses frontières existantes<sup>(8)</sup>）を尊重する
- ② （署名当事者は）脅威・武力行使を控える
- ③ （署名当事者は）政治目的により、経済的圧力をかけることを控える
- ④ ウクライナが侵略の犠牲、核兵器による侵略脅威の対象になる場合、国連安全保障理事会の介入を依頼する<sup>(9)</sup>
- ⑤ （米英露はウクライナに対して）核兵器の使用を控える
- ⑥ 疑義が生じた場合、署名当事者（締約国）は協議する<sup>(10)</sup>

しかし、これらの6項目を一瞥しただけで、米英露のいずれかが覚書の確認事項に反した場合、何らの救済措置や罰則が課されないことが明らかである。④の安保理事会という、署名当事者自身である米英露が各々拒否権を持つ組織に介入を依頼して何が期待できるのか？ ⑥の協議で成果があり得るのか？等々、素朴な疑問が湧いて来る。核兵器に抑止力等の効果が期待できるとしたら、逆にその核兵器に代わる防衛力への国際的な保障は必要である。ウクライナ側に立脚してドラフ

ティングに加わった人材が力不足ではなかったかとも思われる。

更に、ウクライナ側に課せられた条件は、「核戦力の大幅な削減」であり、文面上からみれば、必ずしも核兵器の全廃では無く、大幅で無い、あるいは小幅な抑止能力は許容されているかの如き表現であることに疑念は残る。

レバノンの「ロリアン・デュ・ジュール」紙は、「ウクライナが核兵器を保持したままならば、クリミアをロシアに併合された上に、その後の侵攻を受けるようなことは無かったと断言できる」<sup>(11)</sup>と2022年4月2日付けで、カナダのシルヴィオ・ブランの意見を紹介しているが、このような核兵器の抑止ないし防衛上の積極的効果を是認し評価する反応が世界に波及する傾向には危惧が抱かれる。

特に、ロシアのように強大な核兵器の強制力（compellence）を振りかざす国を目の当たりにして、<sup>(12)</sup>ウクライナのような核兵器の抑止力（deterrence）すら廃棄してしまった国とその国の人々が被っている悲劇に、今、世界は直面しているのだ。

「国境」は、2014年、ロシアによるクリミア半島やウクライナ東部の占領により、侵犯されたままとなっており①の規定は無視されている。また、「現存の国境（the existing borders / ses frontières existantes）」なる表現は時系列的にも地理的にも多様な解釈を免れず、ロシア側の恣意的な侵攻や占拠を正当化するような解釈やフェイク・ニュースに悪用もされている。②の武力行使については2022年2月24日以来、ロシアの苛酷な武力にウクライナ国民は犠牲を強いられている。その上、⑤で控えられた筈の核兵器使用を平然とほのめかされてもいるのだ。厳冬期に入ったウクライナの人々は、電気、ガス、水道等のインフラへの卑劣な攻撃により苦しんでおり、③で禁じられた経済的圧力を受け続けている。

なお、上記で述べたブダペスト覚書のウクライナが署名当事者となった部分は、米英露3カ国にウクライナ（宇克蘭）が加わった米英露宇の計4カ国が1994年12月5日に署名すると同時に発効した。この同時発効は、批准手続きが求められない形が採られたということでもあるが、この選択が、核保有国の責務を、ないしは非核保有国の権利を裏付けるに足るものであったのか、疑問の残るところである。もっとも、当時の米国の交渉担当者の一人は、この宣言署名で生じる新たな obligation はなく、あるとすれば当然に上院に批准を求めた筈である<sup>(13)</sup>と説明している。ウクライナ側の当事者の楽観的な詰めが垣間見られるのが残念である。

この宣言の正文は、英語、ロシア語、ウクライナ語の3語で書かれているが、国連事務局への登録は2014年10月2日に、ウクライナにより、フランス語の訳文を添付した形でなされている。このフランス語訳文を精読してみると、あくまでも訳文は訳文であるとは言え、なかなか興味深いものがある。

余談とも感じられるが、ここでフランス語のメリットを再評価しておきたい。榎本武揚が携わった樺太千島交換条約（サン・ペテルブルク条約）<sup>(14)</sup>はフランス語のみで締結されており、小村壽太郎が立ち向かったポーツマス条約<sup>(15)</sup>は英仏語で作成されているが、解釈に紛議がある場合はフランス語による旨を定めた第15条<sup>(16)</sup>を盛り込んで署名されている。当時の日露両国が、明治時代を通じて、母語でないフランス語に挑戦していた姿勢は尊敬に値する。もっとも、その頃のロシア帝国ではフラ

ンス語が公用語のような扱いを受けていたことからすれば、果敢に異国の言葉であるフランス語に挑戦した日本の代表が立派だったとも言える。

21世紀の今日でも、国連の専門機関であり IT の時代をリードする国際電気通信連合 (ITU) は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語の6言語を公用語として用いているが、「矛盾又は紛議がある場合には、フランス文による」<sup>(17)</sup>ことを、その憲章の第29条第1項(3)に定めている。往時の郵政省電気通信監理官室参事官から、「日本語で国際電気通信連合とか、英語で International Telecommunication Union と言っても、国際電気通信の連合なのか、電気通信の国際連合なのか判らないが、L'Union internationale des télécommunications とフランス語で言われれば、電気通信の国際連合であると一目瞭然」と教えられたことが思い出される。

### 3、原子力平和利用大国ウクライナとプーチン大統領の疑心暗鬼

ウクライナは核兵器の非保有国となり、原子力を専ら平和利用する道を選択してから四半世紀余りが過ぎた。2021年の時点で見ると、ウクライナの原子力発電量は世界第7位で、第9位の日本より少々上の位置にいる。ウクライナの人口は、日本の3分の1ほどであることを考えれば、ウクライナの原子力のシェアの大きさが実感されよう。国内の発電総量に原子力発電が占める割合は55%と原子力発電への依存度はフランスに次ぐ世界第2位となっている。

1986年4月26日午前1時23分に4号炉が爆発事故を起こして破壊されたチョルノービリ (チェルノブイリ) 原子力発電所は原子炉の廃炉作業と、4号炉を覆うコンクリート石棺の管理を行ってきた。更に、ザポリージャ原子力発電所以外のリウネ、南ウクライナ、フメルニツキーの原子力発電所から排出される使用済燃料は、チョルノービリ立ち入り禁止区域内に立地する使用済燃料集中中間貯蔵施設で保管されてきた。

他方、ザポリージャの原子力発電所はヨーロッパ最大、世界で3番目の規模の原子力発電所であり、ここで排出される使用済燃料だけは、このザポリージャの原子力発電所の敷地内に留められていた。ここには、米国デューク・エンジニアリング&サービス社の技術協力による設計での乾式使用済燃料貯蔵施設がある。

即ち、ウクライナの総ての原子力発電所が排出する使用済燃料を集中保管しているのはチョルノービリとザポリージャの両原子力発電所であり、その双方の原子力発電所をロシアは攻撃占拠したのだ。

ウクライナの首都キーウ (キエフ) から北に110キロ、そしてロシア軍がウクライナの国境を越えたベラルーシから16キロに位置するチョルノービリ原子力発電所は、ロシア軍の侵攻が開始された2022年2月24日から、ウクライナの反撃を受けて3月31日に退去するまでの間、ロシア軍に占拠されていたのである。発電設備は総て稼働停止したままのチョルノービリ原子力発電所を、兵士達が被爆してしまう危険に晒してまで、ロシア軍は占拠を敢行したのだ。爆発事故を起こした4号機は勿論であるが、それ以外の1、2、3号機も全て閉鎖済で、立ち入り禁止区域となっているチョルノービリ原子力発電所を敢えて占拠したロシア軍の意図や行動には理解に苦しむものがある。

ロシア軍は、更にザポリージャ原子力発電所を2022年3月4日から攻撃、占拠した。今もなお、ヨーロッパ最大の原子力発電所は、稼働停止の状態となっている。国際原子力機関 (IAEA) が理

不尽と非難したロシア軍の占拠行動<sup>(19)</sup>には、ウクライナの電力供給インフラに打撃を与えるという目的だけでなく、保管されている使用済燃料等への異常なまでの関心が秘められている。

ウクライナ側は1986年のチョルノービリ原子力発電所爆発事故で悲惨な様相を身近に経験しており、またザポリージャ原子力発電所で働いている人々も、その近辺に暮らしている人々の多くも自国民であり、防衛機器も迂闊には使えない状況であったと推察される。一方、攻撃のロシア側はミサイルや銃火器の使用を躊躇せず、ウクライナの人々を盾にしている。まさに、IAEA が理不尽と非難する状況が続いているのだ。

それにしても、ロシア側はウクライナの使用済燃料総てを保管しているチョルノービリとザポリージャの原子力発電所をターゲットに選んで、ロシア軍を侵攻させたのだ。

何故か？？

ウクライナが核の平和利用に徹していることを、ロシアは信用できないのであろう。核武装ないしは核再武装に必要な条件を充たしているウクライナが、即ち、人材的にも、技術的にも、卓越していたウクライナが、核爆弾を製造するに十分な使用済燃料も蓄積している。本当にロシアを攻撃する能力や意欲を喪失しているのか？？

根拠のない妄想的な疑心暗鬼や陰謀論に毒された推測が、悲惨な戦争状態を招いているとしたら情けない話である。

2022年2月23日付け（ヨーロッパでは24日になっている）のニューヨーク・タイムズはデービッド・サンガー記者の手で、次のような記事を掲載した。

「ウオロディミル・ゼレンスキー大統領がブダペスト覚書を頻繁に引用するのは、ウクライナが核兵器を求めているからだ」とロシアのプーチン大統領は（アゼルバイジャン大統領との記者会見で）述べた。

更に、「ウクライナはソヴィエト時代から広範な核の能力を持っており、核産業を発展させ、学校もあり、迅速に実施するに必要な総てを持っている<sup>(20)</sup>」と論じた。

そして、「ウクライナが持っていないのは、ウラン濃縮プログラムだけだが、それもウクライナにとっては解決できない問題ではなく、容易に解決できる<sup>(21)</sup>」と付け加えた。

ウクライナが核廃棄を受入れた当時の核兵器管理維持能力を過小評価するような解説も散見されるが、そのような評価は当たらないことをプーチン大統領自身が明確に認めている。逆に、核武装に必要な顕在能力も潜在能力も十二分にありながら、核兵器の廃棄を簡単に受入れてしまったことがロシア側の猜疑心を醸成してしまったのかも知れないのだ。<sup>(22)</sup>

ウクライナの原子力平和利用への努力、その技術力や関係者のモチベーションの高さが、逆にロシアの疑念を喚起しているとしたら、悲しいことである。特に、ウクライナの原子力発電に従事している人材や経営環境は、日本のそれと相通ずるものがあり、身につまされるものを感じる。

#### 4、行間に読む英国流信義

「行間を読むのは良い、目が疲れないから<sup>(23)</sup>」と冗談に言われたりする。行とは文字の書かれてい

る部分だから、行と行の間を指す行間とは何も書かれていない部分のことだ。しかし、何も書かれていないからこそ、その行間を読み、更には行間の先を越えて読み解くのが大切なのだ。<sup>(24)</sup>だから、逆に、書く場合は、書かないで読ませる、書かない／書けない先を読ませるのが肝要なのだ、と教えられたりもする。

2022年3月7日、エリザベス女王がカナダのジュスタン・トリュドー首相にウィンザー城で接見された際に飾られていたのは青色と黄色の花々で、ウクライナ国旗の色を象徴するかのようであった。青色はウクライナの空を表し、黄色はステップに広がる麦畑の色だそうだ。もっとも、穀倉地帯としての麦畑はスターリン時代の苛酷な収奪を思い起こさせるとして、ウクライナの平原を彩る向日葵<sup>ひまわり</sup>を象徴する色としての黄色を好む人もいるらしい。ロシア軍がウクライナに侵攻して以降、青色や黄色の帽子、ワンピースや花をエリザベス女王が愛用されている様子を伝えるメディアは少なくなかった。<sup>(25)</sup>

「エリザベス女王はウクライナの状況について何十年代にもわたる経験に基づく話をされた」と、接見を受けた後、トリュドー首相は明らかにしたとのことである。<sup>(26)</sup>

伝統上、政治的中立が尊重されているものの、王室からの外交上のメッセージは真意を垣間見せる部分がある。

2022年8月24日、ウクライナの31周年独立記念日には、「最もチャレンジングなこの年に、ウクライナと世界中に住むウクライナの人々にとって、今日が文化、歴史、一体性を祝う日であるよう希望します。未来がより良い時でありますように<sup>(27)</sup>」とのエリザベス女王によるメッセージが伝えられている。「未来がより良い時でありますように (May we look to better times in the future)」との最後の言葉に涙する人がいたのも偲ばれる。

それから2週間ほどして、エリザベス女王は崩御されたのだった。その葬儀には、交戦中で臨席できないゼレンスキー大統領の代理としてオレナ夫人が参列、前日には女王の棺の傍らでオレナ夫人の涙する姿が報道された。<sup>(28)</sup>その一方で、参列を望まれない国もあったのが、行間を読ませる外交を象徴していた。

1994年末、ハンガリーでブダペスト・サミットと称して、欧州安全保障協力会議 (CSCE) を始めとした一連の会合が開催された。「バンクーバーからウラジオストクまでの国々の安全保障組織 (CSCE)<sup>(29)</sup>」を常設機関に改組、欧州安全保障協力機構 (OSCE) とすることが決議され、ブダペスト覚書が署名された時である。

その2週間ほど前の11月16日、英国の貴族院 (上院) でエリザベス女王がスピーチをされた。会場は上院であるが、出席者は上下院双方の議員である。

そこでは、「私の政府が最も重きを置いているのが国家の安全である」ことが強調され、北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization ; NATO) の安全保障にかかわる環境変化への適応と役割拡大に先ず触れられた。次いで、12月に開催されるブダペスト・サミットでは欧州安全保障協力会議 (CSCE) の改組、欧州通常戦力条約の完全実施が図られる旨、触れられた。そして、この段落は、次の言葉で終えられた。「<sup>(30)</sup>連合王国の核抑止は維持される。」

この核抑止については、前年1993年の11月18日に同じく上院でのスピーチで触れられた「ブリテンの最小限で独立した核抑止は維持される<sup>(31)</sup>」との方針が再確認されたものである。

次いで、核拡散防止条約（NPT）の推進、包括的核実験禁止条約に触れられている。

エリザベス女王の1994年11月16日のスピーチにブダペスト覚書やウクライナ等の核兵器断念が言及されている訳ではない。しかしながら、核抑止力を重視して来た英国である。ブダペスト・サミットで、ウクライナが英国の数倍以上の核兵器を持ちながらも廃絶を約束したことや、その覚書にジョン・メージャー首相が署名したことは決して忘れられていない。

ウクライナがロシアの侵攻を受けた後、いち早くキーウに駆け付けたのがボリス・ジョンソン首相だった。また、8月24日のウクライナ独立記念日には戦時下で3度目のキーウ訪問を行い、支援を約束している<sup>(32)</sup>。

以来、首相は目まぐるしく交替しているが、ウクライナへの支援については先鞭を切っており、署名当事者としての責任を言外に果たそうとしている姿勢は引き継がれているようだ。

## 5、核兵器全廃に向けての世論と核兵器禁止条約との乖離

核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons ; TPNW / Le traité sur l'interdiction des armes nucléaires ; TIAN）は2017年7月7日、国連総会にて賛成多数で採択され、2020年10月に発効要件の50か国による批准を受けて2021年1月22日に発効した。

しかしながら、現在までのところ、核兵器保有国のいずれもが参加していない。

この核兵器禁止条約への賛否を、核兵器保有国であるフランスでの世論調査を例に取上げてみよう<sup>(33)</sup>。2018年6月にフランスの調査機関 IFOP が実施したアンケート結果である。核兵器禁止条約にまったく賛成が25%、どちらかと言うと賛成が42%で、計67%が賛成している。一方、どちらかと言うと反対が24%、まったく反対が9%で、計33%が反対であった。

また、IFOP は、核兵器禁止条約そのものではなく、一般論として核兵器全廃に向けての交渉への賛否についても問うているが、2018年5月の時点では、全廃交渉に賛成が85%と高い賛意が示され、反対は15%であった<sup>(34)</sup>。

即ち、全廃交渉に賛成が85%と圧倒的な支持がある一方で、核兵器禁止条約そのものに対しては、まったく賛成が25%、どちらかと言うと賛成が42%で、計67%の賛成に留まったのだ。

核兵器全廃に向けての交渉に前向きの世論と比べると、核兵器禁止条約への賛意が少々低調であるのは、核兵器禁止条約そのものにフランスの人々に若干なりとも疑念を抱かせる何らかの部分があるのだろう。

日本は、核の非保有国で、広島に続き長崎で被爆した国であり、核全廃を熱望する声が高いにも拘わらず、核兵器禁止条約に賛成出来なかった理由も、フランスと通底するところがあるのかも知れない。

なお、全廃交渉開始に85%もの賛成が示された2018年5月の時点から約4年を経て、ウクライナが侵攻された後の、2022年9月のアンケートでは、全廃交渉に賛成が71%と14%減少したのに比べ、

全廃交渉そのものに反対が29%に増加した、との結果が示された。

この2022年のデータでみると、女性の74%が全廃に向けての交渉に賛成であるのに比べ、男性の場合はやや慎重で全廃賛成が68%となっている。年齢別でみると、18歳から24歳が賛成63%であるのに比べ、65歳以上が79%で、若い世代の方が全廃に厳しい見方をする傾向が見られる。

ウエスト・フランス紙はフランスのブルターニュ地方を地盤とする地方紙であるが、紙メディアとしても例外的に堅調な65万から80万の印刷版読者層に支えられ、一日当たり350万のウェブ版閲覧者も獲得している、フランス語圏最大の新聞であり、全国紙のル・フィガロ紙やル・モンド紙を凌駕している。

そのウエスト・フランス紙は、2022年3月15日、「核兵器禁止条約、何の効用が？」<sup>(35)</sup>と題して、「プーチンにとって、(ブダペスト宣言や核兵器禁止条約等の)条約は簡単に反故にし、踏みつけられる、何の価値もない紙切れに過ぎない」との一読者の声を取上げた。

このような声を広範に紹介することは勿論、ウエスト・フランス紙としてウクライナ戦争や核がもたらしうるアポカリプス(黙示録)<sup>(36)</sup>的終末への覚悟を訴えていることにも最大メディアとしての信頼が持たれる理由を見て取れる。

ウォール・ストリート・ジャーナルはニューヨークを基盤とする経済紙ではあるものの全国紙や一般紙を越える信頼性を得ている。

ウクライナにロシアが軍事侵攻を開始した2022年2月24日付けのウォール・ストリート・ジャーナルは、その日の社説に「ウクライナは如何にブダペストで裏切られたか(How Ukraine Was Betrayed in Budapest)」とのタイトルを打った。

米国が英露と共に説得した核兵器廃絶の見返りとしてウクライナに約束された筈の国境尊重や安全保障は守られず、ウクライナはブダペスト覚書に裏切られたと報じている。<sup>(37)</sup>

「ブダペスト覚書は、独裁者たちが力は正義だと考える世界では、証書に記された約束を信頼することの愚かさを改めて示すものだ。更に有害なのは、核兵器を廃絶する際は自国の危険を覚悟する必要があるというメッセージだ。<sup>(38)</sup>(中略)日本や韓国が独自の抑止を目指しても驚くに値しない。」

核がもたらすアポカリプス的な惨状も避けなければならない。しかし、核による抑止も、核の廃止も、厳しい茨の道であることを覚悟の上で選択しなければならないのである。

目下のところ、ブダペスト覚書を死守することが、国際的な信義を、ひいては世界の平和を取り戻す道だと思われる。

ブダペスト覚書にある国境不可侵の原則を無視し、ロシアが侵略した既成事実を追認するようなミンスク合意にある妥協は決して許されてはならない。疑問点を多く含んだミンスク合意を推進した一角にメルケル首相とマクロン大統領がいるが、この背景はいずれ詳細が解明され、歴史的にも糾弾されると思われる闇の部分がありそうだ。

特に国境線に関する妥協や譲歩が、持続的な平和をもたらした例は歴史的にも皆無だ。国境線を

巡る抗争を繰り返した仏独両国が、ヨーロッパ統合の道を選択することにより、今日のヨーロッパ共同体（EU）を創設して、国境問題を克服した先例をモデル・ケースとするべきなのだ。

2023年1月22日はエリゼ条約（Elysée Treaty）の60周年記念日であった。<sup>(39)</sup> 国境紛争を繰り返して来たフランスとドイツの両国が、その紛争を超克して、親密になりつつある友好関係が更に日常的で恒常的なものとなって行く方向を確認したのが、1963年1月22日、フランスの大統領府であるエリゼ宮で締結されたエリゼ条約である。

エリゼ条約は、その2年前に創設された欧州石炭鉄鋼共同体、その後の欧州原子力共同体、欧州経済共同体、そして今日の欧州連合の土台を形成し、原動力となって来たドイツとフランスの協力関係を支える、地味ながら力強い条約となった。

ドイツ側を代表してエリゼ条約に署名したアデナウアー首相（宰相）は、その数年前の1958年9月14日から15日の両日、パリの東方248キロ、つまりドイツ寄りで、人口数百人の小村コロンベイにある、ド・ゴール大統領のラ・ボワスリ（La Boisserie）と呼ばれる自宅に招かれ一夜を過ごしている。そこでは、当初ドイツ人に給仕するのは嫌だと言い張ってド・ゴール大統領を困らせていたお手伝いさんが、アデナウアー首相の人となり魅せられ、ドイツ鼯眞に変わってしまったとの逸話も伝わっている。アデナウアー首相はラ・ボワスリに泊った只一人の外国首脳だそうだ。

## 6、第一次サイバー大戦の勝者に—情報メディア連合戦線

ウクライナと欧州連合（EU）との協調を目指していた動きが順調に進むかに思われていたにも拘わらず、親ロシア派のヴィクトル・ヤヌコーヴィチ大統領の拒否により頓挫すると、キーウの独立広場（マイダン）に自由を求める人々が集結した。その結果、ヤヌコーヴィチ大統領が失脚し、隣国ロシアに亡命するに至った。2014年2月下旬のマイダン革命とかユーロマイダンと呼ばれる出来事である。

すると、ロシアのプーチン大統領は、マイダン革命により樹立された新しいウクライナはブダペスト覚書の署名当事者とは認められないとの独断的な解釈を述べ、ウクライナ領土の侵犯を正当化した。

2014年3月2日までに、クリミアはロシア軍の完全支配下に置かれてしまったのである。

この頃、ウクライナの東南端にあるドネツィク<sup>(40)</sup>＝セルゲイ・プロコフィエフ国際空港も攻撃破壊され、閉鎖に追い込まれた。その前年の2013年には100万人を越える利用客があったこの空港にセルゲイ・プロコフィエフの名が付けられていたのは、ドネツィク近郊が彼の生誕の地であり、幼少期を過ごした場所だからである。

筆者が学生だった頃の個人的な思い出話であるが、1966年10月16日、ウィーンの<sup>ムジック・フェライン</sup>楽友協会でエフゲニー・ムラヴィンスキー指揮によるレニングラード・フィルハーモニーの演奏会があった。その音の清澄さ、静謐さに驚いた。アンコール3曲目、最後に演奏されたのはプロコフィエフの古典交響曲第二楽章ラルゲットだった。冬の訪れを告げる寒風についての帰り道、ハイドン流の音に1917年前後の悲しみが沁み込んでいるような曲が胸の中で繰り返されていた。

2014年以来、ロシア側からのフェイク・ニュースやプロパガンダが増え続けていたが、2021年秋からは、特にサイバー攻撃が顕著となり、ウクライナやウクライナに協力していた米国、エストニアのサイバー担当者の危機感が高まっていた。

2022年2月24日の早朝5時にロシア軍の戦車がウクライナの北方国境を越え、キーウへの侵攻が始まったが、その前日、23日の午後、かつてない大規模のサイバー攻撃がロシアからウクライナに向けて開始されることが、米国シアトルにあるマイクロソフト社（MS）で察知され、直ちにマルウェア対策ソフトが作成され、ウクライナ側で対処策が講じられたと、トム・バート MS 副社長が報告している。<sup>(41)</sup>

血が流されることは無く、無言で、目には見えない暗闇の中での戦争。しかし、政府の中核から軍・警察・消防の指揮や報告を伝達する系統、電気・ガス・水道等のインフラ、等々を支える通信ネットワークやデータセンターを巡る本格的な戦いが始まったのだ。

このサイバー戦争の実態は、未だ明らかにされていない部分が多いが、ウクライナの特務通信および情報防衛の最高責任者であるユーリ・フェドロヴィッチ・シホル（Yury Fedorovych Shchygol）は、この戦いを「第一次サイバー大戦」と呼び、<sup>(42)</sup> 欧米の官民の支えを受けながら、ウクライナの情報通信スタッフと民間ボランティアの人々が奮戦、ロシアに完勝したと過去形で断言している。2022年10月9日、フランスのテレビ・チャンネル F5の遠隔取材に応じた時である。

2014年頃のマイダン革命から2022年のロシア侵攻までは、ロシア側から発信されるサイバー攻撃が圧倒的であったものが、逆に侵攻をうけてからはロシアに向けての民間ボランティアからの抗議を込めてのサイバーによる反撃が圧倒するようになり、<sup>(43)</sup> 流れが逆転している。<sup>(44)</sup>

「情報の自由」を理念の一つに標榜するハクティビスト集団のアノニマス（The Anonymous）<sup>(45)</sup> も、ロシアとのサイバー戦争に参戦すると2月25日にツイートした。

2022年5月31日から6月3日にかけて、エストニアのタリンで NATO の主催により「サイバー紛争国際会議（The International Conference on Cyber Conflict ; CyCon）」が開催された。

2022年6月1日のスカイニュースは、その会議でキーノート・スピーチを行ったポール・ナカソネ（仲宗根）陸軍大将とのインタビューの様態を放送した。

米国サイバー軍司令官兼国家安全保障局長官であるポール・ナカソネ大将は、ウクライナで2021年末から2022年春にわたって「攻撃的、防御的な情報作戦全般にわたる一連の作戦を展開した（We've conducted a series of operations across the full spectrum; offensive, defensive, [and] information operations.）」<sup>(46)</sup> ことを披露した。

また、ウクライナへのサイバー攻撃への防御システム構築の為、「Hunt Forward」作戦の一環としてエストニアと米軍が密接な協力を行ったことも伝えられている。

エストニアを始めとしたバルト三国が「歌の革命」によりソ連から離脱、独立を達成してからの経済発展は目覚ましいが、その発展を支える IT 技術立国政策、特に情報通信関連の産業の進展には刮目されるものがある。

ソ連時代の負の遺産から脱却することを目指している点でも共通するエストニア等の協力が、ウクライナの人々の高い能力とモチベーションとマッチしたのであろう。更に、ここ数年来のウクライナのサイバー戦への対応能力は、<sup>(47)</sup> 「第一次サイバー大戦」に勝利できる高みにまで登って来て

いたのである。

そして、サイバー戦で共闘する為に必要な要素である深い信頼関係が醸成された背景も興味深い。<sup>(48)</sup>

2022年2月24日のロシア軍によるウクライナへの侵攻に先立って、特にロシアがクリミア半島やウクライナ東部を占拠した2014年に前後する頃から、RT（旧 Russia Today）や Sputnik 等のロシア国営メディアによる極端に偏向した、あるいは明らかに偽と見做されるようなニュースやプロパガンダが世界に向けて流される傾向が顕著となっていた。

ウクライナ国境線近辺でのロシア軍の不穏な動きにより、ヨーロッパでの緊張が高まる中、2022年2月2日、ロシア国営テレビ RT のドイツ語放送を禁止するとドイツが発表すると、翌3日にはロシア側はドイツ DW（ドイッテ・ヴェレ Deutsche Welle）のロシアでの免許を取り消し、「外国の代理人」に指定する手続きをとる等、独露間の応酬が続いた。<sup>(49)</sup>

2022年2月24日にロシア軍がウクライナ侵攻を開始すると、その3日後の27日には、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が、「有毒有害な情報操作を終わらせ、ロシア寄りのメディア RT および Sputnik を追放」<sup>(50)</sup>する考えを明らかにした。

技術的複雑さもさることながら、報道・メディアの自由への配慮も行った上で、ライエン欧州委員会委員長の決意表明を受けた翌々日には、その意図を汲んだ措置が迅速にとられた。

欧州連合（EU）理事会は3月1日付けで、「ロシアのメディアによるプロパガンダ行動により、ウクライナやその近隣諸国のみならず、EU の公共の秩序と安全に脅威がもたらされている」として、「RT-Russia Today 系5社（RT-Russia Today English, RT-Russia Today UK, RT-Russia Today Germany, RT-Russia Today France, RT-Russia Today Spanish）および Sputnik の放送、伝送、配信許可を留保する」<sup>(51)</sup>旨、EU の公報に掲載した。

勿論、EU 理事会の決定事項は、個々の加盟国主管庁の手を経て実施に移されるのであるが、この実施例としてフランスのケースを観察してみよう。

フランスでは、外国の管理下にある放送メディア事業者がフェイク・ニュースやプロパガンダを流し続けることによって基本的な国益を侵害する場合、放送事業免許を取り消す権限を視聴覚デジタル通信規制局（Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique ; Arcom）<sup>(52)</sup>に付与するとの法改正がなされ、2021年10月27日に発効していた。

勿論、フランスは表現、報道の自由を標榜する国であることは疑いないものの、「国の基本的利益（intérêts fondamentaux de la Nation）を守るとの立場から視聴覚デジタル通信規制局（Arcom）の権限を明示することにより、自由と規制の間のディレンマを乗り越え、2022年3月2日 RT フランスおよび Sputnik の放送を停止するとの規制を速やかに実施できたのである。

なお、フランスの視聴覚デジタル通信規制局（Arcom）の前身である視聴覚高等評議会（Conseil supérieur de l'audiovisuel ; CSA）は、2018年6月、RT のシリア情勢に関する報道について、誠実性、情報の正確性、視点の多様性が欠如しているとして是正命令を既に出していた。<sup>(53)</sup>

なお、RT フランス等は EU 理事会に経済的制裁を課す権限があるかについて提訴していたが、

欧州司法裁判所は2022年7月27日、①あらゆる体系的プロパガンダから EU の秩序と安全を擁護し、②ウクライナに対する敵意を制止するためにロシア当局に圧力を掛ける、との二つの目的に鑑みて、EU 理事会はその権限を認められているとして、RT 等の訴えを棄却している。<sup>(54)</sup>

2017年に設立された RT フランスは、2021年で2,670万ユーロの予算を組み、123人の編成、内77人は記者証 (la carte de presse) を持つジャーナリストを擁していたが、2023年1月に閉鎖されるに至った。<sup>(55)</sup>

RT や Sputnik は、氷山の海面上に見えている部分のそのまた一角に過ぎず、また RT もインターネットの間隙を縫っての活動を継続している面も見受けられるが、フェイク・ニュースや情報操作との戦いは続いているのである。

## 7、ウクライナの悲劇と日本・世界への教訓

日本は不思議な国である。街中でピストルをぶっ放す人もまれで、刀を振り回す人も余り見かけない。織田信長軍の火縄銃装備に見られたように、戦国時代中盤からの日本では世界有数の銃火器が製造、使用されていたにも拘わらず、いつの間にか、巷から消えてしまった。八岐大蛇の草薙の剣の太古から刀剣を大切にしていたのに、御維新により二本差しで闊歩する姿も見られなくなった。仇討ちも、決闘も御法度になった途端、その光景は時代劇か歌舞伎で感涙を絞らせる位になってしまった。

目下のところ、安全安寧な社会であるかに見える日本ではあり、その素晴らしさもあるが、スイスのように国土防衛に必要な銃火器等を各家庭に完備している国とメリット / デメリットを比較検討してみるのも一考であろう。

スイスのように、弱小国や社会的弱者が強者から身を守る道具として銃火器は必要と考える向きもある。

もっとも、日本のように巷に銃火器が無い社会こそ逆に世界の模範となるべきモデル・ケースを体現しているのかも知れない。ならば、世界に銃社会への警鐘を鳴らすためにも、日本の現状のメリットとデメリットを比較し、そのデメリットやリスクをどのように解決しているのかを世界に提示し、説得できるようになることが望ましいと思われる。

市中や手元に銃火器が無くとも安全な社会を形成できることを世界に示し、その手法をマニュアル化し、ハンドブックとして流布できれば、世界に向けて平和と安全を輸出できる幸せを享受できる可能性もある。

また、そのような銃火器が無い空間を必要としているのが、世界中の原子力発電所であろう。

ロシア側はウクライナの使用済燃料総てを保管しているチョルノービリとザポリージャの原子力発電所に軍を侵攻させた。このような場合、一旦、警戒防備線を破られると、核と人を盾にされる形になり、世界を震撼させるような事態になる恐ろしさがある。

日本の原子力発電所が殆ど海に接した場所に立地しており、その防備はウクライナの原子力発電所でのケース以上の困難なものが想定され得る。侵攻して来る外国軍やテロリスト側からの船舶による接岸攻撃等への防備を検証しておく必要もあるのではないだろうか。

クリーンなエネルギー源として原子力発電が見直されてもいるだけに、その防備に関しては自然

災害もさることながら、ロシア軍やワグネルのような集団行動の危険が現にあることを忘れてはならない。

ウクライナの悲劇からは、核兵器全廃はデメリットもあり、その危険を覚悟しなければならないことが実感された。ロシア軍の侵攻を受けて一年近くなろうというのに、ウクライナの人々は厳寒の中で、核兵器全廃や黒海艦隊削減等に協力したウクライナの善意を踏みにじる隣国の凄惨な行動に苦難を強いられている。

今から四半世紀前には世界第3位の核弾頭、大陸間弾道ミサイルや空母等を装備していたウクライナが核武装を解除、廃絶してしまったことを嘆き後悔する人も少なくない。

では、核兵器全廃ではなく、核の抑止力に期待して、ある程度までの削減だったら役立ったのだろうか？？

今日も尚、露米中に次いで世界第4位の核兵器保有国であるフランスは、抑止の為の核兵器であることを標榜している。

しかし、抑止力に期待する論理では、「パリが核攻撃を受けてから、核で対抗するのならば、相手の街が壊滅する頃には、パリは既に壊滅してしまっているのではないのか？？」、「そして、誰も居なくなったら」等々、負の連鎖反応で、生き残るのは、核ミサイルを打ち返した原子力潜水艦とその乗組員だけなのかも…と、まさに黙示録の世界を招いてしまう。

結局、核兵器は使えないのだ。正常な神経の持ち主なら人類を含む生きとし生けるものへの哀惜や地球への愛着はある筈だ。

使えない核兵器は持たない。その代わり、敵の核兵器使用は断固として許さない。敵側がコストを賭け、リスクを冒して核兵器の開発や貯蔵に邁進するのは勝手にどうぞの話だが、当方や他国、我らが愛する地球に迷惑を及ぼすのは断固として排除するのだ。

つまり、専守防衛から先制防衛への転換である。

今は、そして今後の未来の社会はサイバーに代表される情報の時代である。その気になれば、そしてコスト的には核兵器にともなう経費より遙かに低い水準で安全保障のサイバー網を構築できる。

この関連情報ネットワークを生かして、もし敵が使おうとしたら、その核兵器を事前に高精度のミサイルと通常兵器で正確かつ完璧に破壊する。この場合も、相手側の核爆発やその誘爆を起こさせざるを得ないが、地球を守るとの観点からはその被害や二次被害を最低限なものに抑えることが出来ることになる。

つまり、核兵器は、物理的に使えない環境を創ることが唯一の選択肢なのではないだろうか。

そして、核兵器をブラフの道具に使い、他国を侵略することを正当化するようなプロパガンダ、フェイク・ニュースや情報操作は禁止する。禁止することそのものが禁止されていなくても、禁止を躊躇ってはいけないのだ。

何よりも、正確な情報が、安心安全な平和な世界を充たすことを願うばかりである。

エリザベス女王が崩御される2週間ほど前、女王がウクライナの人々に贈られた「未来がより良い時でありますように (May we look to better times in the future)」とのメッセージを我々も共有して祈りたい。

Слава Україні! Sláva Ukrajín! Slava Ukraini!!

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2023年1月22日 23:00JST 現在のものである。

- (1) <https://www.la-croix.com/Debats/Comment-lUkraine-abandonne-arsenal-nucleaire-2022-03-14-1201204884>
- (2) <https://www.visualcapitalist.com/cp/nuclear-warheads-by-country-1945-2022/>
- (3) <https://www.yahoo.com/news/ukraine-demands-compliance-paragraph-4-203856249.html>
- (4) “At that time, Ukraine was under intense pressure from the international community led by the United States to give up its arsenal.”  
<https://newpathway.ca/budapest-memorandum-casts-giant-shadow/>
- (5) <https://www.wsj.com/articles/how-ukraine-was-betrayed-in-budapest-russia-vladimir-putin-us-uk-volodymyr-zelensky-nuclear-weapons-11645657263>
- (6) 1991年当時のソ連が保有していたと推定される核弾頭数、27,784の17%がウクライナ域内に貯蔵されていたとすれば、4,773の核弾頭があったとも算定される。  
<https://www.la-croix.com/Debats/Comment-lUkraine-abandonne-arsenal-nucleaire-2022-03-14-1201204884>
- (7) このブダペスト会議で機構への組織変更が決議され、翌1995年に欧州安全保障協力機構 (OSCE) となった。
- (8) 仏訳文では、1. La Fédération de Russie, le Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d’Irlande du Nord et les États-Unis d’Amérique réaffirment leur engagement envers l’Ukraine, conformément aux principes énoncés dans l’Acte final de la Conférence sur la sécurité et la coopération en Europe, de respecter son indépendance et sa souveraineté ainsi que ses frontières existantes.  
英文では、reaffirm their commitment to Ukraine (...) to respect the independence and sovereignty and the existing borders of Ukraine.  
*cf.* MÉMORANDUM RELATIF AUX GARANTIES DE SÉCURITÉ DANS LE CADRE DE L’ADHÉSION DE L’UKRAINE AU TRAITÉ SUR LA NONPROLIFÉRATION DES ARMES NUCLÉAIRES  
Memorandum on security assurances in connection with Ukraine’s accession to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons. Budapest, 5 December 1994  
<https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/Volume%203007/Part/volume-3007-I-52241.pdf>
- (9) “The signatories offered Ukraine “security assurances” which really were nothing new as Ukraine already had them under the Conference on Security and Co-operation in Europe (CSCE) Final Act, United Nations Charter and Non-Proliferation Treaty. Most important there was no legal obligation upon anyone to come to Ukraine’s aid militarily should that agreement be violated.”  
<https://newpathway.ca/budapest-memorandum-casts-giant-shadow/>

- (10) 仏訳文では、6. L'Ukraine, la Fédération de Russie, le Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord et les États-Unis d'Amérique se consulteront dans le cas où une question se poserait au sujet des engagements énoncés ci-dessus.  
 英文では、(Signatories) will consult in the event a situation arises which raises a question concerning these commitments
- (11) <https://www.lorientlejour.com/article/1295598/si-lukraine-avait-conserve-la-bombe.html>
- (12) <https://www.nato.int/docu/review/articles/2022/11/29/russias-nuclear-coercion-in-ukraine/index.html>
- (13) <https://www.washingtonpost.com/politics/2022/02/01/what-budapest-memorandum-means-us-ukraine/>
- (14) Le traité de Saint-Pétersbourg / Le traité d'échange de l'île de Sakhaline contre le groupe des îles Kouriles du 7 mai 1875
- (15) Traité de paix entre le Japon et la Russie du 5 septembre 1905 à Portsmouth
- (16) Article 15. Le traité actuel sera signé en double, en français et en anglais. Les textes en seront absolument conformes, mais en cas de contestation dans l'interprétation, le texte français fera foi.
- (17) 国際電気通信連合憲章（平成七年一月十八日条約第二号）  
 第二十九条 言語1  
 (1) 連合の公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語 及びロシア語とする。  
 (2) 第一七一号に定める言語は、全権委員会議の関連決定に従い、連合における文書の作成及び公表（その作成及び公表は、各言語による文書が形式及び内容において同様となるように行う。）のため、並びに連合の会議中及び会合中における相互間の通訳のために、使用する。  
 (3) 矛盾又は紛議がある場合には、フランス文による。
- (18) 日本原子力産業協会；ウクライナの原子力発電所の状況  
[https://www.jaif.or.jp/cms\\_admin/wp-content/uploads/2022/08/ukraine.pdf](https://www.jaif.or.jp/cms_admin/wp-content/uploads/2022/08/ukraine.pdf)
- (19) <https://www.monde-diplomatique.fr/2022/10/ENDEWELD/65198>
- (20) “They have wide nuclear competency from Soviet times, developed nuclear industry, they have schools, everything they need to move quickly.”  
 David E. Sanger; Building His Case, Putin Embraces Theory That Kyiv Is on Nuclear Path, New York Times, the New York edition, p.7. <https://www.nytimes.com/2022/02/23/us/politics/putin-ukraine-nuclear-weapons.html>
- (21) “Mr. Putin said: “They don't have one thing — a uranium enrichment program. But that's a technical question. For Ukraine it's not an unsolvable problem; it's easy to solve it.”  
*ibid.*
- (22) <https://www.nytimes.com/2022/02/23/world/europe/putin-speech-russia-ukraine.html>
- (23) “Il est bon de lire entre les lignes, ça fatigue moins les yeux”  
<https://www.francaisauthentique.com/lire-entre-les-lignes/>
- (24) “Lire les lignes, Lire entre les lignes, Lire au-delà des lignes”  
<https://www.churchofjesuschrist.org/study/liahona/2020/09/eur-fra-local-pages/local-news-008?lang=fra>

- (25) <https://www.bbc.com/news/uk-60680471>
- (26) <https://www.marieclaire.com/celebrity/queen-elizabeth-ukraine-statement-justin-trudeau/>
- (27) “In this most challenging year, I hope that today will be a time for the Ukrainian people, both in Ukraine and around the world, to celebrate their culture, history and identity. May we look to better times in the future”. Elizabeth R”  
[https://twitter.com/UKinUkraine/status/1562488996571148289?ref\\_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1562488996571148289%7Ctwgr%5E6ea5a211272c94f6b2b2c3ff02b06d49b7c3ee75%7Ctwcon%5Es1\\_&ref\\_url=https%3A%2F%2Fwww.thenationalnews.com%2Fworld%2Fuk-news%2F2022%2F08%2F24%2Fqueen-elizabeth-ii-sends-ukrainians-message-of-better-times-in-the-future%2F](https://twitter.com/UKinUkraine/status/1562488996571148289?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1562488996571148289%7Ctwgr%5E6ea5a211272c94f6b2b2c3ff02b06d49b7c3ee75%7Ctwcon%5Es1_&ref_url=https%3A%2F%2Fwww.thenationalnews.com%2Fworld%2Fuk-news%2F2022%2F08%2F24%2Fqueen-elizabeth-ii-sends-ukrainians-message-of-better-times-in-the-future%2F)
- (28) [https://www.gala.fr/l\\_actu/news\\_de\\_stars/hommage-a-elizabeth-ii-les-larmes-dolena-zelenska-devant-le-cercueil-de-la-reine\\_502422](https://www.gala.fr/l_actu/news_de_stars/hommage-a-elizabeth-ii-les-larmes-dolena-zelenska-devant-le-cercueil-de-la-reine_502422)
- (29) “La CSCE est la structure de sécurité qui englobe les Etats de Vancouver à Vladivostok.”  
 CSCE ; DOCUMENT DE BUDAPEST 1994, Vers un authentique partenariat dans une ère nouvelle
- (30) “The United Kingdom’s nuclear deterrent will be maintained.”  
<https://www.ukpol.co.uk/queen-elizabeth-ii-1994-queens-speech/>
- (31) “Britain’s minimum independent nuclear deterrent will be maintained.”  
<https://www.ukpol.co.uk/queen-elizabeth-ii-1993-queens-speech/>
- (32) Ivana Kottasová ; “‘Ukraine can and will win this war,’ says Boris Johnson as he visits Kyiv on Ukraine’s Independence Day”, CNN, August 24, 2022.  
<https://edition.cnn.com/2022/08/24/europe/boris-johnson-ukraine-visit-intl-gbr/index.html>
- (33) [https://www.mvtpaix.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/2018\\_R%C3%A9sultats-sondage-Mouvement-de-la-Paix\\_IFOP.pdf](https://www.mvtpaix.org/wordpress/wp-content/uploads/2018/07/2018_R%C3%A9sultats-sondage-Mouvement-de-la-Paix_IFOP.pdf)
- (34) <https://www.ifop.com/wp-content/uploads/2022/09/119460-Rapport.pdf>
- (35) “Traités antinucléaires : quelle utilité ?”  
 “Pour Poutine, ces traités contre le nucléaire ne sont que des bouts de papier sans valeur, qui sont faciles à chiffonner et à piétiner.”», Ouest-France, 15/03/2022.
- (36) “Guerre en Ukraine. Risque d’« apocalypse » nucléaire, canons Caesar... Le point sur la nuit”  
<https://www.ouest-france.fr/monde/guerre-en-ukraine/guerre-en-ukraine-risque-d-apocalypse-nucleaire-canons-caesar-le-point-sur-la-nuit-6c520dbe-38d7-460c-bbbd-2c18cc174c9b>
- (37) “How Ukraine Was Betrayed in Budapest”, February 24, 2022, The Wall Street Journal.  
<https://www.wsj.com/articles/how-ukraine-was-betrayed-in-budapest-russia-vladimir-putin-us-uk-volodymyr-zelensky-nuclear-weapons-11645657263>
- (38) “Budapest shows again the folly of trusting parchment promises in a world where autocrats think might makes right. More damaging is the message that nations give up their nuclear arsenals at their peril.”  
*ibid.*
- (39) <https://www.francetvinfo.fr/monde/europe/rerelations-franco-allemandes/politique-le-couple-franco->

allemand-affiche-son-unite-apres-quelques-tensions\_5617385.html

- (40) ウクライナ語ではДонецьк、発音は [do'neʦk]、ドネーツィクの方が原音に近いかとも思われる。
- (41) “Cyberattaques : comment l’Ukraine a failli perdre la guerre avant même l’invasion russe”  
[https://www.francetvinfo.fr/internet/securite-sur-internet/cyberattaques/video-cyberattaques-comment-l-ukraine-a-failli-perdre-la-guerre-avant-meme-l-invasion-russe\\_5397346.html](https://www.francetvinfo.fr/internet/securite-sur-internet/cyberattaques/video-cyberattaques-comment-l-ukraine-a-failli-perdre-la-guerre-avant-meme-l-invasion-russe_5397346.html)
- (42) *ibid.*
- (43) [https://www.lemonde.fr/pixels/article/2022/05/24/guerre-en-ukraine-la-russie-sous-le-feu-des-cyberattaques\\_6127396\\_4408996.html](https://www.lemonde.fr/pixels/article/2022/05/24/guerre-en-ukraine-la-russie-sous-le-feu-des-cyberattaques_6127396_4408996.html)
- (44) <https://www.bbc.com/news/technology-60559011>
- (45) “The Anonymous collective is officially in cyber war against the Russian government. #Anonymous #Ukraine 午前6:50・2022年2月25日”  
<https://www.theguardian.com/world/2022/feb/27/anonymous-the-hacker-collective-that-has-declared-cyberwar-on-russia>
- (46) <https://news.sky.com/story/us-military-hackers-conducting-offensive-operations-in-support-of-ukraine-says-head-of-cyber-command-12625139>
- (47) cf. デービッド・サンガー、高取芳彦訳；世界の覇権が一気に変わる サイバー完全兵器、朝日新聞出版、2019年5月、512pp. (David E. Sanger; The Perfect Weapon: War, Sabotage, and Fear in the Cyber Age, 2018)
- (48) “Cyber needs trust, let’s look at Estonia”  
<https://law.yale.edu/isp/initiatives/wikimedia-initiative-intermediaries-and-information/student-blog/cyber-needs-trust-lets-look-estonia>
- (49) <https://www.france24.com/fr/europe/20220202-l-allemande-interdit-la-cha%C3%A9ne-russe-rt-en-allemand-moscou-promet-des-repr%C3%A9sailles>
- (50) <https://www.euractiv.fr/section/medias/news/ukraine-la-commission-cherche-le-meilleur-moyen-juridique-pour-bannir-rt-et-sputnik-de-lue/>
- (51) “Toute licence ou autorisation de diffusion et tout accord de transmission et de distribution conclu avec les personnes morales, entités ou organismes énumérés à l’annexe XV sont suspendus.”  
“(annexe XV) RT-Russia Today English, RT-Russia Today UK, RT-Russia Today Germany, RT-Russia Today France, RT-Russia Today Spanish”  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R0350&from=FR>
- (52) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication (Loi Létard), Version en vigueur depuis le 27 octobre 2021  
Article 42-6, Modifié par Loi n° 2021-1382 du 25 octobre 2021 - art. 33  
“L’Autorité de régulation de la communication audiovisuelle et numérique peut, après mise en demeure, prononcer la sanction de résiliation unilatérale de la convention conclue en application du I de l’article 33-1 de la présente loi avec une personne morale contrôlée, au sens de l’article L. 233-3 du code de commerce, par un Etat étranger ou placée sous l’influence de cet Etat si le service ayant fait l’objet de ladite convention porte atteinte aux intérêts fondamentaux de la Nation, dont le fonctionnement

régulier de ses institutions, notamment par la diffusion de fausses informations. Pour apprécier cette atteinte, l'autorité peut tenir compte des contenus que la société avec laquelle elle a conclu la convention, ses filiales, la personne morale qui la contrôle ou les filiales de celle-ci éditent sur d'autres services de communication au public par voie électronique, sans toutefois pouvoir fonder sa décision sur ces seuls éléments.”

[https://www.legifrance.gouv.fr/loda/article\\_lc/LEGIARTI000044260238](https://www.legifrance.gouv.fr/loda/article_lc/LEGIARTI000044260238)

- (53) [https://www.liberation.fr/checknews/pourquoi-lallemagne-a-t-elle-cesse-de-diffuser-la-chaine-rt-20220223\\_RIOGJAURDNGRPKSRYE3ZKJU27M/](https://www.liberation.fr/checknews/pourquoi-lallemagne-a-t-elle-cesse-de-diffuser-la-chaine-rt-20220223_RIOGJAURDNGRPKSRYE3ZKJU27M/)
- (54) <https://www.euractiv.fr/section/medias/news/le-tribunal-de-lue-confirme-linterdiction-de-russia-today/>
- (55) <https://www.lefigaro.fr/medias/rt-france-branche-francaise-de-la-chaine-russe-rt-annonce-sa-fermeture-20230121#:~:text=D%C3%A9non%C3%A7ant%20un%20acte%20de%20%C2%ABcensure,elle%20%C3%A9tait%20pr%C3%A9sente%20depuis%202017.>
- [https://www.lemonde.fr/actualite-medias/article/2023/01/21/la-chaine-d-information-russe-rt-france-annonce-sa-fermeture\\_6158806\\_3236.html](https://www.lemonde.fr/actualite-medias/article/2023/01/21/la-chaine-d-information-russe-rt-france-annonce-sa-fermeture_6158806_3236.html)
- (56) <https://www.euractiv.fr/section/medias/news/privée-de-rt-et-sputnik-par-lue-la-russie-poursuit-sa-guerre-de-linformation/>

## 海峡兩岸・中国語の世界

山本 賢二\*

### 1. はじめに

中国語圏におけるコミュニケーションの道具は基本的には中国で「普通話」、台湾で「国語」、東南アジアの華人地域で「華語」と言われる共通語です。日本で言うところの中国語は一般にこの共通語を指します。その中国語について、21世紀に入って、海峡兩岸の政府はそれぞれ法制化を行いました。中国は「国家通用语言文字法」(2000年10月31日公布・2001年1月1日施行)、台湾は「國家語言發展法」(2019年1月9日公布・施行)という「法律」を制定したのです。中国の「国家通用语言文字法」制定は社会主義という国際主義よりも、「中華民族」という民族主義が強調されるようになった時期であり、漢族とその他の少数民族を含む「中華民族」という国民の共通語としての「地位」を漢族の「普通話」と漢字に与えたものです。一方、台湾の「國家語言發展法」は「国語」だけではなく台湾で使われる閩南語、客家語、原住民族のことばなども「国家言語」と定義したものです。両者の間にはおよそ20年の時の流れがありますが、前者は「普通話」および漢字を「通用化」、後者は「国語」を「相対化」することを「法律」で位置付けたのです。この二つの法律はいずれも国家権力によってその統治下における人々の言語生活を規定するものであり、共通語および方言と少数民族の言語に対する海峡兩岸の二つの政権の国家意思が反映しています。

### 2. 台湾の「國家語言發展法」(全文後掲資料1)

「非公式統計によると、台湾人口2200万の中で、閩南語を話す人が約1400万余りを占め、客家語を話す人が約450万、その他の漢語を話す人が約10%前後」、「台湾の普通話あるいは『国語』の普及率は極めて高いが、それは主に歴史的に台湾民衆と大陸とに密接なつながりがあったのと台湾における国民党の積極的な普及によるものである。」(台湾的語言文字概況2005-11-17中国网)という台湾の言語環境の中で、2019年に制定施行された「國家語言發展法」(以下「發展法」)はその「第1条」で「国家の多元文化の精神を尊重し、国家言語の伝承、復興および發展を促進するため、特に本法を制定する。」として、制定の意義を明らかにしています。そして、「国家言語」の定義については、「第3条」で「本法が称するところの国家言語とは、台湾固有の民族集団の使用する自然言語と台湾手話を指す。」としています。さらに、「第4条」は「国家言語は一律に平等であり、国民が国家言語を使用するのに差別あるいは制限を受けてはならない。」とされました。

これより先、2017年6月に公布された「原住民族語言發展法」、2018年1月に修正された「客家基本法」がそれぞれ原住民族語と客家語を「国家言語」としてきましたが、より包括的に「国家言語」に法的保障の根拠を与えたのがこの「發展法」です。この「發展法」についての文化部の「概要説明」([https://www.moc.gov.tw/content\\_275.html](https://www.moc.gov.tw/content_275.html))では「多元化された国家言語は国家の文化

---

\*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究所 講師

的基盤を豊富にできるが、現在華語以外の国家言語はいずれも重大な世代断絶および言語の流失に直面しており、その中の台湾の台語、媽祖語、台湾手話の復興資源を政府が規制しそれに注力することが急務になっている。」ことが制定施行の背景になっているとしています。また、行政院の「重要政策」の「『國家語言發展法』一言語断絶危機を改善し、多元文化の發展を尊重する」と題した説明（《國家語言發展法》—改善語言斷層危機、尊重多元文化發展108-02-22新聞傳播處 <https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/acb034c7-e184-4a39-be3f-81db50a6abe>）では「台湾は多言語文化国家であり、例えば、閩南語は国語に続き使用率と人数最多の言語であり、南部調、北部調、内埔調、海口調の四大アクセントに分かれている。客家語もまた通用している四県調、海陸調、大埔調、饒平調、詔安調など五種類のアクセント（ほかに四県調を南四県調、北四県調に分けて六種類のアクセントとする主張もある）がある。原住民族には阿美族、泰雅族、賽夏族、布農族、鄒族、邵族、排灣族、魯凱族、卑南族、太魯閣族、撒奇萊雅族、賽德克族、噶瑪蘭族、雅美族（達悟族）、拉阿魯哇族、卡那卡那富族など16民族42言語の別がある。」とした上で、「過去の歴史が各民族集団の言語の自然發展に影響を及ぼし、本土の民族集団の言語が消滅の危機に直面することになっている。例えば、原住民族語はユネスコから重大な流失と危機に瀕していると認められており、比較的通用している台語でさえも重大な世代間の断絶が生じており、言語文化の保存と伝承に関する活動は時を待つことができない。」と法制化の背景と意義を説明しています。

ここで上述の文化部と行政院のホームページにおける二つの説明で指摘しなければならないのは、台湾の共通語としての「国語」について、行政院のそれはそのまま「国語」が使われているのに対し、文化部の説明では「華語」と表現されていることです。この「華語」は一般に東南アジアなどの華人・華僑居住地域で使われてきた彼らの共通語を指しています。文化多元主義の観点から「国語」を「華語」と称したであろうことは想像に難くないのですが、それが台湾の政府の共通認識かというところから判断すると、そうではないと思われます。

そして、この「發展法」の「第9条」は「中央の教育主管機関及び直轄市、県（市）主管機関は学齡前幼児の国家言語學習の機会を保障すべきである。中央の教育主管機関は国民基本教育各段階で国家言語を部の定める課程に列すべきである。学校教育は各国家言語をこれに使用することができる。中央の教育主管機関は大学専門学校、研究機関に国家言語関係課程を開設、関係學術研究を行うことを奨励すべきである。中央の目的事業主管機関及び直轄市、県（市）主管機関は国家言語教育學習教材、書籍、ネット學習などの関係資源を完備することに力を入れるべきである。」とされています。この「發展法」公布施行と2019年7月9日に「發展法」の「第17条」に基づいて制定施行された「國家語言發展法施行細則」（全文後掲資料2）に基づいて、台湾では「国家言語」の授業を開設する教育機関が増え、文化の多様化が促進されています。

### 3. 「国語」と「普通話」の歴史

#### 3.1 「国語」について

辛亥革命によって打ち立てられた中華民国の教育部は発音記号としての注音字母を1912年に制定し、1918年正式公布、その後、1930年に注音符号に改め、今日に至っています。漢字に注音するこの注音符号は所謂民族形式と言われ、漢字をもとに作られた記号です。その間、1913年2月「読音統一会」が開催され、漢字約6500の標準音を決めました。これが「国語」の基礎になる「国音」の

制定でしたが、各省の代表の投票によって決められたため、実際にこの「国音」を母語とする人は無く、「人造語」といえるものでした。そのため、この人造の「国音」と北京の「京音」の論争を誘発するようになり、最終的には実際に存在する北京語の「京音」の主張が優勢になり、「京音」が「国音」になりました。1919年4月に設置された「国語統一準備会」は1924年に「きれいな北京語音を標準音にすることを決め」、「字音はすべて北京の普通の読み方を標準とする。」としました。そして、この「国音」となった「京音」を標準音とする「国語」は中華民国時代に正式に中国語の共通語の呼称になったのです。その後、1935年には「国語統一準備会」に代わって、教育部に「教育部国語推進委員会」が設置されましたが、1937年に日中戦争が勃発、国語の統一は、未完となりました。

1945年に日本が投降し、台湾の主権を放棄すると、台湾において一種の国語統一の実験ともいえる、国語普及政策が実行に移されました。台湾を接収した中華民国政府は1946年に台湾省行政長官公署教育処に「臺灣省國語推行委員會」を設置、その主任委員に魏建功、副主任委員に何容が就き「国語」の台湾における普及に当たらせました。当時、北平にあった「国語小報」を台北に移動させ、1948年に「国語日報」という日刊紙として再生し、台湾の国語普及に機能を発揮させました。漢字の横に「注音符号」のルビがついた活字によって印刷される同紙は「注音符号」さえ知っていれば音読することができ子供たちの「国語」学習にうってつけの教材になりました。1949年に政府が台北に遷都すると教育部の「国語推進委員会」は復活せず、「臺灣省國語推行委員會」だけが活動することになりました。

学校教育面では1951年7月、台湾省政府教育庁は各級の学校に国語によって教学を行い、方言を厳禁、教師と学生間の話は国語を使わなければならないと命じました。さらに、1952年11月に「台湾省國民學校加強國語教育辦法」、1963年7月には「台湾省公私立小學加強推行國語注意事項」が發布され「国語」教育が強力に推し進められました。

また、1973年には、教育部が「国語」を普及するための「國語推行辦法」（全文後掲資料3）を公布しました。その「第一条」は「幅広く国語および注音識字運動を推進するため、特に国語推進弁法を定める。」とし、「教育行政機関」のすべきことを詳しく明記しています。さらに、1981年には教育部は国語教育強化のため「教育部国語推進委員会組織条例」に基づき、「教育部国語推進委員会」を復活設置しました。しかし、2013年1月には行政院の機構改革に伴って、この「教育部国語推進委員会」は教育部終身教育司第四科に組み入れられるとともに、同年12月31日には立法院で「教育部國語推行委員會組織條例」の廃止が決議され、その歴史的任務を終えました。

そして、これより先、1983年から起草が始まった「發展法」によって、台湾の「国語」はほかの「国家言語」との関係で「相対化」されるようになったのです。

最後に、字体に触れると、「国語」を表記する漢字は1932年に「國音常用字彙」から出発し、1979年6月に教育部が「常用國字標準字體表」を出版、1982年には同「表」が正式に使われるようになり、1996年には「常用國字標準字體手冊」となり、字体の規範化を実現しました。台湾で使用される繁体字は基本的にこの「手冊」に準拠しています。

### 3.2 「普通話」について

一方、「普通話」は1906年に朱文熊によってはじめて提起されたとされています。魯迅が「国語」

に対して「大衆語」を提起し、論争に発展したのと比較すると、「普通話」をめぐる議論は活発に行われませんでした。そして、清末からの文言文に対する半白半文、白話文運動、「大衆語」論争を経て「国語」が認知される中、胡適の「文学の国語、国語の文学」に象徴されるように知識人に「国語」が受け入れられてきました。それに対し、「普通話」が中国語の共通語の呼称になるのは1949年の中華人民共和国の成立を待つこととなります。1955年10月に開催された「文字改革会議」において張奚若は「われわれが一つの多民族の大家庭であることを際立たせるため、われわれの各民族の言語文字の平等を際立たせるために、深く掘り下げた研究を経て、われわれは国語という呼び方を採らないこと決めた。もし国語と呼ぶとすれば、漢語を国内のその他の少数民族の上に凌駕させるといふ誤解を生みかねないからである。」として、最終的に「普通話」と呼ぶことが決められ、「普通話」が誕生したのです。そして、「普通話」は「北京官話を基礎方言として、北京語音を標準音とする。」ことが表決されました。10月26日、人民日報は「漢字改革を促進し、普通話を普及させ、漢語の規範化を実現するため努力しよう」（為促進漢字改革、推廣普通話、實現漢語規範化而努力）と題する社説を発表しましたが、その中で「新中国の共通語は、北方語を基礎方言とし、北京語音を標準音とする普通話である。」と指摘しました。

さらに、翌1956年2月6日、国務院が公布した「普通話普及に関する指示」のなかで明記された「北京語音を標準音とし、北方語を基礎方言とし、模範となる現代白話文の著作を語法の規範とする」が「普通話」の定義として定着するのです。

その「普通話」を表記する漢字については、台湾と違い簡略化の方向に向かいます。1956年に「漢字簡化方案」が採択され、「簡体字」が正式な文字となりました。1964年には「簡化字総表」が出されました。また、1977年には「第二次漢字簡化方案」が提示されましたが、これは撤回されました。そして、2013年には「通用規範漢字表」が公布され、簡体字の規範化が行われました。

また、漢字の発音を表記する記号については、中華民国時代に作られ使用されてきた民族形式の「注音符號」を採用せず、毛沢東の「要走世界文字共同的拼音方向」「世界の文字共通の表音の方向を歩まなくてはならない」という一声で、アルファベット（ラテン化文字）で表記する「拼音字母」が1958年に採択されています。

#### 4. 中国の「国家通用语言文字法」（全文後掲資料4）

「国家通用语言文字法」（以下「言語法」）は同法制定の意義について、その「第一条」で「国家通用言語文字の規範化、標準化及びその健全な発展を推進し、国家通用言語文字をして社会生活の中でよりよく役割を発揮させ、各民族、各地域の経済文化交流を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。」とすると同時に、「第五条」で「国家通用言語文字の使用は国家の主権と民族の尊厳を擁護するのに有益、国家の統一と民族の団結に有益、社会主義の物質文明建設と精神文明建設に有益とすべきものとする。」としています。その「通用语言文字」については「第二条」で「本法の称するところの国家通用言語文字とは普通話と規範漢字である。」と明記しています。すなわち、漢族の共通語である「普通話」と彼らが使う文字の「漢字」を中国諸民族の共通語にしたのです。

そして、「第三条」の「国家は普通話を普及させ、規範漢字を推進する。」としたのを受けて、「第四条」は「公民は国家通用言語文字を学習使用する権利を有する。」としました。一方で「第八

条」は「各民族は自身の言語文字を使用発展させる自由を有する。」とも明記しています。これは憲法や民族地域自治法にある表現と同様であり、それに倣って「言語法」も「各民族」が自分自身の言語を使用するのは「自由」であると明記したのです。国家が共通語を制定するのであればそれを「学習使用」する「公民」の「権利」となるのは当然です。漢族にとっては母語ですが、言語文字をもつ少数民族にとっては「学習」しなければならない言語文字となります。また、「普通話」の基礎となっている北方方言地域に住む漢族にとっては、それは「母語」ともいえるでしょうが、方言地域に住む漢族にとっては新たに学ばなければならない「発音」と若干の「語彙」があります。「言語法」は方言については言及していませんが、「第十二条」に「ラジオ局、テレビ局は普通話を基本的な放送用語とする。」とあるように、メディアでは「基本的」に方言は推奨されないことになっています。このように20年前に「言語法」は漢族の「普通話」と漢字を「国家の統一」、「民族の団結」を促進するうえでの「通用言語文字」にしたのです。

しかし、この「言語法」施行20年後に2021年11月30日国务院弁公庁から下達された「新たな時代の言語文字工作を全面的に強化することに関する意見」（全文後掲資料5）はその「(三)」で一定の成果を上げたことを認めたものの、「国家通用言語文字の推進普及は依然として不均衡不十分であり…」とし、「2025年までに全国における普通話の普及率を85%」にすることを目標の一つにしています。台湾の「国語」の普及がほぼ100%であることを考えると、広い中国の共通語普及の困難さが見て取ることができます。

そして、方言と少数民族の言語については「十六」で「方言と少数民族の言語文字を科学的に保護する。」としているだけにとどまっています。台湾においては、この方言と少数民族（原住民）の言語文字を「国家言語文字」としているのと好対照をなしています。

その台湾関連では「(十五)」で「香港・マカオ・台湾地区の青少年との言語文字交流に力を入れ、中華古典朗読展示表演、言語文化研修などの活動を展開組織する。香港・マカオ・台湾地区と科学技術用語、中文情報技術、言語文字の科学研究と人材育成などの分野における交流協力を強化する。台湾地区の言語文字政策研究を強化する。」としています。

## 5. 中国の台湾関連用語使用規定

その台湾をどのような用語で伝えるのかについては、「言語法」制定施行の1年後の2002年、中央台湾弁公室、外交部、中央宣伝弁公室が共同で「关于正确使用涉台宣传用语的意见」（台湾に関係する宣伝用語を正しく使用することに関する意見）（全文後掲資料6）を下達しています。

2016年に「修訂」された同「意見」はその「1」で「1949年10月1日以後の台湾地区の政権は、『台湾当局』あるいは『台湾方面』と称するべきであり、『中華民国』を使用せず、紀年および旗、章、歌にもすべて『中華民国』を使わない。台湾地区の正（副）指導者を称するのに『中華民国総統（副総統）』使用は厳禁するが、『台湾当局指導者（副指導者）』、『台湾地区指導者（副指導者）』と称してもよい。台湾の『総統選挙』については、『台湾地区指導者選挙』と称したり、略して『台湾総選挙』と称してもよい。」とされていますので、当然「2」には「台湾政府」という言葉は使用しない。」が明記されるのです。

それはまた「法律」の領域にも及びます。例えば、「台湾の所謂『憲法』は『台湾地区憲政性規定』に改めるべきであって、『修憲』、『憲改』、『新憲』などはすべて引用記号を付ける。台湾地区

で施行されている『法律』は『台湾地区関係規定』と改める。台湾当局が公布した『法律』を引用しなければならない時は、引用記号を付けるとともに『所謂』という二つの字を付けるべきである。」とされています。

さらに、同「意見」は国際関係の中で「主権国家だけが参加できる国際組織や民間の国際経済貿易、文化、体育組織ではない中の台湾団体は『台湾』あるいは『台北』と称してはならず、『中国台北』、『中国台湾』と称するべきである。」としたうえで、台湾が使用する「Chinese Taipei」の中国語訳「中華台北」については「特殊な状況の下で『中華台北』を使用するのであれば、事前に外交部と国家台湾事務弁公室の指示を仰がなければならない。」としています。

さらに言語関連についても、「台湾民衆が日常使用している漢語方言の閩南語を『台語』と称してはならず、各種出版物、各種場所で『台語』の語彙を使用あるいは出現させてはならない。例えば、台湾の歌手に対して、略して『台語』歌手と称してはならず、『台湾閩南語』歌手と称することができる、回避するすべがない時は引用記号を付けるべきである。」とし、「台語」という通称の使用を禁ずると同時に、「台湾の所謂『国語』に関係し回避するすべがない時は、引用記号を付けるべきであり、兩岸の言語交流に関係する時には、『兩岸の華語』ではなく、『兩岸の漢語』を使用すべきである。」としています。

こうした台湾で使用される用語の変換は、中国と台湾はあくまでも中央と地方の関係にあって、台湾に「政府」は存在しないとする中国の「一つの中国」の主張の反映であります。同「意見」に「台湾は中国の一つの省であるが、台湾同胞の心情を考慮し、現在は一般に『台湾省』と称することなく、『台湾地区』あるいは『台湾』を多用する。」としているのも、「台湾」を独立した存在と認めたわけではなく、便宜的に「台湾」の使用を許容したに過ぎません。

## 6. おわりに

海峡兩岸の中国の「言語法」と台湾の「発展法」は二つの政府の国家意志に基づく言語政策の反映です。そして、その対象は共通語であり、法制化の目的は中国がその「通用化」、台湾が「相対化」にありました。台湾においては、「発展法」制定施行の前年2018年12月に国家發展委員会教育科學文化處から「2030雙語國家政策發展藍圖」（2030バイリンガル国家政策發展青写真）が公表されています。これは2030年までに台湾を中英の二言語で社会生活・生産活動を行う国家にすることを目標としたものです。母語ではない英語も「国家言語」になるかのような「青写真」です。こうした台湾の多元化から国際化へのシフトは台湾の生存空間を維持発展させていくための措置であり、その「実験」の結果を待ちたいと思います。

一方、中国が漢族の漢語の共通語である「普通話」と漢字を特に中華民族の「共通語」として法制化したことは、明確な「漢化」の象徴であり、社会主義というベールの下で多民族国家としてきたものから、漢族が94%を占める現実を前面に、「中国の夢」実現に向かっていきます。これが漢族の国家意志といえるでしょう。そして、その趨勢の中に「台湾問題」が存在するのです。「国語」から出発した「普通話」でもあり、若干の相違はあるものの、台湾の「国語」と中国の「普通話」は海峡兩岸に住む人々の共通語です。中国の王朝交代は「合久必分、分久必合」（合して久しければ必ず分かれ、分かれて久しければ必ず合す）と言われます。その王朝にとって「敵」を許容する文化はありませんので、常に「合」を目途とします。台北に遷都した中華民国政府も「漢賊不兩

立」と言って、共産党を「共匪」と称し敵として「三民主義」での中国統一をスローガンに掲げていた時代がありました。そうした時代を経て「主権」と「治権」の二つの概念を提示して台湾に中国の「主権」は及ばず、台湾には「治権」があるとして「分治」の常態化を目指すようになりました。それは現状維持を望む台湾民意の反映でもあります。しかし、中国が政治的に統一されようが、されまいが、そこに住む人々にとっては統一された「合」でも分離した「分」でも安寧に暮らすことができればそれが常態になり得るのです。また、その言語生活も「合」であればそれに従い、「分」であればそれが反映したものになります。「普通話」と「国語」の関係もそうであり、「国語」を話す人が中国に行けばすぐに彼の地の言語生活に適応できますし、逆もまた然りです。簡体字と繁体字、発音・語彙の若干の違い、破音字の多寡など一つの「中国語」を否定する根拠にはなりません。とはいえ、われわれ日本人が「普通話」であれ、「国語」であれ、共通語としての中国語を使うとき、その中国語は話者の価値観が反映されることにならざるを得ません。台湾に触れる際の用語についての中国の制限や言い換えをそのまま受容する人はその用語に込められた価値観に立っているといえます。その意味で、日本人にとって中国語はまだ政治的言語であるといえるかも知れません。NHKが2020東京オリンピックの放送で、「台湾」としたのは日本の放送局としての政治的判断であったといえるでしょう。海峽兩岸に中国共産党一党独裁の中国と民主化・多元化・国際化した台湾が存在している現実を理解する一歩はわれわれが彼らの共通語である「国語」あるいは「普通話」を解することかも知れません。

資料)

## 1. 國家語言發展法（2019年1月9日公布・施行）

### 國家語言發展法

第1條 為尊重國家多元文化之精神，促進國家語言之傳承、復振及發展，特制定本法。

國家語言之傳承、復振及發展，除其他法律另有規定外，依本法之規定。

第2條 本法所稱主管機關：在中央為文化部；在直轄市為直轄市政府；在縣（市）為縣（市）政府。本法規定事項，涉及其他機關業務權責者，各該機關應予配合及協助；必要時由中央主管機關提報行政院協調之。

第3條 本法所稱國家語言，指臺灣各固有族群使用之自然語言及臺灣手語。

第4條 國家語言一律平等，國民使用國家語言應不受歧視或限制。

第5條 中央主管機關應定期召開國家語言發展會議，研議、協調及推展國家語言發展事務。

第6條 中央主管機關及中央目的事業主管機關得指定專責單位，推動國家語言相關事務。

直轄市、縣（市）主管機關得指定專責單位，推動國家語言相關事務。

第7條 對於面臨傳承危機之國家語言，政府應優先推動其傳承、復振及發展等特別保障措施如下：

- 一、建置普查機制及資料庫系統。
- 二、健全教學資源及研究發展。
- 三、強化公共服務資源及營造友善使用環境。

四、推廣大眾傳播事業及各種形式通訊傳播服務。

五、其他促進面臨傳承危機之國家語言發展事項。

第8條 政府應定期調查提出國家語言發展報告，建置國家語言資料庫。

中央目的事業主管機關應會同中央主管機關，研訂標準化之國家語言書寫系統。

第9條 中央教育主管機關及直轄市、縣（市）主管機關應保障學齡前幼兒學習國家語言之機會。

中央教育主管機關應於國民基本教育各階段，將國家語言列為部定課程。

學校教育得使用各國家語言為之。

中央教育主管機關應獎勵大專校院、研究機構開設國家語言相關課程，及進行相關學術研究。

中央目的事業主管機關及直轄市、縣（市）主管機關應致力完備國家語言教育學習之教材、書籍、線上學習等相關資源。

第10條 中央教育主管機關應培育國家語言教師，並協助直轄市、縣（市）主管機關以專職方式聘用為原則。

國家語言師資培育及聘用辦法，由中央教育主管機關會同中央目的事業主管機關另定之。

第11條 國民參與政府機關（構）行政、立法及司法程序時，得使用其選擇之國家語言。

政府機關（構）應於必要時提供各國家語言間之通譯服務，並積極培育各國家語言通譯人才。

第12條 直轄市、縣（市）主管機關得視所轄族群聚集之需求，經該地方立法機關議決後，指定特定國家語言為區域通行語之一，並訂定其使用保障事項。

第13條 為呈現國家語言之文化多樣性，政府應獎勵出版、製作、播映多元國家語言之出版品、電影、廣播電視節目及各種形式通訊傳播服務。

政府捐助從事傳播之財團法人應提供國家語言多元服務，並得設立國家語言廣播、電視專屬頻道及各種形式通訊傳播服務。

第14條 政府得補助、獎勵法人及民間團體推廣國家語言。

第15條 中央目的事業主管機關應辦理各國家語言能力認證。

中央目的事業主管機關辦理前項認證應徵收之規費，必要時得免徵、減徵或停徵。

第16條 為提供國民適切服務，中央及地方公務人員之甄選得視業務需要，附加國家語言能力證明作為資格條件。

第17條 本法施行細則，由中央主管機關定之。

第18條 本法除第九條第二項規定於十二年國民基本教育課程綱要總綱自國民小學、國民中學及高級中等學校一年級開始實施後三年施行外，自公布日施行。

## 2. 國家語言發展法施行細則（2019年7月9日）

### 國家語言發展法施行細則

第1條 本細則依國家語言發展法（以下簡稱本法）第十七條規定訂定之。

第2條 主管機關及各目的事業主管機關之權責劃分如下：

一、主管機關：規劃與推動國家語言發展政策、統整與協調各法令所定國家語言及各目的事業主管機

關業務、推動經政府認定且未於相關法令保障之面臨傳承危機國家語言之傳承與復振事項。

二、教育主管機關：學齡前兒童國家語言教育相關事務、各級學校國家語言教育、教材、師資培育、通譯課程、書寫系統、未於相關法令規定或保障之國家語言能力認證之規劃、推動、監督事項。

三、社會福利主管機關：營造收托未滿二歲兒童使用面臨傳承危機國家語言之托育環境、保障聽覺功能或言語功能障礙者使用國家語言參與社會之權益。

四、內政主管機關：地名管理、戶籍姓名之登記、更改及回復等涉及國家語言之相關事項。

五、通訊傳播主管機關：國家語言相關之廣播、電視、通訊傳播之監督事項。

六、交通主管機關：大眾運輸工具及場站、觀光景點、街道名稱以國家語言播音、標示相關事項。

七、科技主管機關：各國家語言之科技應用與研發之規劃、推動、監督事項。

非屬前項國家語言相關事務，應依業務性質由相關目的事業主管機關依職權辦理；不能依業務性質規定目的事業主管機關者，由中央主管機關會商中央目的事業主管機關協調定之。

第3條 中央主管機關依本法第二條第二項規定，提報行政院協調其他機關業務權責事項時，得由行政院召開文化會報處理之；行政院文化會報得設相關專案小組，先行協商、研議及推動。

第4條 中央主管機關依本法第五條辦理國家語言發展會議（下稱語發會議），得以全國及分區之論壇、座談會或其他會議形式辦理，並以二年召開一次為原則，必要時得召開臨時會議。

語發會議應就下列事項予以研議討論：

- 一、面臨傳承危機國家語言之傳承、復振、發展現況。
- 二、面臨傳承危機國家語言之復振措施及相關推動方案。
- 三、國家語言政策執行成果及其他相關建議。

中央主管機關應邀集原住民族委員會、客家委員會及第二條所定目的事業主管機關指派代表參與前項會議。

第二項語發會議，應確保參與者使用各國家語言溝通無礙。

第5條 中央主管機關應依本法第八條第一項規定，於本細則施行後二年提出初次國家語言發展報告，後每四年提出國家語言發展報告，並報請行政院核定。

國家語言發展報告之內容如下：

- 一、國家語言發展情形及願景。
- 二、面臨傳承危機國家語言之種類、傳承及發展情形。
- 三、面臨傳承危機國家語言之復振措施。

中央主管機關應依本法第八條第一項規定建立國家語言資料庫，並優先推動面臨傳承危機國家語言資料庫之整合機制；中央目的事業主管機關及直轄市、縣（市）主管機關應配合提供相關數據資料及調查機制。

政府應配合國家語言發展報告，優先推動本法第七條面臨傳承危機國家語言之特別保障措施。

第6條 本法第七條第二款及第五款所定優先推動健全面臨傳承危機國家語言之教學資源，中央教育主管機關應依本法第九條及第十條之規定辦理下列事項：

- 一、規劃及推動學齡前兒童學習面臨傳承危機國家語言之機制。
- 二、配合十二年國民基本教育課程綱要中各語文領域之規劃，針對面臨傳承危機國家語言，訂定合宜之課程。
- 三、獎勵或補助大專校院、研究機構開設面臨傳承危機國家語言課程及進行相關學術研究。

四、會同相關機關致力完備面臨傳承危機國家語言之教材及相關資源。

五、培育面臨傳承危機國家語言教師。

前項第一款涉及營造收托未滿二歲兒童使用面臨傳承危機國家語言托育環境事項，應會同原住民族委員會、客家委員會及社會福利主管機關辦理。

第7條 本法第十一條第二項政府機關（構）應於必要時提供通譯服務，指各級政府應落實保障國民參與政府機關（構）之行政、立法、司法程序時使用國家語言之權益；其辦理方式如下：

一、機關（構）應主動告知人民得使用其選擇之國家語言。

二、機關（構）應視人民需求建構多元語言友善使用環境，主動提供個別化、多元化之國家語言通譯服務。

三、機關召開聽證、公聽及其他法定會議或程序時，應視人民需求，提供國家語言之通譯服務。

前項政府機關（構）應積極培育專業領域之國家語言通譯人才，並得委由相關機關、學校、團體定期辦理通譯職能訓練及建立通譯人才資料庫。

第8條 直轄市、縣（市）主管機關依本法第十二條指定區域通行語事項之程序如下：

一、得視所轄區域族群聚集因素及面臨傳承危機國家語言復振需求，擬定該區域通行語實施計畫及相關保障措施。

二、辦理區域型國家語言調查，並召開公聽會或相關會議討論。

三、彙整前二款相關資料後提出指定區域通行語相關報告，經該地方立法機關議決後指定之。

第9條 本法第十三條第二項所定政府捐助從事傳播之財團法人應提供國家語言多元服務，指該法人除自行規劃面臨傳承危機國家語言之大眾傳播及各種形式通訊傳播服務外，亦得委由專業機構、法人或團體製作。

第10條 本細則除第六條第一項第二款自中華民國一百十一年八月一日施行外，自發布日施行。

### 3. 國語推行辦法（1973年1月22日公布·2003年2月12日廢止）

#### 國語推行辦法

第1條 為普遍推行國語及注音識字運動，特訂定國語推行辦法（以下簡稱本辦法）。

第2條 各級教育行政機關，得聘請專家及熱心人士，組成國語推行指導委員會，負責研究、設計、及指導事項。

第3條 地方教育行政機關，得設國語指導員若干人，負責指導轄區內學校及社會之國語及注音識字推行工作。

第4條 各級師範學校，應設國語科目，講授並練習國語及注音符號之應用，並得設國語科或國語專修科，培養國語師資及國語推行人員。

第5條 地方教育行政機關，得舉辦國語師資訓練班或國語教員講習會，其科目及期限，視各該區域之教育與語言上之需要酌定之。

第6條 各地區應視交通情形，集中或分區舉行國語講演比賽，及其他有關國語推行及注音識字運動之各種比賽、展覽等推廣活動。

- 第7條 失學民眾補習教育，應先教注音符號，所用課本均應加注音符號。
- 第8條 國民小學一年級新生教學，應先教注音符號，以為學習語文工具。
- 第9條 國民小學各科課本應依其性質，酌加注音符號；國民中學、高中、高職國文課本之生字、新詞均須於注解中，用注音符號注音。
- 第10條 編印兒童讀物及通俗書刊，以用語體文為原則，並加注音符號。
- 第11條 各種大眾傳播工具，均以使用國語為主，其供民眾閱讀之部份，並視需要，加注音符號。
- 第12條 各地方機關、團體、學校等，對民眾公告，以用語體文為原則，並視需要，加注音符號。
- 第13條 各地方街道、車站等名稱，新製或重製名牌時，酌加注音符號。
- 第14條 本辦法自公布日施行。

4. 中华人民共和国国家通用语言文字法（2000年10月31日第九届全国人民代表大会常务委员会第十八次会议通过，2000年10月31日中华人民共和国主席令第37号公布，自2001年1月1日起施行）

## 中华人民共和国国家通用语言文字法

### 第一章 总则

第一条 为推动国家通用语言文字的规范化、标准化及其健康发展，使国家通用语言文字在社会生活中更好地发挥作用，促进各民族、各地区经济文化交流，根据宪法，制定本法。

第二条 本法所称的国家通用语言文字是普通话和规范汉字。

第三条 国家推广普通话，推行规范汉字。

第四条 公民有学习和使用国家通用语言文字的权利。

国家为公民学习和使用国家通用语言文字提供条件。

地方各级人民政府及其有关部门应当采取措施，推广普通话和推行规范汉字。

第五条 国家通用语言文字的使用应当有利于维护国家主权和民族尊严，有利于国家统一和民族团结，有利于社会主义物质文明建设和精神文明建设。

第六条 国家颁布国家通用语言文字的规范和标准，管理国家通用语言文字的社会应用，支持国家通用语言文字的教学和科学研究，促进国家通用语言文字的规范、丰富和发展。

第七条 国家奖励为国家通用语言文字事业做出突出贡献的组织和个人。

第八条 各民族都有使用和发展自己的语言文字的自由。

少数民族语言文字的使用依据宪法、民族区域自治法及其他法律的有关规定。

### 第二章 国家通用语言文字的使用

第九条 国家机关以普通话和规范汉字为公务用语用字。法律另有规定的除外。

第十条 学校及其他教育机构以普通话和规范汉字为基本的教育教学用语用字。法律另有规定的除外。

学校及其他教育机构通过汉语文课程教授普通话和规范汉字。使用的汉语文教材，应当符合国家通用语言文字的规范和标准。

第十一条 汉语文出版物应当符合国家通用语言文字的规范和标准。

汉语文出版物中需要使用外国语言文字的，应当用国家通用语言文字作必要的注释。

第十二条 广播电台、电视台以普通话为基本的播音用语。

需要使用外国语言为播音用语的，须经国务院广播电视部门批准。

第十三条 公共服务行业以规范汉字为基本的服务用字。因公共服务需要，招牌、广告、告示、标志牌等使用外国文字并同时使用中文的，应当使用规范汉字。

提倡公共服务行业以普通话为服务用语。

第十四条 下列情形，应当以国家通用语言文字为基本的用语用字：

- (一) 广播、电影、电视用语用字；
- (二) 公共场所的设施用字；
- (三) 招牌、广告用字；
- (四) 企业事业组织名称；
- (五) 在境内销售的商品的包装、说明。

第十五条 信息处理和信息技术产品中使用的国家通用语言文字应当符合国家的规范和标准。

第十六条 本章有关规定中，有下列情形的，可以使用方言：

- (一) 国家机关的工作人员执行公务时确需使用的；
- (二) 经国务院广播电视部门或省级广播电视部门批准的播音用语；
- (三) 戏曲、影视等艺术形式中需要使用的；
- (四) 出版、教学、研究中确需使用的。

第十七条 本章有关规定中，有下列情形的，可以保留或使用繁体字、异体字：

- (一) 文物古迹；
- (二) 姓氏中的异体字；
- (三) 书法、篆刻等艺术作品；
- (四) 题词和招牌的手书字；
- (五) 出版、教学、研究中需要使用的；
- (六) 经国务院有关部门批准的特殊情况。

第十八条 国家通用语言文字以《汉语拼音方案》作为拼写和注音工具。

《汉语拼音方案》是中国人名、地名和中文文献罗马字母拼写法的统一规范，并用于汉字不便或不能使用的领域。

初等教育应当进行汉语拼音教学。

第十九条 凡以普通话作为工作语言的岗位，其工作人员应当具备说普通话的能力。

以普通话作为工作语言的播音员、节目主持人和影视话剧演员、教师、国家机关工作人员的普通话水平，应当分别达到国家规定的等级标准；对尚未达到国家规定的普通话等级标准的，分别情况进行培训。

第二十条 对外汉语教学应当教授普通话和规范汉字。

### 第三章 管理和监督

第二十一条 国家通用语言文字工作由国务院语言文字工作部门负责规划指导、管理监督。

国务院有关部门管理本系统的国家通用语言文字的使用。

第二十二条 地方语言文字工作部门和其他有关部门，管理和监督本行政区域内的国家通用语言文字的使用。

第二十三条 县级以上各级人民政府工商行政管理部门依法对企业名称、商品名称以及广告的用字用字进行管理和监督。

第二十四条 国务院语言文字工作部门颁布普通话水平测试等级标准。

第二十五条 外国人名、地名等专有名词和科学技术术语译成国家通用语言文字，由国务院语言文字工作部门或者其他有关部门组织审定。

第二十六条 违反本法第二章有关规定，不按照国家通用语言文字的规范和标准使用语言文字的，公民可以提出批评和建议。

本法第十九条第二款规定的人员用语违反本法第二章有关规定的，有关单位应当对直接责任人员进行批评教育；拒不改正的，由有关单位作出处理。

城市公共场所的设施和招牌、广告用字违反本法第二章有关规定的，由有关行政管理部门责令改正；拒不改正的，予以警告，并督促其限期改正。

第二十七条 违反本法规定，干涉他人学习和使用国家通用语言文字的，由有关行政管理部门责令限期改正，并予以警告。

#### 第四章 附则

第二十八条 本法自2001年1月1日起施行。

### 5. 国务院办公厅关于全面加强新时代语言文字工作的意见（国办发〔2020〕30号·2021年11月30日發布）

#### 国务院办公厅关于全面加强新时代语言文字工作的意见

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

语言文字是人类社会最重要的交际工具和信息载体，是文化的基础要素和鲜明标志。语言文字事业具有基础性、全局性、社会性和全民性特点，事关国民素质提高和人的全面发展，事关历史文化遗产和经济社会发展，事关国家统一和民族团结，是国家综合实力的重要支撑，在党和国家工作大局中具有重要地位和作用。新中国成立以来，特别是党的十八大以来，在党和国家的高度重视下，我国的语言文字事业取得了历史性成就。同时，国家通用语言文字推广普及仍不平衡不充分，语言文字信息技术创新还不适应信息化尤其是人工智能的发展需求，语言文字工作治理体系和治理能力现代化水平亟待提升。为全面加强新时代语言文字工作，经国务院同意，现提出如下意见。

#### 一、总体要求

（一）指导思想。以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，全面贯彻党的十九大和十九届二中、

三中、四中全会精神，按照党中央、国务院决策部署，坚持以人民为中心的发展思想，以推广普及和规范使用国家通用语言文字为重点，加强语言文字法治建设，推进语言文字规范化、标准化、信息化建设，科学保护各民族语言文字，构建和谐健康语言生活，传承弘扬中华优秀语言文化，提升国家文化软实力，为铸牢中华民族共同体意识、建设社会主义现代化强国贡献力量。

## (二) 基本原则。

一坚持服务大局、服务人民。立足我国发展新的历史方位，聚焦国家发展战略，加强顶层设计，充分发挥语言文字的政治、社会、文化、育人和对外交流功能，提高语言文字工作服务国家发展大局的能力，推进语言文字工作治理体系和治理能力现代化，服务人民群众学习使用语言文字和提升科学文化素质的需求。

一坚持推广普及、提高质量。坚定不移推广国家通用语言文字，加大民族地区、农村地区国家通用语言文字推广普及力度，提高普及程度，提升普及质量，增强国民语言能力和语言文化素养。

一坚持遵循规律、分类指导。准确把握我国语言国情，遵循语言文字发展规律，牢固确立国家通用语言文字的主体地位，树立科学语言文字观，改革创新、稳中求进、因地制宜、分类施策，妥善处理好各类语言文字关系，构建和谐健康语言生活。

一坚持传承发展、统筹推进。充分发挥语言文字的载体作用，深入挖掘中国语言文字的文化内涵。处理好传承优秀传统文化与适应现代化建设需求的关系。完善体制机制，优化资源配置，形成多方合力。

(三) 主要目标。到2025年，普通话在全国普及率达到85%，语言文字规范化、标准化、信息化水平进一步提高，语言文字科技水平和创新能力明显提升，中华优秀语言文化得到更好传承弘扬，与人民群众需求相适应的语言服务体系更加完善。

到2035年，国家通用语言文字在全国范围内的普及更全面、更充分，普通话在民族地区、农村地区的普及率显著提高，国家语言文字事业取得长足发展，基本实现新时代语言文字工作治理体系和治理能力现代化。

## 二、坚定不移推广普及国家通用语言文字

(四) 大力提高国家通用语言文字普及程度。按照“聚焦重点、全面普及、巩固提高”的新时代推广普通话工作方针，分类指导，精准施策。聚焦民族地区、农村地区，聚焦重点人群，加大国家通用语言文字推广力度，继续推进国家通用语言文字普及攻坚，大幅提高民族地区国家通用语言文字普及程度和农村普通话水平，助力乡村振兴。创新开展全国推广普通话宣传周和常态化宣传活动，增强全社会规范使用国家通用语言文字的意识。开展全国普通话普及情况调查和质量监测。建设一批有示范引领作用的国家语言文字推广基地。

(五) 坚持学校作为国家通用语言文字教育基础阵地。加强学校语言文字工作，全面落实国家通用语言文字作为教育教学基本用语用字的法定要求。坚持把语言文字规范化要求纳入学校、教师、学生管理和教育教学、评估评价等各个环节，开展学校语言文字工作达标建设。建立完善学生语言文字应用能力监测和评价标准。大力提高教师国家通用语言文字核心素养和教学能力。加强教材建设，确保国家通用语言文字规范标准的贯彻落实。建设书香校园，提高学生国家通用语言文字听说读写能力和语文素养。除国家另有规定外，学位论文应当使用国家通用语言文字撰写。

(六) 全面加强民族地区国家通用语言文字教育。在民族地区中小学推行三科统编教材并达到全覆盖，

深入推进国家通用语言文字授课，确保少数民族初中毕业生基本掌握和使用国家通用语言文字、少数民族高中毕业生熟练掌握和使用国家通用语言文字。严把教师准入关，民族地区少数民族教师资格申请人普通话水平应至少达到三级甲等标准，并逐步达到二级乙等以上标准。加强民族地区教师国家通用语言文字教育教学能力培训。加强学前儿童普通话教育，学前学会普通话。开展“职业技能+普通话”能力提升培训，提高民族地区青壮年劳动力的普通话应用水平。充分利用现代化信息技术，提高民族地区国家通用语言文字教育教学质量。

(七) 提升国民语言文字应用能力。学校、机关、新闻出版、广播影视、网络信息、公共服务等系统相关从业人员，国家通用语言文字水平应达到国家规定的等级标准。开展国家通用语言文字示范培训，提高教师、基层干部等人群国家通用语言文字应用能力。开发普通话学习资源。推进普通话水平测试，完善国家通用语言文字应用能力测评体系。开展国民语言教育，提升国民语言文化素养，提高国民语言能力。

### 三、加快推进语言文字基础能力建设

(八) 加强语言文字规范化标准化建设。加大行业系统语言文字规范化建设力度，强化学校、机关、新闻出版、广播影视、网络信息、公共服务等领域语言文字监督检查。将语言文字规范化要求纳入行业管理、城乡管理和文明城市、文明村镇、文明单位、文明校园创建内容。加强对新词新语、字母词、外语词等的监测研究和规范引导。加强语言文明教育，强化对互联网等各类新媒体语言文字使用的规范和管理，坚决遏阻庸俗暴戾网络语言传播，建设健康文明的网络语言环境。加强地名用字、拼写管理。鼓励有条件的地方开展城市、区域语言文字规范化建设工作。不断完善语言文字规范体系和标准体系。建立国际中文教育相关标准体系。做好规范标准的发布实施、推广宣传、咨询服务和评测认证工作。

(九) 推动语言文字信息技术创新发展。发挥语言文字信息技术在国家信息化、智能化建设中的基础支撑作用，提升语言文字信息处理能力，推进语言文字的融媒体应用。大力推动语言文字与人工智能、大数据、云计算等信息技术的深度融合，加强人工智能环境下自然语言处理等关键问题研究和原创技术研发，加强语言技术成果转化及推广应用，支持数字经济发展。加强语言文字信息化平台建设，建设好全球中文学习平台，提供优质学习资源和信息服务资源。

(十) 加强语言文字科学研究。支持语言文字基础研究和应用研究，鼓励学科交叉，完善相关学科体系建设。加强语言文字科研基地、平台建设，完善科技创新体系布局，提高研究水平和决策咨询能力，加强国家语言文字智库建设。提升科研工作管理水平，加强语言文字科研成果转化。

### 四、切实增强国家语言文字服务能力

(十一) 研究制定国家语言发展规划。加强国家语言发展规划，将国家通用语言文字推广普及、语言文字规范化标准化信息化建设、民族语文教育、语言资源保护利用、外语教育、国际中文教育、语言人才培养等统一规划、统一部署。完善高校多语种外语教育规划和语种结构，培养和储备复合型语言人才。加强语言产业规划研究。坚持政府引导与市场运营相结合，发展语言智能、语言教育、语言翻译、语言创意等语言产业。

(十二) 提高服务国家战略的能力。围绕国家需求，探索创新服务国家战略的语言文字政策和举措。加强粤港澳大湾区、自由贸易试验区、“一带一路”建设等方面的语言服务。定期开展语言专项调查，

为制定国家战略规划提供支撑。开展语言生活状况监测。加强国家应急语言服务。

(十三) 满足人民群众多样化语言需求。建立语言服务机制,建设国家语言志愿服务队伍。提升城乡社区语言服务能力,提高少数民族进城务工人员语言文化服务质量。编制发布国内外语言政策和语言生活状况报告。加快手语和盲文规范化、标准化、信息化建设,加快推广国家通用手语和国家通用盲文,加强手语、盲文学科建设和人才培养,为听力、视力残疾人提供无障碍语言文字服务。为来华旅游、留学、工作、居住人员提供语言服务。

## 五、积极推进中华优秀语言文化传承发展

(十四) 传承弘扬以语言文字为载体的中华优秀传统文化。实施中华经典诵读工程,加强中华优秀语言文化的研究阐释、教育传承、资源建设及创新传播。推动社会各界和各级各类学校开展中华经典诵读活动,加强中小学经典诗文教育、规范汉字书写教育。实施经典润乡土计划,助力乡村振兴战略。推动以甲骨文为代表的中华优秀传统文化传承发展,发挥古文字在中华文明传承发展中的作用。推进中华思想文化术语传播。加强地名文化遗产保护。培养更多学贯中西、融通中外的语言文化学者。加强中国当代学术和文化的外译工作,提高用外语传播中华文化的能力。

(十五) 深化与港澳台地区语言文化交流合作。支持和服务港澳地区开展普通话教育,合作开展普通话水平测试,提高港澳地区普通话应用水平。加大与港澳台地区青少年语言文化交流力度,组织开展中华经典诵读展演、语言文化研修等活动。加强与港澳台地区在科技术语、中文信息技术、语言文字科学研究和人才培养等方面的交流合作。加强台湾地区语言文字政策研究。

(十六) 保护开发语言资源。大力推进语言资源的保护、开发和利用。科学保护方言和少数民族语言文字。加强民族文字教材管理,提升民族语文教学质量。建设完善国家语言资源数据库,促进语言资源的开放共享。建设网络中国语言文字博物馆。推进中国语言资源保护工程建设,打造语言文化资源展示平台等标志性成果。

## 六、大力提升中文国际地位和影响力

(十七) 加强国际中文教育和服务。加强国际中文教师队伍建设。吸引更多海外中文教师来华攻读中文国际教育相关硕士博士学位。构建全球普通话水平测试体系。完善国际中文教育考试标准。加强中文在海外华文学校的推广应用,加强海外华文教师培训。大力提升中文在学术领域的影响力,提倡科研成果中文首发。推动提高中文在国际组织、国际会议的使用地位和使用比例。促进汉语拼音的国际应用。

(十八) 拓展语言文字国际交流合作。拓展双边和多边语言政策和语言文化交流合作。推动中华经典诵读海外传播,打造交流品牌。建立与重点国家语言文字工作机构的政策、规划交流机制。推动将语言文字交流合作纳入政府间人文交流机制、“一带一路”文化交流与合作建设工程。

## 七、加强组织保障

(十九) 加强党对语言文字工作的领导。把坚持和加强党的领导贯穿语言文字工作全过程。各级政府要高度重视语言文字工作,切实把语言文字工作纳入政府议事日程和相关工作绩效管理目标,建立健全工作机制、配足配齐工作人员。综合运用法律、行政、教育、科技等手段,履行政府依法监管语言文字应用和提供语言文字公共服务的职责,加快推进语言文字工作治理体系和治理能力现代化。把语

言文字工作纳入各级政府履行教育职责评价体系，省级人民政府语言文字工作重要事项要及时向国家语委报告。强化县乡两级国家通用语言文字工作职能。

(二十) 完善语言文字工作体制机制。国家语委统筹全国语言文字工作。健全完善“党委领导、政府主导、语委统筹、部门支持、社会参与”的管理体制，建立分工协作、齐抓共管、协调有效的工作机制。各级教育（语言文字）部门要积极发挥牵头协调、统筹推进作用。相关职能部门要依法履行语言文字工作职责，将语言文字规范要求纳入队伍建设、行业规范、监督检查等范围。健全国家语委委员会议、咨询委员会等议事机制。创新社会参与语言文字事业机制。探索多元化、多渠道、多层次经费投入机制。鼓励通过社会捐赠等方式支持语言文字事业。

(二十一) 夯实语言文字工作法治基础。贯彻落实国家通用语言文字法。推动完善语言文字法律制度，制定相关配套规章。依法加强管理，确保国家通用语言文字作为机关的公务用语用字，作为学校、新闻出版、广播影视、公共服务等领域的基本用语用字。指导地方根据国家通用语言文字法的规定，完善相关地方性法规。将语言文字规范化要求纳入相关行业法规规章和规范标准。推动开展国家通用语言文字法执法检查。健全语言文字依法管理和执法监督协调机制。将语言文字法律法规的学习宣传纳入普法规划和普法教育内容。

(二十二) 加强语言文字工作队伍建设。加强语言文字系统干部队伍培养培训，提高语言文字工作治理能力和水平。开展普通话水平测试员、相关行业从业人员语言文字培训。完善人才培养和使用机制，建设高质量语言文字科研人才队伍。健全激励机制，依法依规表彰奖励为语言文字事业发展作出突出贡献的组织和个人。

国务院办公厅 2020年9月14日

## 6. 中央台办、外交部、中央宣办《关于正确使用涉台宣传用语的意见》

(〔2002〕4号文件 2002年11月·2016年3月修订)

### ■ 涉及台湾官方机构及其官员称谓的用语

1. 对1949年10月1日之后的台湾地区政权，应称之为“台湾当局”或“台湾方面”，不使用“中华民国”，也一律不使用“中华民国”纪年及旗、徽、歌。

严禁用“中华民国总统（副总统）”称呼台湾地区正（副）领导人，可称为“台湾当局领导人（副领导人）”“台湾地区领导人（副领导人）”。

对台湾“总统选举”，可称为“台湾地区领导人选举”，简称为“台湾大选”。

2. 不使用“台湾政府”一词。

不直接使用台湾当局以所谓“国家”“中央”“全国”名义设立的官方机构名称，对台湾方面“一府”（“总统府”）、“五院”（“行政院”“立法院”“司法院”“考试院”“监察院”）及其下属机构，如“内政部”“文化部”等，可变通处理。

如对“总统府”，可称其为“台湾当局领导人幕僚机构”“台湾当局领导人办公室”，对“立法院”可称其为“台湾地区立法机构”。

对“行政院”可称其为“台湾地区行政管理机构”。

对“台湾当局行政院各部会”可称其为“台湾某某事务主管部门”“台湾某某事务主管机关”，如“文化部”可称其为“台湾文化事务主管部门”，“中央银行”可称其为“台湾地区货币政策主管机关”，“金管会”可称其为“台湾地区金融监管机构”。

特殊情况下不得不直接称呼上述机构时，必须加引号，我广播电视媒体口播时则需加“所谓”一词。陆委会现可以直接使用，一般称其为“台湾方面陆委会”或“台湾陆委会”。

3. 不直接使用台湾当局以所谓“国家”“中央”“全国”名义设立的官方机构中官员的职务名称，可称其为“台湾知名人士”“台湾政界人士”或“XX先生（女士）”。

对“总统府秘书长”，可称其为“台湾当局领导人幕僚长”“台湾当局领导人办公室负责人”。

对“行政院长”，可称其为“台湾地区行政管理机构负责人”。

对“台湾各部会首长”，可称其为“台湾当局某某事务主管部门负责人”。

对“立法委员”，可称其为“台湾地区民意代表”。

台湾省、市级及以下（包括台北市、高雄市等“行政院直辖市”）的政府机构名称及官员职务，如省长、市长、县长、议长、议员、乡镇长、局长、处长等，可以直接称呼。

4. 对以民间身份来访的台湾官方人士，一律称其民间身份。

因执行某项两岸协议而来访的台湾官方人士，可称其为“两岸XX协议台湾方面召集人”“台湾XX事务主管部门负责人”。

5. “总统府”“行政院”“国父纪念馆”等作为地名，在行文中使用时，可变通处理，可改为“台湾当局领导人办公场所”“台湾地区行政管理机构办公场所”“台北中山纪念馆”等。

6. “政府”一词可使用于省、市、县以下行政机构，如“台湾省政府”“台北市政府”，不用加引号，但台湾当局所设“福建省”“连江县”除外。

对台湾地区省、市、县行政、立法等机构，应避免使用“地方政府”“地方议会”的提法。

7. 金门、马祖行政区划隶属福建省管理，因此不得称为台湾金门县、台湾连江县（马祖地区），可直接称金门、马祖。

从地理上讲，金门、马祖属于福建离岛，不得称为“台湾离岛”，可使用“外岛”的说法。

## ■ 涉及台湾党派、团体、文化教育等机构称谓的用语

1. 涉及“台独”政党“台湾团结联盟”时，不得简称为“台联”，可简称“台联党”。

“时代力量”因主张“台独”，须加引号处理。

“福摩萨”“福尔摩莎”因具有殖民色彩，不得使用，如确需使用时，须加引号。

2. 对国民党、民进党、亲民党等党派机构和人员的职务，一般不加引号。

中国国民党与中国共产党并列时可简称“国共两党”。

对于国共两党交流，不使用“国共合作”“第三次国共合作”等说法。

对亲民党、新党不冠以“台湾”字眼。

3. 对台湾民间团体，一般不加引号，但对以民间名义出现而实有官方背景的团体，如台湾当局境外设置的所谓“经济文化代表处（办事处）”等应加引号。

对具有反共性质的机构、组织（如“反共爱国同盟”“三民主义统一中国大同盟”）以及冠有“中华民国”字样的名称须回避，或采取变通的方式处理。

4. 对岛内带有“中国”“中华”字眼的民间团体及企事业单位，如台湾“中华航空”“中华电信”“中

国美术学会”“中华道教文化团体联合会”“中华两岸婚姻协调促进会”等，可以在前面冠以“台湾”直接称呼，不用加引号。

5. 对台湾与我名称相同的大学和文化事业机构，如“清华大学”“故宫博物院”等，应在前面加上台湾、台北或所在地域，如“台湾清华大学”“台湾交通大学”“台北故宫博物院”，一般不使用“台北故宫”的说法。

6. 对台湾冠有“国立”字样的学校和机构，使用时均须去掉“国立”二字。

如“国立台湾大学”，应称“台湾大学”；“XX 国小”“XX 国中”，应称“XX 小学”“XX 初中”。

### ■ 涉及两岸法律的用语

1. 对台湾当局及其所属机构的法规性文件与各式官方文书等，应加引号或变通处理。

对台湾当局及其所属机构的“白皮书”，可用“小册子”“文件”一类的用语称之。

2. 不得将中华人民共和国法律自称为“大陆法律”。

对台湾所谓“宪法”，应改为“台湾地区宪制性规定”，“修宪”“宪改”“新宪”等一律加引号。

对台湾地区施行的“法律”改称为“台湾地区有关规定”。

如果必须引用台湾当局颁布的“法律”时，应加引号并冠之“所谓”两字。

不得使用“两岸法律”等具有对等含义的词语，可就涉及的有关内容和问题进行具体表述，如“海峡两岸律师事务”“两岸婚姻、继承问题”“两岸投资保护问题”等。

3. 两岸关系事务是中国内部事务，在处理涉台法律事务及有关报道中，一律不使用国际法上专门用语。

如“护照”“文书认证、验证”“司法协助”“引渡”“偷渡”等，可采用“旅行证件”“两岸公证书使用”“文书查证”“司法合作”“司法互助”“遣返”“私渡”等用语。

涉及台湾海峡海域时不得使用“海峡中线”一词，确需引用时应加引号。

### ■ 涉及国际活动及两岸交流的用语

1. 国际场合涉及我国时应称中国或中华人民共和国，不能自称“大陆”；涉及台湾时应称“中国台湾”，且不能把台湾和其他国家并列，确需并列时应标注“国家和地区”。

2. 对不属于只有主权国家才能参加的国际组织和民间性的国际经贸、文化、体育组织中的台湾团体机构，不能以“台湾”或“台北”称之，而应称其为“中国台北”“中国台湾”。

若特殊情况下使用“中华台北”，需事先请示外交部和国台办。

3. 台湾地区在 WTO 中的名称为“台湾、澎湖、金门、马祖单独关税区”（简称“中国台北单独关税区”）。

2008年以来经我安排允许台湾参与的国际组织，如世界卫生大会、国际民航组织公约大会，可根据双方约定称台湾代表团为“中华台北”。

4. 海峡两岸交流活动应称“海峡两岸 XX 活动”。

台湾与港澳并列时应称“港澳台地区”或“台港澳地区”。

不得出现“中、港、台”“中、台、澳”之类的称谓，应称“海峡两岸暨香港”“海峡两岸暨澳门”或“海峡两岸暨香港、澳门”，不使用“两岸三（四）地”的提法。

5. 台商在祖国大陆投资，不得称“中外合资”“中台合资”，可称“沪台合资”“桂台合资”等。

对来投资的台商可称“台方”，不能称“外方”，与此相对应，我有关省、区、市，不能称“中方”，可称“闽方”“沪方”等。

#### ■ 涉及国家领土主权和反“台独”的用语

1. 台湾是中国一个省，但考虑到台湾同胞的心理感受，现在一般不称“台湾省”，多用“台湾地区”或“台湾”。
2. 涉及到台湾同胞不能称“全民”“公民”，可称“台湾民众”“台湾人民”“台湾同胞”。
3. 具有“台独”性质的政治术语应加引号，如“台独”“台湾独立”“台湾地位未定”“台湾住民自决”“台湾主权独立”“去中国化”“法理台独”“太阳花学运”等。
4. 对台湾教育文化领域“去中国化”的政治术语，应结合上下文意思及语境区别处理。如“本土”“主体意识”等，如语意上指与祖国分离、对立的含义应加引号。
5. 荷兰、日本对台湾的侵占和殖民统治不得简称为“荷治”“日治”。不得将我中央历代政府对台湾的治理与荷兰、日本对台湾的侵占和殖民统治等同。

#### ■ 涉及中国大陆的用语

1. 不涉及台湾时我不得自称中国为“大陆”，也不使用“中国大陆”的提法，只有相对于台湾方面时方可使用。如不得使用“大陆改革开放”“大陆流行歌曲排行榜”之类的提法，而应使用“我国（或中国）改革开放”“我国（或中国）流行歌曲排行榜”等提法。
2. 不得自称中华人民共和国政府为“大陆政府”，也不得在中央政府所属机构前冠以“大陆”，如“大陆国家文物局”，不要把全国统计数字称为“大陆统计数字”。涉及全国重要统计数字时，如未包括台湾统计数字，应在全国统计数字之后加括号注明“未包括台湾省”。
3. 一般不用“解放前（后）”或“新中国成立前（后）”提法，可用“中华人民共和国成立前（后）”或“一九四九年前（后）”提法。

#### ■ 涉及中央对台方针政策及我对台工作机构的用语

1. 一个中国原则、一个中国政策、一个中国框架不加引号，“一国两制”加引号。
2. 中央领导涉台活动，要根据场合使用不同的称谓，如在政党交流中，多使用党职。
3. 中台办的全称为“中共中央台湾工作办公室”，国台办的全称为“国务院台湾事务办公室”，可简称“中央台办（中台办）”“国务院台办（国台办）”，要注意其不同场合的不同称谓和使用，如在两岸政党交流中，多用“中央台办（中台办）”。
4. “海峡两岸关系协会”简称为“海协会”，不加“大陆”；“台湾海峡交流基金会”可简称为“海基会”或“台湾海基会”。海协会领导人称“会长”，海基会领导人称“董事长”。两个机构可合并简称为“两会”或“两岸两会”。不称两会为“白手套”。
5. 国台办与台湾陆委会联系沟通机制，是双方两岸事务主管部门的对话平台，不得称为“官方接

触”。

这一机制，也不扩大两岸其他业务主管部门。

6. 对“九二共识”，不使用台湾方面“九二共识、一中各表”的说法。

#### ■ 其他需要注意的用语

1. 台胞经日本、美国等国家往返大陆和台湾，不能称“经第三国回大陆”或“经第三国回台湾”，应称“经其他国家”或“经 XX 国家回大陆（台湾）”。

2. 不得将台湾民众日常使用的汉语方言闽南话称为“台语”，各类出版物、各类场所不得使用或出现“台语”字样，如对台湾歌星不能简单称为“台语”歌星，可称为“台湾闽南语”歌星，确实无法回避时应加引号。

涉及台湾所谓“国语”无法回避时应加引号，涉及两岸语言交流时应使用“两岸汉语”，不称“两岸华语”。

3. 对台湾少数民族不称“原住民”，可统称为台湾少数民族或称其具体的名称，如“阿美人”“泰雅人”。

在国家正式文件中仍称高山族。

4. 对台湾方面所谓“小三通”一词，使用时须加引号，或称“福建沿海与金门、马祖地区直接往来”。



## 2022 年度新聞学研究所事業報告

### ○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）  
 研究分担者 中 正樹（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 大井 眞二（日本大学法学部新聞学科非常勤講師）

### 研究の概要

本共同研究は、2000年代以降のデジタル化の進展によって変容している、メディア環境とジャーナリズム実践との関連を、ジャーナリストの意識と行動の変容に焦点をあてた調査研究を行うものである。

ジャーナリスト調査（数量調査）は、これまで日本大学新聞学研究所では2007年と2013年にジャーナリストを対象とした数量調査を実施してきた。今回は、本研究所が実施する第3回目の調査研究となる。また、2013年調査からWJS（worlds of journalism studies / <https://worldsofjournalism.org/wjs3-2021-2023/>）と連携するなかで調査研究を進めている。WJSプロジェクトは、世界の多様なジャーナリズム文化の現状を明らかにしようとする、国際的な比較調査研究であり、現在80の国と地域が参加を表明し、既に一部の国では調査が実施されている。共通の質問票を使って各国・地域で行われる調査結果はデータプールとして共有され、データの共同利用は、比較ジャーナリズム研究に資源を提供する。日本ではジャーナリズムの全体像を明らかにする調査・研究はこれまで十分になされてきたとはいえ、1990年代半ばの「新聞記者調査」（日本新聞協会研究所）、「報道担当者調査」（日本民間放送連盟）など以降、日本大学法学部新聞学研究所の学術調査が担ってきた。

今年度は、数量調査の実施（web調査、2023年2月—3月実施）にむけて、①WJSの調査フレームおよび調査案の検討、②日大が実施した調査も含め、戦後に行われてきたいくつものジャーナリスト調査の検証、③新聞および放送に携わるジャーナリストへの聞き取り調査、④『ジャーナリズム&メディア』（第19号）にシンポジウムの記録の掲載、⑤日本メディア学会・春季大会でのワークショップの提案と実施（2022年6月4日、於：日本女子大学）⑥WEB調査の調査フォームの設計といった研究事業を実施してきた。

これまでジャーナリズム活動、すなわちニュースの文化生産とその実践は、マスメディア型からweb型、あるいはスマートフォンに代表されるモバイル型のデバイスを前提とした様式へと変容している。また、新型コロナウイルスのパンデミックは、想像以上に報道の現場に影響を与

えている。すなわち、デジタルメディア化とパンデミックは、取材から情報発信までの一連の編集過程に変容をもたらしている。その意味で、ジャーナリズムの再定義とは、理念的な次元にとどまらず、制度-テクノロジーのシステムの実際的、現実的な場面で、ジャーナリストにこれまでの行動様式やエートスに対して目に見えない次元で変化をもたらしている。

ジャーナリストの意識と行動を調べることを目的とした本調査は、過去2回の調査結果との比較もふまえ、ニュースの編集・生産過程、ジャーナリズムの再定義と可能性を問うものとなる。

#### 「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）  
笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科教授）  
柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）  
山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）  
三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

#### 研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、2013年度からその研究を始めた。

2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）のテレビ映像をJCCのMaxChannelを使用して録画・保存してきた。本研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムにおいて公表してきたほか、震災以外の各種テーマに関わる研究・教育にも利活用されてきた。

2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。従来は、Windows7対応のMaxChannel3台で録画を行っていたが、これをWindows10対応のMaxChannel2台に集約した。また、従来は、MaxChannelに録画したテレビ映像をHDDに保存していたが、新システムでは本学のクラウド上に保存することとした。クラウド上へのアップロード・保存に関わる作業はコロナ禍の影響により、予定よりも時間を要しているが順次進めている。

クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用できるようになった。また、昨年度から、大学院生の研究や研究指導部門で番組アーカイブを活用してきたが、本年度からはクラウド上にテレビ映像をアップしたことで、大学院での授業、学部のゼミナール研究などで番組アーカイブを使用するなど活用の幅が広がった。

2022年度は、2021年度にスタートした研究プロジェクト「東日本大震災関連テレビ報道10年の検証～映像アーカイブを用いた時系列分析」（研究費としては「法学部共同研究」「放送文化基

金助成金」も使用) 震災の発災から現在までの震災テレビ報道の内容、傾向、課題等についてより詳細に検証する作業を進め、シンポジウムを開催したり、『ジャーナリズム&メディア』(19号、20号の特集)に関連論文を掲載するなどして、成果を展開している。

## ○研究指導

今年度は、前期・後期に1回ずつの実施とし、それぞれ近年の研究科院生の研究の傾向や課題意識等を踏まえてテーマを設定した。具体的には、前期には「メディア史、ジャーナリズム史関係の史料収集の方法と使い方」というテーマで、後期は「テーマを理論的に捉える～報道分析における理論的考察の重要性～」というテーマで2月9日(木)に実施した。

### 第1回

「メディア史、ジャーナリズム史関係の史料収集の方法と使い方」

講 師 小林 聡明(日本大学法学部新聞学科准教授)

実 施 日 2022年6月23日(木)・7月7日(木)

### 第2回

「テーマを理論的に捉える～報道分析における理論的考察の重要性～」

講 師 山口 仁(日本大学法学部新聞学科准教授)

実 施 日 2023年2月9日(木)

## ○シンポジウム

テ ー マ 復興を問いつける ～終わりなき震災報道～

主 催 日本大学法学部新聞学研究所

日 時 2023年2月26日(日) 15時00分～17時30分

場 所 Zoomによるオンラインでの開催

プログラム

第1部 研究報告 15時05分～16時00分

第2部 パネルディスカッション 16時10分～17時30分

登壇者

日高 勝之(立命館大学産業社科学部)

烏谷 昌幸(慶應義塾大学法学部)

山口 仁(日本大学法学部准教授)

司会

笹田 佳宏(日本大学法学部教授)

## ○研究会

「ネット炎上の構造と変遷」

報 告 吉野ヒロ子（帝京大学文学部社会学科准教授）

開催日時 2022年12月9日（金）18時00分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

「限定効果論の新展開 リスク態度に基づく選択的メディア接触と最小効果」

報 告 山田 尚武（日本大学法学部新聞学研究所研究員）

開催日時 2022年12月15日（木）18時00分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

「ホームドラマの社会空間—『金妻』などを事例に」

報 告 西田 善行（流通経済大学社会学部准教授）

開催日時 2023年2月9日（木）17時00分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

## ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定  
 平成 19 年 4 月 1 日施行  
 平成 22 年 8 月 1 日改正  
 平成 24 年 7 月 19 日改正  
 平成 25 年 6 月 20 日改正

### ○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

### ○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
  - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1 - ①，1 - ②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

### ○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

### ○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

### ○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
  - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
  - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

## 2 引用・参考文献、本文および注での引用

### ① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は = で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

### ② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

#### (1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき, a, b, …を付して区別する。  
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき, 「,」で区切って列記する。  
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には, 原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。  
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合, 引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

## (2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合, 補注も引用と一括して記載する。

「…だ。」<sup>(1)</sup> 「……と言える。」<sup>(12)</sup>

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ, 引用を通し番号順に一括して記載する。

なお, 〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献, 本文および注での引用」に準じて著者名, 公刊西暦年, 書名・論文名, 発行所・雑誌名を記述したあとに, 引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

## 3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は, 別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図 (写真を含む)・表には, 図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け, 必要ならば図表の簡潔な説明文 (キャプション) を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

## 4 ページ番号 (ノンブル) の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

## ○調査研究報告 (本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し, 写真, 図表等が多数になり, 総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行  
平成29年3月3日施行  
平成29年4月1日施行

### (名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

### (目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

### (事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

### (部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

### (構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

### (所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

### (次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

(研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

(職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

(嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

(顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

(運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

(委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

(経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# Journalism & Media

## CONTENTS

### 【FEATURE】

*Continuing to Question Recovery: The Endless Media Coverage of Disasters*

SASADA, Yoshihiro; What were the “Recovery Olympics” in Media Coverage of Disasters?

SHIBATA, Shuichi; Verification of the Great East Japan Earthquake Coverage by TV  
— What was Said and What was Left Unsaid —

MITANI, Fumie; Media and Politics on Reconstruction of the Great East Japan Earthquake: From the  
Perspective of Media Event Theory

YONEKURA, Ritsu; How have TV Dramas Portrayed the Great East Japan Earthquake?  
— An Analysis of Three TV Dramas Set in the Tsunami Affected Areas

### 【ARTICLE】

NAKA, Masaki; HIYOSHI, Akihiko; KOBAYASHI, Naomi; TV News Coverage during the Tokyo Olympics:  
What the Press made Visible or Invisible

### 【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

### 【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

---

## 編集後記

今号には、論文1本、特集への寄稿4本、メディア・レポート2本、そして海外研究動向3本といった多数の論稿が集まった。年2回の刊行頻度にもかかわらず、これだけ多くの論稿が集まったのは投稿者、寄稿者の皆さんのおかげである。まずは感謝申し上げたい。

今号に掲載される論稿に目を通したとき、その多くに共通して登場するキーワードがある。それは「新型コロナウイルス」、「ロシアによるウクライナ侵攻」、そして「東京五輪」である。近年の日本にとって、そして日本のメディアにとって、それらが大きな出来事であり続けてきたことを反映しているように思われる。

これらの出来事のうち、誰もがその終わりを願っているのが新型コロナウイルスおよびロシアによるウクライナ侵攻であろう。対して、終わっているのに「終わらない」のが東京五輪である。閉会してから1年半が経過しようとしているというのに、同五輪をめぐるネガティブな報道は収まる気配を見せない。そして同じように、終わっているのに「終わらない」出来事がもう1つある。それが、今号の特集テーマとなる東日本大震災である。

今号が発行される2023年3月をもって、2011年3月に東日本大震災が発生してからまる12年が経過したことになる。この大震災は、その発生から現在に至るまで、その過程がメディアによって詳細に記録、報道されてきた。そして新聞学研究所は、それら東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、「テレビ番組の映像資料を利用した『多様性』等に関する研究」プロジェクトを2013年度からスタートさせた。

今号の特集はプロジェクトが取り組んできた研究成果の一部を示したものであり、その特集名を「復興を問いつける～終わりなき震災報道～」としている。被災地・被災者に対する関心や支援が減少する状況下において、メディアは今後復興にどのように向き合うべきか、そして研究者は何を、どのように問うていくべきかについての論稿が掲載されている。なお、この編集後記の執筆時点で新聞学研究所は同名のシンポジウムを2023年2月26日にZOOMで開催することを予定しており、特集を構成する2本の論稿の内容が報告されることになっている。

上記のプロジェクトにおいて中核的な役割を果たし、今号でも論稿を寄せられたプロジェクトメンバーの1人が、今年度をもって退職される柴田秀一先生である。柴田先生は、上述のシンポジウムでも報告者を務められている。柴田先生は2017年3月に日本大学法学部新聞学科教授に着任された後、メディアの現場出身の研究者として本プロジェクトをはじめとした新聞研究所の研究活動に精力的に関与され、多大なる貢献をされてきた。新聞学研究所の一員たる本誌編集者の1人として、心より御礼申し上げます。そして、これからも新聞学研究所の活動に寄与していただくことを大いに期待する次第である。

(編集担当)

---

## 編集委員

笹田佳宏 石川徳幸 中正樹 平井智尚

---

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第20号

2023年3月10日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所  
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1  
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

---

# Journalism & Media

March 2023 No.20

---

Institute of Journalism and Media Studies  
Nihon University